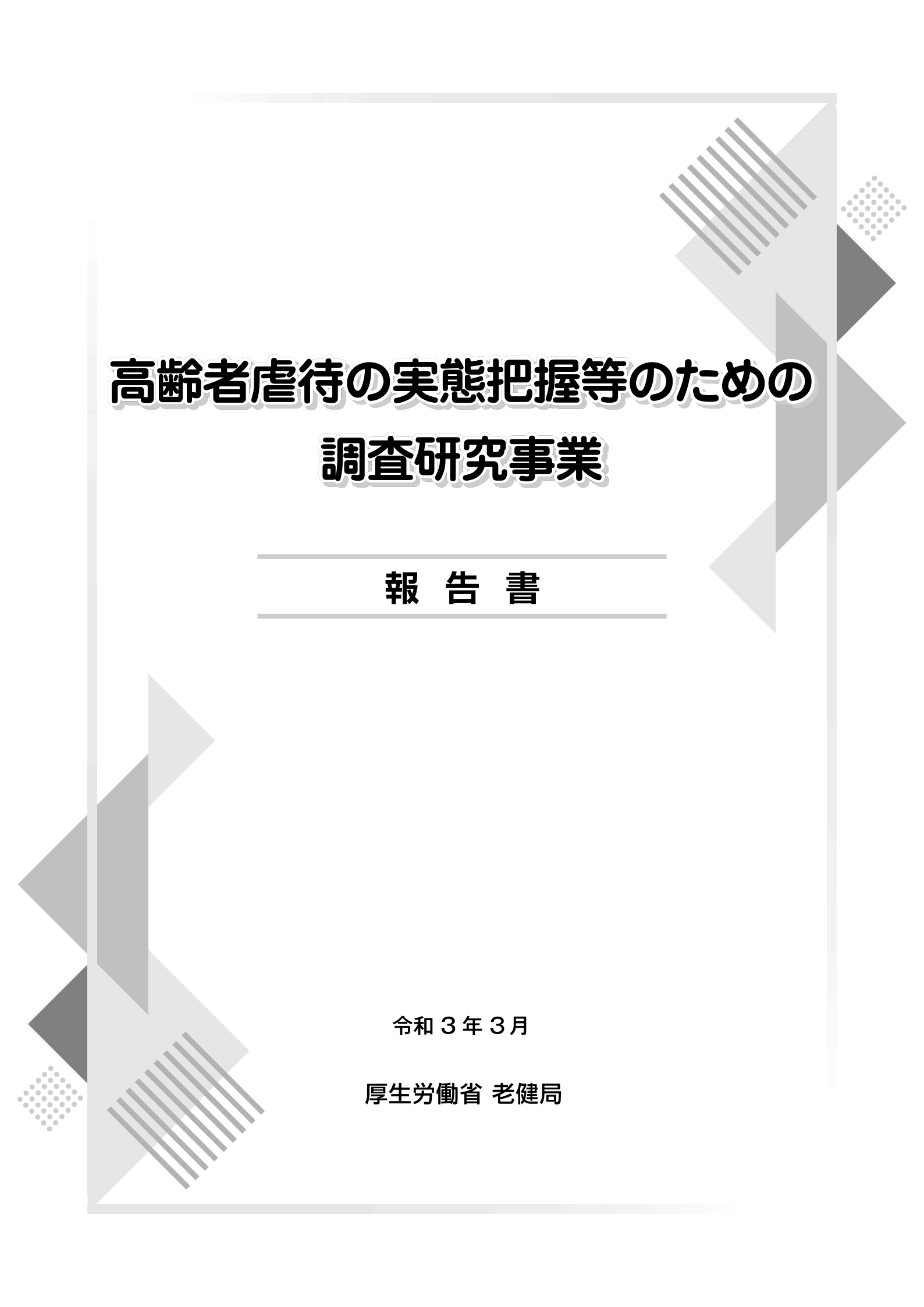




高齢者虐待の実態把握等のための 調査研究事業

報 告 書

令和 3 年 3 月

厚生労働省 老健局

高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業

目 次

第 1 章 研究事業の概要

I. 目的	1
II. 事業実施の概要	
1. 研究事業の実施体制	2
2. 研究事業の実施概要	2

第 2 章 法に基づく対応状況調査(令和 2 年度実施分)

I. 法に基づく対応状況調査の概要	
1. 目的	7
2. 調査の概要	7
II. 調査結果：養介護施設従事者等による高齢者虐待	
1. 相談・通報～事実確認調査	10
2. 虐待事例の特徴	23
3. 虐待事例への対応状況	47
III. 調査結果：養護者による高齢者虐待	
1. 相談・通報～事実確認調査	51
2. 虐待事例の特徴	64
3. 虐待事例への対応状況	100
IV. 調査結果：虐待等による死亡事例	
1. 事件形態及び加害者－被害者の関係	108
2. 被害者・加害者の特徴	108
V. 調査結果：市町村の体制整備状況と対応状況	
1. 取組の状況	113
2. 取り組みのパターンと相談・通報及び虐待判断件数	115
3. 市町村ごとの対応状況と取組状況	123
4. 体制整備の具体的方法	129
5. 市町村が挙げた課題	138
VI. 調査結果：都道府県の状況	
1. 都道府県における取組状況と市町村に対する評価	144
2. 都道府県における取組状況と市町村の取組・対応状況	147

第3章 法に基づく対応状況調査 詳細調査

I. 法に基づく対応状況調査 詳細調査の概要

- 1. 目的 149
- 2. 調査の概要 149

II. 法に基づく対応状況調査 詳細調査結果（都道府県）

- 1. 市町村支援に関する都道府県の役割 150
- 2. 高齢者虐待による死亡事案等の事後検証 161
- 3. 新型コロナウイルスによる影響、独自の取組 164
- 4. 養護者支援に関する取組状況 174
- 5. 高齢者権利擁護等推進事業 177

III. 死亡事例の事後検証・検証結果活用に関する調査結果

- 1. 養護者虐待による死亡事例の事後検証の取組（市町村） 180
- 2. 養護者虐待による死亡事例の事後検証の取組（都道府県） 188
- 3. 従事者虐待による死亡事例の事後検証の取組（市町村） 190

第4章 自治体における高齢者虐待対応体制の整備にかかる調査

I. 高齢者虐待対応体制の整備に関するヒアリング調査の概要

- 1. 目的 195
- 2. 調査の概要 195

II. 高齢者虐待対応体制の整備に関するヒアリング調査結果

- 1. 高齢者虐待対応体制の整備に関するヒアリング調査結果の概要 196
- 2. 体制整備に向けた取組事例 199

第5章 自治体における高齢者虐待対応体制の整備にかかる提案並びに法に基づく対応状況調査の課題及び提案

I. 自治体における高齢者虐待対応体制の整備にかかる提案 243

II. 法に基づく対応状況調査に関する提案

- 1. 経緯 245
- 2. 提案 245

巻末資料

- 1. 「法に基づく対応状況調査」調査項目と選択肢 251
- 2. 参考資料 法に基づく対応状況調査結果の経年推移 262
- 3. 詳細調査（都道府県） 288
- 4. 死亡事例の事後検証・検証結果活用に関する調査票（市区町村・都道府県） 292
- 5. ヒアリングシート（市町村分・都道府県分） 300
- 6. 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 委員会 委員一覧 303

第 1 章

研究事業の概要

I. 目的

本事業では、法に基づく対応状況調査等の集計及び市町村の虐待対応担当者や有識者等の意見をふまえた分析を行うとともに、虐待の未然防止・早期発見・適切な対応に資する都道府県及び市町村の効果的な取組事例を収集する。

さらに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて虐待対応策を講じることができるよう高齢者虐待に係る地方公共団体の体制整備の促進を図ることを目的とする。

具体的には、次の事業を行う。

1. 法に基づく対応状況調査の集計及び要因分析

法に基づく対応状況調査等の自治体への回答依頼、自治体からの問合せ対応、回答データの集計・精査及び要因分析を行う。

2. 地方公共団体の体制整備状況の評価や促進要因抽出を目的とした分析の実施

法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況の評価の観点や促進要因を抽出する。

3. 法に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討

法に基づく対応状況調査において、次年度以降の調査内容・回答手法の改善に向けた課題整理や、詳細な虐待の実態把握・要因分析や市町村の体制整備の充実強化に向けた次年度以降の調査票等について具体的に検討する。

4. 好事例・取組事例の収集と提言

法に基づく対応状況調査データから虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備等に向けた好事例・取組事例を収集し、回答データの集計・分析結果等を基に、収集した事例も参考にしながら、市町村における虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備に向けて実現可能な施策の検討及び提言を行う。

5. 報告書（概要版・詳細版）のとりまとめ・調査結果の公表にあたって必要となる資料の作成

1～2の内容を中間報告書に、1～4の内容を最終報告書に取りまとめる。

また、調査結果の公表にあたって必要となる資料を適宜作成する。

なお、最終報告書は冊子印刷し、都道府県・市町村及び関係団体等へ送付し、自治体・関係者における高齢者虐待への理解促進を図る。

Ⅱ. 事業実施の概要

1. 研究事業の実施体制

学識経験者、法律関係者（権利擁護に知見のある弁護士）、都道府県担当部署職員、市町村担当部署職員、地域包括支援センター職員、高齢者施設関係者等により、本事業を推進するための研究委員会を設置した。

併せて、本研究事業において計画した調査・作業等を円滑に実施するため、作業部会を設置した。

また、以上の実施体制のすべてにおいて、日本社会福祉士会が事務局を務めることとした。

2. 研究事業の実施概要

（1）研究事業プロジェクト委員会の設置

1）設置目的

研究事業を総括的に推進する基盤としてプロジェクト委員会を設置した。

2）作業内容

- ①研究事業全体の方向性の検討
- ②要因分析の手法の企画及び分析項目の選定
- ③体制整備状況の評価・促進要因抽出方法の検討
- ④法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討
- ⑤市町村の体制整備を促進するための都道府県の取組の検討
- ⑥好事例・取組事例収集のための自治体ヒアリング、効果的施策の検討
- ⑦事業結果のとりまとめ

3）委員構成

学識経験者、法律関係者（権利擁護に知見のある弁護士）、都道府県担当部署職員、市町村担当部署職員、地域包括支援センター職員。

4）各回での検討内容（全4回）

①第1回：研究事業全体の方向性の検討（8月28日）

事業概要と全体スケジュールの確認
作業部会における作業内容の確認
法に基づく対応状況調査の集計及び分析の内容検討
体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の内容検討
法に基づく対応状況調査をもとにした好事例収集についての検討

②第2回：法に基づく対応状況調査の進捗状況確認（9月22日）

法に基づく対応状況調査データに対する要因分析の内容（改定案）検討
体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析（改定案）の内容検討
体制整備を促進するための都道府県の取組を把握するための内容検討

法に基づく対応状況調査をもとにした好事例・取組事例収集についての検討
法に基づく対応状況調査の調査票及び記入要領内容（改訂案）の検討

③第3回：要因分析の結果確認及び検討（12月23日）

体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の結果確認・検討
法に基づく対応状況調査をもとにした好事例・取組事例収集と効果的政策の提言について

法に基づく対応状況調査の課題と改善策のとりまとめ
事業結果のとりまとめと資料化の検討

④第4回：要因分析の結果確認・検討（2月9日）

体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の結果確認・検討
法に基づく対応状況調査の課題と改善策のとりまとめ
事業結果のとりまとめと資料化の検討

（2）作業部会の設置

1）設置目的

本研究事業において予定されている調査等を円滑に進めるため、作業部会を設置した。

2）委員構成

研究委員会委員より4名が兼任した。

3）作業内容

後述する(3)～(8)の事業内容それぞれにおいて、養介護施設従事者等による高齢者虐待関連部分、養護者による高齢者虐待関連部分の精査・詳細検討を行った。

（3）要因分析の実施（詳細は本報告書第2章参照）

1）目的

法に基づく対応状況調査の回答データに対し、結果整理及び要因分析を行う。

2）経過

①要因分析

法に基づく対応状況調査の回答データの整理・調整を行った。その後、分析手法・項目の詳細について研究委員会及び作業部会に諮りながら、詳細分析を実施した。

（4）体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析（詳細は本報告書第2章参照）

1）目的

法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況の評価の観点や促進要因を抽出する。

2）経過

プロジェクト委員会及び作業部会に諮りながら、分析事項を決定し、(3)の要因分析と並行して集計・分析を行った。

（５）法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討（詳細は本報告書第２章参照）

１）目的

法に基づく対応状況調査に対して、調査実施・回答実務の洗練に向けた課題整理や、市町村の体制整備の充実強化に向けた調査内容の検討等を行う。

２）経過

法に基づく対応状況調査の課題を網羅的に抽出・検討した後整理し、調査結果の活用・還元の観点から改善策を検討・提案した。

その後、プロジェクト委員会及び各作業部会に諮りながら成果を確認し、今後さらに望まれる改善策について整理検討した。

（６）体制整備を促進するための都道府県の実践の検討（詳細は本報告書第３章参照）

１）目的

虐待の未然防止・早期発見・適切な対応に向け、高齢者虐待防止法に係る地方公共団体の体制整備を促進する都道府県の実践として、「市町村支援」及び「高齢者虐待による死亡事案等の事後検証」等の検討を行う。

２）経過

市町村支援等の都道府県における体制整備を促進する実践より、虐待の未然防止・早期発見・適切な対応に向けた効果的な実践を検討した。

また、高齢者虐待による死亡事案等の事後検証は、再発防止に向けて効果的な実践であるが、法に基づく調査において高齢者虐待による死亡事案を報告された自治体における検証状況より、事後検証を実施するための課題を検討した。

（７）法に基づく状況調査の結果を基にした実践事例収集（詳細は本報告書第４章参照）

１）目的

法に基づく対応状況調査データから、都道府県及び市町村での高齢者虐待防止に向けた相談・支援、市町村職員・介護職員の資質の向上、ネットワーク構築・関係機関との連携、広報・普及啓発に関する先進的実践、死亡事案等重篤事案における事後検証・再発防止策の効果的実践とみなされる事例の収集、地域性や実践内容を考慮したヒアリングを行い、それらをもとに虐待の未然防止・早期発見・適切な対応に向けた効果的施策の検討及び提言を行う。

２）経過

①ヒアリング調査（オンラインを活用した面接調査）

法に基づく対応状況調査（都道府県としての体制整備・取り組み票、D票、E票）のデータを活用し、都道府県及び市町村での高齢者虐待防止に向けた相談・支援、市町村職員・介護職員の資質の向上、ネットワーク構築・関係機関との連携、広報・普及啓発に関する先進的実践、死亡事案等重篤事案における事後検証・再発防止策の効果的実践とみなされる事例を収集した。その中から地域性及び人口規模等をふまえ、オンラインを活用した面接によるヒアリングを実施し、高齢者虐待防止に向けた相談・支援、市町村職員・介護職員の資質の向

上、ネットワーク構築・関係機関との連携、広報・普及啓発に関する取組、死亡事案等重篤事案おける事後検証・再発防止策についての効果的施策の検討を行った。

②ヒアリング調査（電話調査）

法に基づく対応状況調査（都道府県としての体制整備・取り組み票、D 票、E 票）のデータを活用し、都道府県及び市町村での高齢者虐待防止に向けた相談・支援、市町村職員・介護職員の資質の向上、ネットワーク構築・関係機関との連携、広報・普及啓発に関する先進的取組、死亡事案等重篤事案おける事後検証・再発防止策の効果的取組とみなされる事例を収集し、その取組内容について電話によるヒアリングを実施し、高齢者虐待防止に向けた相談・支援、市町村職員・介護職員の資質の向上、ネットワーク構築・関係機関との連携、広報・普及啓発に関する取組、死亡事案等重篤事案おける事後検証・再発防止策についての効果的施策の検討を行った。

（８）報告書等のとりまとめと資料の公開

1) 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果の作成と確定データの都道府県への送付

法に基づく対応状況調査の回答データの整理・調整を行い、厚生労働省が公表する資料の作成を行った。あわせて、整理・調整後の回答データについて、都道府県及び市町村の分割版を作成し、都道府県への送付を行った。

2) 報告書のとりまとめ

(1)～(7)の結果を踏まえて、本事業の全成果について、本報告書にとりまとめた。

なお、報告書は都道府県・市町村及び関係団体等へ送付することとした。報告書は電子版を作成し、公益社団法人日本社会福祉士会のウェブサイト上に掲載し、関係者への周知と理解・活用の促進を行うこととした。

第2章

法に基づく対応状況調査 (令和2年度実施分)

I. 法に基づく対応状況調査の概要

1. 目的

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されて以降、厚生労働省では、各年度における市町村・都道府県の高齢者虐待への対応状況等を把握するための調査を行ってきた。調査の名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、「法に基づく対応状況調査」という。）であり、各年度における対応状況等を把握することで、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の概要

（1）調査対象

調査対象は、特別区（東京 23 区）を含む市町村 1,741 団体、及び都道府県 47 団体（悉皆）であった。

調査対象年度は調査実施年度の前年度（令和元年度）であり、同年度中に新たに相談・通報があった事例や、それ以前の年度に相談・通報があり同年度中に事実確認や対応を行った事例、同年度中の市町村の概況・体制整備状況、及び都道府県の状況等について回答を求めた。

（2）手続き

都道府県担当課から管内市町村（指定都市・中核市を含む）担当課へ調査票（Excel ファイル）を送付し、市町村担当課において回答後、都道府県担当課へ提出。都道府県担当課は、管内市町村の「法に基づく対応状況調査」ファイルを確認・修正（都道府県における回答が必要な場合当該回答を行う）後、管内市町村の回答をとりまとめ、委託機関（日本社会福祉士会）へ提出。集計後、厚生労働省に提出した。

なお、調査の実施概要は図表 2- I -2-1 に示す。

（3）調査票の構成と主な調査内容

1) A 票：市町村の概況等

2) B 票：養介護施設従事者等による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待者・虐待者の状況、行政の対応等（虐待の種別・類型、被虐待者・虐待者の状況は、附票（附 B 票）に個人ごとに回答）

3) C 票：養護者による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待の種別・類型

④被虐待者、虐待者の状況

⑤虐待への対応策

4) D票：高齢者虐待対応に関する体制整備の状況

5) E票：虐待等による死亡事例の状況

6) その他：都道府県の集約時に「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」を都道府県が回答

(4) 調査項目等の変更

今回実施した調査では、調査内容は前年度調査票を元に、調査項目の追加や回答要件等の変更を行った。追加・変更内容は下記のとおりである。

●調査票の見直し

【B票】施設・事業所のサービス種別名称を一部変更

【C票】虐待の発生要因について選択肢形式を追加

【D票】市町村の体制整備にかかる質問項目を追加

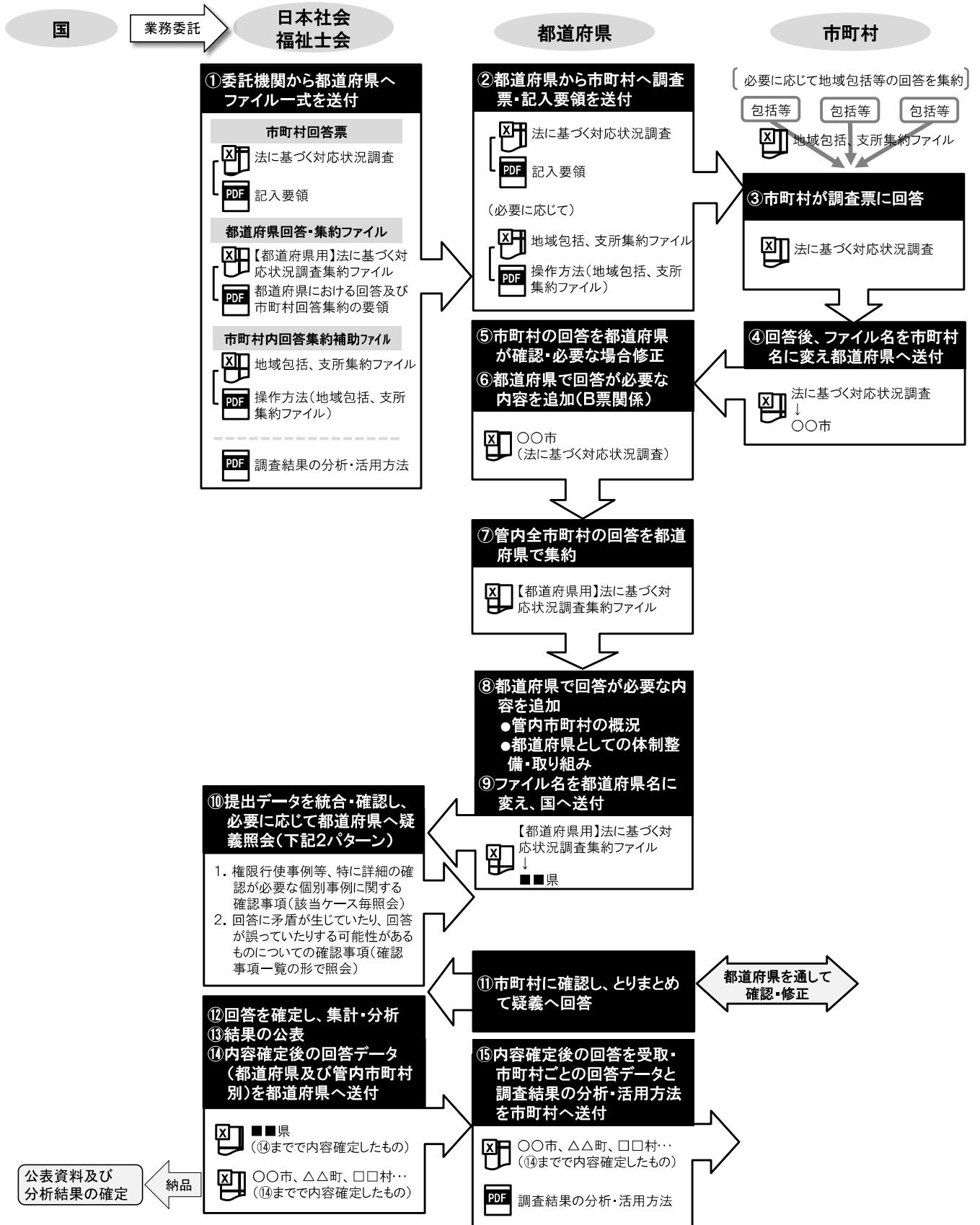
【E票】質問の表現を一部変更

【その他】都道府県の体制整備・取組の名称を変更

●記入要領の見直し（定義の整理、過去に誤記入が発生しやすかった点の注記等を追加）

【B・C票】対応の時点を明確化するための注記等

図表 2- I -2-1 調査の実施概要



Ⅱ. 調査結果：養介護施設従事者等による高齢者虐待

1. 相談・通報～事実確認調査

(1) 相談・通報件数と虐待判断件数

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する令和元年度の相談・通報件数は、市町村が受理したものが2,267件、都道府県が直接受理したものが26件、計2,293件であった。市町村が受理した相談・通報件数は、平成30年度の2,187件から80件(3.7%)増加していた(図表2-Ⅱ-1-1)。

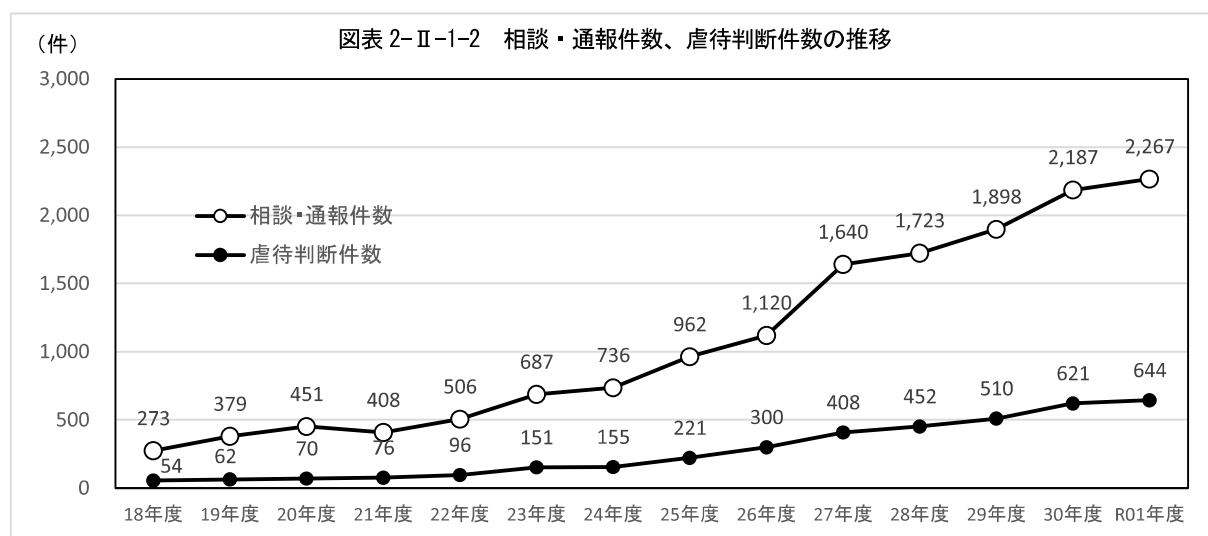
一方、令和元年度内に虐待の事実が認められた事例数(虐待判断件数)は644件であり、平成30年度の621件から23件(3.7%)増加していた(市町村への相談・通報件数、虐待判断件数の推移は図表2-Ⅱ-1-2参照)。

※虐待判断件数とは、市町村が事実確認の結果、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例数を指す。

図表 2-Ⅱ-1-1 相談・通報件数

	件数	割合
市町村が受理	2,267	98.9%
都道府県が直接受理	26	1.1%
合計	2,293	100.0%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計



(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳をみると、「当該施設職員」が23.8%で最も多く、「当該施設元職員」7.1%、「施設・事業所の管理者」15.2%と合わせると、施設関係者が46.1%を占めていた。また、「家族」からの相談・通報は18.9%であり、それ以外からの相談・通報は多くはなかった（図表2-II-1-3）。

相談・通報者「その他」の内訳は、行政職員や行政機関が別件対応中に発見したものや「法人上部組織」、「知人・友人、地域住民等」などの割合が高く、「他自治体」や「同施設入所者・家族」、「別介護事業所職員」なども一定数みられた（図表2-II-1-4）。

図表2-II-1-3 市町村への相談・通報者内訳

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会
人数	41	499	628	188	401	86	91	26	91	5	8
割合	1.6%	18.9%	23.8%	7.1%	15.2%	3.3%	3.4%	1.0%	3.4%	0.2%	0.3%

	都道府県から連絡	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	56	56	273	193	2,642
割合	2.1%	2.1%	10.3%	7.3%	100.0%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計。割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数2,642人は、相談・通報件数2,267件と一致しない。

図表2-II-1-4 相談・通報者「その他」の内訳

当該自治体行政職員	法人上部組織等	行政機関が別件対応	知人・友人、地域住民等	他自治体	同法人職員	同施設入所者・家族	別介護事業所職員	従事者の親族・知人	民生委員	後見人・代理人	マスコミ	議員	事故報告	実習・研修関係者	運営適正化委員会・第三者委員会等	弁護士	その他	合計
58	28	13	43	20	32	10	15	10	2	5	3	2	6	3	7	1	15	273
21.2%	10.3%	4.8%	15.8%	7.3%	11.7%	3.7%	5.5%	3.7%	0.7%	1.8%	1.1%	0.7%	2.2%	1.1%	2.6%	0.4%	5.5%	100.0%

(3) 相談・通報が寄せられた施設・事業所の種類

相談・通報が寄せられた養介護施設・事業所の種類は、「特別養護老人ホーム」が 26.0%で最も多く、次いで「(住宅型) 有料老人ホーム」が 16.0%、「認知症対応型共同生活介護」が 14.1%、「(介護付き) 有料老人ホーム」が 12.3%、「介護老人保健施設」が 9.5%の順であった(図表 2-Ⅱ-1-5)。

図表 2-Ⅱ-1-5 相談・通報が寄せられた施設・事業所の種類

	△ 特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護等	小規模多機能型居人ホーム	（住宅型）有料老人ホーム	（介護付き）有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	596	218	9	324	67	368	283	8	25	85	70	144	21	75	2,293	
割合	26.0%	9.5%	0.4%	14.1%	2.9%	16.0%	12.3%	0.3%	1.1%	3.7%	3.1%	6.3%	0.9%	3.3%	100%	
グループ	介護保険施設 35.9%			GH・小規模多機能: 17.0%		その他入所系: 33.5%					居宅系: 10.2%			3.3%	100%	

(4) 事実確認と虐待判断件数

市町村に寄せられた相談・通報件数のうち、事実確認を行った事例は 88.2%であった。

事実確認を行った結果、「虐待が認められた」割合は 26.2%、虐待の「事実が認められなかった」事例は 38.7%、「判断に至らなかった」事例は 23.2%であった(図表 2-Ⅱ-1-6)。

また、事実確認を行っていない理由では「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」や「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が一定割合を占めているが、「その他」の内訳では「情報不足」、「家族・通報者等の拒否」や「既存情報・間接的情報より要否を判断」なども挙げられていた(図表 2-Ⅱ-1-7)。

相談・通報の受理から市町村の事実確認開始までの期間(中央値)は 7 日、虐待判断事例における受理から虐待確認までの期間(中央値)は 36 日であった。(図表 2-Ⅱ-1-8)。

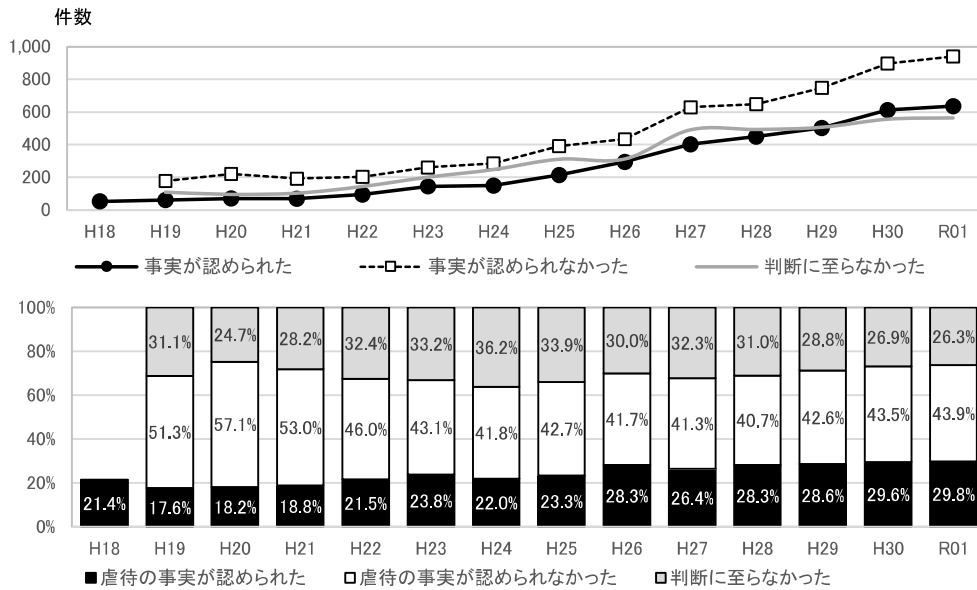
なお、市町村の事実確認により虐待事実を判断した事例は 637 件である。これに加え、「都道府県が直接相談・通報を受理した事例」31 件のうち 7 件で虐待の事実が確認されているため、令和元年度の虐待判断事例は合計 644 件となる。

図表 2-Ⅱ-1-6 市町村への相談・通報に関する事実確認の状況

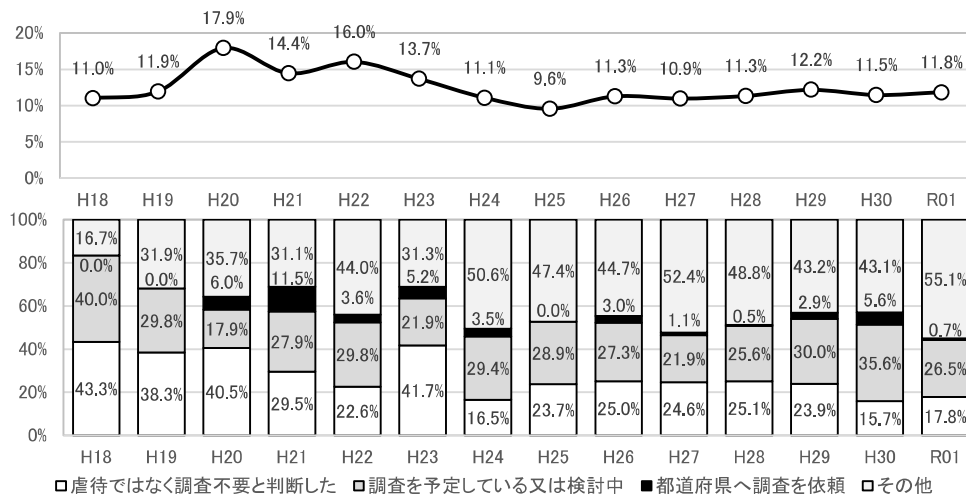
	件数	うち令和元年度内に通報・相談	うち平成30年度前に通報・相談	割合
		(1,982)	(159)	
事実確認を行った事例	2,141	(1,982)	(159)	(88.2%)
事実が認められた	637	(566)	(71)	[26.2%]
事実が認められなかった	940	(896)	(44)	[38.7%]
判断に至らなかった	564	(520)	(44)	[23.2%]
事実確認を行っていない事例	287	(285)	(2)	(11.8%)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	51	(50)	(1)	[2.1%]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	76	(75)	(1)	[3.1%]
都道府県へ事実確認を依頼	2	(2)	(0)	[0.1%]
その他	158	(158)	(0)	[6.5%]
合計	2,428	(2,267)	(161)	100%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認が対象年度となった事例について集計

参考図表 市町村への相談・通報に関する事実確認の状況（経年推移）



参考図表 事実確認を行わなかった割合と理由（経年推移）



図表 2-Ⅱ-1-7 事実確認を行っていない理由が「その他」の内訳

	情報不足	家族・通報者等の拒否	既存情報・間接的情報より要否を判断	施設・事業者側との調整により(事後報告、虐待解消後であった場合等を含む)	他自治体・他制度担当	警察対応	他事例と連動して調査実施のため	その他
件数	39	33	34	25	15	2	2	14

図表 2-Ⅱ-1-8 初動期の対応期間の分布

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
相談通報受理～									
事実確認開始	498	215	88	264	320	197	162	397	2,141
割合	23.3%	10.0%	4.1%	12.3%	14.9%	9.2%	7.6%	18.5%	100.0%
中央値7日									
相談通報受理～									
虐待確認	75	22	8	42	51	52	31	356	637
割合	11.8%	3.5%	1.3%	6.6%	8.0%	8.2%	4.9%	55.9%	100.0%

中央値36日

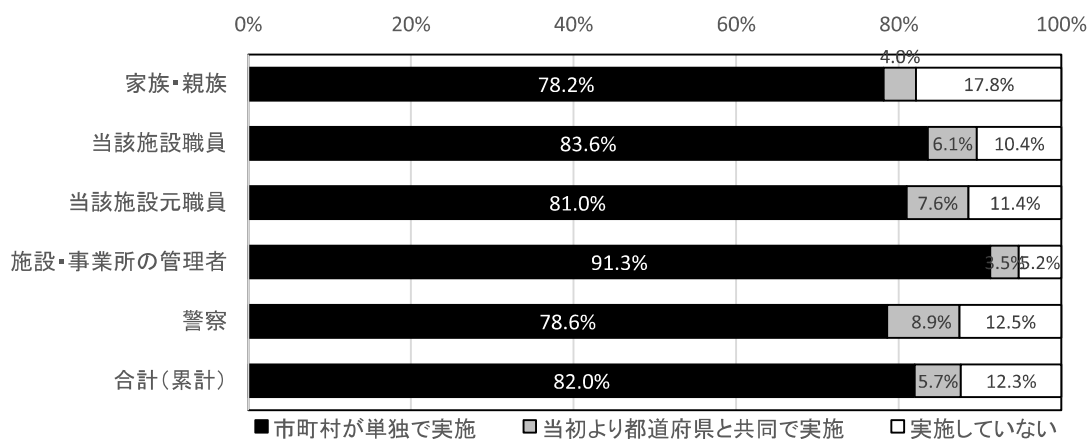
〔相談・通報者と事実確認、虐待事例の状況〕

相談・通報者別に事実確認の有無をみると、いずれの通報者であっても概ね80%前後の割合で「市町村が単独で実施」していた。

また、相談・通報件数の上位を占めた「家族・親族」や「当該施設職員」、「当該施設元職員」、「施設・事業所の管理者」が含まれる相談・通報において事実確認を実施していない理由を確認した。相談・通報者に「家族・親族」が含まれる事例のうち事実確認を実施していない割合は17.8%（89件）であり、その理由は「虐待ではなく調査不要と判断した」が13.5%、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が21.3%、その他の内訳である「家族・通報者等の拒否」が12.4%を占めた。

「当該施設・事業所職員」や「当該施設元職員」が含まれるケースでは、事実確認調査未実施割合は10%程度であるが、その理由では「調査を予定している又は検討中」が30～57%を占めていた。

図表 2-Ⅱ-1-9 相談・通報者と市町村による事実確認調査の有無と方法



図表 2-Ⅱ-1-10 相談・通報者と事実確認調査を実施していない理由

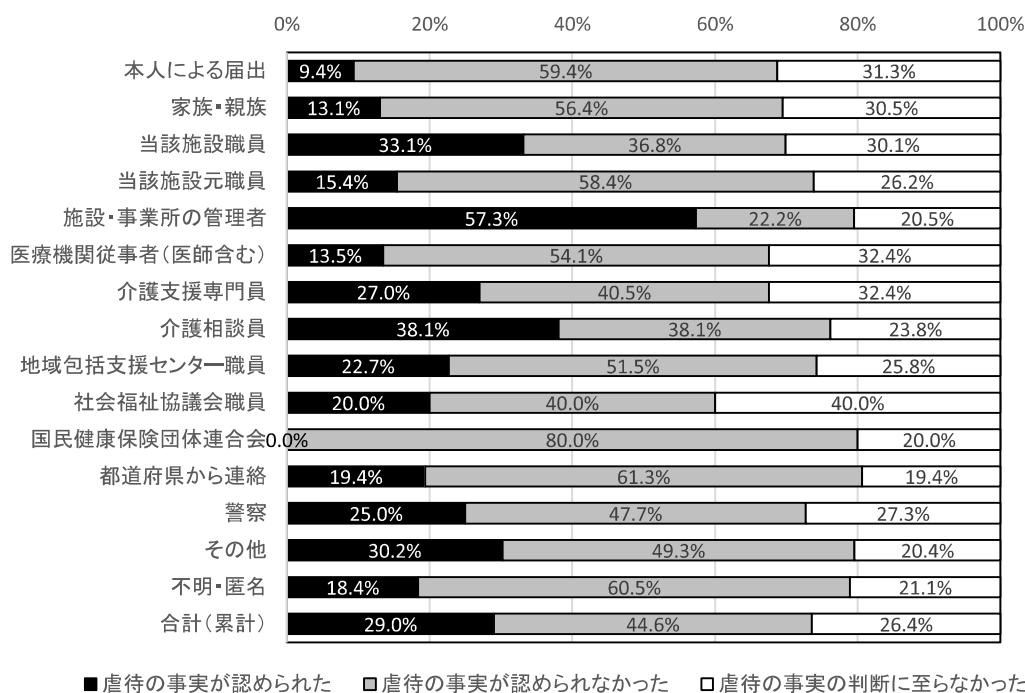
		虐待ではなく事実確認不要と判断した	後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	都道府県へ調査を依頼	その他	事実確認調査未実施件数
家族・親族	件数	12	19	0	58	89
	割合	13.5%	21.3%	0.0%	65.2%	100.0%
当該施設・事業所職員	件数	11	20	0	34	65
	割合	16.9%	30.8%	0.0%	52.3%	100.0%
当該元職員	件数	1	12	0	8	21
	割合	4.8%	57.1%	0.0%	38.1%	100.0%
施設・事業所の管理者	件数	6	5	0	10	21
	割合	28.6%	23.8%	0.0%	47.6%	100.0%
警察	件数	2	2	0	3	7
	割合	28.6%	28.6%	0.0%	42.9%	100.0%

事実確認調査未実施理由「その他」内訳

		家族・通報者等の拒否	既存情報・間接的情報より要否を判断	情報不足	他自治体・他制度担当	他事例と連動して調査実施のため	施設・事業者側との調整により(事後報告、虐待解消後であった場合を含む)	警察対応	その他
家族・親族	件数	11	21	13	5	5	0	0	3
	割合	12.4%	23.6%	14.6%	5.6%	5.6%	0.0%	0.0%	3.4%
当該施設・事業所職員	件数	9	2	7	10	1	0	1	5
	割合	13.8%	3.1%	10.8%	15.4%	1.5%	0.0%	1.5%	7.7%
当該元職員	件数	3	1	1	0	2	0	1	1
	割合	14.3%	4.8%	4.8%	0.0%	9.5%	0.0%	4.8%	4.8%
施設・事業所の管理者	件数	0	1	1	4	2	0	0	1
	割合	0.0%	4.8%	4.8%	19.0%	9.5%	0.0%	0.0%	4.8%
警察	件数	0	0	2	0	0	1	0	0
	割合	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%

事実確認の結果について相談・通報者別にみると、「施設・事業所の管理者」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合が 57.3%を占めた。また、「当該施設職員」が含まれる事例では 33.1%を占めるが、「家族・親族」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合は 13.1%であった。なお、相談・通報件数は少ないものの相談・通報者に「介護相談員」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合は 38.1%を占めた（図表 2-Ⅱ-1-11）。

図表 2-Ⅱ-1-11 相談・通報者と市町村による事実確認の結果

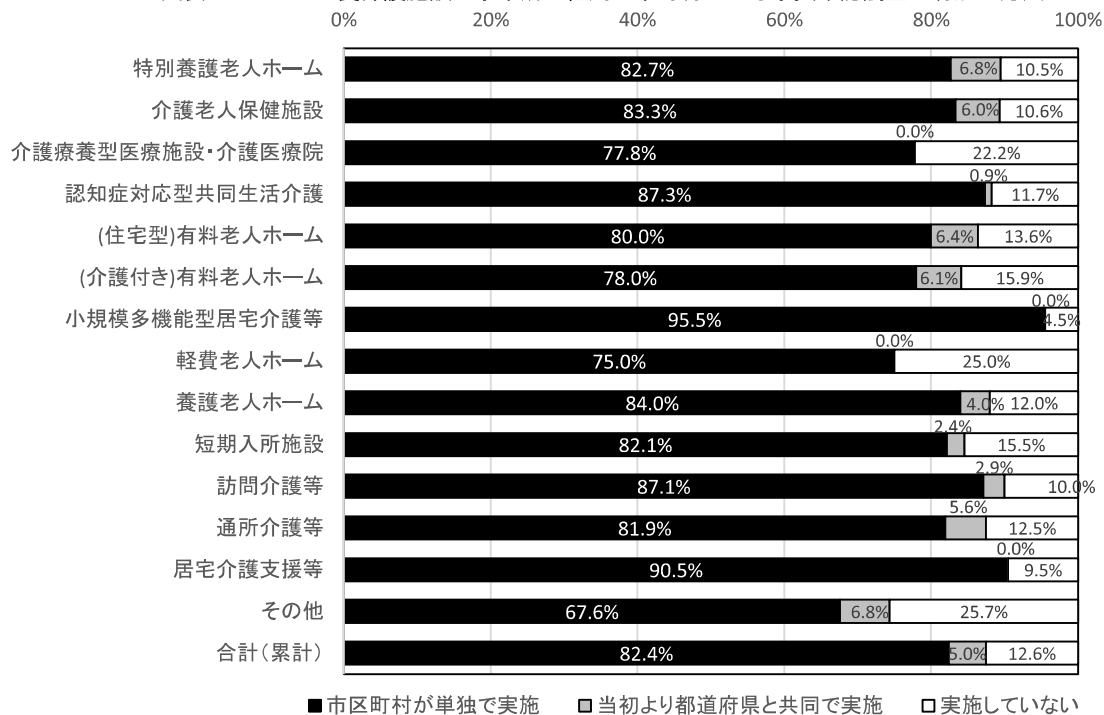


〔養介護施設・事業所の種別と事実確認、虐待事例の状況〕

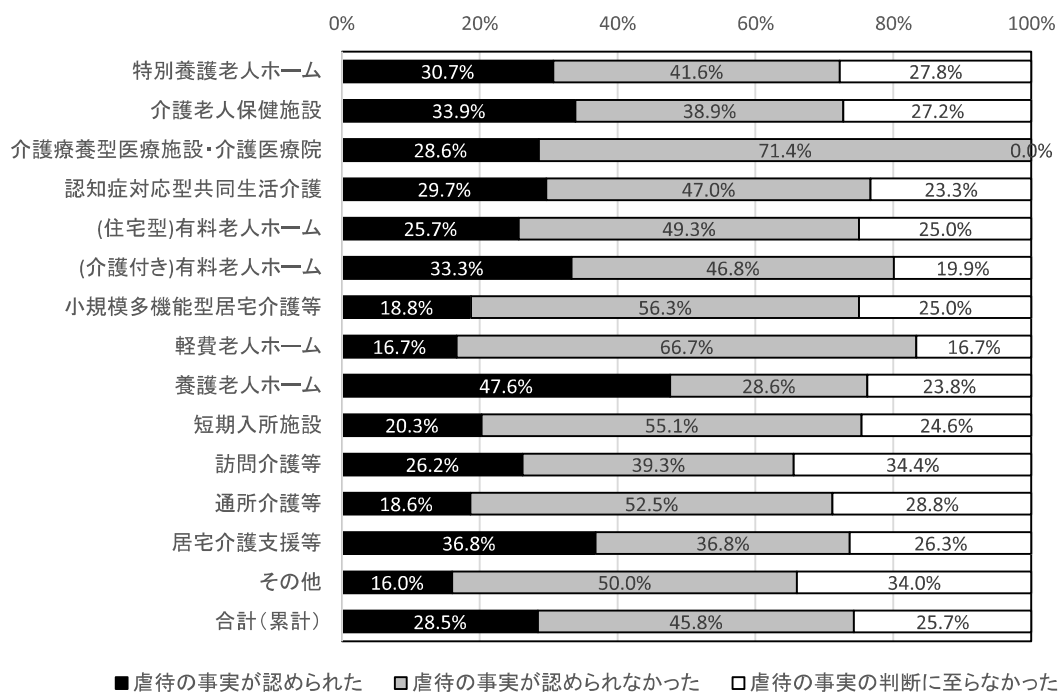
相談・通報が寄せられた養介護施設・事業所種別に事実確認の有無・方法をみると、一部の施設種別を除き、「市町村が単独で実施」した割合が 80%以上を占めていた（図表 2-Ⅱ-1-12）。

また、事実確認の結果、虐待の事実が認められた割合は、「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」、「(介護付き) 有料老人ホーム」、「養護老人ホーム」、「居宅介護支援等」で 30%を上回っていた（図表 2-Ⅱ-1-13）。

図表 2-Ⅱ-1-12 養介護施設・事業所の種別と市町村による事実確認調査の有無と方法



図表 2-Ⅱ-1-13 養介護施設・事業所の種別と市町村による事実確認の結果



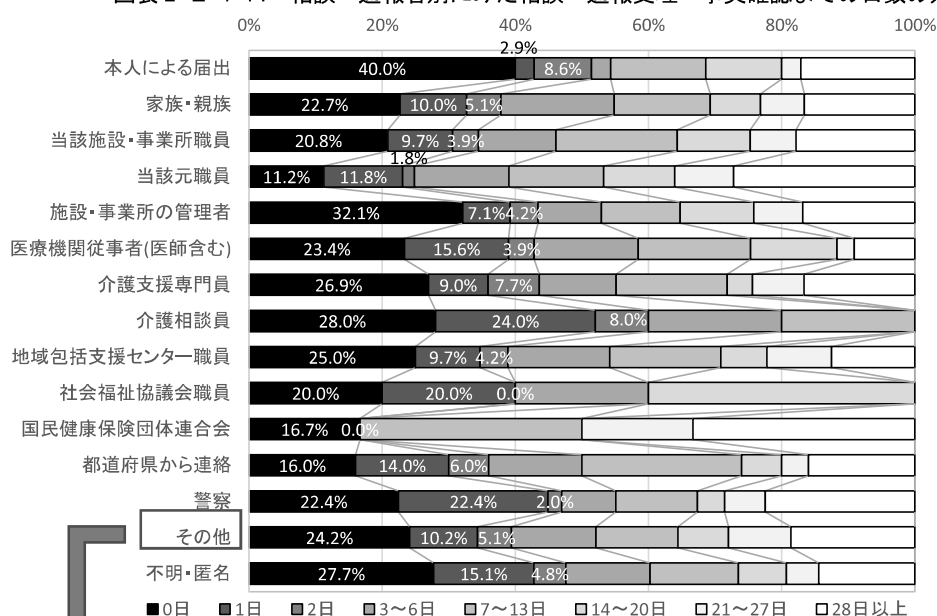
以下では、相談・通報受理から事実確認開始までの期間について、①相談・通報者別、②虐待類型別（虐待判断事例）による差異の有無を確認した。

①相談・通報者別にみた相談・通報受理から事実確認開始までの期間

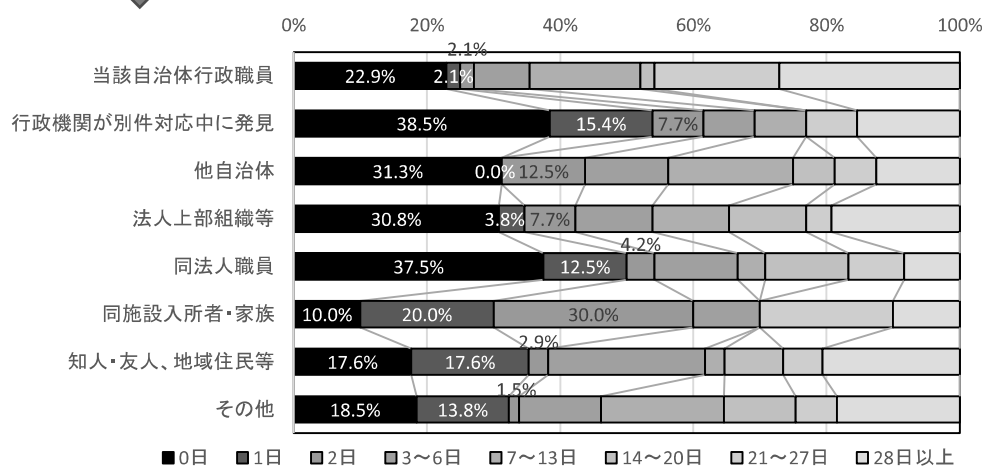
事実確認を行った事例について、相談・通報者別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を確認したところ、「本人」、「施設・事業所の管理者」、「医療機関従事者」、「介護支援専門員」等が含まれる事例では相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合が4割以上を占めていた。相談・通報件数の多い「家族・親族」や「当該施設・事業所職員」では、2日以内に事実確認を開始した割合は34～37%程度、「当該施設元職員」では約25%と低くなっていた（図表2-II-1-14）。

また、相談・通報者「その他」の内訳を詳細にみたところ、件数は少ないものの「行政機関が別件対応中に発見」した事例のうち38.5%は即日中に事実確認が開始されていた（図表2-II-1-15）。

図表 2-II-1-14 相談・通報者別にみた相談・通報受理～事実確認までの日数の分布



図表 2-II-1-15 相談・通報者「その他」内訳別にみた相談・通報受理～事実確認までの日数の分布



②虐待判断事例における相談・通報受理から事実確認開始までの期間

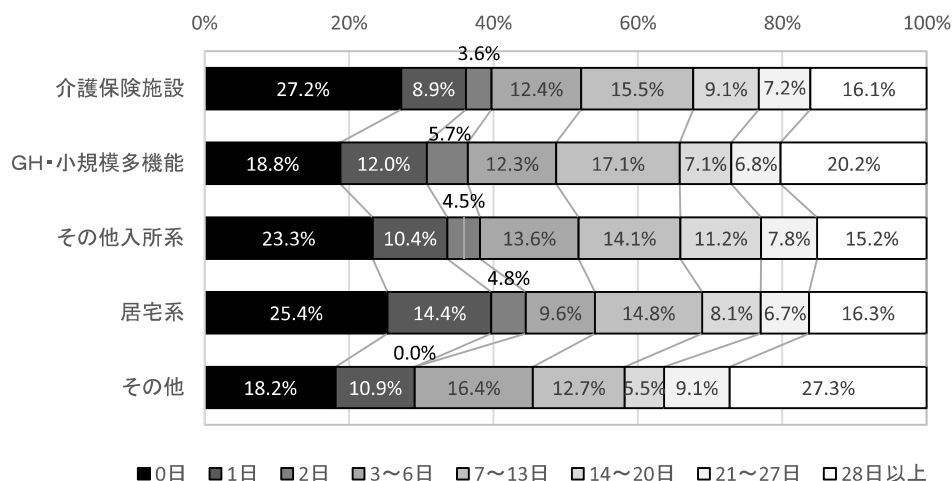
虐待判断事例について、虐待類型別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を整理したところ、いずれの虐待類型においても相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合が28～36%程度を占めていた（図表2-II-1-16）。

また、養介護施設・事業所種別にみても、相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合は概ね30～40%程度であり、施設・事業所種別による大きな差異はみられなかった（図表2-II-1-17）。

図表 2-II-1-16 虐待類型別にみた初動時の対応日数の分布（虐待判断事例）



図表 2-II-1-17 サービス種別にみた初動時の対応日数の分布



（５）市町村及び都道府県ごとの対応状況

相談・通報件数及び虐待判断件数について、市町村及び都道府県ごとの値を集計し、分布を整理した。

市町村ごとの分布をみると、「相談・通報件数」が「0件」の市町村は65.8%、虐待判断件数「0件」の市町村は83.3%であった（図表2-Ⅱ-1-18、図表2-Ⅱ-1-19）。

都道府県ごとの分布をみると、相談・通報件数で最も多いのは「10～19件」の14都道府県（29.8%）であった。また虐待判断件数では「1～9件」が最も多く26都道府県（55.3%）を占めていた（図表2-Ⅱ-1-20、図表2-Ⅱ-1-21）。

図表2-Ⅱ-1-18 市町村ごとの相談・通報件数分布

実施数	市町村数	割合	累積
0件	1146	65.8%	65.8%
1件	260	14.9%	80.8%
2～4件	221	12.7%	93.5%
5～9件	66	3.8%	97.2%
10～19件	32	1.8%	99.1%
20件以上	16	0.9%	100.0%
合計	1741	100.0%	

※調査対象年度内に通報等を受理した2,293件に対する集計

図表2-Ⅱ-1-19 市町村ごとの虐待判断件数分布

実施数	市町村数	割合	累積
0件	1450	83.3%	83.3%
1件	175	10.1%	93.3%
2～4件	93	5.3%	98.7%
5～9件	15	0.9%	99.5%
10～19件	6	0.3%	99.9%
20件以上	2	0.1%	100.0%
合計	1741	100.0%	

※市町村の事実確認調査により調査対象年度内に虐待と判断された637件に対する集計（都道府県が判断した虐待事例7件は除く）

図表2-Ⅱ-1-20 都道府県ごとの相談・通報件数分布

実施数	都道府県数	割合	累積
0件	0	0.0%	0.0%
1～9件	0	0.0%	0.0%
10～19件	14	29.8%	29.8%
20～29件	13	27.7%	57.4%
30～39件	4	8.5%	66.0%
40～49件	5	10.6%	76.6%
50件以上	11	23.4%	100.0%
合計	47	100.0%	

※調査対象年度内に通報等を受理した2,293件に対する集計

図表2-Ⅱ-1-21 都道府県ごとの虐待判断件数分布

実施数	都道府県数	割合	累積
0件	2	4.3%	4.3%
1～9件	26	55.3%	59.6%
10～19件	9	19.1%	78.7%
20～29件	4	8.5%	87.2%
30～39件	2	4.3%	91.5%
40～49件	1	2.1%	93.6%
50件以上	3	6.4%	100.0%
合計	47	100.0%	

※市町村の事実確認調査により調査対象年度内に虐待と判断された637件に対する集計（都道府県が判断した虐待事例7件は除く）

（６）都道府県への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）2,141 件のうち、650 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 637 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した」が 13 件であった（図表 2-Ⅱ-1-22）。

図表 2-Ⅱ-1-22 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	650 件
虐待の事実が認められた	637 件
都道府県に事実確認を依頼した	13 件

（７）都道府県における対応状況等

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」13 件について事実確認を行った結果、「虐待の有無の判断に至らなかった」は 11 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 2 件であった（図表 2-Ⅱ-1-23）。

図表 2-Ⅱ-1-23 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	13 件
虐待の事実が認められた	0 件
虐待ではないと判断した	0 件
虐待の有無の判断に至らなかった	11 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 31 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」が 7 件、「虐待ではないと判断した」が 10 件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が 13 件であった（図表 2-Ⅱ-1-24）。

図表 2-Ⅱ-1-24 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	31 件
虐待の事実が認められた	7 件
虐待ではないと判断した	10 件
虐待の有無の判断に至らなかった	13 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	0 件
事実確認を行わなかった	1 件

（８）虐待の事実が認められた事例の件数

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）が 637 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 0 件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 7 件であり、これらを合わせた総数は 644 件であった（図表 2-Ⅱ-1-24）。

図表 2-Ⅱ-1-25 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
令和元年度	637	0	7	644
平成30年度	611	4	6	621
増減	26 (4.3%)	-4 (-)	1 (16.7%)	23 (3.7%)

[考察]

養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数は、平成 27 年度に急激な増加が見られ、その後も増加し続けている。また、虐待の事実が認められた事例数（虐待判断件数）は、全体の 28.4%を占め、相談・通報の約 3 割が虐待と判断している（図表 2-II-1-2）。

相談・通報者の内訳では、当該施設職員、元職員、施設・事業所の管理者が全体の 46.1%を占めており、通報等を理由にした不利益な取扱いを受けないよう高齢者虐待防止法及び公益通報者保護法に基づく通報者保護が重要となっている（図表 2-II-1-3）。

また、相談・通報が寄せられた施設や事業所の 86.4%が入所系であり、居宅系が 10.2%と少なく、入所系の相談・通報が中心となっている実態がある（図表 2-II-1-5）。

事実確認の実施状況として、事実確認を行っていない事例が全体の 11.8%を占めている。高齢者虐待防止法では、高齢者虐待と思われる事案を発見した場合には、市町村等への通報義務を規定するとともに、高齢者福祉に職務上関係する者には、より高い通報等の責務を負わせている。一方、市町村及び都道府県には、通報等を受けた場合の措置を講ずることを規定している。本調査結果では、高齢者虐待防止法で規定される通報等を受けた場合の措置として実施されるべき事実確認が、「相談・通報段階で事実確認を不要と判断」して実施されていない事例が 2.1%を占め、「情報不足」「家族・通報者等の拒否」で事実確認を実施していない事例も挙げられている。本来、情報が不足しているからこそ虐待の有無を判断するための事実確認が行われるべきであり、例えば、家族や通報者が拒否したとしても事実確認を行われなければならない。虐待の事実確認及び虐待対応は、高齢者の身体生命の安全確保を含めた高齢者の尊厳保持とともに、施設や事業所における適切なサービス提供体制の構築を行うためにも、適切に行使されるべきである（図表 2-II-1-6、図表 2-II-1-7）。

虐待判断までの初動期の対応期間として、「相談・受理から事実確認開始までの期間」と「相談・通報の受理から虐待確認までの期間」の 2 点から調査が実施されている（図表 2-II-1-8）。前者の「相談・受理から事実確認開始までの期間」の中央値は 7 日となっており、全体の 33.3%が 1 日以内で事実確認が開始されている一方で、21 日以上が 26.1%を占め、事実確認が速やかに実施されていない状況も見受けられる。このことは、経年の調査結果からも見られる傾向であり、事実確認が速やかに実施できない理由をより詳細に確認・分析していく必要がある。

後者の「相談・通報の受理から虐待確認までの期間」については、28 日以上が 55.9%となっており、相談・通報の受理から虐待判断までの日数が長期化する傾向にあり、中央値も昨年度の 35 日から 36 日となっている。また、相談・通報者別で事実確認までの日数に長短が見られ、相談や通報が誰からなされたものかに左右されることなく、速やかに事実確認調査が行われる必要があり、そのためにも市町村等における体制整備やマニュアル等の整備が重要となっている。

市町村及び都道府県別の相談・通報受理状況では、年度内に相談・通報を受理していない市町村が全体の 65.8%を占め、「1 件のみ受理」とした市町村を合わせると 80.8%となっており、大多数の市町村が養介護施設従事者等による虐待の相談や通報を受理していない状況である。また、相談・通報を受理した市町村であっても、虐待判断をしていない市町村が 83.3%にも上っている。このことから、多くの市町村が養介護施設従事者等による虐待の相談・通報の受理をしておらず、虐待対応もしていないため、養介護施設従事者等による虐待対応の経験や対応力を高めるための取組みがなされにくい実態となっている（図表 2-II-1-18、図表 2-II-1-19）。

2. 虐待事例の特徴

(1) 虐待行為の内容・程度

1) 虐待の種別・類型

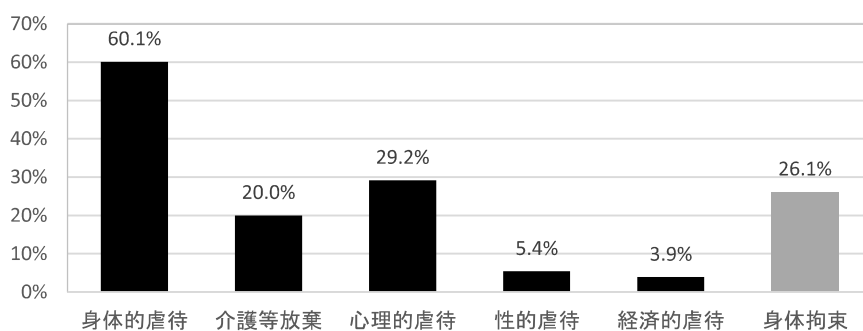
相談・通報が寄せられ、事実確認によって虐待の事実が認められた 644 件のうち、被虐待者が特定できなかった 35 件を除く 609 件において特定された被虐待者数は 1,060 人であった。

被虐待者が受けた虐待の種別・類型では「身体的虐待」が含まれるケースが最も多く 60.1%を占めていた。次いで、「心理的虐待」が 29.2%、「介護等放棄」が 20.0%、「性的虐待」が 5.4%、「経済的虐待」が 3.9%であった。また、虐待に該当する身体拘束を受けていた割合は 26.1%を占めていた（図表 2-II-2-1）。

なお、虐待類型間の組み合わせをみると、単独の割合が多いものの「身体的虐待＋心理的虐待」が 9.5%を占めていた（図表 2-II-2-2）。

また、虐待の具体的な内容として回答された記述回答を図表 2-II-2-3 に整理した。

図表 2-II-2-1 虐待行為の類型（複数回答形式）



※被虐待高齢者が特定できなかった35件を除く609件における被虐待者の総数1,060人に対する集計（複数回答）。「身体拘束」は虐待に該当する身体拘束として回答されたものを再掲。

（図表 2-II-2-1 参考図表：集計内訳）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	(虐待に該当する身体拘束)
人数	637	212	309	57	41	(277)
割合	60.1%	20.0%	29.2%	5.4%	3.9%	(26.1%)

注：割合は、被虐待者が特定できなかった 35 件を除く 609 件において特定された被虐待者 1,060 人に対するもの。

図表 2-II-2-2 類型間の組み合わせ

	身体的虐待(単独)	介護等放棄(単独)	心理的虐待(単独)	性的虐待(単独)	経済的虐待(単独)	身体的虐待＋心理的虐待	身体的虐待＋介護等放棄	介護等放棄＋心理的虐待	その他の組み合わせ・3種類以上	合計
人数	490	151	164	43	39	101	21	16	35	1060
割合	46.2%	14.2%	15.5%	4.1%	3.7%	9.5%	2.0%	1.5%	3.3%	100.0%

図表 2-Ⅱ-2-3 具体的な虐待の内容（複数回答形式）

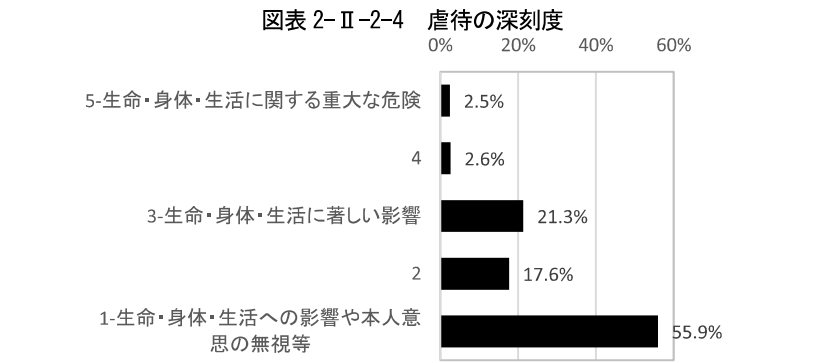
		件数	割合 (種別内)	割合(被虐待者数: 1,060人比)
身体的虐待 (n=637)	暴力的行為	262	41.1%	24.7%
	高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに 高齢者を乱暴に扱う行為	107	16.8%	10.1%
	「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束	267	41.9%	25.2%
	その他・詳細不明(身体的虐待)	7	1.1%	0.7%
介護等放棄 (n=212)	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神 状態を悪化させる行為	103	48.6%	9.7%
	高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視し た行為	43	20.3%	4.1%
	必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる 行為	45	21.2%	4.2%
	高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置	6	2.8%	0.6%
	その他・詳細不明(ネグレクト)	9	4.2%	0.8%
心理的虐待 (n=309)	威嚇的な発言、態度	98	31.7%	9.2%
	侮辱的な発言、態度	40	12.9%	3.8%
	高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度	27	8.7%	2.5%
	高齢者の意欲や自立心を低下させる行為	24	7.8%	2.3%
	羞恥心の喚起	8	2.6%	0.8%
	心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	16	5.2%	1.5%
	その他・詳細不明(心理的虐待)	67	21.7%	6.3%
性的虐待 (n=57)	高齢者にわいせつな行為をすること	52	91.2%	4.9%
	高齢者をしてわいせつな行為をさせること	2	3.5%	0.2%
	その他・詳細不明(性的虐待)	2	3.5%	0.2%
経済的虐待 (n=41)	金銭を借りる、脅し取る	4	9.8%	0.4%
	着服・窃盗・横領	29	70.7%	2.7%
	不正使用	3	7.3%	0.3%
	その他・詳細不明(経済的虐待)	5	12.2%	0.5%

※「具体的な虐待の内容」として回答された記述内容を分類（類型内でもさらに複数回答として集計）。

2) 行政担当者が認識している虐待の深刻度

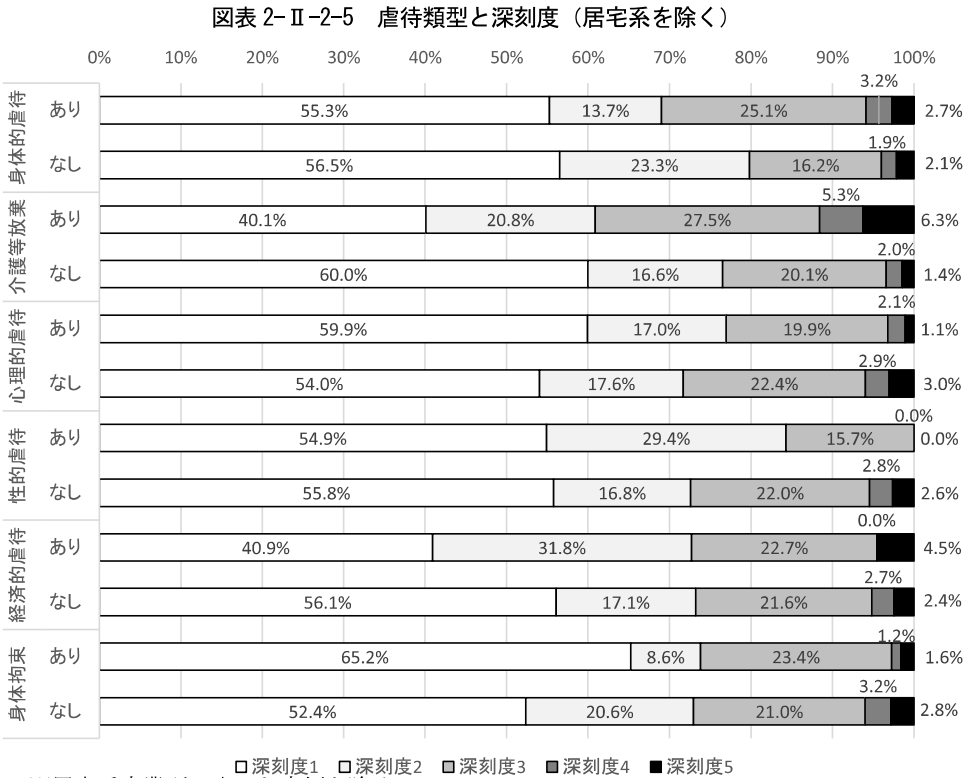
虐待行為の深刻度については、客観的に測定することが困難であるため、行政担当者が認識した深刻度を5段階で回答を求めた。その結果、「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が55.9%を占めたが、深刻度4や深刻度5（生命・身体・生活に関する重大な危険）など深刻度の高い事例も5.1%を占めていた（図表2-II-2-4）。

また、居宅系事業所を除いて虐待類型との関連をみると、介護等放棄の事案では深刻度3以上が39.1%を占めていた（図表2-II-2-5）。



(図表 2-II-2-4 参考図表：集計内訳)

	人数	割合
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	26	2.5%
4	28	2.6%
3-生命・身体・生活に著しい影響	226	21.3%
2	187	17.6%
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	593	55.9%
合計	1,060	100.0%



※居宅系事業所で生じた事例を除く。
※「身体拘束」は虐待に該当する身体拘束として回答されたものを再掲。

ここでは、虐待類型と行政担当者が認識した深刻度ごとに、虐待の状況（自由記述）から主なものを抜粋して整理した。

①深刻度 1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

- ・身体的虐待では、「被虐待者の左目付近を平手で殴打」、「介助中に抵抗されたため、左わき腹をつねった」、「入居者の両手首を持ち廊下を引きずった」、「被虐待者に対する乱暴な介護」、「投薬にあたり無理やり口を開けさせた」、「医師から処方されていない薬を服薬」、「食事介助の際に無理やり口に入れて食事をさせる行為」、「居室入口ドアに外側から鍵をかける」、「ベッド上で手足を拘束」、「車椅子とテーブルを紐で固定していた」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「コールを押せない位置に固定」、「コールを鳴らしても対応しなかった」、「居室内に設置している離床センサーを作動できないようにした」、「長期間にわたる入浴介助未実施」、「尿取りパットを蛇腹に折ってあて、排せつ介助の回数を減らす」、「巡視を行わなかったために、けがの発見・適切な処置に遅れが発生した」など。
- ・心理的虐待では、「被虐待者にトイレに行くな、迷惑だなどの暴言」、「被虐待者にうるさい、汚いなどの暴言」、「言葉が乱暴で話し方がきつい」、「居室内への威圧的な張り紙」、「被虐待者を見下ろした状態で声を荒げ、威圧感を与える」、「排泄介助中に汚れたパットを顔に近づけた」、「介助時に本人が委縮する声掛け」、「いい加減にしなさいよ。何回言わせるのよと言っていた。コールを鳴らしても対応しなかった」、「動くな等大声で制止する、ちゃん付けやあだ名等呼び捨てにする」など。
- ・性的虐待では、「送迎車の中で性交を誘う発言」、「認知症の症状がある被虐待者に対し、女性の陰部の名称を答えさせようと繰り返し質問した」、「呼びかけに応じなかった被虐待者に対して、痛覚反応を確認するとの理由で、自己判断で大勢の利用者がいる食堂で被虐待者の乳首をつねった」、「お尻に消臭剤を吹きかける」、「頼まれ添い寝」、「ベッドに臥床している入居者の隣に横たわる行為」、「入所者の胸を触る」、「入浴時全裸の動画撮影」、「不特定多数いる場所で性的な発言を行う」、「排泄介助後に下着のままで放置」など。
- ・経済的虐待では、「通帳・金銭等無断で管理」、「サービス提供事業者の地位を利用し、利用者から金銭を借用（借財は全額返済済み）」、「立場を利用し利用者から金銭を借りた。外出介助中に利用者から自身の飲食代をおごってもらった」、「被虐待者から虐待者へ金銭の受渡しがあった」、「被虐待者の預貯金を横領した」、「デイサービス送迎時、自宅の財布からお金を抜き取った」、「サービス提供中に利用者のバッグから金銭を抜き取った」、「サービス提供中に利用者の金品を盗んだ」、「年金搾取」、「施設長が、利用者から保管のために預かっていた貴金属（腕時計・指輪）を利用者の同意なしに質店に売却した」など。

②深刻度 3—生命・身体・生活に著しい影響

- ・身体的虐待では、「おむつ交換時、拒否が強く、右上肢で払いのける動作あったため、強く押さえつけた」、「不穏で叫ぶ被虐待者を制止させるために、深い痣が出来るまで口と手を押え付けた」、「排泄介助を無理に行わせ、利用者の小指を骨折させた」、「2人介助を怠る。他者の薬を使いまわした」、「無資格にも関わらず胃ろうによる経管栄養を行った」、「足を引っ張って移動」、「入居者の居室ドアをソファで塞ぎ閉じ込めた」、「必要な手順を踏まず、つなぎ服を着用させた」、「検討無なしにベッド柵による身体拘束実施」、「車椅子転倒防止の身体拘束」など。

- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「必要なアセスメント・計画・介護の不足」、「介護職員の判断で、特定フロアの入所者の部屋からナースコールを撤去した」、「必要な食事介助・トイレ誘導をしない、意思を尊重しない対応」、「適切な医療受診をさせない、身体の痣の黙認」、「栄養補助薬を与えなかった」、「利用者のオムツ交換や陰部洗浄を怠った」、「長期間にわたる入浴介助未実施」、「利用者を車椅子でリビングに連れて行き、見守りを怠り、長時間放置した」、「夜間事故発生後、救急搬送等必要な処置対応を怠った」など。
- ・心理的虐待では、「自室から出ることの制限、郵便物の取上」、「利用者Aに対して利用者Bを自分の代わりに殴ってと発言」、「禿かつら、サングラスを利用者に被せ、個人携帯で撮影し、他の職員にラインした」、「トイレの制限や行動を命令する言葉かけ」、「荒っぽい介護による恐怖心」、「虐待者の『車椅子だとここ（利用施設）に来れない』といった趣旨の発言から高齢者が生き甲斐であったりハビリを辞めることになり、精神的に落ち込んでいる」、「被虐待者がトイレに行きたくても、虐待者から『ちょっと待って』と怒られた」、「洗濯かごに入れ、その様子を携帯電話で撮影する」「『やかましい』と厳しい口調で話す」など。
- ・性的虐待では、「性器を触らせた」、「胸を触る、卑猥な言葉」、「陰部を触った」、「下半身裸のまま共用部分で介助される」、「排泄介助のプライバシー配慮なし」など。
- ・経済的虐待では、「利用者の金銭の着服」、「キャッシュカードを盗まれ、口座から金銭を引き出された」、「向精神薬を内服され、反応が鈍くなっている状態でATMに連れて行かれ金銭を引き出された」、「施設長が入所者から総額550万円の借入れを行った」など。

③深刻度5—生命・身体・生活に関する重大な危険

- ・身体的虐待では、「自室から出てきた本人を足を引っ張り連れ戻し、居室内で暴力行為を行い、内臓破裂と肋骨骨折にて死亡させた」、「職員が無理やり口に食べ物を押し込む」、「手すりに掴まる本人の手を無理やり引っ張り骨折させる」、「首を絞める」、「身体拘束、必要な介護ケアを提供しない」、「自室のドア施錠、自室から出ることの制限」、「両手にミトン、ボディスーツ。13時間おむつ交換しない」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「SpO2 数値が異常値にもかかわらず、適切な処置を行わなかった」、「利用者の褥瘡について全職員が把握していなかった」、「疥癬、低体温」、「下肢チアノーゼ」、「本人の体調悪化を放置し必要な医療機関への対応を怠った」、「骨折しやすいにもかかわらず対策が不十分で複数回の受傷を負わせた」、「食物を飲み込んだ確認が不十分であったにもかかわらず、次の食事を口に運んでいた」など。
- ・心理的虐待、性的虐待については、身体的虐待や介護等放棄との重複ケースのみ。
- ・経済的虐待では、「金銭搾取され、絞殺された」事例が1件あった。

虐待の深刻度（5段階評価）

「深刻度1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」
「深刻度2」
「深刻度3—生命・身体・生活に著しい影響」
「深刻度4」
「深刻度5—生命・身体・生活に関する重大な危険」

（２）被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

１）被虐待者の属性

特定された被虐待者 1,060 人の属性は、性別は「女性」が 69.9%を占めており、年齢は 75 歳以上が 78.8%（85 歳以上が 52.5%）を占めていた。

要介護度は要介護 3 以上が 75.8%であり、要介護 4・5 で 51.7%を占めていた。認知症の有無については、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（相当）以上が 75.8%（認知症の有無不明のケースを除くと 92.8%）であった。障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）は、「ランク B」が 30.2%で最も多く、「B」と「C」の合計で 42.4%を占めていた（図表 2-Ⅱ-2-6～2-Ⅱ-2-10）。

図表 2-Ⅱ-2-6 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	316	741	3	1,060
割合	29.8%	69.9%	0.3%	100.0%

※被虐待者が特定できなかった 35 件を除く 609 件における被虐待者数 1,060 人に対するもの。

図表 2-Ⅱ-2-7 被虐待者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳
人数	21	36	69	119	159	249
割合	2.0%	3.4%	6.5%	11.2%	15.0%	23.5%

	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	206	84	18	99	1,060
割合	19.4%	7.9%	1.7%	9.3%	100.0%

図表 2-Ⅱ-2-8 被虐待者の要支援・要介護状態区分

	人数	割合
自立	11	1.0%
要支援1	5	0.5%
要支援2	12	1.1%
要介護1	57	5.4%
要介護2	101	9.5%
要介護3	255	24.1%
要介護4	298	28.1%
要介護5	250	23.6%
(再掲)要介護3以上	(803)	(75.8%)
不明	71	6.7%
合計	1,060	100.0%

図表 2-Ⅱ-2-9 被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度

	人数	割合
自立または認知症なし	21	2.0%
自立度Ⅰ	41	3.9%
自立度Ⅱ	151	14.2%
自立度Ⅲ	289	27.3%
自立度Ⅳ	124	11.7%
自立度Ⅴ	30	2.8%
認知症あるが自立度は不明	210	19.8%
(再掲)自立度Ⅱ以上※	(804)	(75.8%)
認知症の有無が不明	194	18.3%
合計	1,060	100.0%

【参考】「認知症の有無が不明」を除いた場合の「自立度Ⅱ以上」の割合
92.8%

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

※自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

図表 2-Ⅱ-2-10 被虐待者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合
自立	15	1.4%
J	27	2.5%
A	161	15.2%
B	320	30.2%
C	129	12.2%
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上※	(610)	(57.5%)
不明	408	38.5%
合計	1,060	100.0%

※「日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は、A、B、Cの人数の合計。

2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

入所系施設における被虐待者の要介護度、認知症の程度、寝たきり度別に虐待の種類・類型を整理した。

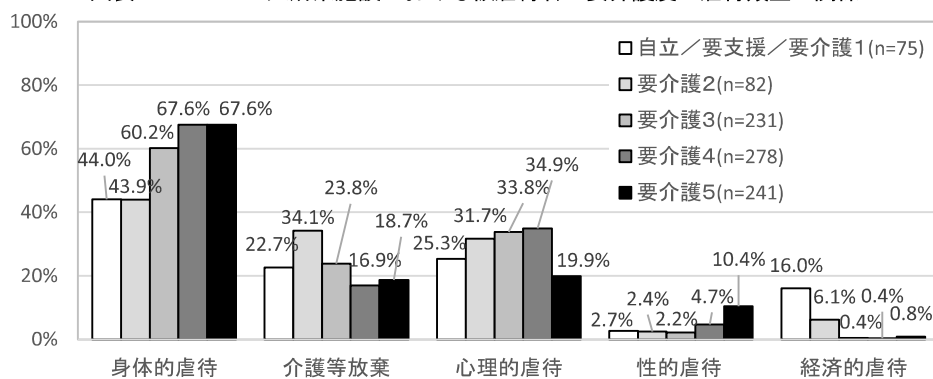
要介護度と虐待類型の関係では、要介護度が重度の高齢者ほど身体的虐待の割合が高く、心理的虐待の割合が低い傾向がみられた。(図表 2-Ⅱ-2-11)。

認知症の程度と虐待類型の関係では、被虐待者に認知症があり「自立度Ⅳ／Ⅴ」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高くなっていた(図表 2-Ⅱ-2-12)。

被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係では、「寝たきり度 C」において身体的虐待の割合が高く、心理的虐待の割合が低い傾向がみられた(図表 2-Ⅱ-2-13)。

なお、経済的虐待については、要介護度では「自立／要支援／要介護 1」、寝たきり度では「自立／J」に該当する高齢者ほど割合が高くなっていた。

図表 2-Ⅱ-2-11 入所系施設における被虐待者の要介護度と虐待類型の関係

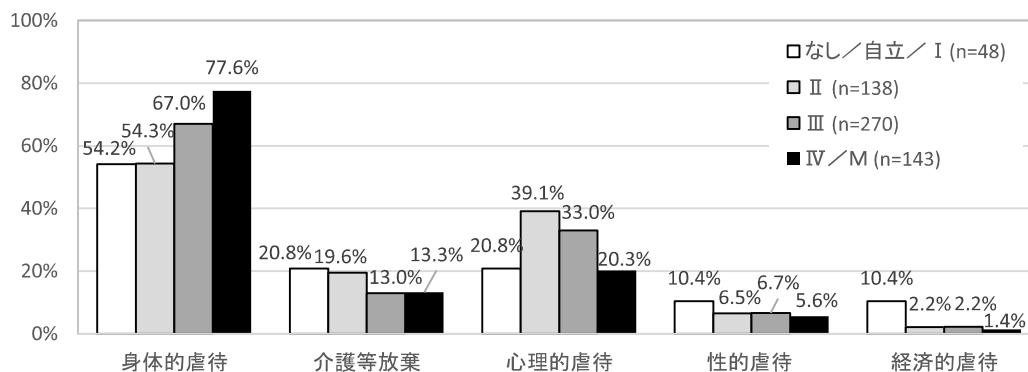


※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

(図表 2-Ⅱ-2-11 参考図表：集計内訳)

		虐待類型				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／要支援／要介護1 (n=75)	人数	33	17	19	2	12
	割合	44.0%	22.7%	25.3%	2.7%	16.0%
要介護2 (n=82)	人数	36	28	26	2	5
	割合	43.9%	34.1%	31.7%	2.4%	6.1%
要介護3 (n=231)	人数	139	55	78	5	1
	割合	60.2%	23.8%	33.8%	2.2%	0.4%
要介護4 (n=278)	人数	188	47	97	13	1
	割合	67.6%	16.9%	34.9%	4.7%	0.4%
要介護5 (n=241)	人数	163	45	48	25	2
	割合	67.6%	18.7%	19.9%	10.4%	0.8%
合計 (n=907)	人数	559	192	268	47	21
	割合	61.6%	21.2%	29.5%	5.2%	2.3%

図表 2-Ⅱ-2-12 入所系施設における被虐待者の認知症の程度と虐待類型の関係

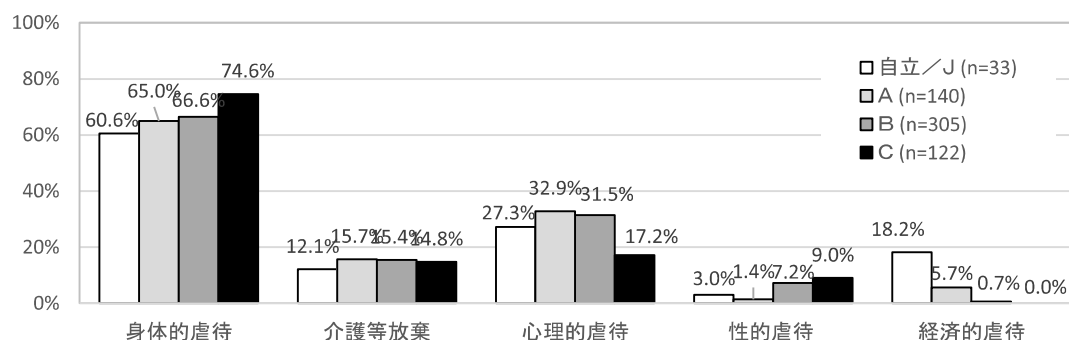


※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(図表 2-Ⅱ-2-12 参考図表：集計内訳)

		虐待類型				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／Ⅰ (n=48)	人数	26	10	10	5	5
	割合(%)	54.2%	20.8%	20.8%	10.4%	10.4%
Ⅱ (n=138)	人数	75	27	54	9	3
	割合(%)	54.3%	19.6%	39.1%	6.5%	2.2%
Ⅲ (n=270)	人数	181	35	89	18	6
	割合(%)	67.0%	13.0%	33.0%	6.7%	2.2%
Ⅳ／M (n=143)	人数	111	19	29	8	2
	割合(%)	77.6%	13.3%	20.3%	5.6%	1.4%
合計 (n=599)	人数	393	91	182	40	16
	割合(%)	65.6%	15.2%	30.4%	6.7%	2.7%

図表 2-Ⅱ-2-13 入所系施設における被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係

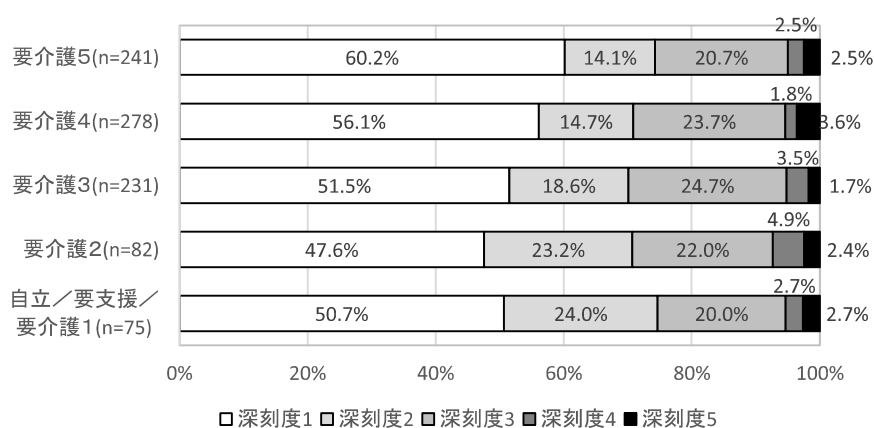


※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

(図表 2-Ⅱ-2-13 参考図表：集計内訳)

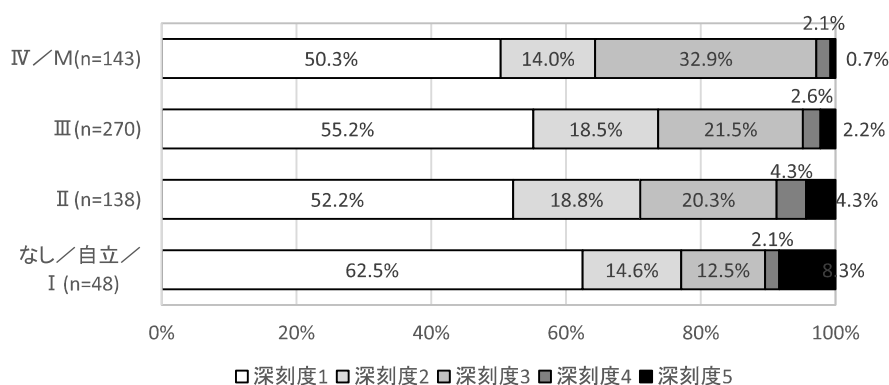
		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／J (n=33)	人数	20	4	9	1	6
	割合 (%)	60.6%	12.1%	27.3%	3.0%	18.2%
A (n=140)	人数	91	22	46	2	8
	割合 (%)	65.0%	15.7%	32.9%	1.4%	5.7%
B (n=305)	人数	203	47	96	22	2
	割合 (%)	66.6%	15.4%	31.5%	7.2%	0.7%
C (n=122)	人数	91	18	21	11	0
	割合 (%)	74.6%	14.8%	17.2%	9.0%	0.0%
合計 (n=600)	人数	405	91	172	36	16
	割合 (%)	67.5%	15.2%	28.7%	6.0%	2.7%

図表 2-Ⅱ-2-14 入所系施設における被虐待者の要介護度と深刻度の関係



※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

図表 2-Ⅱ-2-15 入所系施設における被虐待者の認知症の程度と深刻度の関係



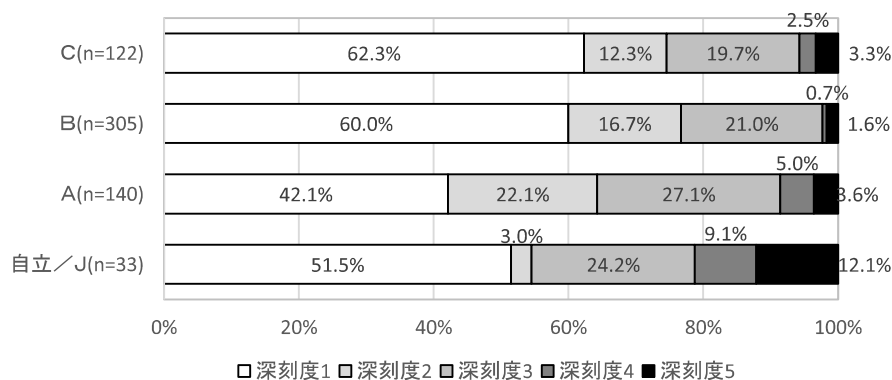
※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(図表 2-Ⅱ-2-15 参考図表：集計内訳)

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度（深刻度）					合計
		深刻度 1	深刻度 2	深刻度 3	深刻度 4	深刻度 5	
なし／自立／I (n=48)	人数	30	7	6	1	4	48
	割合 (%)	62.5	14.6	12.5	2.1	8.3	100.0
II (n=138)	人数	72	26	28	6	6	138
	割合 (%)	52.2	18.8	20.3	4.3	4.3	100.0
III (n=270)	人数	149	50	58	7	6	270
	割合 (%)	55.2	18.5	21.5	2.6	2.2	100.0
IV／M (n=143)	人数	72	20	47	3	1	143
	割合 (%)	50.3	14.0	32.9	2.1	0.7	100.0
合計 (n=599)	人数	323	103	139	17	17	599
	割合 (%)	53.9	17.2	23.2	2.8	2.8	100.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

図表 2-Ⅱ-2-16 入所系施設における被虐待者の寝たきり度と深刻度の関係



※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(3) 虐待者の属性

虐待の事実が認められた事例 644 件のうち、虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）が特定された事例は 572 件であり、判明した虐待者は 835 人であった。

虐待者の職名・職種は「介護職」が 664 人で 79.5%を占めている。年齢は、30 歳未満が 124 人（14.9%）、30～39 歳が 125 人（15.0%）、40～49 歳が 114 人（13.7%）、50～59 歳が 130 人（15.6%）、60 歳以上が 78 人（9.3%）であった。

虐待者の性別は、「男性」437 人（52.3%）、「女性」361 人（43.2%）であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 20.5%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 55.3%であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性の割合が高い。

図表 2-Ⅱ-2-17 虐待者の職名または職種

	介護職	介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	664	164	143	357	55	42	27	12	34	1	835
割合	79.5%	24.7%	21.5%	53.8%	6.6%	5.0%	3.2%	1.4%	4.1%	0.1%	100.0%

図表 2-Ⅱ-2-18 施設・事業所種別と虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、 施設長、 経営者等 割合(%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他 不明		
特別養護老人ホーム	239	220	7	1	3	0	8	92.1	1.7
介護老人保健施設	87	68	14	2	0	0	3	78.2	2.3
介護療養型医療施設・介護医療院	3	2	1	0	0	0	0	66.7	0.0
認知症対応型共同生活介護	134	105	3	13	4	3	6	78.4	14.9
有料老人ホーム	248	186	20	11	18	4	9	75.0	13.3
(内数)住宅型有料老人ホーム	(151)	(112)	(15)	(9)	(7)	(2)	(6)	(74.2)	(11.9)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(97)	(74)	(5)	(2)	(11)	(2)	(3)	(76.3)	(15.5)
小規模多機能型居宅介護等	17	8	2	1	1	1	4	47.1	17.6
軽費老人ホーム	3	3	0	0	0	0	0	100.0	0.0
養護老人ホーム	11	11	0	0	0	0	0	100.0	0.0
短期入所施設	15	14	0	0	0	0	1	93.3	0.0
訪問介護等	26	16	5	5	0	0	0	61.5	19.2
通所介護等	28	19	1	3	1	1	3	67.9	17.9
居宅介護支援等	5	1	0	2	0	1	1	20.0	60.0
その他	19	11	2	4	0	2	0	57.9	31.6
合計	835	664	55	42	27	12	35	79.5	9.7

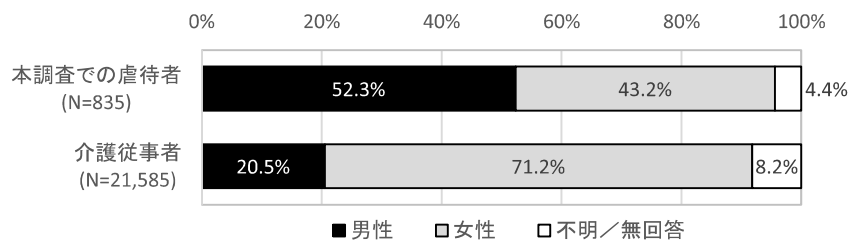
図表 2-Ⅱ-2-19 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	437	361	37	835
割合	52.3%	43.2%	4.4%	100.0%

図表 2-Ⅱ-2-20 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	124	125	114	130	78	264	835
割合	14.9%	15.0%	13.7%	15.6%	9.3%	31.6%	100.0%

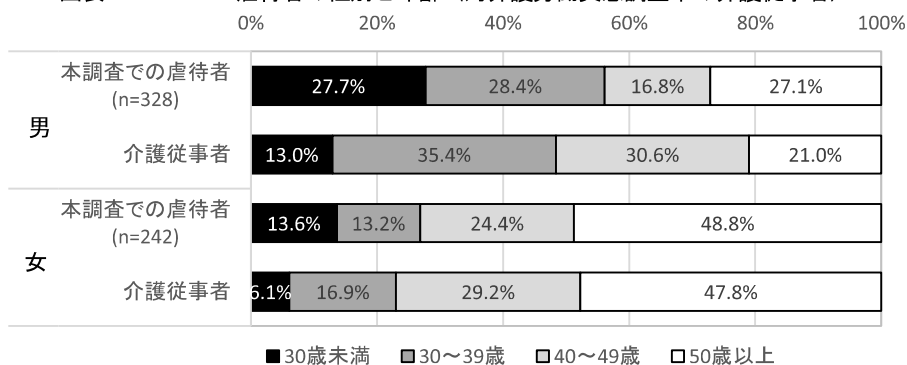
図表 2-Ⅱ-2-21 虐待者の性別（対介護労働実態調査中の介護従事者）



※「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和元年度介護労働実態調査』による。

	男性	女性	不明	合計
本調査での虐待者 人数	437	361	37	835
割合	52.3%	43.2%	4.4%	100.0%
介護従事者 人数	4,432	15,373	1,780	21,585
割合	20.5%	71.2%	8.2%	100.0%

図表 2-Ⅱ-2-22 虐待者の性別と年齢（対介護労働実態調査中の介護従事者）



※性別・年齢は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和元年度介護労働実態調査』による。

（本調査での虐待者）

		年齢			
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上
男性	人数	91	93	55	89
	割合	27.7%	28.4%	16.8%	27.1%
女性	人数	33	32	59	118
	割合	13.6%	13.2%	24.4%	48.8%
合計	人数	124	125	114	207
	割合	21.8%	21.9%	20.0%	36.3%

※性別・年齢の「不明」を除く

（比較対象：介護従事者）

		年齢			
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上
男性(割合のみ)		13.0%	35.4%	30.6%	21.0%
女性(割合のみ)		6.1%	16.9%	29.2%	47.8%

※性別・年齢の「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和元年度介護労働実態調査』による。

(4) 事例の規模（参考値）

被虐待者・虐待者の人数は、ともに特定された分のみのため参考値である。

被虐待者数及び虐待者の特定状況から虐待事例の規模を整理したところ、特定できた被虐待者・虐待者がいずれも「1名」の割合が全体の64.3%を占めていた。

図表 2-II-2-23 被虐待者・虐待者の規模（参考値）

			虐待者規模				
			1人	2～4人	5～9人	10人以上	特定不能
被虐待者規模	1人	件数	414	30	6	0	21
		割合	64.3%	4.7%	0.9%	0.0%	3.3%
	2～4人	件数	58	32	5	0	15
		割合	9.0%	5.0%	0.8%	0.0%	2.3%
	5～9人	件数	11	4	1	0	6
		割合	1.7%	0.6%	0.2%	0.0%	0.9%
	10人以上	件数	0	2	1	3	3
		割合	0.0%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%
	特定不能	件数	9	4	0	0	19
		割合	1.4%	0.6%	0.0%	0.0%	3.0%
	合計	件数	492	72	13	3	64
		割合	76.4%	11.2%	2.0%	0.5%	9.9%

被虐待者・虐待者の人数は特定された分のみのため参考値

(5) 虐待があった施設・事業所の種別と虐待行為の内容・程度

虐待の事実が認められた事例 644 件のうち、サービス種別として最も多いのは「特別養護老人ホーム」(29.5%)であった。次いで「有料老人ホーム」(27.7%)、「認知症対応型共同生活介護」(14.8%)、「介護老人保健施設」(11.2%)の順であった(図表 2-II-2-24)。

サービス種別を大別すると、「介護保険施設」(特養、老健、療養型・介護医療院)が41.3%、「グループホーム(GH)・小規模多機能」が16.9%、「その他の入所系施設(介護保険施設及びGH・小規模多機能、居宅介護系事業所以外)」が31.7%、「居宅介護系事業所」が8.4%であった。

過去の指導等の有無をみると、虐待があった施設・事業所のうち、およそ3割程度が過去に何らかの指導等や対応が行われていた。指導内容としては、虐待防止や身体介助の研修体制や不適切ケア、事故報告の遅れ等に関するもののほか、人員基準違反や介護報酬に関する指導、記録整備等に関する内容であった。また、過去にも虐待が発生していたケースは23件あった。(図表 2-II-2-25)。

発生した虐待の種類・類型をみると、「介護保険施設」や「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」、「その他入所系」では、居宅系と比べて「身体的虐待」や「介護等放棄」が含まれる割合が高い。一方、「居宅系」では、他の施設種別に比べて「心理的虐待」や「経済的虐待」が含まれる割合が高くなっていた(図表 2-II-2-26)。

また、各サービス種別(詳細)にみた虐待の種類・類型を図表 2-II-2-27 に示す。特徴として、虐待に該当する身体拘束は「(住宅型)有料老人ホーム」での発生割合が高くなっていた。

サービス種別と虐待の深刻度の関係では、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」、「介護保険施設」において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。(図表 2-II-2-28)。

図表 2-Ⅱ-2-24 虐待のあった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	療養型医療施設・介護医療院	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護等	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	190	72	4	95	14	90	88	3	9	14	21	28	5	11	644
割合	29.5%	11.2%	0.6%	14.8%	2.2%	14.0%	13.7%	0.5%	1.4%	2.2%	3.3%	4.3%	0.8%	1.7%	100%
グループ	介護保険施設 41.3%			GH・小規模多機能:16.9%		その他入所系: 31.7%					居宅系: 8.4%			1.7%	100%

※調査対象年度内の虐待判断事例について集計。

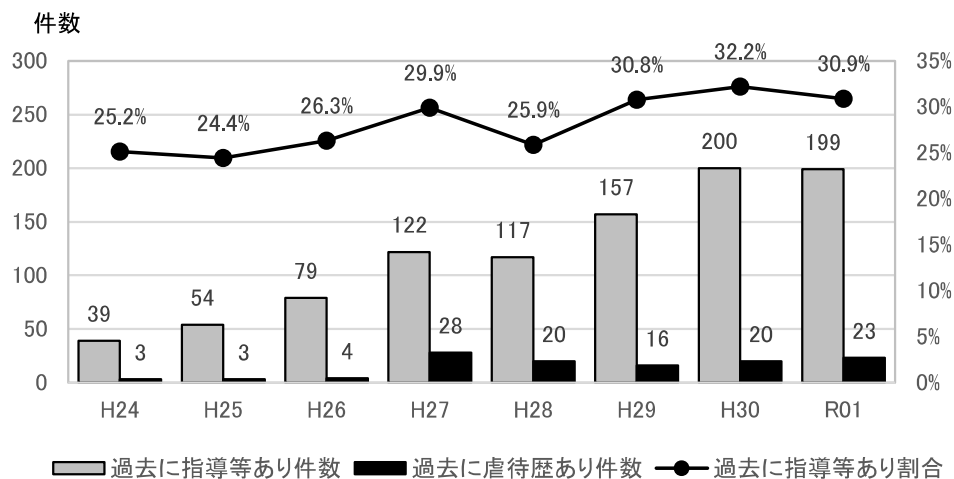
※「その他」のうち8件はサービス付き高齢者向け住宅等を養介護施設・事業所とみなしたもの、3件は複数のサービス種別にまたがるもしくは複数型のもの。

図表 2-Ⅱ-2-25 虐待が確認された施設・事業所における過去の指導等

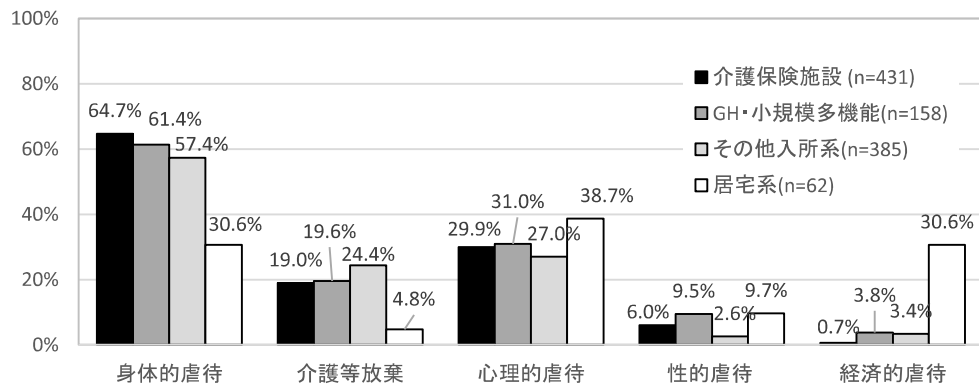
	件数	割合
なし・不明	445	69.1%
あり	199	30.9%
合計	644	100.0%

	件数	割合
虐待歴あり	23	11.6%
(内、同一法人内他事業所で虐待歴あり)	2	1.0%
過去に虐待に関する通報等対応あり	29	14.6%
(内、同一法人内他事業所で通報等対応あり)	2	1.0%
身体拘束に関する減算・指導あり	11	5.5%
指導あり	108	54.3%
(内、同一法人内他事業所への指導等あり)	3	1.5%
監査・立入検査等の実施あり	11	5.5%
勧告・改善命令等の権限行使あり	9	4.5%
事故報告あり	5	2.5%
苦情対応あり	34	17.1%
その他	2	1.0%

参考図表 虐待が確認された施設・事業所における過去の指導等（経年変化）



図表 2-Ⅱ-2-26 サービス種別と虐待類型の関係



※被虐待者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

(図表 2-Ⅱ-2-26 参考図表：集計内訳)

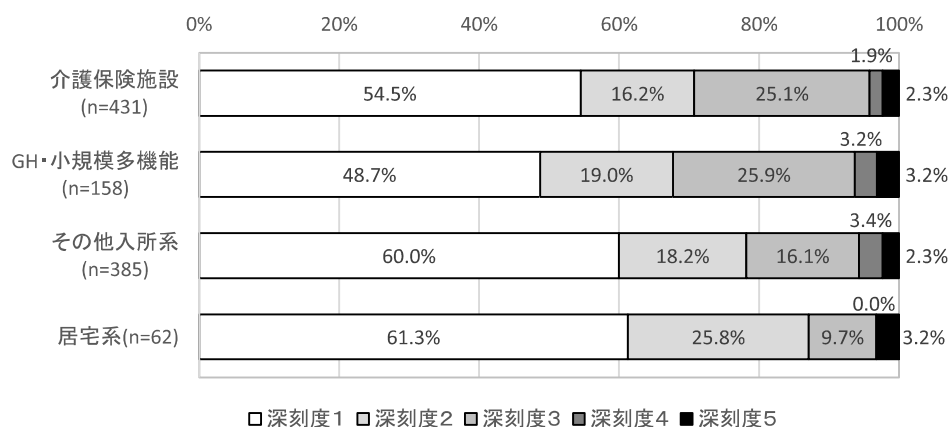
施設種別		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険施設 (n=431)	人数	279	82	129	26	3
	割合 (%)	64.7%	19.0%	29.9%	6.0%	0.7%
GH・小規模多機能 (n=158)	人数	97	31	49	15	6
	割合 (%)	61.4%	19.6%	31.0%	9.5%	3.8%
その他入所系 (n=385)	人数	221	94	104	10	13
	割合 (%)	57.4%	24.4%	27.0%	2.6%	3.4%
居宅系 (n=62)	人数	19	3	24	6	19
	割合 (%)	30.6%	4.8%	38.7%	9.7%	30.6%
その他 (n=24)	人数	21	2	3	0	0
	割合 (%)	87.5%	8.3%	12.5%	0.0%	0.0%
合計 (n=1,060)	人数	637	212	309	57	41
	割合 (%)	60.1%	20.0%	29.2%	5.4%	3.9%

図表 2-Ⅱ-2-27 サービス種別（詳細）と虐待類型の関係

		被虐待者 数	虐待類型					
			身体的 虐待	身体拘束	介護等 放棄	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
特別養護老人ホーム	人数	298	190	59	53	100	23	2
	割合	100.0%	63.8%	19.8%	17.8%	33.6%	7.7%	0.7%
介護老人保健施設	人数	119	75	25	29	25	3	1
	割合	100.0%	63.0%	21.0%	24.4%	21.0%	2.5%	0.8%
介護療養型医療施設（介護医療院）	人数	14	14	8	0	4	0	0
	割合	100.0%	100.0%	57.1%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%
認知症対応型共同生活介護	人数	125	77	21	26	45	11	1
	割合	100.0%	61.6%	16.8%	20.8%	36.0%	8.8%	0.8%
有料老人ホーム	人数	346	191	127	87	92	10	11
	割合	100.0%	55.2%	36.7%	25.1%	26.6%	2.9%	3.2%
(住宅型)有料老人ホーム	人数	194	115	85	37	49	7	4
	割合	100.0%	59.3%	43.8%	19.1%	25.3%	3.6%	2.1%
(介護付き)有料老人ホーム	人数	152	76	42	50	43	3	7
	割合	100.0%	50.0%	27.6%	32.9%	28.3%	2.0%	4.6%
小規模多機能型居宅介護等	人数	33	20	13	5	4	4	5
	割合	100.0%	60.6%	39.4%	15.2%	12.1%	12.1%	15.2%
軽費老人ホーム	人数	4	3	0	0	0	0	2
	割合	100.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
養護老人ホーム	人数	12	12	0	0	5	0	0
	割合	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	41.7%	0.0%	0.0%
短期入所施設	人数	23	15	3	7	7	0	0
	割合	100.0%	65.2%	13.0%	30.4%	30.4%	0.0%	0.0%
訪問介護等	人数	25	6	3	1	11	1	9
	割合	100.0%	24.0%	12.0%	4.0%	44.0%	4.0%	36.0%
通所介護等	人数	31	12	3	1	13	5	6
	割合	100.0%	38.7%	9.7%	3.2%	41.9%	16.1%	19.4%
居宅介護支援等	人数	6	1	1	1	0	0	4
	割合	100.0%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	66.7%
その他	人数	24	21	14	2	3	0	0
	割合	100.0%	87.5%	58.3%	8.3%	12.5%	0.0%	0.0%
合計	人数	1,060	637	277	212	309	57	41
	割合	100.0%	60.1%	26.1%	20.0%	29.2%	5.4%	3.9%

※「身体拘束」は、要件を満たさず、「緊急やむを得ない場合」に例外的に許容されるものを除く「虐待に該当する身体拘束」を指す。

図表 2-Ⅱ-2-28 サービス種別と虐待の深刻度の関係



※被虐待者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。

(図表 2-Ⅱ-2-28 参考図表：集計内訳)

		虐待の程度（深刻度）					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険施設 (n=431)	人数	235	70	108	8	10	431
	割合	54.5%	16.2%	25.1%	1.9%	2.3%	100.0%
GH・小規模多機能 (n=158)	人数	77	30	41	5	5	158
	割合	48.7%	19.0%	25.9%	3.2%	3.2%	100.0%
その他入所系 (n=385)	人数	231	70	62	13	9	385
	割合	60.0%	18.2%	16.1%	3.4%	2.3%	100.0%
居宅系 (n=62)	人数	38	16	6	0	2	62
	割合	61.3%	25.8%	9.7%	0.0%	3.2%	100.0%
その他 (n=24)	人数	12	1	9	2	0	24
	割合	50.0%	4.2%	37.5%	8.3%	0.0%	100.0%
合計 (n=1060)	人数	592	187	226	28	26	1,060
	割合	55.8%	17.6%	21.3%	2.6%	2.5%	100.0%

（６）虐待の発生要因

１）虐待対応ケース会議での発生要因の分析

令和元年度に虐待と判断した 644 件のうち、虐待対応ケース会議において虐待の発生要因に関する分析を実施した割合は 73.0%であった（図表 2-Ⅱ-2-29）。

図表 2-Ⅱ-2-29 虐待対応ケース会議での発生要因の分析

	件数	割合
実施した	470	73.0%
実施していない	142	22.0%
その他	32	5.0%
計	644	100.0%

２）虐待の発生要因

虐待の発生要因として記載のあった 644 件の記述内容を複数回答形式で分類したところ、最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」（56.8%）であり、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」（26.4%）、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」（20.5%）、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」（12.6%）の順であった（図表 2-Ⅱ-2-30）。

「教育・知識・介護技術等に関する問題」について、その内訳を複数回答形式で整理したところ、「職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足」が 49.5%で最も多く、次いで「職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足」（29.5%）、「組織の教育体制、職員教育の不備不足」（17.5%）や「教育・知識・介護技術等に関する組織や管理者の知識・認識、管理体制等の不足」（12.8%）など組織として教育・管理体制面での課題が指摘されていた（図表 2-Ⅱ-2-31）。

虐待発生要因とサービス種別の関係をみたところ、「教育・知識・介護技術等に関する問題」はいずれのサービス種別においても同程度の割合であるが、「倫理観や理念の欠如」は「居宅系」事業所の割合が高くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-32）。

虐待発生要因と虐待類型の関係をみると、身体的虐待では「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も高く、介護等放棄では「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が、経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」を指摘する割合が高くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-33）。

図表 2-Ⅱ-2-30 虐待の発生要因（複数回答形式）

内容	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	366	56.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	170	26.4%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	132	20.5%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	81	12.6%
倫理観や理念の欠如	75	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	59	9.2%
その他	10	1.6%

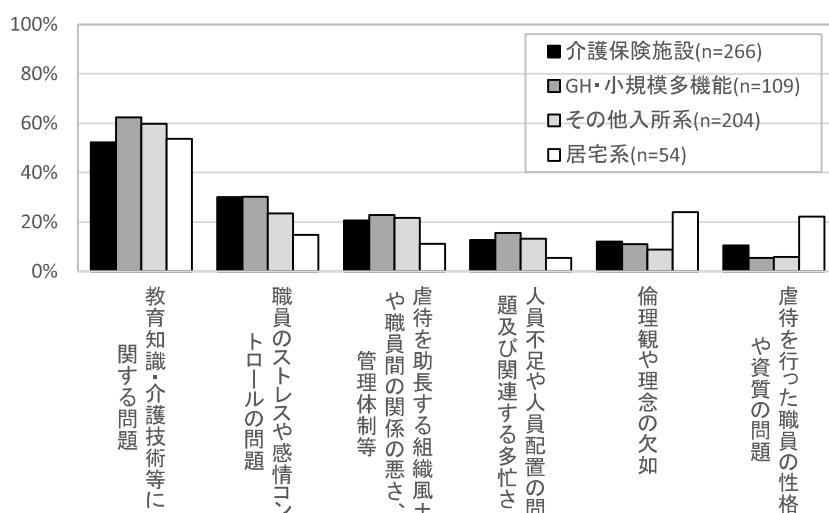
※※割合の母数は 644 件。

※ここでの「人員不足」は、配置基準は満たしているものの、一定の経験がある職員が少なかったり、夜間体制に不安があったり、その他利用者の状態像と職員体制のバランスが取れていない状況を指す。

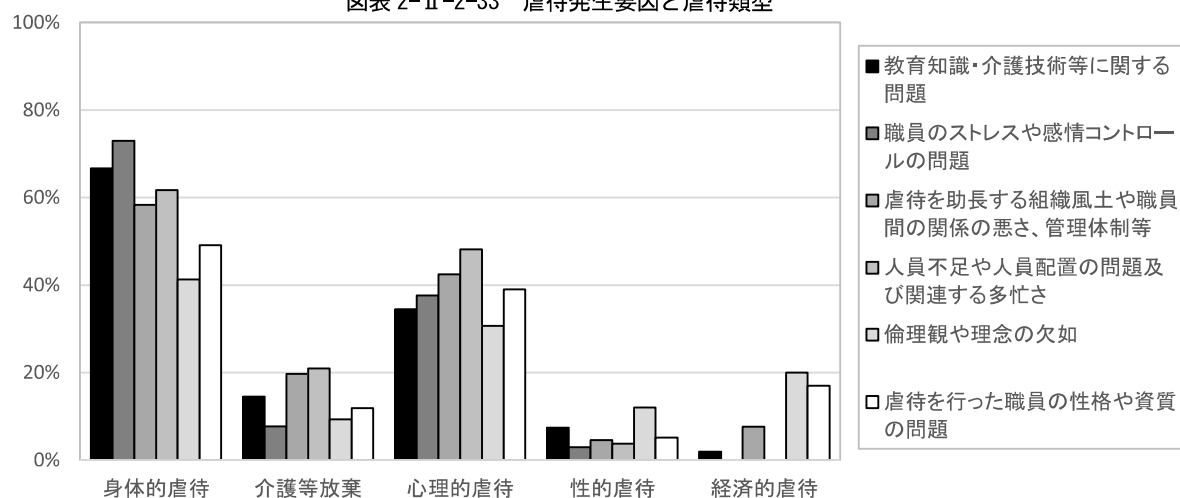
図表 2-Ⅱ-2-31 虐待の発生要因「教育・知識・介護技術等に関する問題」の内訳（複数回答形式）

	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足	47	12.8%
組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題	30	8.2%
組織の教育体制、職員教育の不備不足	64	17.5%
職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足	108	29.5%
職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足	181	49.5%

図表 2-Ⅱ-2-32 虐待発生要因とサービス種別



図表 2-Ⅱ-2-33 虐待発生要因と虐待類型



(図表 2-Ⅱ-2-33 参考図表：集計内訳)

		虐待類型				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
教育・知識・介護技術等に関する問題 (n=366)	件数	244	53	126	27	7
	割合	66.7%	14.5%	34.4%	7.4%	1.9%
職員のストレスや感情コントロールの問題 (n=170)	件数	124	13	64	5	0
	割合	72.9%	7.6%	37.6%	2.9%	0.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ (n=132)	件数	77	26	56	6	10
	割合	58.3%	19.7%	42.4%	4.5%	7.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ (n=81)	件数	50	17	39	3	0
	割合	61.7%	21.0%	48.1%	3.7%	0.0%
倫理観や理念の欠如 (n=75)	件数	31	7	23	9	15
	割合	41.3%	9.3%	30.7%	12.0%	20.0%
虐待を行った職員の性格や資質の問題 (n=59)	件数	29	7	23	3	10
	割合	49.2%	11.9%	39.0%	5.1%	16.9%

平成 30 年度調査から追加した選択肢形式の虐待発生要因をみると、「虐待を行った職員の課題」とともに「組織運営上の課題」や「運営法人（経営層）の課題」として回答率の高い項目もみられた。

回答割合を施設・事業所種別にみると、全体の回答割合に比べ介護保険施設では「職員のストレス・感情コントロール」を指摘する割合が高い傾向がみられた。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護施設では、組織運営上の課題として「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」、「職員の指導管理体制が不十分」、「職員研修の機会や体制が不十分」などを指摘する割合が高くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-34）。

図表 2-Ⅱ-2-34 虐待の発生要因（選択肢形式）

		件数	割合	施設・事業所種別				
				介護保険施設	GH・小規模多機能	その他居住系	居宅系	その他
施設・事業所数		644	100.0%	266	109	204	54	11
運営法人（経営層）の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	131	20.3%	15.0%	24.8%	23.5%	25.9%	18.2%
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	203	31.5%	24.1%	34.9%	38.2%	29.6%	63.6%
	経営層の現場の実態の理解不足	281	43.6%	42.5%	52.3%	42.2%	40.7%	27.3%
	業務環境変化への対応取組が不十分	221	34.3%	35.3%	41.3%	30.9%	27.8%	36.4%
	不安定な経営状態	51	7.9%	5.6%	11.0%	9.8%	5.6%	9.1%
	その他	31	4.8%	2.6%	8.3%	6.4%	1.9%	9.1%
組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	171	26.6%	20.7%	31.2%	31.4%	25.9%	36.4%
	高齢者へのアセスメントが不十分	189	29.3%	24.4%	32.1%	33.8%	29.6%	36.4%
	チームケア体制・連携体制が不十分	349	54.2%	58.3%	55.0%	52.0%	38.9%	63.6%
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	384	59.6%	49.6%	66.1%	69.1%	55.6%	81.8%
	事故や苦情対応の体制が不十分	202	31.4%	31.2%	33.0%	32.4%	25.9%	27.3%
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	122	18.9%	16.9%	20.2%	19.6%	18.5%	45.5%
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	238	37.0%	38.0%	41.3%	36.8%	24.1%	36.4%
	職員の指導管理体制が不十分	418	64.9%	63.5%	73.4%	67.2%	53.7%	27.3%
	職員研修の機会や体制が不十分	318	49.4%	44.0%	55.0%	51.0%	57.4%	54.5%
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	259	40.2%	43.6%	42.2%	37.3%	35.2%	18.2%
	職員が相談できる体制が不十分	269	41.8%	40.2%	46.8%	42.6%	38.9%	27.3%
	その他	25	3.9%	4.1%	4.6%	3.9%	1.9%	0.0%
虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	401	62.3%	65.4%	60.6%	57.8%	72.2%	36.4%
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	487	75.6%	75.2%	78.0%	73.5%	77.8%	90.9%
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	397	61.6%	64.3%	65.1%	60.8%	48.1%	45.5%
	職員の業務負担の大きさ	277	43.0%	44.0%	45.9%	44.1%	29.6%	36.4%
	職員のストレス・感情コントロール	419	65.1%	71.1%	60.6%	61.8%	63.0%	36.4%
	職員の性格や資質の問題	409	63.5%	66.2%	59.6%	60.3%	75.9%	36.4%
	待遇への不満	112	17.4%	17.3%	18.3%	18.1%	14.8%	9.1%
	その他	29	4.5%	4.5%	4.6%	5.9%	0.0%	0.0%
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	373	57.9%	59.4%	54.1%	63.2%	37.0%	63.6%
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	339	52.6%	50.8%	64.2%	51.0%	40.7%	72.7%
	医療依存度が高い	77	12.0%	6.8%	13.8%	17.2%	9.3%	36.4%
	意思表示が困難	267	41.5%	42.9%	48.6%	38.2%	29.6%	54.5%
	職員に暴力・暴言を行う	153	23.8%	24.4%	30.3%	21.1%	16.7%	27.3%
	他の利用者とのトラブルが多い	58	9.0%	8.6%	11.0%	7.4%	13.0%	9.1%
	その他	60	9.3%	10.9%	5.5%	10.8%	3.7%	9.1%

※網掛けは、全体回答割合に比べて概ね 5%以上回答率が高いものを指す。

(7) 身体拘束との関係

特定された被虐待者 1,060 人のうち、虐待に該当する身体拘束を受けた高齢者は 277 人 (26.1%) を占めていた。また、身体的虐待を受けた被虐待者に占める身体拘束の割合は 43.5% を占めており、養介護施設従事者等における高齢者虐待事案の中で大きな要因となっている (図表 2-II-2-35)。

サービス種別にみると、虐待に該当する身体拘束が行われていたのは「介護保険施設」(29.3%) や「その他入所系」(44.4%) の割合が高い (図表 2-II-2-36)。

虐待者の規模 (人数) を身体拘束の有無別にみると、虐待に該当する身体拘束が行われていた事例では複数の職員が虐待を行っていた割合が高い (図表 2-II-2-37)。

図表 2-II-2-35 被虐待者数及び身体的虐待を受けた被虐待者に占める身体拘束の割合

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定された被虐待者総数に占める身体拘束を受けていた被虐待者の割合	48人／ 263人中 18.3%	92人／ 402人中 22.9%	239人／ 691人中 34.6%	248人／ 778人中 31.9%	333人／ 870人中 38.3%	276人／ 854人中 32.3%	203人／ 927人中 22.0%	277人／ 1,060人中 26.1%
身体的虐待を受けていた被虐待者総数に占める身体拘束を受けていた被虐待者の割合	48人／ 149人中 32.2%	92人／ 258人中 35.7%	239人／ 441人中 54.2%	248人／ 478人中 51.9%	333人／ 570人中 58.4%	276人／ 511人中 54.0%	203人／ 533人中 38.1%	277人／ 637人中 43.5%

図表 2-II-2-36 虐待に該当する身体拘束の有無とサービス種別

	介護保険施設	GH・小規模多機能	その他入所系	居宅系	その他	合計
身体拘束あり	39 29.3%	25 18.8%	59 44.4%	6 4.5%	4 3.0%	133 100.0%
身体拘束なし	208 43.8%	79 16.6%	137 28.8%	45 9.5%	6 1.3%	475 100.0%
合計	247 40.6%	104 17.1%	196 32.2%	51 8.4%	10 1.6%	608 100.0%

※被虐待者が特定できなかった場合等を除く 608 件が対象。

図表 2-II-2-37 虐待に該当する身体拘束の有無と虐待者の規模

	1人	2～4人	5～9人	10人以上	特定不能	合計
身体拘束あり	71 53.4%	20 15.0%	4 3.0%	2 1.5%	36 27.1%	133 100.0%
身体拘束なし	410 86.3%	46 9.7%	9 1.9%	1 0.2%	9 1.9%	475 100.0%
合計	481 79.1%	66 10.9%	13 2.1%	3 0.5%	45 7.4%	608 100.0%

※被虐待者が特定できなかった場合等を除く 608 件が対象。

図表 2-II-2-38 虐待に該当する身体拘束の有無と被虐待者の規模

	1人	2～4人	5～9人	10人以上	合計
身体拘束あり	75 56.4%	42 31.6%	11 8.3%	5 3.8%	133 100.0%
身体拘束なし	393 82.7%	67 14.1%	11 2.3%	4 0.8%	475 100.0%
合計	468 77.0%	109 17.9%	22 3.6%	9 1.5%	608 100.0%

※被虐待者が特定できなかった場合等を除く 608 件が対象。

（８）虐待が発生した施設・事業所の取組

虐待の事実が確認された施設・事業所において取り組まれていた虐待防止に関する取組の状況を確認したところ、「管理者の虐待防止に関する研修の受講」は273施設・事業所（42.4%）で、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」は443施設・事業所（68.8%）で、「虐待防止委員会の設置」は248施設・事業所（38.5%）において実施されていた（図表2-II-2-39）。

虐待の発生要因でもみたように、虐待の発生には虐待を行った職員自身に関する課題のみでなく、法人や組織運営上の課題も大きく関連している。その観点から、管理者の虐待防止に関する意識向上は必要不可欠といえる。今回調査では、「管理者の虐待防止に関する研修の受講」割合は過半数を下回っていることから、施設・事業所管理者の積極的な研修受講や意識改善が求められる。

図表 2-II-2-39 虐待が発生した施設・事業所の取組

	施設・事業所数	管理者の虐待防止に関する研修受講あり		職員に対する虐待防止に関する研修実施あり		虐待防止委員会の設置あり	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	190	91	47.9%	149	78.4%	105	55.3%
介護老人保健施設	72	30	41.7%	55	76.4%	34	47.2%
介護療養型医療施設・介護医療院	4	1	25.0%	3	75.0%	1	25.0%
認知症対応型共同生活介護	95	40	42.1%	57	60.0%	38	40.0%
(住宅型)有料老人ホーム	90	25	27.8%	49	54.4%	15	16.7%
(介護付き)有料老人ホーム	88	38	43.2%	67	76.1%	32	36.4%
小規模多機能型居宅介護等	14	9	64.3%	11	78.6%	2	14.3%
軽費老人ホーム	3	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
養護老人ホーム	9	6	66.7%	6	66.7%	5	55.6%
短期入所施設	14	5	35.7%	11	78.6%	6	42.9%
訪問介護等	21	13	61.9%	13	61.9%	3	14.3%
通所介護等	28	13	46.4%	18	64.3%	6	21.4%
居宅介護支援等	5	1	20.0%	1	20.0%	0	0.0%
その他	11	1	9.1%	3	27.3%	0	0.0%
計	644	273	42.4%	443	68.8%	248	38.5%

[考察]

虐待の事実が確認された事例における身体的虐待では「暴力行為」が全体の41.1%、介護等放棄では「必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」が全体の48.6%、心理的虐待では「威圧的・侮辱的な発言、態度」が全体の44.6%を占めている（図2-II-2-3）。また、被虐待者の属性からも、要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が高く、支援や介護が必要な高齢者が虐待の被害を受けている状況が見受けられる（図表2-II-2-8、図表2-II-2-9、図表2-II-2-10）。

本来、介護保険法の目的でもある高齢者の尊厳を保持し、自立した生活を営むために提供されるサービスを利用することで、支援や介護を要する状態にある高齢者が虐待を受けることはあってはならず、いかなる虐待行為は決して許されない。そのため、市町村における虐待の未然防止及び適切な虐待対応が求められている。また、経済的虐待では「着服・窃盗・横領」などの割合が高く、犯罪として警察が介入することで実態の把握ができにくく、警察の対応に委ねてしまう事態も懸念される。市町村として、刑法に基づく警察の介入に留めることなく、高齢者虐待防止法に基づく経済的虐待としての対応が求められる。（図表2-II-2-3）

虐待の深刻度スケール(5段階評価)による分類では、最も深刻度が低いとした「深刻度1」が55.9%を占めているが、自由記述によれば、「医師から処方されていない薬を服薬」する行為が深刻度1に分類されるなど、深刻度1や3として分類された事例であっても、より深刻度が高く評価されるべきものが含まれている。このことから、より正確な分析を行うための統一的な指標が求められる（図表2-II-2-4）。

虐待者については、直接高齢者の支援にあたる介護・看護職員が約86%と大多数を占めるが、管理職や施設長、経営者・開設者による虐待が約10%確認されており、直接介護等のサービスを提供しない従事者からの虐待も生じている。そのため、市町村・都道府県、施設等が介護等の現場職員に限ることなく施設や事業所に関わる全ての従事者に対する虐待対応と未然防止策を講じる必要がある。また、虐待の未然防止にあたっての施設や事業所での教育の機会も直接支援にあたる職員に限らず、組織全体に働きかけていくことが重要となっている（図表2-II-2-17）。

虐待のあった施設や事業所別では、入所系が全体の約90%を占めている。「その他」に含まれている有料老人ホームに該当しない入所系施設でも虐待が発生していることから、高齢者の生活場所であることには変わらないため、行政権限も含めた市町村等における虐待対応が適切に行えるような仕組みを構築していく必要がある（図表2-II-2-24）。

また、本調査により「過去に何らかの指導等の対応が行われていた施設・事業所」が約30%となっていることが明らかとなった。繰り返し虐待が発生している施設や事業所、身体拘束による減算・指導を受けた施設や事業所もあるなど、市町村における過去の虐待対応や改善命令・改善計画が適切に行われていたのか、再発防止策がなされていたのかを検証し、効果的な初回の指導等が実施できるようにする必要がある（図表2-II-2-25）。

更に、虐待対応ケース会議において「虐待の発生要因分析を実施していない」割合が22.0%を占めている（図表2-II-2-29）。本来、虐待に至った要因を分析し、そのうえで、虐待の解消に向けた対応と再発防止策が講ぜられるべきである。前述したように、「過去に何らかの指導等の対応が行われていた施設・事業所」で繰り返し虐待が生じていることとの因果関係の検証が求められる。

また、虐待に至った要因として「職員の教育・知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「職員の虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が挙げられている（図表2-II-2-30）。虐待の未然防止として、施設や事業所における教育や知識、介護技術の習得に向けた取組みが求められてい

る。特に、身体的虐待の要因として最多の「職員のストレスや感情コントロールの問題」(72.9%)への対処方法として、業務量や業務実態、職員体制等も含め、より詳細な状況を把握し、抜本的な対策を図っていく必要がある(図表 2-II-2-33)。

養介護施設従事者等による虐待は、虐待を行った職員個人の課題や状況にとどめることなく、虐待が生じた組織や組織運営上の課題、運営法人(経営層)の課題も含めた対応が求められる。その中でも、「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」、「職員の指導管理体制が不十分」、「職員研修の機会や体制が不十分」と指摘する割合が高くなっている(図表 2-II-2-34)。また、虐待の事実が確認された施設・事業所での虐待防止に関する取組の状況として、「管理者の虐待防止に関する研修の受講実施」は42.4%、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」は68.8%、「虐待防止委員会の設置」は38.5%となっている。虐待防止委員会が設置され研修も実施している施設において虐待が発生していることから研修や委員会で話し合われている内容の形骸化等が考えら、虐待防止に効果的な委員会の運営や研修内容を検討する必要がある(図表 2-II-2-39)。

いかなる施設や事業所でも虐待が生じないよう管理者の積極的な研修受講や意識改善が求められ、また職員に対する研修も不可欠である。また、研修や虐待防止委員会が施設・事業所における組織全体として、虐待防止に向けた取組みに繋がっているか、その評価や効果検証が求められるとともに、虐待対応を担う市町村等において虐待の未然防止策を含め、発生した虐待に対して適切な対応ができる体制を構築していく必要がある。

3. 虐待事例への対応状況

(1) 対応状況

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 758 件（平成 30 年度以前に虐待と判断して令和元年度に対応した 114 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 574 件、「改善計画提出依頼」が 550 件、「従事者等への注意・指導」が 301 件であった（図表 2-II-3-1）。

図表 2-II-3-1 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

施設等に対する指導	574 件
改善計画提出依頼	550 件
従事者等への注意・指導	301 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 194 件、「改善勧告」が 82 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 3 件、「改善命令」が 21 件、「指定の効力停止」が 11 件、「指定の取消」が 3 件であった（図表 2-II-3-2）。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 75 件、「改善命令」が 27 件、「事業の制限、停止、廃止」が 4 件、「認可取消」が 1 件であった（図表 2-II-3-3）。

図表 2-II-3-2 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

都道府県又は市町村による 介護保険法の規定による権限の行使 （複数回答）	報告徴収、質問、立入検査	194 件
	改善勧告	82 件
	改善勧告に従わない場合の公表	3 件
	改善命令	21 件
	指定の効力停止	11 件
	指定の取消	3 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

図表 2-II-3-3 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

都道府県又は市町村による 老人福祉法の規定による権限の行使 （複数回答）	報告徴収、質問、立入検査	75 件
	改善命令	27 件
	事業の制限、停止、廃止	4 件
	認可取消	1 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

市町村・都道府県が講じた措置に対して、施設・事業所側が行った対応としては、町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 534 件、「勧告等への対応」が 63 件であった（図表 2-II-3-4）。

図表 2-Ⅱ-3-4 市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

	件数
施設等からの改善計画の提出	534 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(367件)
報告徴収等に対する改善	(167件)
勧告等への対応	63 件
その他	53 件

※「施設等からの改善計画の提出」内訳において、改善計画提出依頼等と報告徴収等の両者が行われていた場合、報告徴収等にカウント。

図表 2-Ⅱ-3-5 改善計画提出までの対応期間の分布

	1か月以内	1～3か月未満	3～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年6か月未満	1年6か月以上	合計
介入～改善計画提出 件数	92	220	137	61	9	2	521
割合	17.7%	42.2%	26.3%	11.7%	1.7%	0.4%	100.0%

中央値76日

※介入は、事実確認調査開始日を指す。

	1か月以内	1～3か月未満	3～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年6か月未満	1年6か月以上	合計
相談通報受理～改善計画提出 件数	75	183	170	86	16	2	532
割合	14.1%	34.4%	32.0%	16.2%	3.0%	0.4%	100.0%

中央値93日

(2) 権限行使の有無と虐待事例の様態

虐待判断事例への対応において、老人福祉法もしくは介護保険法上の権限行使の有無と虐待類型、過去の指導等の有無について整理を行ったところ、大きな差異はみられなかった（図表 2-Ⅱ-3-6）。

図表 2-Ⅱ-3-6 権限行使の有無と虐待類型

		虐待類型					
		身体的虐待あり	介護等放棄あり	心理的虐待あり	性的虐待あり	経済的虐待あり	身体拘束あり
権限行使あり (n=176)	件数	111	35	70	14	14	35
	割合	63.1%	19.9%	39.8%	8.0%	8.0%	19.9%
権限行使なし (n=433)	件数	296	50	154	22	15	98
	割合	68.4%	11.5%	35.6%	5.1%	3.5%	22.6%
合計	件数	407	85	224	36	29	133
	割合	66.8%	14.0%	36.8%	5.9%	4.8%	21.8%

次いで、虐待判断事例への対応において、老人福祉法もしくは介護保険法上の権限行使の有無と過去の指導等の有無について整理を行ったところ、権限行使のあった施設・事業所のうち4割以上が過去に何らかの指導等を受けていた（図表 2-Ⅱ-3-7）。

図表 2-Ⅱ-3-7 権限行使の有無と過去の指導等の有無

		過去の指導 等なし・不明	過去の指導 等あり	合計
権限行使あり	件数	101	75	176
	割合	57.4%	42.6%	100.0%
権限行使なし	件数	321	112	433
	割合	74.1%	25.9%	100.0%
合計	件数	422	187	609
	割合	69.3%	30.7%	100.0%

(3) 改善取組のモニタリング、調査対象年度末時点の状況

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 758 件（平成 30 年度以前に虐待と判断して令和元年度に対応した 114 件を含む。）に対する改善取組のモニタリング状況を確認したところ、「施設からの報告」を受けていた割合が 53.8%を占めており、「施設訪問による確認」を行っていた割合は 28.0%であった（図表 2-Ⅱ-3-8）。

また、調査対象年度末日時点での状況は、「終結」が 55.9%、「対応継続」が 44.1%であった（図表 2-Ⅱ-3-9）。

図表 2-Ⅱ-3-8 改善取組のモニタリング

	件数	割合（%）
施設訪問による確認	212 件	28.0%
施設からの報告	408 件	53.8%
その他	60 件	7.9%

図表 2-Ⅱ-3-9 調査対象年度末日での状況

	対応継続	終結	合計
件数	334 件	424 件	758 件
構成割合(%)	44.1%	55.9%	100.0%

図表 2-Ⅱ-3-10 終結事例における対応期間の分布

	1か月以内	1～3か月 未満	3～6か月 未満	6か月～1年 未満	1年～1年6か 月未満	1年6か月 以上	合計
介入～終結	件数	84	127	94	76	23	419
	割合	20.0%	30.3%	22.4%	18.1%	5.5%	100.0%

中央値90日

※介入は、事実確認調査開始日を指す。

	1か月以内	1～3か月 未満	3～6か月 未満	6か月～1年 未満	1年～1年6か 月未満	1年6か月 以上	合計
相談通報受理～ 終結	件数	68	120	110	80	28	424
	割合	16.0%	28.3%	25.9%	18.9%	6.6%	100.0%

中央値102日

[考察]

まず、令和元年度において市町村または都道府県が虐待の事実を認めた事例 758 件（平成 30 年度以前に虐待と判断して令和元年度に対応した 114 件を含む）について行った対応状況を確認する。虐待の事実を認めた 758 件のうち、老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応を平成 30 年度と比較したところ、施設等に対する指導は 87 件、改善計画提出依頼は 112 件とそれぞれ増加しているが、従事者への注意・指導は 14 件減少している（参考資料 法に基づく対応状況調査の結果の経年推移 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 (9) 虐待が認められた事例への対応状況 ①市町村による指導等 参照）。これは虐待発生要因として、個別の従事者の課題に加え、組織的課題がより大きくなっていることが考えられる。

次に、老人福祉法、介護保険法上の規定に基づく権限行使において平成 30 年度と比較したところ、報告徴収、質問、立ち入り検査については前年より減少を示しているが、その他の行使についてはいずれも増加を示している（参考資料 法に基づく対応状況調査の結果の経年推移 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 (9) 虐待が認められた事例への対応状況 ②介護保険法又は老人福祉法の規定に基づく権限の行使 参照）。

このことは、深刻な虐待事例の存在を示すとともに、市町村、又は都道府県に迅速な虐待対応能力が求められていることを表すともいえる。

さらに、市町村又は都道府県による権限行使の有無と虐待事例の様態についてみると（図表 2-II-3-7）、過去に指導等を受けている施設において、権限の行使がなされた割合が 42.6%と前年度の 37.7%より 4.9%の増加している。令和元年度に権限の行使が行われた事例のうち、4 割に近い事例が、過去にすでに市町村または都道府県により指導を受けているという事実から、過去に受けた指導によって施設の状況が改善されていない可能性が伺え、施設への指導方法の確立が急務であるといえる。ところで、養介護施設従事者等による虐待への対応では、市町村へ権限移譲が進む中、都道府県の役割が重要であろう。今後、都道府県は虐待の発生した養介護施設従事者、該当施設を指導する際のノウハウを蓄積し、それを各市町村へ提供するなど、指導に際しての質の向上のための取組に努める必要があるといえる。

Ⅲ. 調査結果：養護者による高齢者虐待

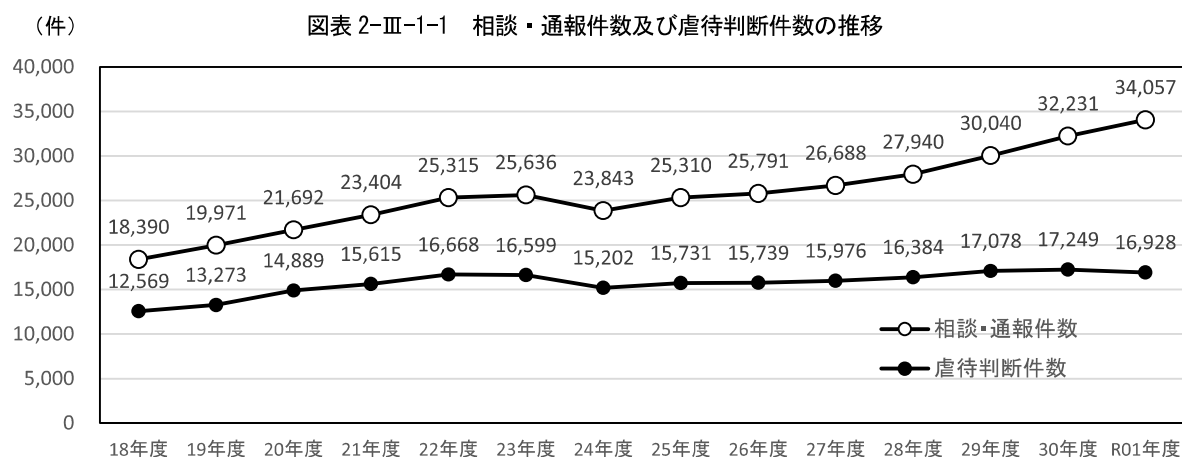
1. 相談・通報～事実確認調査

(1) 相談・通報件数と虐待判断件数

養護者による高齢者虐待に関する令和元年度の相談・通報件数は 34,057 件であり、平成 30 年度の 32,231 件から 1,826 件（5.7%）増加した。

一方、令和元年度内に虐待の事実が認められた事例数（虐待判断件数）は 16,928 件であり、平成 30 年度の 17,249 件から 321 件（1.9%）減少した（図表 2-Ⅲ-1-1）。

なお、市町村ごとに算出した「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数の中央値は 69.2 件、虐待判断件数の中央値は 27.8 件であった（図表 2-Ⅲ-1-2）。また、市町村ごとに算出した「地域包括支援センター1 か所あたり」の相談・通報件数の中央値は 4.0 件、虐待判断件数の中央値は 1.5 件であった（図表 2-Ⅲ-1-3）。



図表 2-Ⅲ-1-2 高齢者人口（10 万）あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	77.9	68.4	0.0	0.0	24.2	69.2	113.4	165.7	199.4
新規虐待判断件数	39.1	44.6	0.0	0.0	0.0	27.8	57.2	95.6	125.6

※基礎数は市町村ごと

図表 2-Ⅲ-1-3 地域包括支援センター1 か所あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	5.8	7.7	0.0	0.0	1.0	4.0	8.0	13.2	19.0
新規虐待判断件数	2.8	5.0	0.0	0.0	0.0	1.5	4.0	7.0	9.8

※基礎数は市町村ごと

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 36,730 人に対して、「介護支援専門員」が 27.5%と最も多く、次いで「警察」が 27.2%、「家族・親族」が 7.9%、「被虐待者本人」が 6.6%、「介護保険事業所職員」が 6.1%、「当該市町村行政職員」が 5.9%であった（図表 2-Ⅲ-1-4）。

なお、「その他」の内訳をみると、「地域包括支援センター（委託・他地域含む）」が半数以上を占めていた（図表 2-Ⅲ-1-5）。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 34,057 件と一致しない。

図表 2-Ⅲ-1-4 相談・通報者の内訳

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	10,119	2,238	1,764	1,156	736	2,424	2,895	483	2,160	10,007	2,703	45	36,730
割合	27.5%	6.1%	4.8%	3.1%	2.0%	6.6%	7.9%	1.3%	5.9%	27.2%	7.4%	0.1%	100.0%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計。回答方式は複数回答形式。

※割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの。

図表 2-Ⅲ-1-5 相談・通報者「その他」の内訳

	件数	割合
地域包括支援センター（委託・他地域含む）	1606	59.4%
社会福祉協議会	188	7.0%
介護保険以外（若しくは不明）の事業所等職員	129	4.8%
障害者事業所等職員	125	4.6%
その他の相談支援機関	118	4.4%
認定調査員	46	1.7%
弁護士・司法書士・行政書士	34	1.3%
消防・救急関係者	25	0.9%
他自治体職員	40	1.5%
保健所	41	1.5%
議員	30	1.1%
女性センター等職員	21	0.8%
在宅介護支援センター	22	0.8%
ボランティア・NPO	11	0.4%
人権擁護関係者	5	0.2%
後見人	22	0.8%
福祉事務所	19	0.7%
児童相談所職員等	11	0.4%
裁判所・法務局・法テラス関係者	5	0.2%
郵便職員	5	0.2%
金融機関・銀行職員	6	0.2%
その他	194	7.2%
合計	2,703	100.0%

(3) 事実確認調査

相談・通報を受理した件数のうち、事実確認調査を実施した割合は95.1%であった。実施方法の内訳は、「訪問調査」が62.5%、「関係者からの情報収集」が32.1%、「立入調査」が0.5%であった（図表2-Ⅲ-1-6）。

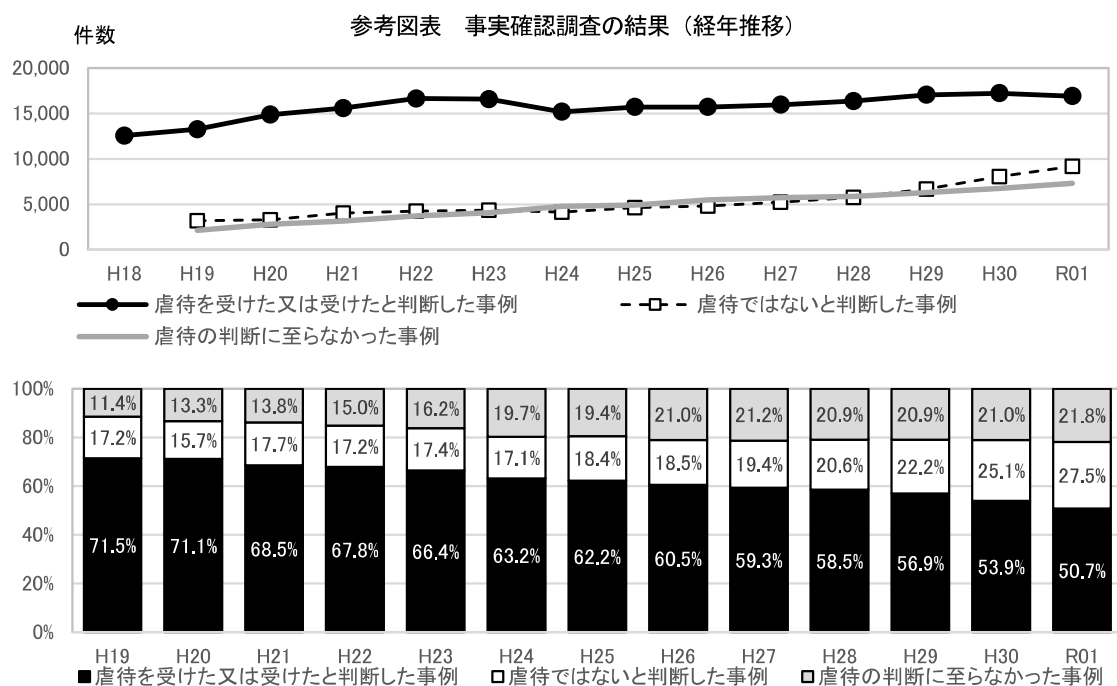
事実確認調査を行った事例のうち、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断」した割合は50.7%であり、「判断に至らなかった」事例は21.8%であった（図表2-Ⅲ-1-7）。

図表 2-Ⅲ-1-6 事実確認の実施状況

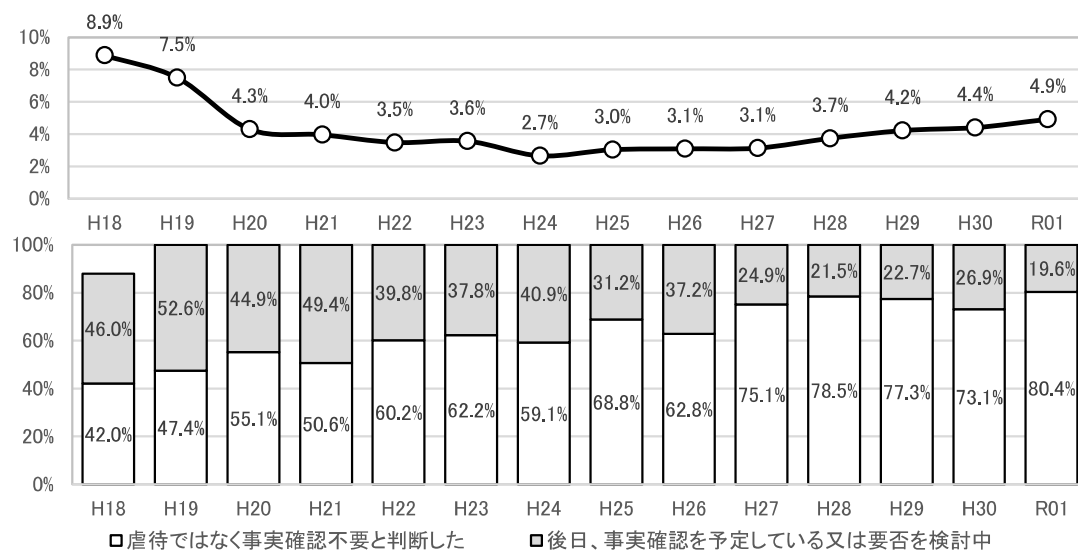
	件数	(うち令和元年度 内に通報・相談)	(うち平成30年度 以前に通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	33,398	(32,346)	(1,052)	95.1%
立入調査以外の方法により調査を行った	33,212	(32,164)	(1,048)	(94.6%)
訪問調査を行った	21,942	(21,166)	(776)	[62.5%]
関係者からの情報収集を行った	11,270	(10,998)	(272)	[32.1%]
立入調査により調査を行った	186	(182)	(4)	(0.5%)
警察が同行した	142	(139)	(3)	[0.4%]
警察に援助要請したが同行はなかった	0	(0)	(0)	[0.0%]
援助要請をしなかった	44	(43)	(1)	[0.1%]
事実確認を行っていない事例	1,727	(1,711)	(16)	4.9%
虐待ではなく事実確認不要と判断した	1,388	(1,380)	(8)	(4.0%)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	339	(331)	(8)	(1.0%)
合 計	35,125	(34,057)	(1,068)	100.0%

図表 2-Ⅲ-1-7 事実確認調査の結果

	件数	割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	16,928	50.7%
虐待ではないと判断した事例	9,191	27.5%
虐待の判断に至らなかった事例	7,279	21.8%
合 計	33,398	100.0%



参考図表 事実確認を行っていない割合と理由（経年推移）



(4) 相談・通報者と事実確認調査、虐待事例の状況

1) 相談・通報者と事実確認調査の方法及び調査結果

相談・通報者によって、事実確認調査の方法や調査結果に違いがあるかどうかを整理したところ、下記のような傾向がみられた。

- ・「介護支援専門員」、「介護保険事業所職員」、「医療機関従事者」、「虐待者自身」が通報者に含まれる事例では、他の事例よりも訪問調査によって事実確認が実施されている割合が高く、また「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」の割合が高い。
- ・「近隣住民・知人」や「民生委員」が通報者に含まれる事例でも、訪問調査が行われている割合は高いものの、「虐待の判断に至らなかった事例」の割合が高くなっていた。また、「家族・親族」や「当該市町村行政職員」が通報者に含まれる事例では、訪問調査の実施割合は高いものの、「虐待ではないと判断した事例」の割合が高い。

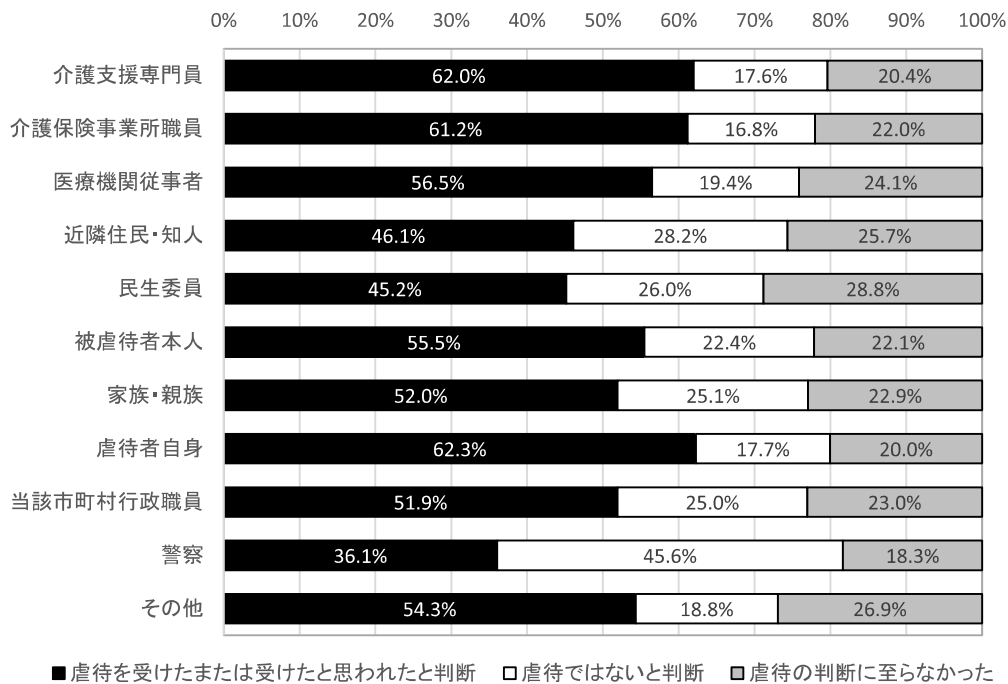
図表 2-Ⅲ-1-8 相談・通報者と事実確認調査の方法及び調査結果

	調査方法				調査結果		
	た 訪 事 問 例 調 査 により 事 実 確 認 を 行 っ	実 関 確 係 者 を か ら っ た 情 報 収 集 の み で 事	た 立 事 入 例 調 査 により 事 実 確 認 を 行 っ	調 明 相 査 ら 談 不 か ・ 要 に 通 と 虐 報 判 待 を 断 し 受 た 理 し た なく た した 事 段 例 階 実 確 確 認	わ 虐 れ 待 た を と 受 判 け 断 た し た 事 例 は 受 け た と 思	虐 待 で は な い と 判 断 し た 事 例	虐 待 の 判 断 に 至 ら な か っ た 事 例
相 談 ・ 通 報 者	介護支援専門員	△	▼		▼	△	▼
	介護保険事業所職員	△	▼	△	▼	△	▼
	医療機関従事者	△	▼		▼	△	▼
	近隣住民・知人	△	▼	△	▼		△
	民生委員	△	▼		▼		△
	被虐待者本人			△	▼	△	▼
	家族・親族	△	▼		▼	▼	
	虐待者自身	△	▼	△	▼	△	▼
	当該市町村行政職員	△	▼	△	▼	▼	
	警察	▼	△		△	△	▼
	その他		△		▼	△	▼
	不明(匿名を含む)				△	▼	△

※相談・通報者ごとの事実確認方法の実施割合や調査結果（判断）の割合が、相談・通報者全体の事実確認方法実施割合、調査結果（判断）の割合と比べて高い場合は△、低い場合は▼とした。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。

※空欄は有意差なし

図表 2-Ⅲ-1-8 参考図表：集計内訳（調査結果）



〔相談・通報者別、虐待類型別にみた初動対応期間〕

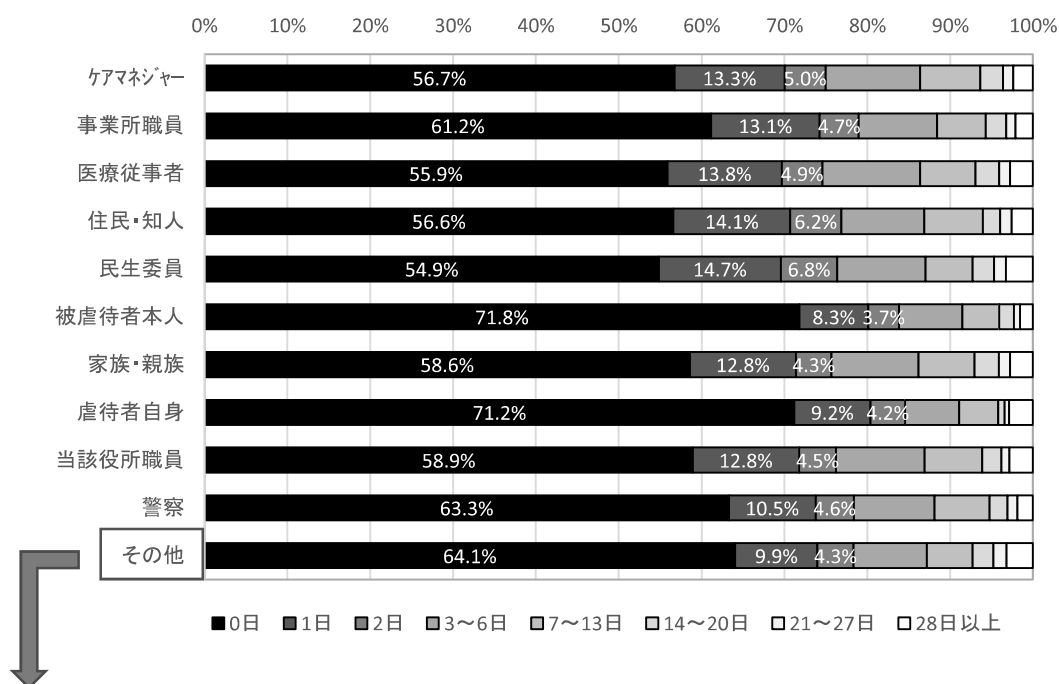
以下では、相談・通報受理から事実確認開始までの期間について、①相談・通報者別、②虐待類型別（虐待判断事例）による差異の有無を確認した。

①相談・通報者別にみた相談・通報受理から事実確認開始までの期間

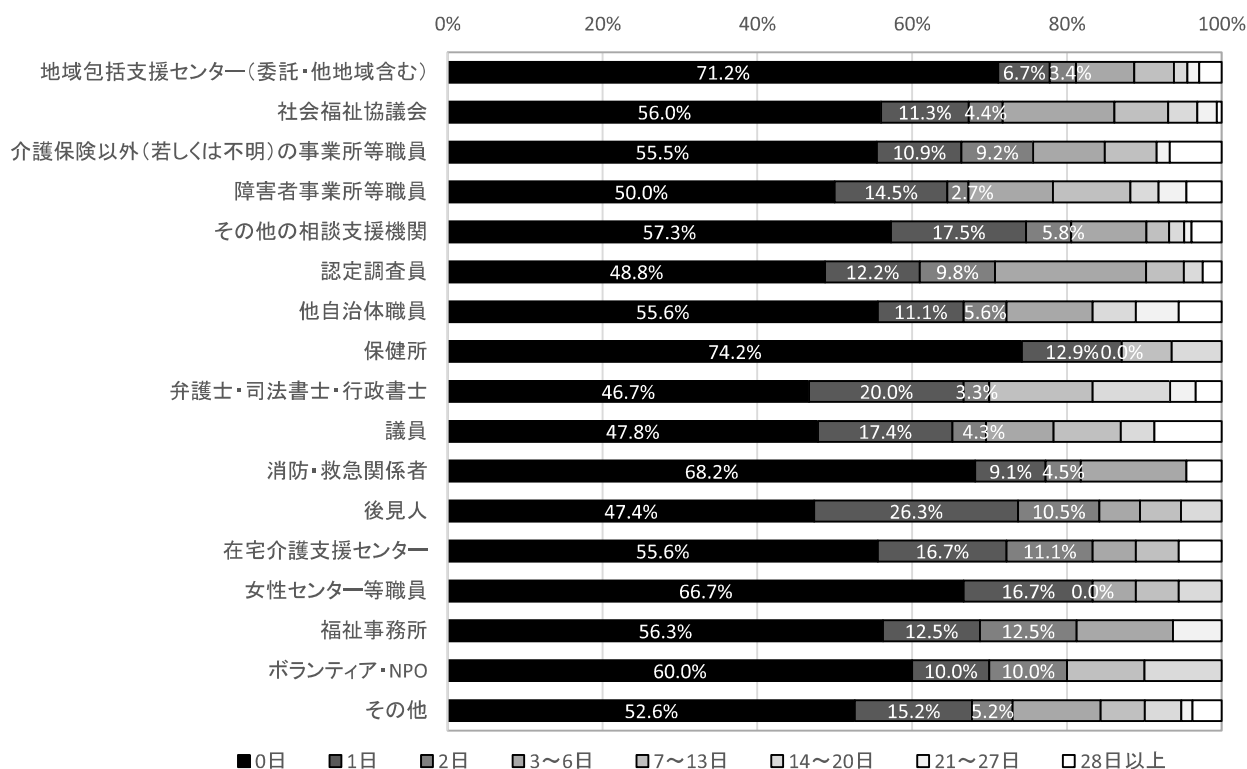
事実確認を行った事例について、相談・通報者別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を確認したところ、「被虐待者本人」や「虐待者自身」からの相談・通報の場合、即日に事実確認を開始している割合が70%以上を占めており、他の相談・通報者よりも高くなっていた（図表 2-Ⅲ-1-9）。

また、相談・通報者「その他」の内訳も含めてみても、いずれの相談・通報者であっても概ね60～80%は2日以内に事実確認が開始されていた（図表 2-Ⅲ-1-10）。

図表 2-Ⅲ-1-9 相談・通報者別にみた初動期の対応日数の分布（虐待判断事例）

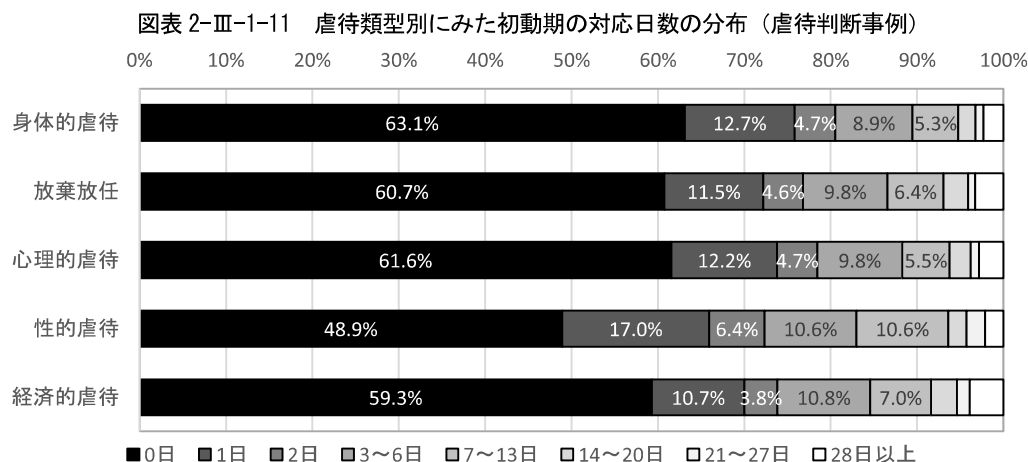


図表 2-Ⅲ-1-10 相談・通報者「その他」内訳別にみた初動期の対応日数の分布（虐待判断事例）



②虐待判断事例における相談・通報受理から事実確認開始までの期間

虐待判断事例について、虐待類型別に相談・通報受理から事実確認開始までの期間（日数）分布を整理したところ、性的虐待を除く他の虐待類型にはほとんど差異はみられず、即日（0日）中に開始した割合は60%前後、2日以内では70～80%程度となっていた（図表 2-Ⅲ-1-11）。



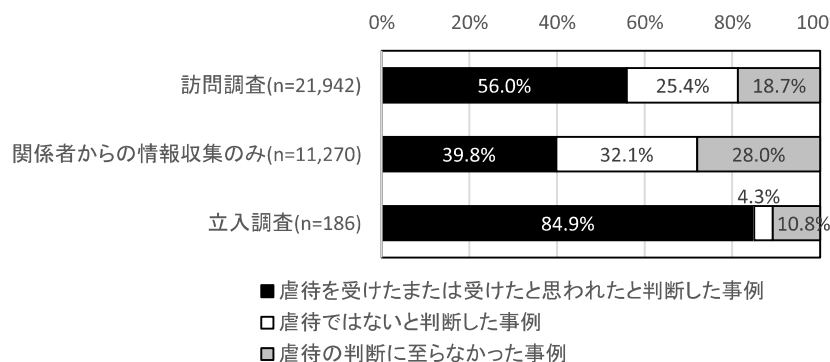
2）事実確認調査の方法と結果、及び虐待事例の特徴

事実確認調査の方法と調査結果の関係をみると、虐待と判断された割合は訪問調査が 56.0%、関係者からの情報収集のみのみが 39.8%、立入調査が 84.9%であった。

また、事実確認調査の方法別に虐待判断事例の特徴を整理したところ、以下のような特徴がみられた。

- ・訪問調査が行われた事例では、放棄放任（ネグレクト）が含まれる事例の割合が高く、また虐待の深刻度 4 の割合が高い（「図表 2-Ⅲ-2-4 虐待行為の深刻度」参照）。被虐待者の属性では、介護保険申請中及び認定済みの割合が高くなっていた。
- ・関係者からの情報収集のみの事例では、放棄放任（ネグレクト）、心理的虐待が含まれる事例の割合が低くなっていた。また、虐待の深刻度 1 の割合が高く、深刻度 4～5 の割合が低い。被虐待者の属性では、75 歳未満や介護保険未申請や自立の割合が高い。
- ・立入調査が行われた事例では、経済的虐待が含まれる事例の割合が高く、また虐待の深刻度 5 の割合が高くなっていた。

図表 2-Ⅲ-1-12 事実確認調査の方法と調査



(図表 2-Ⅲ-1-12 参考図表：集計内訳)

			事実確認の結果			合計
			虐待を受けた事例	虐待事例ではないと判断	虐待の判断に至らない	
事実確認の方法	訪問調査により事実確認を行った事例	件数	12,281	5,563	4,098	21,942
		割合	56.0%	25.4%	18.7%	100.0%
	関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例	件数	4,489	3,620	3,161	11,270
		割合	39.8%	32.1%	28.0%	100.0%
	立入調査により事実確認を行った事例	件数	158	8	20	186
		割合	84.9%	4.3%	10.8%	100.0%
合計		件数	16,928	9,191	7,279	33,398
		割合	50.7%	27.5%	21.8%	100.0%

図表 2-Ⅲ-1-13 事実確認調査の方法と虐待類型・深刻度

		虐待類型					深刻度				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5
事実確認の方法	訪問調査		△				▼			△	
	関係者からの情報収集のみ	△	▼	▼			△			▼	▼
	立入調査					△	▼	▼			△

※事実確認の方法別にみた虐待類型の割合及び深刻度の割合が、事実確認方法合計の虐待類型の割合及び深刻度の割合よりも高い場合には△、低い場合には▼とした。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

図表 2-Ⅲ-1-14 事実確認調査の方法と被虐待者の属性

		性別	年齢			介護保険			
			～74歳	75～84歳	85歳～	未申請	申請中	認定済み	自立
事実確認の方法	訪問調査		▼		△	▼	△	△	▼
	関係者からの情報収集のみ		△		▼	△	▼	▼	△
	立入調査					△		▼	△

		要介護度	認知症	寝たきり度	虐待者との同居		
					虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居
事実確認の方法	訪問調査						
	関係者からの情報収集のみ	要支援 要介護5					
	立入調査	要介護4			▼	▼	

※事実確認の方法別にみた被虐待者の各属性割合が、事実確認方法合計の被虐待者の各属性割合よりも高い場合には△、低い場合には▼とした。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

3) 相談・通報者と虐待事例の特徴

相談・通報者と虐待類型の関係をみると、身体的虐待では相談・通報者に「警察」が含まれる事例の割合が高く、放棄放任（ネグレクト）では「介護支援専門員」「介護保険事業所職員」「医療関係従事者」「近隣住民・知人」「民生委員」が含まれる割合が高い。また、心理的虐待に関しては「被虐待者本人」や「家族・親族」のほか「近隣住民・知人」や「民生委員」が、経済的虐待では「介護保険事業所職員」や「医療機関従事者」「被虐待者本人」「当該市町村行政職員」が含まれる割合が高い。なお、性的虐待については相談・通報者別による有意差はみられなかった。

相談・通報者と虐待の深刻度の関係では、「医療機関従事者」や「当該市町村行政職員」「警察」が通報者に含まれる事案において深刻度5の割合が高くなっていた（図表 2-Ⅲ-1-15）。

また、相談・通報者と被虐待者の属性の関係をみると、特に介護保険申請状況によって一定の傾向があり、介護保険認定済みの場合は「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が相談・通報者に含まれている割合が高く、介護保険未申請では他の相談・通報者の割合が高くなっていた（図表 2-Ⅲ-1-16）。

図表 2-Ⅲ-1-15 相談・通報者と虐待類型・深刻度

		虐待類型					深刻度				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5
相談・通報者	介護支援専門員		△	▼		▼		△			▼
	介護保険事業所職員	▼	△	▼		△			△		
	医療機関従事者	▼	△	▼		△	▼	▼	△	△	△
	近隣住民・知人	▼	△	△		▼	△				
	民生委員	▼	△	△							
	被虐待者本人		▼	△		△					
	家族・親族	▼		△							
	虐待者自身					▼					
	当該市町村行政職員	▼				△					△
	警察	△	▼	▼		▼	△		▼	▼	△
	その他	▼	△	▼		△					
	不明(匿名を含む)			△							

※相談・通報者ごとにみた虐待類型の割合や深刻度の割合が、相談・通報者全体の虐待類型の割合や深刻度の割合と比べて高い場合は△、低い場合は▼とした。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。

※空欄は有意差なし

(図表 2-Ⅲ-1-15 参考図表：集計内訳)

	虐待判断事例数	虐待類型					深刻度				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5
介護支援専門員	6,311	70.0%	24.1%	36.3%	0.7%	16.1%	29.4%	21.7%	35.1%	7.4%	6.4%
介護保険事業所職員	1,355	64.4%	24.4%	29.4%	0.7%	23.5%	28.7%	20.1%	37.6%	6.5%	7.1%
医療機関従事者	997	53.8%	35.0%	29.2%	0.5%	25.0%	24.4%	12.1%	39.4%	9.0%	15.0%
近隣住民・知人	529	52.6%	25.0%	61.2%	0.8%	14.0%	35.2%	19.5%	31.4%	8.1%	5.9%
民生委員	338	53.6%	31.7%	51.8%	0.0%	18.0%	32.5%	19.5%	32.2%	8.0%	7.7%
被虐待者本人	1,318	68.7%	9.3%	59.7%	0.6%	20.4%	31.6%	21.4%	33.1%	6.1%	7.9%
家族・親族	1,411	65.8%	19.3%	52.9%	0.8%	18.5%	28.1%	22.0%	35.9%	6.9%	7.2%
虐待者自身	300	74.3%	16.7%	45.3%	1.0%	11.3%	32.7%	19.0%	34.7%	5.7%	8.0%
当該市町村行政職員	1,090	57.2%	20.5%	40.6%	0.6%	25.9%	31.4%	18.3%	33.6%	6.7%	10.1%
警察	3,275	82.8%	5.9%	35.1%	0.4%	8.5%	33.6%	21.3%	30.7%	5.9%	8.5%
その他	1,438	59.3%	26.4%	38.2%	0.6%	24.5%	29.7%	20.1%	34.3%	7.6%	8.3%
不明(匿名を含む)	9	44.4%	11.1%	77.8%	0.0%	0.0%	22.2%	44.4%	22.2%	11.1%	0.0%
全体	16,928	69.2%	20.4%	40.7%	0.6%	17.9%	30.4%	20.6%	34.2%	7.1%	7.6%

図表 2-Ⅲ-1-16 相談・通報者と被虐待者の属性

	性別 (男性)	年齢			介護保険				要介護度	認知症	寝たきり度	虐待者との同居		
		～74歳	75～84歳	85歳～	未申請	申請中	認定済み	自立				虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居
相談・通報者	介護支援専門員	▼	▼	△	▼	▼	△	▼	要介護2～5	自立度Ⅲ・Ⅳ	A～C	△		▼
	介護保険事業所職員		▼	△	▼	▼	△	▼	要介護3～5	自立度Ⅲ・Ⅳ	B・C	▼	▼	△
	医療機関従事者	△			△	△	▼	▼	要介護5	自立度Ⅳ・Ⅴ	C			
	近隣住民・知人	▼	▼	△	△		▼		要介護1			△	▼	
	民生委員	▼	▼		△		▼		要介護1～2			△	▼	
	被虐待者本人	▼	△	△	△		▼	△	要支援	自立度Ⅰ以下	自立・J	△	▼	▼
	家族・親族		▼	△	△	△	▼		要支援	自立度Ⅰ・Ⅱ	自立・J	▼	△	▼
	虐待者自身				△	△	▼	▼	要支援		J	△		▼
	当該市町村行政職員		△	▼	△	△	▼		要支援				▼	△
	警察	△	△	▼	△	▼	▼	△	要支援	自立度Ⅰ以下	自立・J		△	▼
	その他					△			要支援	自立	自立		▼	△
	不明(匿名を含む)		▼	△										

※相談・通報者ごとにみた被虐待者の属性割合が、相談・通報者全体の被虐待者の属性割合と比べて高い場合は△、低い場合は▼とした。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。

※空欄は有意差なし

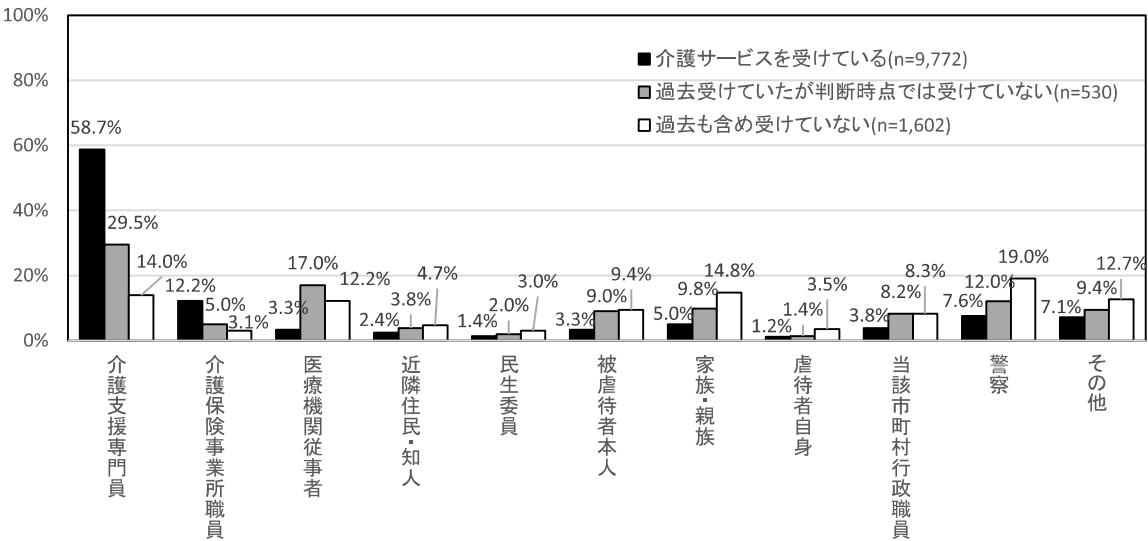
※要介護度、認知症、寝たきり度は全体に比して多い区分を表示

4) 相談・通報者と被虐待者（要介護認定者のみ）の介護保険サービスの利用状況

相談・通報者と要介護認定済み被虐待者の介護保険サービス利用状況との関係を見ると、虐待判断時点で介護保険サービスを「受けている」事例では、「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が相談・通報者に含まれる割合が高くなっていた。

一方で、「過去受けていたが判断時点では受けていない」や「過去も含め受けていない」事例の場合には、「医療機関従事者」や「家族・親族」「当該市町村行政職員」「警察」など多様な相談・通報者が含まれているが、「介護支援専門員」が含まれている割合も高い（図表 2-Ⅲ-1-17）。

図表 2-Ⅲ-1-17 相談・通報者と被虐待者（要介護認定者のみ）の介護保険サービス利用状況（虐待判断時点）



（図表 2-Ⅲ-1-17 参考図表：集計内訳）

			相談・通報者										
			介護支援専門員	職員 介護保険事業所	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	職員 当該市町村行政	警察	その他
用介 (護保 待險 判サ 断ー 時ス 点)の 利	介護サービスを受けている(n=9,550)	人数	5,610	1,168	315	232	130	313	480	116	363	723	677
		割合	58.7%	12.2%	3.3%	2.4%	1.4%	3.3%	5.0%	1.2%	3.8%	7.6%	7.1%
	過去受けていたが判断時点では受けていない(n=499)	人数	147	25	85	19	10	45	49	7	41	60	47
		割合	29.5%	5.0%	17.0%	3.8%	2.0%	9.0%	9.8%	1.4%	8.2%	12.0%	9.4%
	過去も含め受けていない(n=1,681)	人数	235	52	205	79	50	158	248	58	139	320	213
		割合	14.0%	3.1%	12.2%	4.7%	3.0%	9.4%	14.8%	3.5%	8.3%	19.0%	12.7%
合計(n=11,730)		人数	5,992	1,245	605	330	190	516	777	181	543	1,103	937
		割合	51.1%	10.6%	5.2%	2.8%	1.6%	4.4%	6.6%	1.5%	4.6%	9.4%	8.0%

[考察]

養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は年々増加しているが、虐待判断件数は微減した(図表 2-Ⅲ-1-1)。

相談・通報件数が増加した要因としては、高齢者虐待防止法第 18 条に定める「通報及び相談窓口(担当部署の明示)の周知」が進んでいる(市町村の体制整備状況と対応状況の調査結果で 85.7%が実施と回答(図表 2-V-1-1)) ことと、警察からの相談・通報件数が年々増加していることがあげられる(図表 2-Ⅲ-1-4)。警察からの相談・通報は、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」が 36.1%と最も低く、「虐待ではないと判断した事例」が 45.6%と最も多い。警察からの相談・通報が全体の「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」の割合に影響を与えていることがわかる(図表 2-Ⅲ-1-8 参考図表)。

養護者による高齢者虐待は、多くの住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発活動を通じて、いかにして相談・通報に結びつけるかが重要となる。

通報者として最も多いのは「介護支援専門員」で、「介護保険事業所職員」と合わせると全体の 33.6%を占め、介護保険サービスを利用していることで虐待の発見に結びついている実態が確認された(図表 2-Ⅲ-1-4)。「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が通報した事例において、事実確認調査の結果、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」の割合は 60%を超え、虐待行為が確認された状況で通報に至っている割合が高いことがうかがえる(図表 2-Ⅲ-1-8 参考図表)。

また、介護保険サービスを「過去に受けていたが判断時点で受けていない」や「過去も含め受けていない」事例は、「医療機関従事者」や「家族・親族」「当該市町村行政職員」「警察」など多様な相談・通報者が含まれているが、「介護支援専門員」の割合も多く、介護保険関係者および医療関係従事者への啓発が重要であることがわかる。(図表 2-Ⅲ-1-17)。

一方で、近隣住民や民生委員による通報件数は 5.1%にとどまり、地域から市区町村に寄せられる相談が低迷している(図表 2-Ⅲ-1-4)。更に、通報者が近隣住民や民生委員である事例では、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」の割合が低く、「虐待の疑い」の段階で通報・相談に結びついている状況が確認された(図表 2-Ⅲ-1-8 参考図表)。また、近隣住民や民生委員が通報者である場合の虐待事例の特徴として、被虐待者が介護保険サービスを利用していない割合が若干高く、「心理的虐待」の認定率が高いことから、介護保険サービスを利用していない高齢者の虐待発見として、地域住民による高齢者の見守りや気づきが重要な役割を果たしている(図表 2-Ⅲ-1-15、図表 2-Ⅲ-1-17)。

事実確認を行った事例については、相談・通報者が「被虐待者本人」又は「虐待者自身」からの場合、即日に事実確認を開始している割合が 70%以上であり、性的虐待を除く虐待類型での事実確認開始までの期間は、即日対応が 60%前後であった(図表 2-Ⅲ-1-9、図表 2-Ⅲ-1-11)。また、性的虐待は即日対応が 48.9%にとどまっており、他の虐待類型に比べて事実確認が難しいということが認識された(図表 2-Ⅲ-1-11)。「その他の相談・通報者」の場合でも、2 日以内(48 時間以内)に事実確認が行われており、高齢者や養護者の支援に向けた対応が迅速に図られていることが確認された(図表 2-Ⅲ-1-9、図表 2-Ⅲ-1-10)。

事実確認調査方法としては、「訪問調査」と「立入調査」を合わせると 63.0%にとどまっている。通報・相談のあった事例の 3 件に 1 件の割合で、高齢者や養護者との面会を実施していない状況において、「虐待の有無の判断」が行われている実態が確認された(図表 2-Ⅲ-1-6)。関係者からの情報収集のみでの事実確認を行った事例は、全体の事実確認方法実施割合、調査結果(判断)の割合と比べて低い結果となっている。(図表 2-Ⅲ-1-8) 訪問による事実確認と関係機関からの情報収集による事実確認に差異があり、訪問調査による事実確認を基本としていく姿勢が望まれる。

2. 虐待事例の特徴

(1) 虐待行為の内容・程度

1 件の事例について被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 16,928 件に対し、被虐待者の総数は 17,427 人であった。

被虐待者数を母数としてみると、虐待の類型では「身体的虐待」が 67.1%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.4%、「放棄放任」(ネグレクト)が 19.6%、「経済的虐待」が 17.2%、「性的虐待」が 0.3%であった。(複数回答)

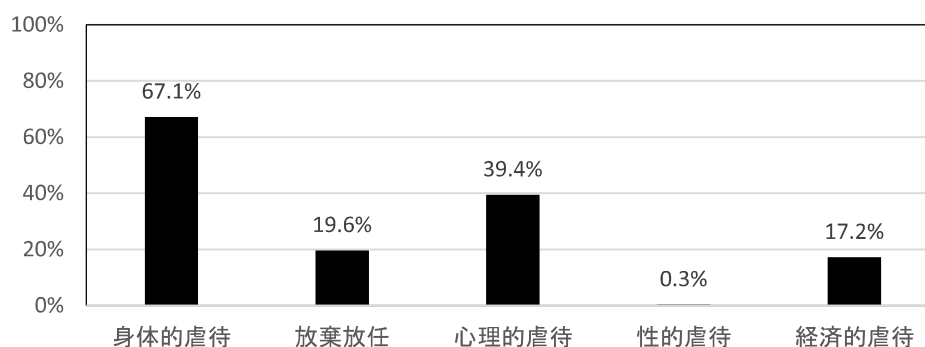
なお、複数の虐待類型間の組み合わせでは「身体的虐待+心理的虐待」が最も多かった。

各類型に該当する具体的な内容として回答された記述内容を図表 2-Ⅲ-2-3 に示す。

虐待の深刻度については、客観的に測定することが困難であるため、行政担当者が認識している虐待の深刻度を確認した。その結果、最も多いのは「3-生命・身体・生活に著しい影響」、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」で各 3 割以上を占めていた。一方で、深刻度の高い事例も一定割合みられ、最も深刻度の高い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」も 1 割弱 (7.6%) を占めていた (図表 2-Ⅲ-2-4)。

虐待の類型と深刻度の関係をみると、放棄放任 (ネグレクト) や性的虐待の事例では深刻度が重度 (4・5) の割合が高くなっていた (図表 2-Ⅲ-2-5)。

図表 2-Ⅲ-2-1 虐待行為の類型 (複数回答形式)



(図表 2-Ⅲ-2-1 参考図表：集計内訳)

	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,702	3,421	6,874	56	2,997
割合	67.1%	19.6%	39.4%	0.3%	17.2%

図表 2-Ⅲ-2-2 虐待類型間の組み合わせ

	虐待類型(組み合わせ)				
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
身体的虐待 (n=11,702)	6,717 57.4%	992 8.5%	4,285 36.6%	52 0.4%	842 7.2%
放棄放任 (n=3,421)	979 28.6%	1,450 42.4%	949 27.7%	18 0.5%	929 27.2%
心理的虐待 (n=6,874)	4,282 62.3%	959 14.0%	1,793 26.1%	42 0.6%	1,048 15.2%
性的虐待 (n=56)	32 57.1%	10 17.9%	25 44.6%	14 25.0%	6 10.7%
経済的虐待 (n=2,997)	830 27.7%	931 31.1%	1,040 34.7%	16 0.5%	1,092 36.4%

※網掛け部分は各類型が単独で発生しているケース。

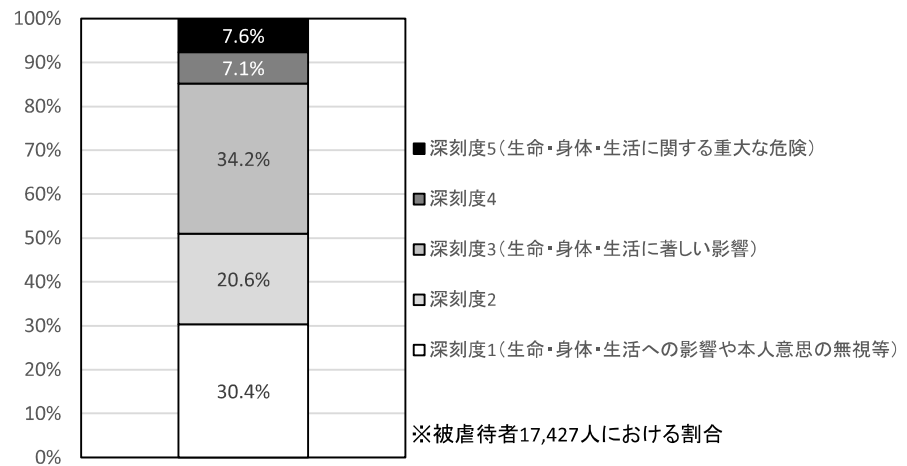
割合は、各類型が含まれているケースの数 (n)に対するもの。

図表 2-Ⅲ-2-3 具体的な虐待の内容 (複数回答形式)

		件数	割合 (各類型内)
身体的虐待(n=9,828)	暴力的行為	8,537	86.9%
	強制的行為・乱暴な扱い	822	8.4%
	身体拘束	333	3.4%
	威嚇	459	4.7%
	その他(身体的虐待)	169	1.7%
ネグレクト(n=2,832)	希望・必要とする医療サービスの制限	604	21.3%
	希望・必要とする介護サービスの制限	786	27.8%
	生活援助全般を行わない	485	17.1%
	水分・食事摂取の放任	420	14.8%
	入浴介助放棄	153	5.4%
	排泄介助放棄	338	11.9%
	劣悪な住環境で生活させる	476	16.8%
	介護者が不在の場合がある	252	8.9%
	その他(ネグレクト＝介護・世話の放棄・放任)	564	19.9%
心理的虐待(n=5,792)	暴言・威圧・侮辱・脅迫	4,805	83.0%
	無視・訴えの否定や拒否	300	5.2%
	嫌がらせ	180	3.1%
	その他(心理的虐待)	132	2.3%
性的虐待(n=46)	性行為の強要・性的暴力	19	41.3%
	介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要	4	8.7%
	介護行為に関係しない性的嫌がらせ	7	15.2%
	その他(性的虐待)	8	17.4%
経済的虐待(n=2,538)	年金の取り上げ	907	35.7%
	預貯金の取り上げ	457	18.0%
	不動産・利子・配当等収入の取り上げ	29	1.1%
	必要な費用の不払い	713	28.1%
	日常的な金銭を渡さない・使わせない	274	10.8%
	預貯金・カード等の不当な使い込み	511	20.1%
	預貯金・カード等の不当な支払強要	136	5.4%
	不動産・有価証券などの無断売却	22	0.9%
	その他(経済的虐待)	193	7.6%

※具体的な内容が記載された 14,582 件について、記述内容を分類 (各類型内でもさらに複数回答として集計)

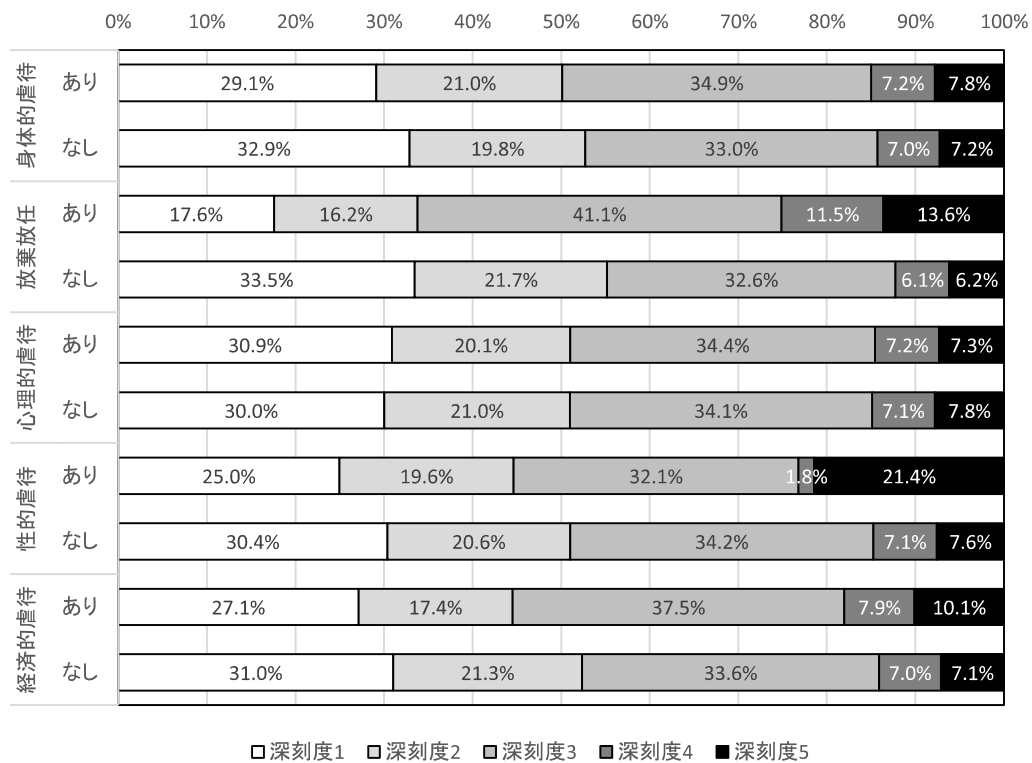
図表 2-Ⅲ-2-4 虐待行為の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-4 参考図表：集計内訳)

	人数	割合
深刻度1 (生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等)	5,293	30.4%
深刻度2	3,595	20.6%
深刻度3 (生命・身体・生活に著しい影響)	5,966	34.2%
深刻度4	1,243	7.1%
深刻度5 (生命・身体・生活に関する重大な危険)	1,330	7.6%
合計	17,427	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-5 虐待の類型と深刻度



虐待の類型と行政担当者が認識している深刻度ごとに、虐待の状況（自由記述のまま）から主なものを抜粋して整理した。

①深刻度 1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

- ・身体的虐待では、「たたく、押し倒す、引っ掻く」、「殴る、蹴る、暴言」、「胸倉をつかむ、怒鳴る」、「物で頭部や腹部を殴打」、「身体をひもで縛る等の身体拘束」、「閉じ込め」、「家から締め出された」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「介護の放棄、排泄介助放棄」、「体重減少、服薬管理不足」、「医療サービスの制限、入浴・食事の放任」、「お金がかかるという理由で必要なサービスを拒否」、「退院できる状態であるのに、引き取りを拒否」、「介護保険サービス料の滞納、受診をさせていない。尿臭があるなど更衣が不十分」、「こだわりがあり適切な介護を行わない」、「自宅がゴミ屋敷で放置している。十分に食事が摂れていない」など。
- ・心理的虐待では、「厳しい口調で攻める、叩かれる」、「昼夜逆転の生活をさせて深夜に怒鳴る」、「殴るしぐさを見せながら大声で脅し、カッターナイフを突き付けた」、「日常的な暴言・威圧」、「トイレに「あなたが死ねばみんなが楽になる」と張り紙」、「養護者から「早く寝たきりになればいい」「死んでももらいたい」等の言葉を受けている」など。
- ・性的虐待では、「胸を触る、抱きつく」など。
- ・経済的虐待では、「養護者の借金返済で本人の年金を使っている」、「年金と預貯金の使い込み」、「本人の同意なく通帳、カードを持ち去る」、「年金受取通帳を返さない」、「加害者が通帳を管理し、本人の自由なお金は全くない」、「本人の了承を得ず本人名義で借金。必要な介護をしない」、「虐待者が借金をしており被虐待者名義の家が競売にかけられた」、「生活費を負担させ、日常的に必要なお金が使えない」など。

②深刻度 3—生命・身体・生活に著しい影響

- ・身体的虐待では、「顔を叩かれる。襟をつかまれ、引きずられる。足をけられる」、「金の無心に応じなければ暴力を振るう」、「角材で頭部殴打し、6針縫うほどの負傷があった」、「馬乗りになって首を絞める」、「飲み込みが難しいのに、無理やり物を食べさせようとする」、「徘徊防止の為、本人が自宅から出ないように施錠する」、「養護者の偏った考えでリハビリの強要」、「入院中の本人を養護者が無理矢理自宅に連れて帰ろうとした」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「入浴させていない、失禁した状態を放置、劣悪な生活環境」、「排泄物まみれにしている」、「褥瘡を繰り返しており受診や医療系サービスを勧めるが経済的理由で家族が拒否」、「本人達に必要な金銭を渡さず必要なサービスの利用ができない。料金の滞納がある」、「体位変換や身体保清をしておらず、褥瘡発生有り」、「医療受診が必要であるにもかかわらず長く放置」など。
- ・心理的虐待では、「早く死んでしまえ等暴言を吐く」、「背中や足を小突いたり、『汚い、臭い、死ね』等の酷い暴言を吐く」、「一緒に死んでくれと言って恐怖を与える」、「恫喝をした上、金銭の使い込み」、「人前で「お前なんて死んでしまえ」等の暴言」、「暴言・執拗なメール」、「日常的な暴力、心理的支配。夫が常に近くで監視しているため外部との交流が不可能」など。
- ・性的虐待では、「性交渉を強要」、「虐待者が飲酒、被虐待者に対し暴力を振るい、全裸で外に出した」、「性的要求を拒否された際に暴力、性的行為の強要」など。

- ・経済的虐待では、「年金・預貯金を取り上げ、医療費やサービス費を滞納」、「本人の年金や預貯金を取り上げ、日常生活に必要な金銭を渡さない」、「虐待者の支払いに年金が使われ生活困窮する」、「養護者からの高齢者の年金搾取によりライフラインがストップ」、「養護者が高齢者の年金を使ってしまう。また、高齢者もお金を渡してしまう」、「虐待者の借金を被虐待者の年金から返済。お金が無くなり食べ物もない」、「長男が金銭管理するようになってから使途不明金が多額に発生し、GH費用滞納し続け、契約解除となってしまった」など。

③深刻度 5—生命・身体・生活に関する重大な危険

- ・身体的虐待では、「首を絞め、一時意識がなくなる」、「全身に痣があり、腕は赤黒く腫れている」、「背中に熱湯を浴びせ、やけどを負わせる」、「金槌による頭部殴打」、「本人の病状理解ができず、無理に退院をさせようとする」、「医師の指示に従わず経口摂取をさせる」、「暴力による受傷、急性硬膜下血腫、受診時は病院に1日高齢者を放置する」、「夫が本人を殴り、顔面の内出血斑、腫脹、両側硬膜下血腫あり」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「公共料金の滞納と生活費がないため生命維持に危険が生じている」、「おむつ交換せず便まみれ」、「サービス利用の必要性があったが、養護者がサービス利用を拒否し、褥瘡が多数でき、入院となった」、「必要な医療・介護が受けられてない、介護者不在で徘徊を繰り返している」、「すべての世話をせず、自宅から締め出す」、「不適切介護により脱水症状、褥瘡あり」、「低体温症、脱水症状で衰弱した本人の救急搬送を拒み必要な治療を受けさせず放置した」、「治療が必要な本人を強制退院させる」、「被虐待者に必要な服薬を虐待者の考えで服薬させていない状況が続いている」など。
- ・心理的虐待では、「「ぶっ殺すぞ」と包丁を向けた」、「顔面を殴り、ベランダから飛び降りろとどなられる」、「締め出し、本人の荷物を捨てる」、「殺す、金を出せと日常的に脅し、刃物をつきつけた」、「金銭搾取と精神的支配」、「暴言、殺してしまうかもしれん」など。
- ・性的虐待では、「性行為の強要」など。
- ・経済的虐待では、「通帳金銭類持ち養護者が失踪」、「本人の年金・預金で生活している。虐待者が本人に無関心」、「通帳を取り上げる、薬代を払わない」、「本人の年金で不就労の家族を扶養し、必要な介護サービスを使わない」、「年金管理し、光熱費、サービス利用料を滞納」、「本人の年金を搾取し、施設入所費を支払わない」など。

（２）被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

１）被虐待者の属性

被虐待者 17,427 人の属性は、性別では男性が 24.8%、女性が 75.2%であった。令和元年の人口推計の男女比率に比べ、被虐待者は女性の割合が高いことがわかる（図表 2-Ⅲ-2-6）。

また、被虐待者の年齢構成は 75 歳未満が 22.6%、75 歳以上が 77.4%を占めていた。令和元年の人口推計の年齢構成と比較すると、被虐待者は 75 歳以上の割合が高い（図表 2-Ⅲ-2-7、図表 2-Ⅲ-2-8）。

介護保険の申請状況では、被虐待者の 68.0%が「認定済み」であった（図表 2-Ⅲ-2-9、図表 2-Ⅲ-2-10）。

また、介護保険認定済み被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度では 72.7%（全被虐待者の 49.4%）が自立度Ⅱ以上相当であり、認知症の人の割合が高いことが特徴的である（図表 2-Ⅲ-2-11）。

介護保険認定済み被虐待者の日常生活自立度（寝たきり度）では、Aランクが 41.5%、Bランクが 21.0%を占めていた（図表 2-Ⅲ-2-12）。

介護保険サービス利用状況では、虐待判断時点で介護保険認定済み被虐待者の 80.6%が介護保険サービスを利用していた（図表 2-Ⅲ-2-13、図表 2-Ⅲ-2-14）。

図表 2-Ⅲ-2-6 被虐待者の性別（外部指標との比較含む）

	（被虐待者）					（人口推計 2019年10月確定値・単位：千人）		
	男性	女性	不明	合計		男性	女性	合計
人数	4,315	13,111	1	17,427	人数(千人)	15,600	20,285	35,885
割合	24.8%	75.2%	0.0%	100.0%	割合	43.5%	56.5%	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-7 被虐待者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,503	2,424	3,727	4,093	3,529	2,136	15	17,427
割合	8.6%	13.9%	21.4%	23.5%	20.3%	12.3%	0.1%	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-8 被虐待者の年齢（外部指標との比較含む）

	（被虐待者・不明除く）				（人口推計 2018年10月確定値・単位：千人）		
	75歳未満	75歳以上	合計		75歳未満	75歳以上	合計
人数	3,927	13,485	17,412	人数(千人)	17,395	18,490	35,885
割合	22.6%	77.4%	100.0%	割合	48.5%	51.5%	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-9 被虐待者の介護保険申請状況

	人数	割合
要介護認定 未申請	4,597	26.4%
要介護認定 申請中	493	2.8%
要介護認定 済み	11,847	68.0%
要介護認定 非該当(自立)	436	2.5%
不明	54	0.3%
合計	17,427	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-10 介護保険認定済者の要介護度

	人数	割合(%)
要支援1	801	6.8%
要支援2	966	8.2%
要介護1	3,046	25.7%
要介護2	2,568	21.7%
要介護3	2,129	18.0%
要介護4	1,452	12.3%
要介護5	865	7.3%
不明	20	0.2%
合計	11,847	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-11 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	割合
自立または認知症なし	962	8.1%
自立度Ⅰ	2,084	17.6%
自立度Ⅱ	4,166	35.2%
自立度Ⅲ	2,973	25.1%
自立度Ⅳ	915	7.7%
自立度Ⅴ	212	1.8%
認知症はあるが自立度不明	348	2.9%
(再掲) 自立度Ⅱ以上※	(8,614)	(72.7%)
認知症の有無が不明	187	1.6%
合計	11,847	100.0%

【参考】被虐待者全体に占める「自立度Ⅱ以上」(相当)の割合

49.4%

(注) 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

図表 2-Ⅲ-2-12 介護保険認定済者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	割合
自立	480	4.1%
日常生活自立度(寝たきり度)Ⅰ	2,534	21.4%
Ⅱ	4,922	41.5%
Ⅲ	2,483	21.0%
Ⅳ	898	7.6%
(再掲) 日常生活自立度(寝たきり度)Ⅱ以上※	(8,303)	(70.1%)
不明	530	4.5%
合計	11,847	100.0%

※「日常生活自立度(寝たきり度)Ⅱ以上」は、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの人数の合計。

図表 2-Ⅲ-2-13 介護保険認定済者の介護サービス利用状況

	人数	割合
介護サービスを受けている	9,550	80.6%
過去受けていたが判断時点では受けていない	499	4.2%
過去も含め受けていない	1,681	14.2%
不明	117	1.0%
合計	11,847	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-14 介護保険サービス利用状況別サービス内容(複数回答)

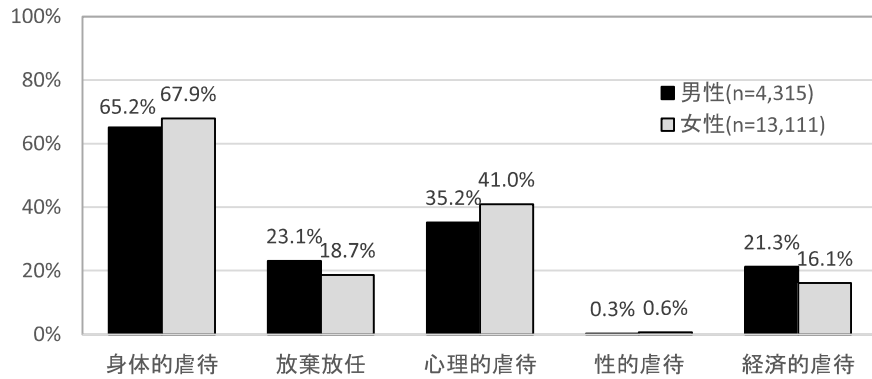
	介護サービスを受けている		過去受けていたが判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
訪問介護	2,396	25.2%	109	24.1%	2,505	24.9%
訪問入浴介護	131	1.4%	4	0.9%	135	1.3%
訪問看護	1,276	13.4%	31	6.8%	1,307	13.0%
訪問リハビリテーション	265	2.8%	7	1.5%	272	2.7%
居宅療養管理・訪問診療	49	0.5%	2	0.4%	51	0.5%
デイサービス	6,074	63.8%	240	53.0%	6,314	62.8%
デイケア(通所リハ)	793	8.3%	30	6.6%	823	8.2%
福祉用具貸与等	1,890	19.8%	76	16.8%	1,966	19.6%
住宅改修	19	0.2%	8	1.8%	27	0.3%
グループホーム	37	0.4%	8	1.8%	45	0.4%
小規模多機能	370	3.9%	14	3.1%	384	3.8%
ショートステイ	1,640	17.2%	48	10.6%	1,688	16.8%
老人保健施設	71	0.7%	9	2.0%	80	0.8%
特別養護老人ホーム	87	0.9%	3	0.7%	90	0.9%
有料老人ホーム・特定施設	45	0.5%	7	1.5%	52	0.5%
介護療養型医療施設・介護医療院	3	0.0%	1	0.2%	4	0.0%
複合型サービス	4	0.0%	0	0.0%	4	0.0%
定期巡回・随時訪問サービス	29	0.3%	0	0.0%	29	0.3%
その他	224	2.4%	17	3.8%	241	2.4%
詳細不明・特定不能	97	1.0%	20	4.4%	117	1.2%
(被虐待者数)	(9,550)	-	(499)	-	(10,049)	-

2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

虐待行為の類型や深刻度について、被虐待者の属性との関係を整理したところ、下記の傾向がみられた。

- ・被虐待者の性別と虐待類型の関係では、性別によって極端な差はみられないものの、被虐待者が男性の場合は放棄放任（ネグレクト）や経済的虐待を受けた割合が高く、被虐待者が女性では心理的虐待の割合が高くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-15）。虐待の深刻度については、被虐待者の性別による差異はほとんどみられなかった（図表 2-Ⅱ-2-16）。
- ・被虐待者の年齢と虐待類型の関係では、被虐待者の年齢が若いほど身体的虐待を受けた割合が高く、逆に被虐待者の年齢が高まるほど放棄放任（ネグレクト）の割合が高くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-17）。虐待の深刻度については被虐待者の年齢間で大きな差異はみられなかった（図表 2-Ⅱ-2-18）。
- ・被虐待者の介護保険申請状況（未申請者と認定済み者の比較）と虐待類型の関係では、未申請者では身体的虐待や心理的虐待を受けた割合が高く、逆に放棄放任（ネグレクト）は認定済み者の割合が高くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-19）。虐待の深刻度については、明確な差はみられなかった（図表 2-Ⅱ-2-20）。
- ・介護保険認定済み被虐待者の要介護度と虐待類型の関係をみると、要介護度が重度になるに従って放棄放任（ネグレクト）を受ける割合が顕著に高まっていた。逆に、心理的虐待では要介護度が軽度になるほど割合が高くなる傾向がみられた（図表 2-Ⅱ-2-21）。虐待の深刻度については、要介護度が重度になるに従って深刻度 4・5 の割合も高まる傾向がみられた（図表 2-Ⅱ-2-22）。
- ・被虐待者の認知症の程度と虐待類型の関係では、要介護度と同様、認知症の程度が重度化するに従って放棄放任（ネグレクト）を受けた割合が高まっており、心理的虐待については逆の傾向がみられた（図表 2-Ⅱ-2-23）。なお、虐待の深刻度については、明確な差異はみられなかった（図表 2-Ⅱ-2-24）。
- ・被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係をみると、要介護度と同様、寝たきり度が重度になるに従って放棄放任（ネグレクト）を受けた割合が高まっており、身体的虐待や心理的虐待では逆の傾向がみられた（図表 2-Ⅱ-2-25）。虐待の深刻度については、寝たきり度が重度になるに従い深刻度 4・5 の割合が高まる傾向がみられた（図表 2-Ⅱ-2-26）。
- ・介護保険認定済み被虐待者の介護サービス利用状況と虐待類型の関係をみると、介護サービス利用者は身体的虐待の割合が高いが、放棄放任（ネグレクト）を受けていた割合は低い（図表 2-Ⅱ-2-27）。また、虐待の深刻度については、深刻度 4・5 の割合は介護サービス利用者がわずかだが低くなっていた（図表 2-Ⅱ-2-28）。

図表 2-Ⅲ-2-15 被虐待者の性別と虐待行為の類型



(表 2-Ⅲ-2-15 参考図表：集計内訳)

				虐待類型(複数回答)				
				身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
被虐待者の性別	男性	(n=4,315)	人数	2,813	998	1,521	11	917
			割合	65.2%	23.1%	35.2%	0.3%	21.3%
	女性	(n=13,111)	人数	8,904	2,453	5,373	82	2,108
			割合	67.9%	18.7%	41.0%	0.6%	16.1%
合計 (N=17,427)			人数	11,718	3,451	6,894	93	3,025
			割合	67.2%	19.8%	39.6%	0.5%	17.4%

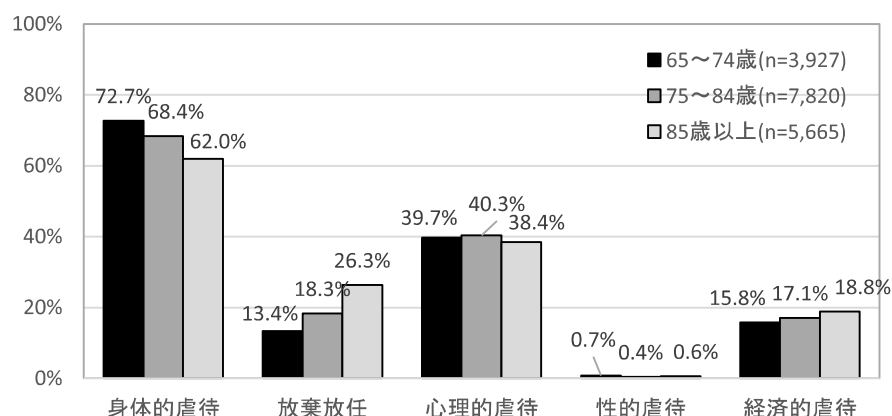
※合計には、性別不明 1 名を含む。

図表 2-Ⅲ-2-16 被虐待者の性別と虐待の深刻度

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
被虐待者の性別	男性	人数	1,255	879	1,490	329	362	4,315
		割合	29.1%	20.4%	34.5%	7.6%	8.4%	100.0%
	女性	人数	4,037	2,716	4,476	914	968	13,111
		割合	30.8%	20.7%	34.1%	7.0%	7.4%	100.0%
合計		人数	5,293	3,595	5,966	1,243	1,330	17,427
		割合	30.4%	20.6%	34.2%	7.1%	7.6%	100.0%

※合計には、性別不明 1 名を含む。

図表 2-Ⅲ-2-17 被虐待者の年齢と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-17 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
被虐待者の年齢	65～74歳 (n=3,927)	人数	2,855	526	1,560	28	620
		割合	72.7%	13.4%	39.7%	0.7%	15.8%
	75～84歳 (n=7,820)	人数	5,346	1,432	3,151	32	1,335
		割合	68.4%	18.3%	40.3%	0.4%	17.1%
	85歳以上 (n=5,665)	人数	3,510	1,491	2,177	33	1,067
		割合	62.0%	26.3%	38.4%	0.6%	18.8%
合計 (N=17,427)		人数	11,718	3,451	6,894	93	3,025
		割合	67.2%	19.8%	39.6%	0.5%	17.4%

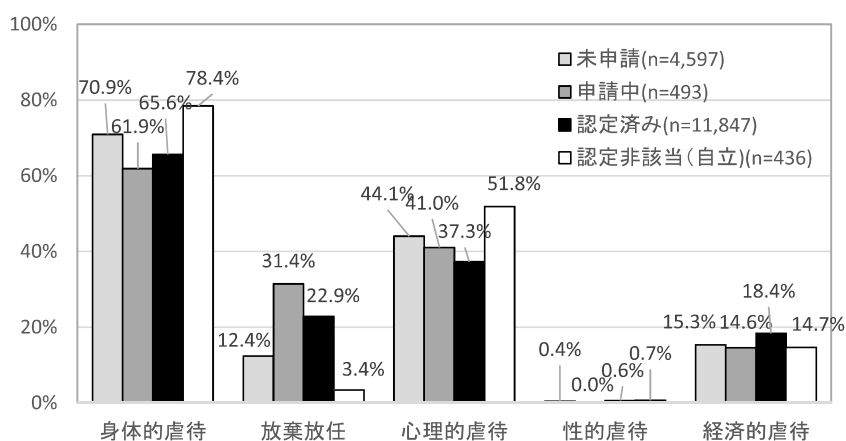
※合計には、年齢不明 15 名を含む。

図表 2-Ⅲ-2-18 被虐待者の年齢と虐待の深刻度

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
被虐待者の年齢	65～74歳	人数	1,215	836	1,306	255	315	3,927
		割合	30.9%	21.3%	33.3%	6.5%	8.0%	100.0%
	75～84歳	人数	2,385	1,617	2,658	563	597	7,820
		割合	30.5%	20.7%	34.0%	7.2%	7.6%	100.0%
	85歳以上	人数	1,691	1,136	1,997	425	416	5,665
		割合	29.8%	20.1%	35.3%	7.5%	7.3%	100.0%
合計	人数	5,293	3,595	5,966	1,243	1,330	17,427	
	割合	30.4%	20.6%	34.2%	7.1%	7.6%	100.0%	

※合計には、年齢不明 15 名を含む。

図表 2-Ⅲ-2-19 被虐待者の介護保険申請状況と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-19 参考図表：集計内訳)

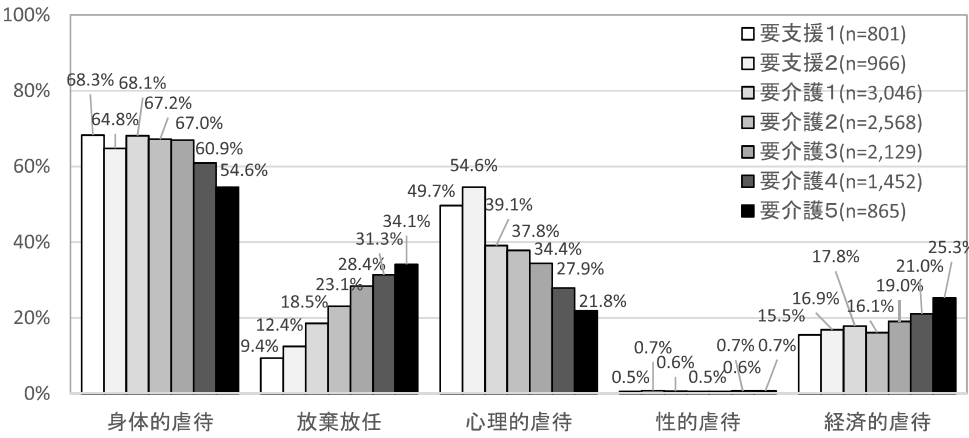
			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険 申請状況	未申請 (n=4,597)	人数	3,261	569	2,026	20	705
		割合	70.9%	12.4%	44.1%	0.4%	15.3%
	申請中 (n=493)	人数	305	155	202		72
		割合	61.9%	31.4%	41.0%	0.0%	14.6%
	認定済み (n=11,847)	人数	7,770	2,710	4,422	70	2,178
		割合	65.6%	22.9%	37.3%	0.6%	18.4%
	認定非該当 (自立) (n=436)	人数	342	15	226	3	64
		割合	78.4%	3.4%	51.8%	0.7%	14.7%
合計 (N=17,373)		人数	11,678	3,449	6,876	93	3,019
		割合	67.2%	19.9%	39.6%	0.5%	17.4%

※介護保険申請状況不明を除く

図表 2-Ⅲ-2-20 被虐待者の介護保険申請状況と虐待の深刻度

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険 申請状況	未申請	人数	1,467	949	1,487	307	387	4,597
		割合	31.9%	20.6%	32.3%	6.7%	8.4%	100.0%
	申請中	人数	107	90	180	52	64	493
		割合	21.7%	18.3%	36.5%	10.5%	13.0%	100.0%
	認定済み	人数	3,561	2,456	4,128	854	848	11,847
		割合	30.1%	20.7%	34.8%	7.2%	7.2%	100.0%
	認定非該当(自立)	人数	139	98	142	29	28	436
		割合	31.9%	22.5%	32.6%	6.7%	6.4%	100.0%
合計	人数	5,274	3,593	5,937	1,242	1,327	17,373	
	割合	30.4%	20.7%	34.2%	7.1%	7.6%	100.0%	

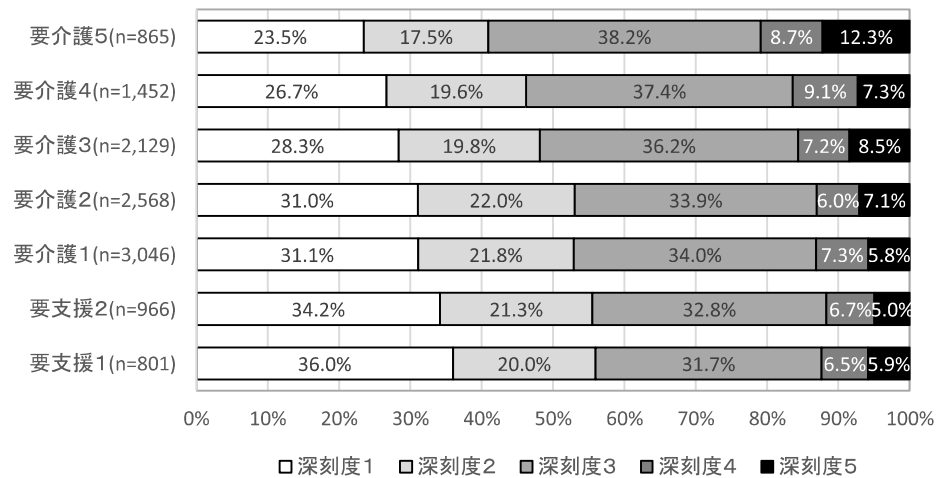
図表 2-Ⅲ-2-21 被虐待者（介護保険認定済み者）の要介護度と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-21 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複數回答)				
			身體的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	經濟的虐待
要介護度	要支援1 (n=801)	人數	547	75	398	4	124
		割合	68.3%	9.4%	49.7%	0.5%	15.5%
	要支援2 (n=966)	人數	626	120	527	7	163
		割合	64.8%	12.4%	54.6%	0.7%	16.9%
	要介護1 (n=3,046)	人數	2,074	564	1,191	19	543
		割合	68.1%	18.5%	39.1%	0.6%	17.8%
	要介護2 (n=2,568)	人數	1,726	593	971	14	414
		割合	67.2%	23.1%	37.8%	0.5%	16.1%
	要介護3 (n=2,129)	人數	1,426	605	732	12	405
		割合	67.0%	28.4%	34.4%	0.6%	19.0%
	要介護4 (n=1,452)	人數	884	455	405	10	305
		割合	60.9%	31.3%	27.9%	0.7%	21.0%
	要介護5 (n=865)	人數	472	295	189	6	219
		割合	54.6%	34.1%	21.8%	0.7%	25.3%
合計 (N=11,827)	人數	7,755	2,707	4,413	72	2,173	
	割合	65.6%	22.9%	37.3%	0.6%	18.4%	

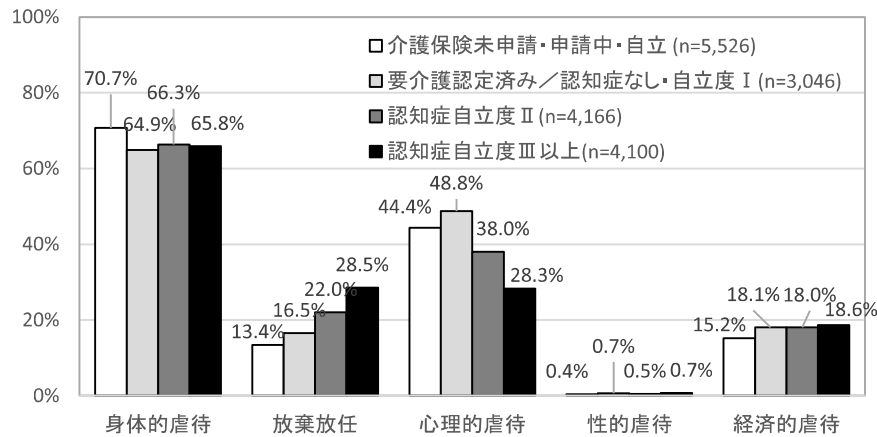
図表 2-Ⅲ-2-22 被虐待者（介護保険認定済み者）の要介護度と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-22 参考図表：集計内訳)

		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要介護度	要支援1	人数 288	160	254	52	47	801
		割合 36.0%	20.0%	31.7%	6.5%	5.9%	100.0%
	要支援2	人数 330	206	317	65	48	966
		割合 34.2%	21.3%	32.8%	6.7%	5.0%	100.0%
	要介護1	人数 946	665	1,035	223	177	3,046
		割合 31.1%	21.8%	34.0%	7.3%	5.8%	100.0%
	要介護2	人数 797	565	871	153	182	2,568
		割合 31.0%	22.0%	33.9%	6.0%	7.1%	100.0%
	要介護3	人数 603	422	771	153	180	2,129
		割合 28.3%	19.8%	36.2%	7.2%	8.5%	100.0%
	要介護4	人数 387	284	543	132	106	1,452
		割合 26.7%	19.6%	37.4%	9.1%	7.3%	100.0%
	要介護5	人数 203	151	330	75	106	865
		割合 23.5%	17.5%	38.2%	8.7%	12.3%	100.0%
合計		人数 3,554	2,453	4,121	853	846	11,827
		割合 30.0%	20.7%	34.8%	7.2%	7.2%	100.0%

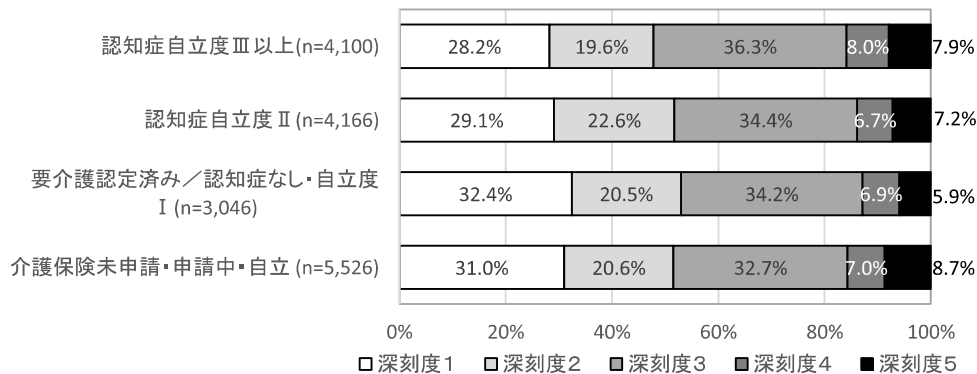
図表 2-Ⅲ-2-23 被虐待者の認知症の程度と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-23 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
日 認 常 知 生 症 活 高 自 齢 立 者 度 の	介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,526)	人数	3,908	739	2,454	23	841
		割合	70.7%	13.4%	44.4%	0.4%	15.2%
	要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,046)	人数	1,977	503	1,486	20	552
		割合	64.9%	16.5%	48.8%	0.7%	18.1%
	認知症自立度Ⅱ (n=4,166)	人数	2,764	917	1,584	20	750
		割合	66.3%	22.0%	38.0%	0.5%	18.0%
	認知症自立度Ⅲ以上 (n=4,100)	人数	2,699	1,169	1,159	28	762
		割合	65.8%	28.5%	28.3%	0.7%	18.6%
合計 (N=16,838)		人数	11,348	3,328	6,683	91	2,905
		割合	67.4%	19.8%	39.7%	0.5%	17.3%

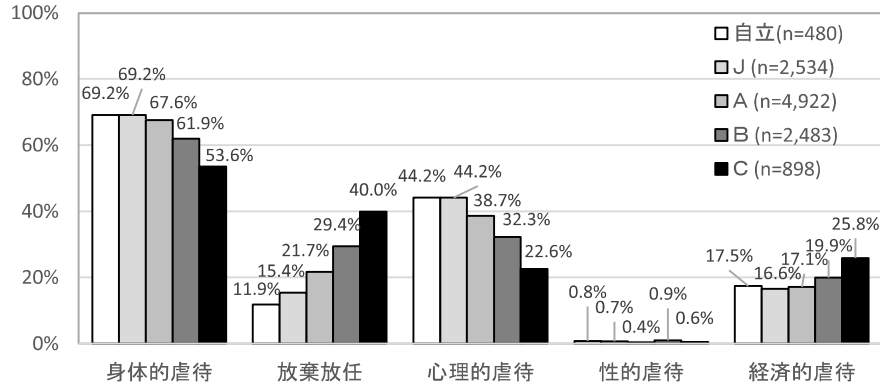
図表 2-Ⅲ-2-24 被虐待者の認知症の程度と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-24 参考図表：集計内訳)

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
日 認 常 知 生 症 活 高 自 齢 立 者 度 の	介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,713	1,137	1,809	388	479	5,526
		割合	31.0%	20.6%	32.7%	7.0%	8.7%	100.0%
	要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数	988	625	1,042	210	181	3,046
		割合	32.4%	20.5%	34.2%	6.9%	5.9%	100.0%
	認知症自立度Ⅱ	人数	1,213	942	1,433	279	299	4,166
		割合	29.1%	22.6%	34.4%	6.7%	7.2%	100.0%
	認知症自立度Ⅲ以上	人数	1,158	804	1,487	327	324	4,100
		割合	28.2%	19.6%	36.3%	8.0%	7.9%	100.0%
合計		人数	5,072	3,508	5,771	1,204	1,283	16,838
		割合	30.1%	20.8%	34.3%	7.2%	7.6%	100.0%

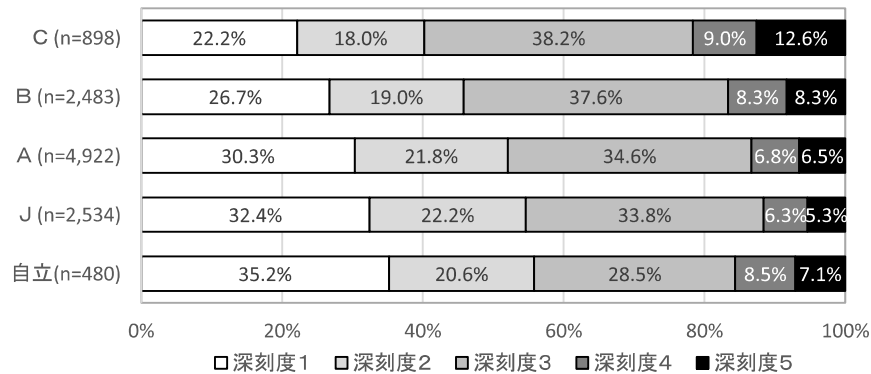
図表 2-Ⅲ-2-25 被虐待者の寝たきり度と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-25 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立障害 高齢者 (寝たきり 日常生活)	自立 (n=480)	人数	332	57	212	4	84
		割合	69.2%	11.9%	44.2%	0.8%	17.5%
	J (n=2,534)	人数	1,753	391	1,120	17	421
		割合	69.2%	15.4%	44.2%	0.7%	16.6%
	A (n=4,922)	人数	3,328	1,067	1,903	20	842
		割合	67.6%	21.7%	38.7%	0.4%	17.1%
	B (n=2,483)	人数	1,538	731	802	23	495
		割合	61.9%	29.4%	32.3%	0.9%	19.9%
	C (n=898)	人数	481	359	203	5	232
		割合	53.6%	40.0%	22.6%	0.6%	25.8%
合計 (N=11,317)		人数	7,432	2,605	4,240	69	2,074
		割合	65.7%	23.0%	37.5%	0.6%	18.3%

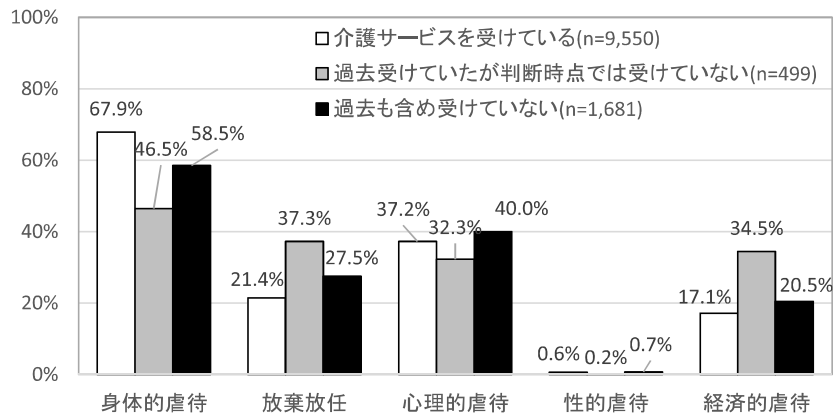
図表 2-Ⅲ-2-26 被虐待者の寝たきり度と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-26 参考図表：集計内訳)

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
自立 障害 高齢 者（寝 たき り常 生 活）	自立	人数	169	99	137	41	34	480
		割合	35.2%	20.6%	28.5%	8.5%	7.1%	100.0%
	J	人数	822	562	856	159	135	2,534
		割合	32.4%	22.2%	33.8%	6.3%	5.3%	100.0%
	A	人数	1,493	1,071	1,702	335	321	4,922
		割合	30.3%	21.8%	34.6%	6.8%	6.5%	100.0%
	B	人数	664	473	933	206	207	2,483
		割合	26.7%	19.0%	37.6%	8.3%	8.3%	100.0%
	C	人数	199	162	343	81	113	898
		割合	22.2%	18.0%	38.2%	9.0%	12.6%	100.0%
合計	人数	3,347	2,367	3,971	822	810	11,317	
	割合	29.6%	20.9%	35.1%	7.3%	7.2%	100.0%	

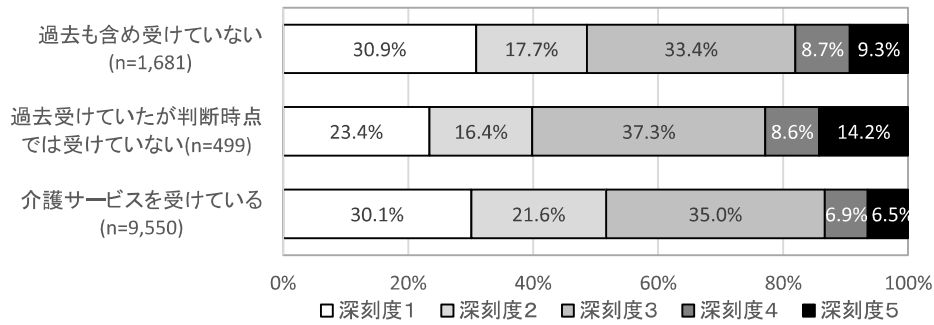
図表 2-Ⅲ-2-27 介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-27 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護サービスの利用状況	介護サービスを受けている (n=9,550)	人数	6,485	2,047	3,557	60	1,637
		割合	67.9%	21.4%	37.2%	0.6%	17.1%
	過去受けていたが判断時点 では受けていない(n=499)	人数	232	186	161	1	172
		割合	46.5%	37.3%	32.3%	0.2%	34.5%
	過去も含め受けていない (n=1,681)	人数	983	462	673	11	344
		割合	58.5%	27.5%	40.0%	0.7%	20.5%
合計(n=11,730)		人数	7,700	2,695	4,391	72	2,153
		割合	65.6%	23.0%	37.4%	0.6%	18.4%

図表 2-Ⅲ-2-28 介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-28 参考図表：集計内訳)

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
ス介 の護 利保 用險 状サ 況サ ービ	介護サービスを受けている	人数	2,874	2,061	3,342	657	616	9,550
		割合	30.1%	21.6%	35.0%	6.9%	6.5%	100.0%
	過去受けていたが判断時点 では受けていない	人数	117	82	186	43	71	499
		割合	23.4%	16.4%	37.3%	8.6%	14.2%	100.0%
	過去も含め受けていない	人数	519	298	561	146	157	1,681
		割合	30.9%	17.7%	33.4%	8.7%	9.3%	100.0%
	合計	人数	3,510	2,441	4,089	846	844	11,730
		割合	29.9%	20.8%	34.9%	7.2%	7.2%	100.0%

(3) 虐待者（養護者）の属性と虐待行為の内容・程度

1) 虐待者（養護者）の属性

1件の事例について複数の虐待者（養護者）がいる場合があるため、虐待判断件数16,928件に対し、調査で確認できた虐待者（養護者）の総数は18,435人であった。

被虐待者からみた虐待者の続柄は、息子が40.2%で最も多く、次いで夫（21.3%）、娘（17.8%）の順であった（図表2-Ⅲ-2-29）。なお、「その他」について記載内容を整理したところ、「甥・姪」「友人知人・近隣・同居人」「内縁の夫・妻」「その他親族」が多かった。また、「事業者・居所管理者等」に該当する虐待者が23人みられた（図表2-Ⅲ-2-30）。

年齢区分は「50～59歳」が25.9%、「40～49歳」が17.1%で多いものの、「20歳未満」から「90歳以上」まで広く分布している（図表2-Ⅲ-2-31）。虐待者の続柄別にみると、「夫」の73.3%、「妻」の53.8%は75歳以上であった。また、「息子」や「娘」が65歳以上である割合も1割程度を占めている（図表2-Ⅲ-2-32）。

なお、虐待者が複数存在したケースは5.3%であり、虐待者の組み合わせとして最も多いのは「息子夫婦」（複数虐待者ケースの20.8%）であった（図表2-Ⅲ-2-33及び図表2-Ⅲ-2-34）。

図表2-Ⅲ-2-29 虐待者（養護者）の被虐待者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,930	1,200	7,409	3,280	596	250	388	644	724	14	18,435
割合	21.3%	6.5%	40.2%	17.8%	3.2%	1.4%	2.1%	3.5%	3.9%	0.1%	100.0%

図表2-Ⅲ-2-30 虐待者（養護者）の被虐待者との続柄「その他」の分類（記述回答分類）

甥・姪	友人・知人・近隣・同居人	内縁の夫・妻	その他親族	事業者・居所管理者等	元配偶者	元親族	後見人・代理人	その他	詳細不明	合計
150	140	143	148	23	41	12	5	60	2	724

図表2-Ⅲ-2-31 虐待者の年齢

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
人数	95	360	962	3,149	4,768	1,562	1,366	1,436	1,448	1,457	763	198	871	18,435
割合	0.5%	2.0%	5.2%	17.1%	25.9%	8.5%	7.4%	7.8%	7.9%	7.9%	4.1%	1.1%	4.7%	100.0%

図表2-Ⅲ-2-32 虐待者の続柄と年齢

		虐待者の年齢											合計
		40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	
虐待者続柄	夫	人数 2	0	16	21	270	677	971	1,120	615	173	65	3,930
		割合 0.1%	0.0%	0.4%	0.5%	6.9%	17.2%	24.7%	28.5%	15.6%	4.4%	1.7%	100.0%
	妻	人数 1	12	46	71	154	255	295	242	95	14	15	1,200
		割合 0.1%	1.0%	3.8%	5.9%	12.8%	21.3%	24.6%	20.2%	7.9%	1.2%	1.3%	100.0%
	息子	人数 546	1,978	2,956	879	496	172	31	1	0	0	350	7,409
		割合 7.4%	26.7%	39.9%	11.9%	6.7%	2.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	100.0%
	娘	人数 227	860	1,365	361	190	78	10	1	0	0	188	3,280
		割合 6.9%	26.2%	41.6%	11.0%	5.8%	2.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	100.0%
	その他	人数 640	299	385	229	255	254	141	93	53	11	242	2,602
		割合 24.6%	11.5%	14.8%	8.8%	9.8%	9.8%	5.4%	3.6%	2.0%	0.4%	9.3%	100.0%
合計		人数 1,417	3,149	4,768	1,562	1,366	1,436	1,448	1,457	763	198	871	18,435
		割合 7.7%	17.1%	25.9%	8.5%	7.4%	7.8%	7.9%	7.9%	4.1%	1.1%	4.7%	100.0%

※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

図表 2-Ⅲ-2-33 被虐待者ごとにカウントした虐待者の続柄（複数虐待者含む）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	複数虐待者	合計
件数	3,820	1,096	6,791	2,876	361	157	348	465	591	7	915	17,427
割合	21.9%	6.3%	39.0%	16.5%	2.1%	0.9%	2.0%	2.7%	3.4%	0.0%	5.3%	100.0%

※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

図表 2-Ⅲ-2-34 「複数虐待者」の内訳

	息子夫婦	娘夫婦	息子と娘	娘と孫	息子2人	妻と息子	夫と息子	夫と娘
件数	190	80	77	67	63	62	58	38
割合	20.8%	8.7%	8.4%	7.3%	6.9%	6.8%	6.3%	4.2%

	妻と娘	息子と孫	娘2人	息子・娘3人以上	息子夫婦と孫	娘夫婦と孫	その他	合計
件数	32	31	27	14	13	7	156	915
割合	3.5%	3.4%	3.0%	1.5%	1.4%	0.8%	17.0%	100.0%

〔参考〕 被虐待者と虐待者の続柄別にみた高齢者虐待発生件数

被虐待者と虐待者の関係を明確化し、虐待判断件数と全体に占める割合を整理した。

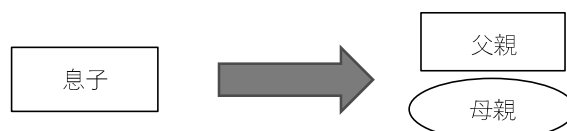
なお、ここでは虐待者と被虐待者の関係が明確なもの（虐待者が「夫」「妻」「息子」「娘」「息子の配偶者（嫁）」「娘の配偶者（婿）」「孫」のケース）を図表に整理した。

①夫婦間における虐待発生件数



	虐待 件数	身体的 虐待	放棄 放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
夫から妻へ	3,820	3,206	350	1,496	39	136
発生件数全体に占める割合	21.9%	27.4%	10.1%	21.7%	41.1%	4.5%
妻から夫へ	1,096	829	256	395	2	83
発生件数全体に占める割合	6.3%	7.1%	7.4%	5.7%	2.1%	2.7%

②息子から父親・母親に対する虐待発生件数



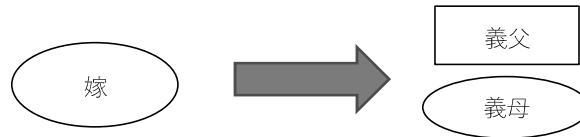
	虐待 件数	身体的 虐待	放棄 放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
息子から父親へ	1,865	1,261	336	641	4	415
発生件数全体に占める割合	10.7%	10.8%	9.7%	9.3%	4.2%	13.7%
息子から母親へ	4,926	3,009	1,064	1,983	22	1,065
発生件数全体に占める割合	28.3%	25.7%	30.8%	28.8%	23.2%	35.2%

③娘から父親・母親に対する虐待発生件数



	虐待 件数	身体的 虐待	放棄 放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
娘から父親へ	575	332	140	209	1	152
発生件数全体に占める割合	3.3%	2.8%	4.1%	3.0%	1.1%	5.0%
娘から母親へ	2,301	1,490	512	1,015	10	390
発生件数全体に占める割合	13.2%	12.7%	14.8%	14.7%	10.5%	12.9%

④息子の配偶者（嫁）から父親・母親に対する虐待発生件数



	虐待 件数	身体的 虐待	放棄 放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
息子の配偶者（嫁）から父親へ	43	24	13	23	0	3
発生件数全体に占める割合	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.0%	0.1%
息子の配偶者（嫁）から母親へ	318	206	63	154	0	33
発生件数全体に占める割合	1.8%	1.8%	1.8%	2.2%	0.0%	1.1%

⑤娘の配偶者（婿）から父親・母親に対する虐待発生件数



	虐待 件数	身体的 虐待	放棄 放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
娘の配偶者（婿）から父親へ	37	22	3	22	0	4
発生件数全体に占める割合	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%
娘の配偶者（婿）から母親へ	120	80	11	58	0	13
発生件数全体に占める割合	0.7%	0.7%	0.3%	0.8%	0.0%	0.4%

⑥孫から祖父・祖母に対する虐待発生件数



	虐待 件数	身体的 虐待	放棄 放任	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待
孫から祖父へ	84	67	9	32	0	18
発生件数全体に占める割合	0.5%	0.6%	0.3%	0.5%	0.0%	0.6%
孫から祖母へ	381	254	30	163	3	84
発生件数全体に占める割合	2.2%	2.2%	0.9%	2.4%	3.2%	2.8%

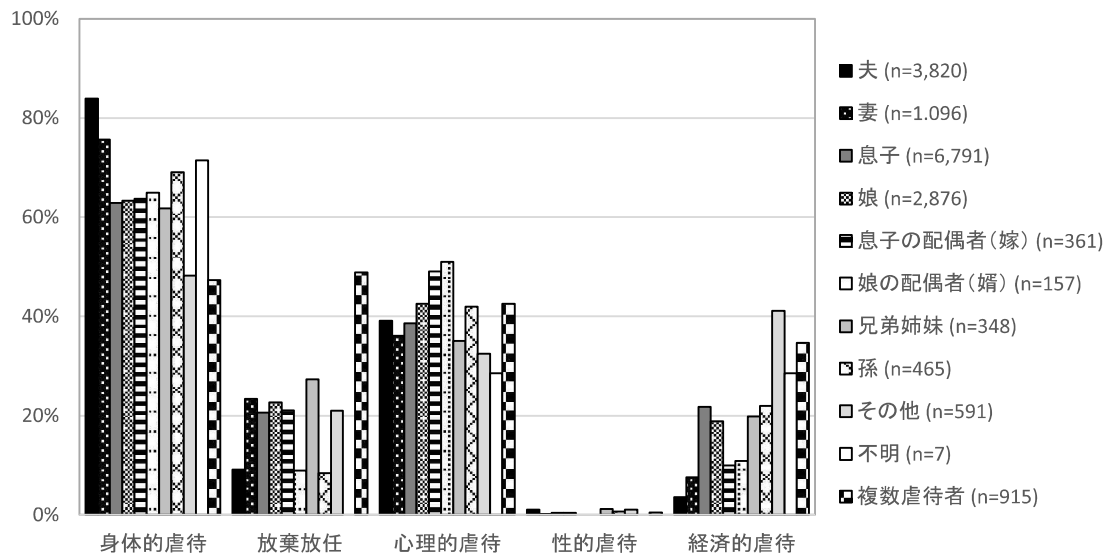
2) 虐待行為の内容・程度と虐待者（養護者）の属性

虐待者（養護者）の属性別に虐待行為の類型を整理したところ、下記のような傾向がみられた。なお、虐待者が「息子」や「娘」のケースが半数以上を占めているため、下記では「息子」「娘」以外の虐待者において全体と比較して特徴がみられたもののみを記載している（図表 2-Ⅲ-2-35）。

- ・虐待者が「夫」のケースでは、「身体的虐待」が含まれる割合が高く、逆に「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合は低い。
- ・虐待者が「妻」のケースでは、「身体的虐待」の割合が高く、「経済的虐待」は低い。
- ・虐待者が「兄弟姉妹」のケースでは、「放棄放任」（ネグレクト）の割合が高く、「身体的虐待」や「心理的虐待」は低い。
- ・虐待者が「孫」のケースでは、「身体的虐待」や「経済的虐待」の割合が全体よりも若干高く、「放棄放任」（ネグレクト）は低い。
- ・虐待者が「その他」のケースでは、「経済的虐待」の割合が全体よりも高く、「身体的虐待」や「心理的虐待」が低い。
- ・虐待者が「複数虐待者」のケースでは、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が高く、「身体的虐待」の割合は低い。

また、虐待者（養護者）の属性別に虐待の深刻度をみると、深刻度が重度（4・5）の割合は「複数虐待者」のケースで20%近くを占めていた。虐待者の続柄で最も多い「息子」のケースでは15.8%、「夫」や「娘」、「妻」のケースでは12～14%程度が重度（4・5）と認識されていた（図表 2-Ⅲ-2-36）。

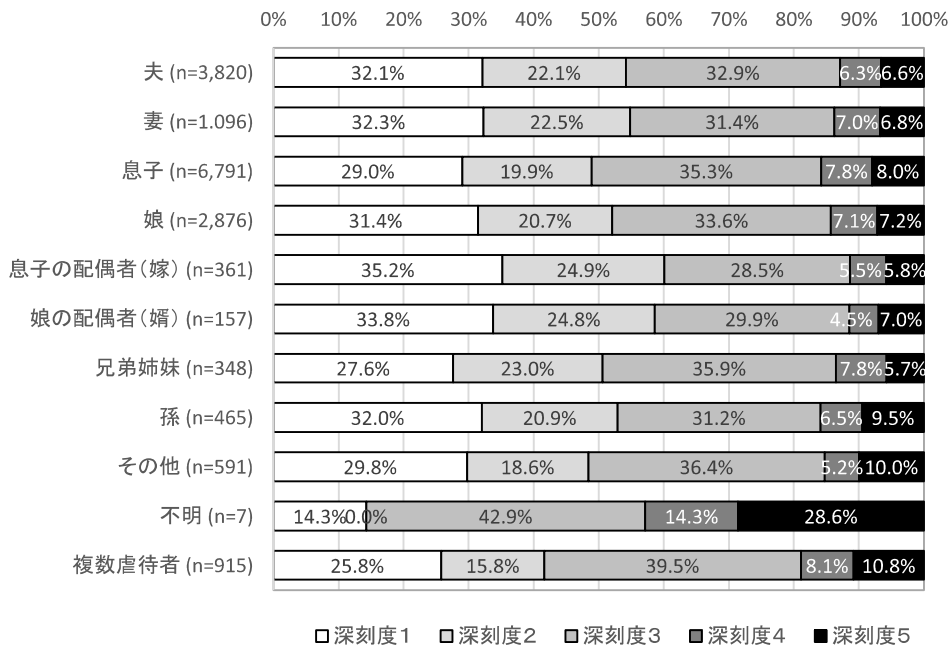
図表 2-Ⅲ-2-35 虐待者の続柄と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-35 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
被虐待者の続柄	夫 (n=3,820)	件数	3,206	350	1,496	39	136
		割合	83.9%	9.2%	39.2%	1.0%	3.6%
	妻 (n=1,096)	件数	829	256	395	2	83
		割合	75.6%	23.4%	36.0%	0.2%	7.6%
	息子 (n=6,791)	件数	4,270	1,400	2,624	26	1,480
		割合	62.9%	20.6%	38.6%	0.4%	21.8%
	娘 (n=2,876)	件数	1,822	652	1,224	11	542
		割合	63.4%	22.7%	42.6%	0.4%	18.8%
	息子の配偶者(嫁) (n=361)	件数	230	76	177		36
		割合	63.7%	21.1%	49.0%	0.0%	10.0%
	娘の配偶者(婿) (n=157)	件数	102	14	80		17
		割合	65.0%	8.9%	51.0%	0.0%	10.8%
	兄弟姉妹 (n=348)	件数	215	95	122	4	69
		割合	61.8%	27.3%	35.1%	1.1%	19.8%
被虐待者の続柄	孫 (n=465)	件数	321	39	195	3	102
		割合	69.0%	8.4%	41.9%	0.6%	21.9%
	その他 (n=591)	件数	285	124	192	6	243
		割合	48.2%	21.0%	32.5%	1.0%	41.1%
	不明 (n=7)	件数	5		2		2
		割合	71.4%	0.0%	28.6%	0.0%	28.6%
	複数虐待者 (n=915)	件数	433	447	389	4	317
		割合	47.3%	48.9%	42.5%	0.4%	34.6%
	合計 (N=17,427)	件数	11,718	3,453	6,896	95	3,027
		割合	67.2%	19.8%	39.6%	0.5%	17.4%

図表 2-Ⅲ-2-36 虐待者の続柄と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-36 参考図表：集計内訳)

		虐待の程度(深刻度)					合計	
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
被虐待者の続柄	夫	件数	1,226	844	1,258	240	252	3,820
		割合	32.1%	22.1%	32.9%	6.3%	6.6%	100.0%
	妻	件数	354	247	344	77	74	1,096
		割合	32.3%	22.5%	31.4%	7.0%	6.8%	100.0%
	息子	件数	1,971	1,349	2,398	531	542	6,791
		割合	29.0%	19.9%	35.3%	7.8%	8.0%	100.0%
	娘	件数	904	594	967	205	206	2,876
		割合	31.4%	20.7%	33.6%	7.1%	7.2%	100.0%
	息子の配偶者(嫁)	件数	127	90	103	20	21	361
		割合	35.2%	24.9%	28.5%	5.5%	5.8%	100.0%
	娘の配偶者(婿)	件数	53	39	47	7	11	157
		割合	33.8%	24.8%	29.9%	4.5%	7.0%	100.0%
	兄弟姉妹	件数	96	80	125	27	20	348
		割合	27.6%	23.0%	35.9%	7.8%	5.7%	100.0%
	孫	件数	149	97	145	30	44	465
		割合	32.0%	20.9%	31.2%	6.5%	9.5%	100.0%
	その他	件数	176	110	215	31	59	591
		割合	29.8%	18.6%	36.4%	5.2%	10.0%	100.0%
	不明	件数	1	0	3	1	2	7
		割合	14.3%	0.0%	42.9%	14.3%	28.6%	100.0%
	複数虐待者	件数	236	145	361	74	99	915
		割合	25.8%	15.8%	39.5%	8.1%	10.8%	100.0%
総計		件数	5,293	3,595	5,966	1,243	1,330	17,427
		割合	30.4%	20.6%	34.2%	7.1%	7.6%	100.0%

（４）家庭状況と虐待行為の内容・程度

１）虐待者（養護者）との同別居・家族形態

虐待者（養護者）との同別居関係では、「虐待者のみと同居」が約半数（50.5%）を占めて最も多く、「虐待者及び他家族と同居」（35.9%）を合わせると86.4%が虐待者と同居していた（図表 2-Ⅲ-2-37）。家族形態では、「未婚の子と同居」が35.7%で最も多く、「配偶者と離別・死別等した子と同居」（12.9%）、「子夫婦と同居」（12.6%）と合わせると61.2%が子世代と同居していた。また、「夫婦のみ世帯」は22.6%、「単身世帯」は7.5%であった（図表 2-Ⅲ-2-38）。

図表 2-Ⅲ-2-37 被虐待者における虐待者との同居の有無（同別居関係）

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	8,792	6,258	2,193	150	34	17,427
割合	50.5%	35.9%	12.6%	0.9%	0.2%	100.0%

図表 2-Ⅲ-2-38 家族形態

	単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,304	3,930	6,224	2,241	2,203	1,477	48	17,427
割合	7.5%	22.6%	35.7%	12.9%	12.6%	8.5%	0.3%	100.0%

（注）「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

「その他」は、下記「その他①」「その他②」「その他③」の合計

「その他①」：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

「その他②」：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

「その他③」：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

２）家庭状況と虐待行為の内容・程度

被虐待者と虐待者の同別居関係別に虐待行為の類型をみると、虐待者と同居（「虐待者のみと同居」「虐待者及び他家族と同居」）しているケースでは「身体的虐待」や「心理的虐待」が含まれる割合が高く、約70%が身体的虐待を、約40%が心理的虐待を受けていた。

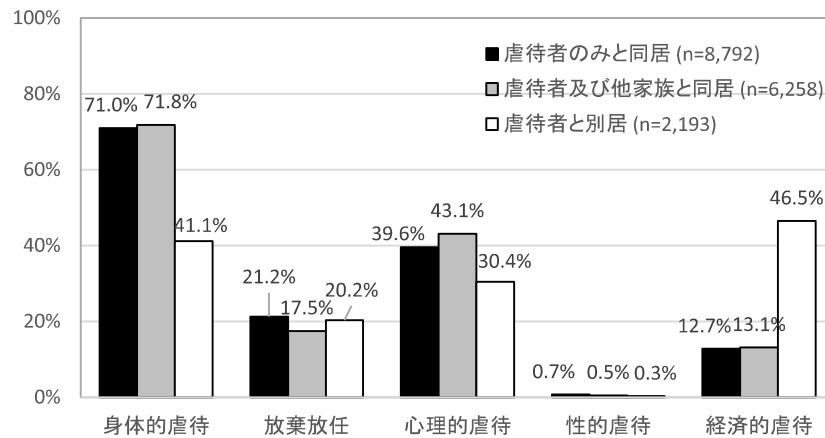
一方、虐待者と別居しているケースでは「経済的虐待」が含まれる割合が高いことが特徴的であり、被虐待者の半数近く（46.5%）が経済的虐待を受けていた（図表 2-Ⅲ-2-39）。

なお、虐待の深刻度に関しては、同別居関係による特徴はみられなかった（図表 2-Ⅲ-2-40）。

家族形態と虐待行為の類型をみると、「単身世帯」では全体に比べて「身体的虐待」や「心理的虐待」の割合が低く、「経済的虐待」の割合が高いことが特徴的である。また、「夫婦のみ世帯」では「身体的虐待」の割合が高く、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が低い（図表 2-Ⅲ-2-41）。

虐待の深刻度に関しては、家族形態による明確な特徴はみられなかった（図表 2-Ⅲ-2-42）。

図表 2-Ⅲ-2-39 同別居関係別の虐待行為の類型（「その他」「不明」を除く）



(図表 2-Ⅲ-2-39 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)					
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
同別居関係	虐待者のみと同居 (n=8,792)	人数	6,243	1,866	3,480	59	1,119	
		割合	71.0%	21.2%	39.6%	0.7%	12.7%	
	虐待者及び他家族と同居 (n=6,258)	人数	4,496	1,094	2,698	30	820	
		割合	71.8%	17.5%	43.1%	0.5%	13.1%	
	虐待者と別居 (n=2,193)	人数	902	444	667	6	1,019	
		割合	41.1%	20.2%	30.4%	0.3%	46.5%	
合計 (n=17,243)			人数	11,641	3,404	6,845	95	2,958
			割合	67.5%	19.7%	39.7%	0.6%	17.2%

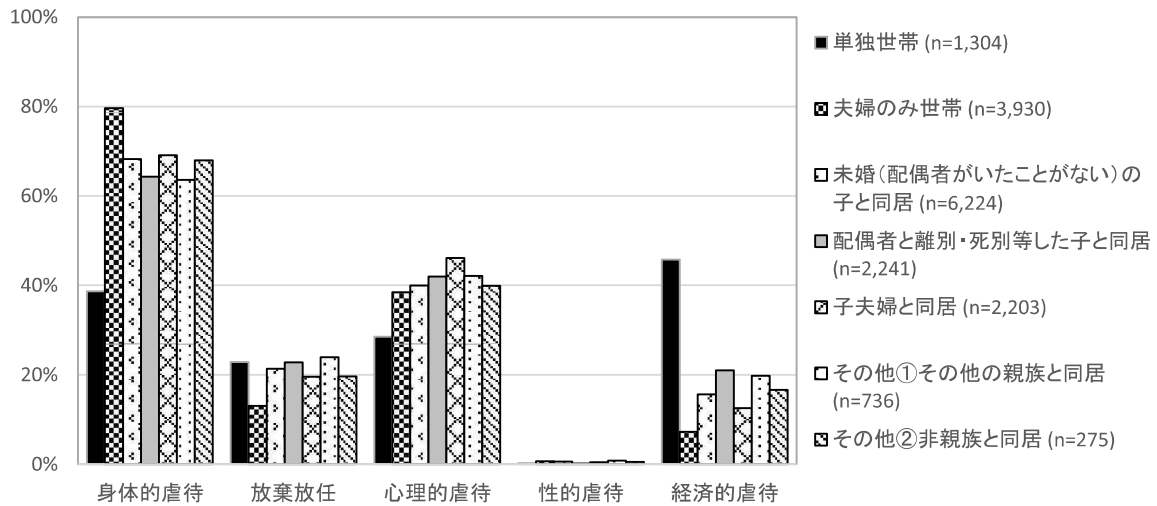
※同別居関係が「その他」「不明」のケースを除く。

図表 2-Ⅲ-2-40 同別居関係と虐待の深刻度

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
同別居関係	虐待者のみと同居	人数	2,636	1,755	3,006	676	719	8,792
		割合	30.0%	20.0%	34.2%	7.7%	8.2%	100.0%
	虐待者及び他家族と同居	人数	1,962	1,362	2,074	417	443	6,258
		割合	31.4%	21.8%	33.1%	6.7%	7.1%	100.0%
	虐待者と別居	人数	652	450	804	133	154	2,193
		割合	29.7%	20.5%	36.7%	6.1%	7.0%	100.0%
合計		人数	5,250	3,567	5,884	1,226	1,316	17,243
		割合	30.4%	20.7%	34.1%	7.1%	7.6%	100.0%

※同別居関係が「その他」「不明」のケースを除く。

図表 2-Ⅲ-2-41 家族形態と虐待行為の類型（「その他」「不明」を除く）



(図表 2-Ⅲ-2-41 参考図表：集計内訳)

			虐待類型(複数回答)				
			身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
家族形態	単独世帯 (n=1,304)	人数	504	299	372	4	597
		割合	38.7%	22.9%	28.5%	0.3%	45.8%
	夫婦のみ世帯 (n=3,930)	人数	3,130	515	1,512	27	286
		割合	79.6%	13.1%	38.5%	0.7%	7.3%
	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 (n=6,224)	人数	4,250	1,328	2,488	37	974
		割合	68.3%	21.3%	40.0%	0.6%	15.6%
	配偶者と離別・死別等した子と同居 (n=2,241)	人数	1,442	510	940	5	471
		割合	64.3%	22.8%	41.9%	0.2%	21.0%
	子夫婦と同居 (n=2,203)	人数	1,523	432	1,017	10	277
		割合	69.1%	19.6%	46.2%	0.5%	12.6%
	その他①その他の親族と同居 (n=736)	人数	468	176	310	6	146
		割合	63.6%	23.9%	42.1%	0.8%	19.8%
	その他②非親族と同居 (n=275)	人数	179	69	111	2	61
		割合	65.1%	25.1%	40.4%	0.7%	22.2%
合計 (n=16,913)		人数	11,496	3,329	6,750	91	2,812
		割合	68.0%	19.7%	39.9%	0.5%	16.6%

図表 2-Ⅲ-2-42 家族形態と虐待の深刻度

			虐待の程度(深刻度)					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
家族形態	単独世帯	人数	385	268	467	90	94	1,304
		割合	29.5%	20.6%	35.8%	6.9%	7.2%	100.0%
	夫婦のみ世帯	人数	1,262	847	1,279	266	276	3,930
		割合	32.1%	21.6%	32.5%	6.8%	7.0%	100.0%
	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	人数	1,802	1,247	2,160	515	500	6,224
		割合	29.0%	20.0%	34.7%	8.3%	8.0%	100.0%
	配偶者と離別・死別等した子と同居	人数	642	429	825	151	194	2,241
		割合	28.6%	19.1%	36.8%	6.7%	8.7%	100.0%
	子夫婦と同居	人数	729	521	681	125	147	2,203
		割合	33.1%	23.6%	30.9%	5.7%	6.7%	100.0%
	その他①その他の親族と同居	人数	226	161	235	47	67	736
		割合	30.7%	21.9%	31.9%	6.4%	9.1%	100.0%
	その他②非親族と同居	人数	82	51	101	19	22	275
		割合	29.8%	18.5%	36.7%	6.9%	8.0%	100.0%
合計		人数	5,128	3,524	5,748	1,213	1,300	16,913
		割合	30.3%	20.8%	34.0%	7.2%	7.7%	100.0%

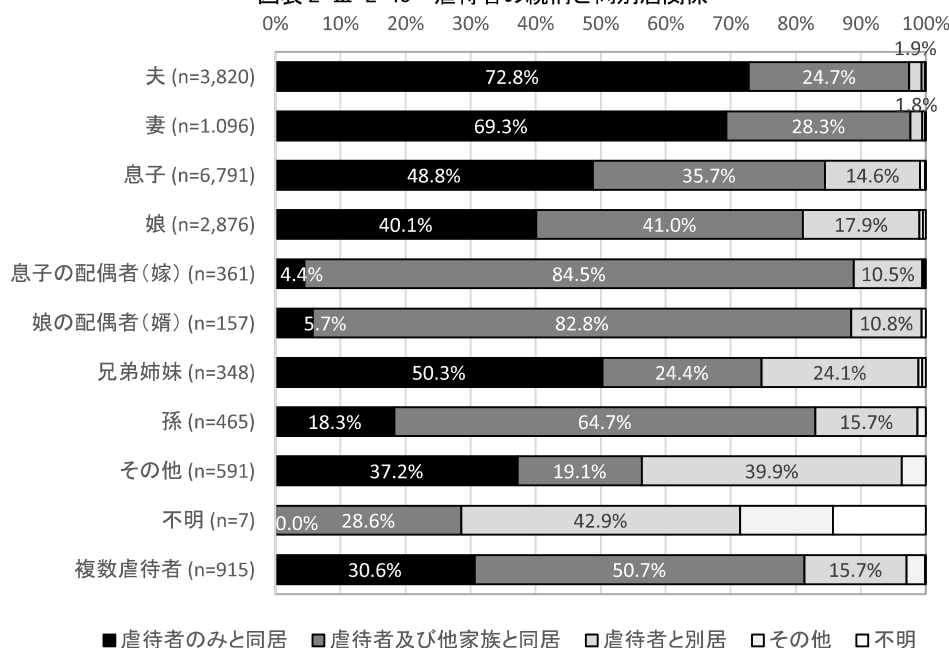
※家族形態が「その他」「不明」のケースを除く。

3) 続柄別の同別居関係と家族形態の組み合わせ

虐待者（養護者）の続柄別に同別居関係をみると、虐待者が「夫」や「妻」のケースでは70%前後が「虐待者のみと同居」（夫婦世帯）であった。また、虐待者が「息子」や「娘」のケースでは40～50%程度が、「兄弟姉妹」では50.3%、「複数虐待者」でも30.6%が「虐待者のみと同居」であった（図表2-Ⅲ-2-43）。

虐待者の続柄ごとに同別居関係と家族形態の上位を図表2-Ⅲ-2-44及び図表2-Ⅲ-2-45に示す。

図表 2-Ⅲ-2-43 虐待者の続柄と同別居関係



(図表 2-Ⅲ-2-43 参考図表：集計内訳)

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
虐待者続柄	夫	人数 2,780 割合 72.8%	人数 943 割合 24.7%	人数 72 割合 1.9%	人数 19 割合 0.5%	人数 6 割合 0.2%	3,820
	妻	人数 760 割合 69.3%	人数 310 割合 28.3%	人数 20 割合 1.8%	人数 5 割合 0.5%	人数 1 割合 0.1%	1,096
	息子	人数 3,314 割合 48.8%	人数 2,425 割合 35.7%	人数 992 割合 14.6%	人数 51 割合 0.8%	人数 9 割合 0.1%	6,791
	娘	人数 1,153 割合 40.1%	人数 1,180 割合 41.0%	人数 514 割合 17.9%	人数 17 割合 0.6%	人数 12 割合 0.4%	2,876
	息子の配偶者(嫁)	人数 16 割合 4.4%	人数 305 割合 84.5%	人数 38 割合 10.5%	人数 1 割合 0.3%	人数 1 割合 0.3%	361
	娘の配偶者(婿)	人数 9 割合 5.7%	人数 130 割合 82.8%	人数 17 割合 10.8%	人数 0 割合 0.0%	人数 1 割合 0.6%	157
	兄弟姉妹	人数 175 割合 50.3%	人数 85 割合 24.4%	人数 84 割合 24.1%	人数 2 割合 0.6%	人数 2 割合 0.6%	348
	孫	人数 85 割合 18.3%	人数 301 割合 64.7%	人数 73 割合 15.7%	人数 6 割合 1.3%	人数 0 割合 0.0%	465
	その他	人数 220 割合 37.2%	人数 113 割合 19.1%	人数 236 割合 39.9%	人数 22 割合 3.7%	人数 0 割合 0.0%	591
	不明	人数 0 割合 0.0%	人数 2 割合 28.6%	人数 3 割合 42.9%	人数 1 割合 14.3%	人数 1 割合 14.3%	7
	複数虐待者	人数 280 割合 30.6%	人数 464 割合 50.7%	人数 144 割合 15.7%	人数 26 割合 2.8%	人数 1 割合 0.1%	915
	合計	人数 8,792 割合 50.5%	人数 6,258 割合 35.9%	人数 2,193 割合 12.6%	人数 150 割合 0.9%	人数 34 割合 0.2%	17,427

(注) 虐待者の続柄は、被虐待者からみたものであり、被虐待者1人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

図表 2-Ⅲ-2-44 虐待者の続柄ごとの同別居関係と家族形態（上位 5 位かつ続柄内構成比 5 %以上）

		1位	2位	3位	4位	5位
夫 (n=3,820)	組合せ	虐待者のみと同居 × 夫婦のみ世帯	虐待者及び他家族と同 居 × 未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居		
	件数(続柄内割合)	2,765 (72.4%)	556 (14.6%)	197 (5.2%)		
妻 (n=1,096)	組合せ	虐待者のみと同居 × 夫婦のみ世帯	虐待者及び他家族と同 居 × 未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居		
	件数(続柄内割合)	751 (68.5%)	195 (17.8%)	55 (5.0%)		
息子 (n=6,791)	組合せ	虐待者のみと同居 × 未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 未婚の子と同居	虐待者のみと同居 × 配 偶者と離別・死別等し た子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居	虐待者と別居 × 単独世帯
	件数(続柄内割合)	2,493 (36.7%)	1,292 (19.0%)	762 (11.2%)	707 (10.4%)	547 (8.1%)
娘 (n=2,876)	組合せ	虐待者のみと同居 × 未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 配偶者と離別・死 別等した子と同居	虐待者と別居 × 単独世帯
	件数(続柄内割合)	855 (29.7%)	400 (13.9%)	377 (13.1%)	355 (12.3%)	314 (10.9%)
息子の配偶者 (n=361)	組合せ	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居	虐待者と別居 × 単独世帯			
	件数(続柄内割合)	280 (77.6%)	20 (5.5%)			
娘の配偶者 (n=157)	組合せ	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居	虐待者と別居 × 単独世帯			
	件数(続柄内割合)	120 (76.4%)	9 (5.7%)			
兄弟姉妹 (n=348)	組合せ	虐待者のみと同居 × そ の他①その他の親族と 同居	虐待者及び他家族と同 居 × その他①その他 の親族と同居	虐待者と別居 × 単独世帯		
	件数(続柄内割合)	172 (49.4%)	68 (19.5%)	61 (17.5%)		
孫 (n=465)	組合せ	虐待者及び他家族と同 居 × 配偶者と離別・死 別等した子と同居	虐待者及び他家族と同 居 × 子夫婦と同居	虐待者のみと同居 × そ の他①その他の親族と 同居	虐待者及び他家族と同 居 × その他①その他 の親族と同居	虐待者と別居 × 単独世帯
	件数(続柄内割合)	123 (26.5%)	92 (19.8%)	85 (18.3%)	66 (14.2%)	40 (8.6%)

網掛けは、当該家庭が虐待者（養護者）と被虐待者だけで構成されているケース。

続柄が「その他」「不明」のケース及び被虐待者 1 人に対して虐待者が複数であるケースを除いている。

通い介護や入院・入所中等のケースがあるため、図表 2-Ⅲ-2-43 の値とは必ずしも一致しない。

図表 2-Ⅲ-2-45 虐待者の続柄と同別居関係及び家族形態の組み合わせ（全被虐待者に対する構成比 1%以上）

虐待者	同別居	世帯形態	件数	割合
夫	虐待者とのみ同居	夫婦のみ世帯	2,765	15.9%
息子	虐待者とのみ同居	未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居	2,493	14.3%
息子	虐待者及び他家族と同居	未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居	1,292	7.4%
娘	虐待者とのみ同居	未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居	855	4.9%
息子	虐待者とのみ同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	762	4.4%
妻	虐待者とのみ同居	夫婦のみ世帯	751	4.3%
息子	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	707	4.1%
夫	虐待者及び他家族と同居	未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居	556	3.2%
息子	虐待者と別居	単独世帯	547	3.1%
娘	虐待者及び他家族と同居	未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居	400	2.3%
娘	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	377	2.2%
娘	虐待者及び他家族と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	355	2.0%
息子	虐待者及び他家族と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	349	2.0%
娘	虐待者と別居	単独世帯	314	1.8%
娘	虐待者とのみ同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	284	1.6%
息子の配偶者（嫁）	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	280	1.6%
複数虐待者	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	233	1.3%
息子	虐待者と別居	夫婦のみ世帯	220	1.3%
夫	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	197	1.1%
妻	虐待者及び他家族と同居	未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居	195	1.1%

割合は被虐待者 17,427 人に対するもの

（５）虐待の発生要因

虐待発生要因については昨年度まで自由記述により回答を求め、それを分類して発生要因別の割合を示していた。しかし今年度から選択肢（複数回答）で回答を求める形式に改めた。選択肢については昨年度までの分類項目を参考に作成した。その結果、回答の上位カテゴリーには虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」（54.2%）、被虐待者の「認知症の症状」（53.4%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」（48.3%）、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」（44.4%）、「精神状態が安定していない」（43.3%）、「理解力の不足や低下」（41.6%）などが挙げられた（図表 2-Ⅲ-2-46）。

なお、虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」への回答の有無別にみると、「性格や人格（に基づく言動）」に回答したケースの半数以上が「精神状態が安定していない」「理解力の不足や低下」を回答しており、また「障害・疾病」や「経済的困窮」もそれぞれ 4 割近くを占めた。この結果からは、「障害・疾病」「経済的困窮」などの生活課題を背景に、精神的な不安定さや性格・人格として捉えられる言動が発現している状況と考えられ、「性格や人格（に基づく言動）」を指摘された養護者のうち、少なくない割合で何らかの支援を必要とする養護者が含まれていると推測される（図表 2-Ⅲ-2-47）。

また、虐待者の続柄別に発生要因をみたところ、虐待者が「息子」「孫」「複数虐待者」のケースでは「経済的困窮（経済的問題）」が全体順位（5 位）よりも上位に位置していた（図表 2-Ⅲ-2-48）。

図表 2-Ⅲ-2-46 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	割合(%)
虐待者の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	8,183	48.3%
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	6,601	39.0%
	c) 孤立・補助介護者の不在等	4,827	28.5%
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,462	8.6%
	e) 知識や情報の不足	6,756	39.9%
	f) 理解力の不足や低下	7,046	41.6%
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	2,982	17.6%
	h) 障害・疾病	5,570	32.9%
	i) 精神状態が安定していない	7,329	43.3%
	j) 性格や人格(に基づく言動)	9,178	54.2%
	k) ひきこもり	1,613	9.5%
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,512	44.4%
	m) 飲酒	1,935	11.4%
	n) ギャンブル	506	3.0%
	o) その他	1,168	6.9%
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	9,037	53.4%
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	4,885	28.9%
	c) 身体的自立度の低さ	6,744	39.8%
	d) 排泄介助の困難さ	4,407	26.0%
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	1,973	11.7%
	f) 性格や人格(に基づく言動)	4,589	27.1%
	g) その他	778	4.6%
家庭の要因	a) 経済的困窮(経済的問題)	5,612	33.2%
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2,544	15.0%
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	4,896	28.9%
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,406	20.1%
	e) その他	592	3.5%
その他	a) ケアサービスの不足の問題	3,361	19.9%
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	747	4.4%
	c) その他	298	1.8%

※割合の母数は 16,928 件。

図表 2-Ⅲ-2-47 養護者の「性格・人格」回答の有無別にみた虐待の発生要因（複数回答）

		全体	回答件数		全体	構成比	
			養護者の「性格・人格」回答有無			養護者の「性格・人格」回答有無	
			回答あり	回答なし		回答あり	回答なし
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	8,183	4,195	3,987	48.3%	45.7%	51.4%
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	6,601	3,978	2,623	39.0%	43.3%	33.8%
	c) 孤立・補助介護者の不在等	4,827	2,973	1,854	28.5%	32.4%	23.9%
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,462	979	483	8.6%	10.7%	6.2%
	e) 知識や情報の不足	6,756	4,310	2,446	39.9%	47.0%	31.6%
	f) 理解力の不足や低下	7,046	4,769	2,277	41.6%	52.0%	29.4%
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	2,982	2,111	871	17.6%	23.0%	11.2%
	h) 障害・疾病	5,570	3,428	2,142	32.9%	37.4%	27.6%
	i) 精神状態が安定していない	7,329	5,069	2,260	43.3%	55.2%	29.2%
	j) 性格や人格（に基づく言動）	9,178	9,178	0	54.2%	100.0%	0.0%
	k) ひきこもり	1,613	1,188	425	9.5%	12.9%	5.5%
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,512	5,454	2,058	44.4%	59.4%	26.6%
	m) 飲酒	1,935	1,273	662	11.4%	13.9%	8.5%
	n) ギャンブル	506	371	135	3.0%	4.0%	1.7%
	o) その他	1,168	614	554	6.9%	6.7%	7.1%
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	9,037	4,664	4,372	53.4%	50.8%	56.4%
	b) 精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	4,885	2,861	2,024	28.9%	31.2%	26.1%
	c) 身体的自立度の低さ	6,744	3,901	2,843	39.8%	42.5%	36.7%
	d) 排泄介助の困難さ	4,407	2,492	1,915	26.0%	27.2%	24.7%
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	1,973	1,259	714	11.7%	13.7%	9.2%
	f) 性格や人格（に基づく言動）	4,589	3,185	1,404	27.1%	34.7%	18.1%
	g) その他	778	435	343	4.6%	4.7%	4.4%
家庭の要因	a) 経済的困窮（経済的問題）	5,612	3,465	2,147	33.2%	37.8%	27.7%
	b) 家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	2,544	1,885	659	15.0%	20.5%	8.5%
	c) （虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	4,896	3,378	1,517	28.9%	36.8%	19.6%
	d) （虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,406	2,235	1,171	20.1%	24.4%	15.1%
	e) その他	592	336	256	3.5%	3.7%	3.3%
その他	a) ケアサービスの不足の問題	3,361	2,009	1,352	19.9%	21.9%	17.4%
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	747	482	265	4.4%	5.3%	3.4%
	c) その他	298	163	135	1.8%	1.8%	1.7%
合計		16,928	9,178	7,750	100.0%	100.0%	100.0%

※網掛けは、養護者の「性格・人格」回答の有無で概ね10%以上の差がみられた項目。

図表 2-Ⅲ-2-48 虐待者の続柄別にみた虐待の発生要因（複数回答、上位 6 位まで）

		1位	2位	3位	4位	5位	6位
全体 (n=16,928)		虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の精神状態が安定していない	虐待者の理解力の不足や低下
	件数 割合	9,178 54.2%	9,037 53.4%	8,183 48.3%	7,512 44.4%	7,329 43.3%	7,046 41.6%
夫 (n=3,811)		虐待者の性格や人格(に基づく言動)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者の認知症の症状	虐待者の理解力の不足や低下	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の介護力の低下や不足
	件数 割合	2,110 55.4%	1,870 49.1%	1,856 48.7%	1,746 45.8%	1,565 41.1%	1,505 39.5%
妻 (n=1,092)		虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者の認知症の症状	被虐待者の身体的自立度の低さ	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	虐待者の精神状態が安定していない	虐待者の介護力の低下や不足
	件数 割合	677 62.0%	603 55.2%	570 52.2%	546 50.0%	500 45.8%	495 45.3%
息子 (n=6,482)		虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	虐待者の精神状態が安定していない	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者(養護者)の知識や情報の不足
	件数 割合	3,524 54.4%	3,457 53.3%	2,954 45.6%	2,873 44.3%	2,839 43.8%	2,691 41.5%
娘 (n=2,787)		被虐待者の認知症の症状	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の精神状態が安定していない	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の身体的自立度の低さ
	件数 割合	1,577 56.6%	1,553 55.7%	1,529 54.9%	1,483 53.2%	1,274 45.7%	1,164 41.8%
息子の配偶者(n=350)		被虐待者の認知症の症状	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の身体的自立度の低さ	虐待者の精神状態が安定していない
	件数 割合	227 64.9%	217 62.0%	199 56.9%	177 50.6%	141 40.3%	129 36.9%
娘の配偶者 (n=151)		虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と他家族の関係の悪さほか家族関係の問題	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者の性格や人格(に基づく言動)
	件数 割合	88 58.3%	86 57.0%	72 47.7%	63 41.7%	63 41.7%	48 31.8%
兄弟姉妹 (n=342)		虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の精神障害、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者の認知症の症状	被虐待者の身体的自立度の低さ	虐待者(養護者)の知識や情報の不足
	件数 割合	181 52.9%	176 51.5%	170 49.7%	169 49.4%	167 48.8%	156 45.6%
孫 (n=444)		虐待者の性格や人格(に基づく言動)	虐待者の精神状態が安定していない	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者と他家族の関係の悪さほか家族関係の問題	虐待者の障害・疾病
	件数 割合	248 55.9%	227 51.1%	196 44.1%	192 43.2%	180 40.5%	168 37.8%
複数虐待者 (n=882)		被虐待者の認知症の症状	被虐待者の身体的自立度の低さ	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の理解力の不足や低下
	件数 割合	556 63.0%	500 56.7%	494 56.0%	492 55.8%	472 53.5%	462 52.4%

〔参考分析〕虐待の発生要因に関するクラスター分析

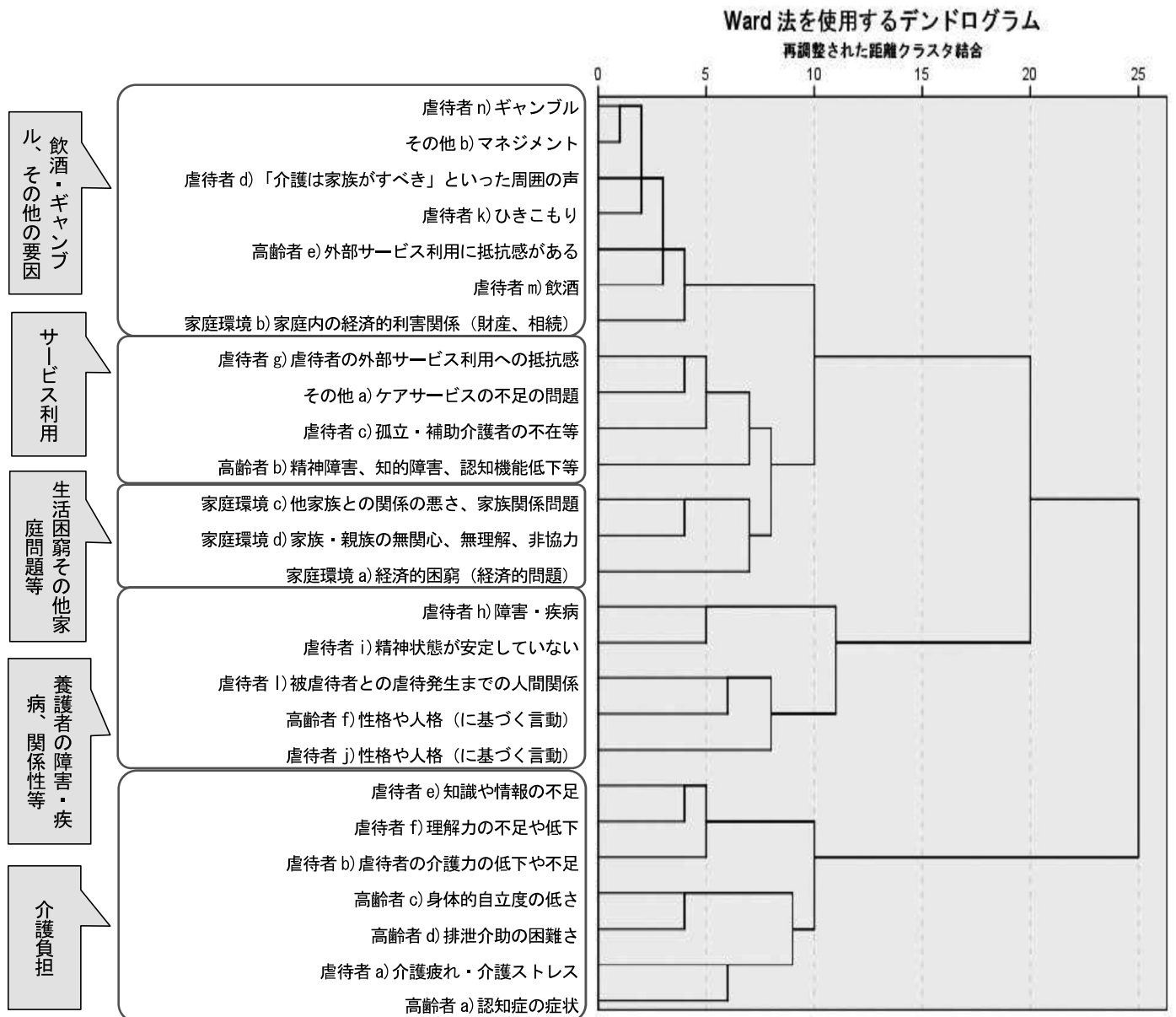
今年度から虐待発生要因の回答方法を自由記述から選択肢を示した複数回答方式に改めた。その結果、虐待者側の要因で昨年度は9.5%に過ぎなかった「性格や人格（に基づく言動）」が54.2%と最も多くなった。しかし今年度から突然、「性格や人格（に基づく言動）」が5倍以上に増加したとは考え難い。よってこの著しい増加は調査方法の変更に起因していると考えられるべきだろう。自由記述の場合は虐待の要因として明確になっているものや、最も目立つものが回答される可能性が高いが、複数回答の選択肢では少しでも該当するものは全てが回答された可能性がある。前述のように「性格や人格（に基づく言動）」が有りとなり回答されたものは、同時に「精神状態が安定していない」「理解力の不足や低下」、「障害・疾病」、「経済的困窮」なども有りとなりされている。つまり、複数回答とした故に、「性格や人格（に基づく言動）」が他の要因と共に挙げられたと考えられる。

虐待の発生には介護負担をはじめとして、複合的な要因が重なって生じている。よって複数の要因が挙げられることは、虐待の要因を把握するに当たってより現実に近いものを把握できることを意味する。しかし、「性格や人格（に基づく言動）」が5倍以上に増加したことは、調査への信頼性を揺るがしかねない深刻な問題である。そこで虐待発生要因を集約・整理することを目的に、選択肢形式とした虐待の発生要因についてクラスター分析を実施した。

分析結果をみると、大きくは「介護負担」、「養護者の障害・疾病、関係性等」、「生活困窮・その他家庭問題等」、「サービス利用」、「飲酒・ギャンブル、その他の要因」の5グループに分類することができた。

今回の調査において回答率が最も高かった「養護者の性格や人格（に基づく行動）」については、「高齢者の性格や人格（に基づく言動）」や「被虐待者との虐待発生までの人間関係」、「虐待者の障害・疾病」、「虐待者の精神状態が安定していない」等と極めて近い関係にあることが示されている。

参考図表 虐待の発生要因に関するクラスター分析の結果



[考察]

「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」における虐待の類型では、「身体的虐待」に次いで「心理的虐待」が多く、複数の虐待類型間の組み合わせでは「身体的虐待と心理的虐待」が同時に行われている割合が高いことから、事実確認において相談・通報があった虐待類型以外の調査を実施することが求められる（図表 2-Ⅲ-2-2）。

「性的虐待」においても、「身体的虐待」や「介護等放棄（ネグレクト）」、「心理的虐待」が重複して行われており（図表 2-Ⅲ-2-2）、「虐待類型別にみた初動期の対応日数の分布（図表 2-Ⅲ-1-11）」にも関連し、「性的虐待」として相談・通報があった事例においても、事実確認開始までの期間に差異が生じないよう市区町村での体制整備が求められる。

虐待の深刻度スケール(5段階評価)による分類については、「著しい」「重大な」の線引きが難しく、市町村や担当者の主観が入りやすいため、客観的な虐待深刻度の分類、指標の策定が課題である（図表 2-Ⅲ-2-4）。虐待の判断をした「介護等放棄」は深刻度 3 以上が 66.2%あり、判断時に生命・身体・生活に著しい影響や重大な危険になっている状況である。（図表 2-Ⅲ-2-5）。

被虐待者の 75 歳以上が 77.4%(図表 2-Ⅲ-2-8)、介護保険認定済者が 68.0%（内 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上：72.7%、寝たきり度 A ランク：41.5% A 以上 70.1%）、介護サービス利用者が 80.6%となっており、また、被虐待者が介護保険サービスを利用している割合が高いことが確認された（図表 2-Ⅲ-2-9、図表 2-Ⅲ-2-10、図表 2-Ⅲ-2-11、図表 2-Ⅲ-2-12、図表 2-Ⅲ-2-13、図表 2-Ⅲ-2-14）。サービス内容に関わらず、被虐待者や養護者と接する機会のあるサービス提供事業者に対し、虐待の通報に結びつけるための啓発や仕組みを整えていくことが望まれる。なお、医師や医療機関からの通報割合は、4.8%にとどまっているが（図表 2-Ⅲ-1-4）、深刻度の関係では、医療機関従事者や行政職員、警察からの通報による深刻度 5 の割合が高く（図表 2-Ⅲ-1-15）、介護保険申請認定過程における主治医意見書の作成段階での医師や医療機関による診察での発見から通報に結びつける取り組みが求められる。

「介護等放棄（ネグレクト）」では、被虐待者が高齢になるほど高くなり（図表 2-Ⅲ-2-17）、また要介護度や認知症の程度、寝たきり度が重度になるほど高まっている（図表 2-Ⅲ-2-25）。また要介護度が重度になるに従って介護等放棄（ネグレクト）を受ける割合が顕著に高まっていた（図表 2-Ⅱ-2-21）。介護保険サービスを受けていた場合では、介護等放棄（ネグレクト）の割合が低くなっており、介護支援専門員によるアセスメントに基づく介護保険サービス等の調整により、虐待の未然防止を図ることが求められる。このことは、虐待発生の要因分析の「虐待者（養護者）の介護疲れ・介護ストレス」や、「虐待者（養護者）の障害・疾病」や「被虐待者の認知症の症状」にも関連している。

「身体的虐待」は、介護保険サービスを受けていた場合でも認定率が高くなっており、介護支援専門員や介護保険事業所等による発見・通報から虐待対応がなされている傾向が確認された。介護保険サービスを利用していない場合には、「身体的虐待」を受けていても発見しにくい状況にあり、市区町村として、早期発見・早期対応する体制を整えることが求められる。（図表 2-Ⅲ-2-27）

虐待者の続柄は、息子が 40.2%で最も多く、次いで夫（21.3%）、娘（17.8%）の順であった（図表 2-Ⅲ-2-29）。年齢区分は、「50-59 歳」が 25.9%、「40-49 歳」が 17.1%であり、20 歳未満から 90 歳以上まで広く分布しており、未成年の介護者への支援や、ダブルケアなど子育てと介護を同時に担っている方への支援、また老老介護など、支援は多岐にわたると考える。今後、社会全体で複合的生活ニーズを包括的に議論していくなどの体制を構築していく必要がある（図表 2-Ⅲ-2-31）。

同居関係では、「虐待者と同居」している割合が 86.4%と高く、「虐待者のみと同居」している割合は半数を占める（図表 2-Ⅲ-2-37）。家族形態として 61.2%が子世代と同居しており、同居の事例で

は「身体的虐待」や「心理的虐待」が含まれる割合が高くなっており、被虐待者の46.5%が経済的虐待を受けていた（図表2-Ⅲ-2-38、図表2-Ⅲ-2-40）。また、夫婦間での虐待事例では、夫婦のみ世帯が70%を超え、息子や娘が虐待者である場合には、被虐待者と虐待者のみの世帯が40-50%となっている。被虐待者と虐待者以外の同居人がいない密室性が高い中で虐待が行われていることから、市区町村における早期発見の体制が求められる（図表2-Ⅲ-2-43）。

発生要因として、「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」の占める割合が最も高く、次に被虐待者の「認知症の症状」となっている。被虐待者本人に対する医療や介護保険サービスの調整および支援に加え、多様な養護者支援の在り方が問われる（図表2-Ⅲ-2-46）。また、虐待者の続柄別に見た虐待の発生要因によると、夫や息子、娘の配偶者である男性介護者の発生要因は、「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」が上位を占めており、これらの介護者に対する支援のありかたなどを早急に検討する必要がある。

クラスター分析の結果、「性格や人格（に基づく言動）」は、虐待者の「障害・疾病」、「精神状態が安定していない」、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」、被虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」と同じグループとなった。このことは「性格や人格（に基づく言動）」が障害・疾病や不安定な精神状態、これまでの人間関係、被虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」を背景として生じた可能性を示している。あるいは診断されていない障害・疾病、アセスメントで把握されていない精神的不安定を生じる状況や被虐待者の性格や人格が影響している可能性もある。

このことは、医療や保健、障害福祉サービス等の支援のみならず、重層的支援体制整備事業等を含めた市町村の体制整備の拡充や様々な社会資源との連携が求められており、一見すると「性格や人格（に基づく言動）」に見えるものが、詳細なアセスメントを行うことにより他の要因に起因するものであることが明らかになる可能性もあると言えよう。

今回の調査では、虐待要因の回答は必須であったため、その要因が明確になっていない場合に「性格や人格（に基づく言動）」が選ばれやすかった可能性も否定できない。「性格や人格（に基づく言動）」が急増した原因は、他の要因と重なる可能性があること、表面的に表れやすくアセスメント担当者が把握しやすいこと、虐待の要因が明確でない場合に選択される可能性があることなど、複数の理由が重なったためと推察される。

もちろん、昨年度までの調査で「性格や人格（に基づく言動）」が1割近くあったことから、「性格や人格」としか表現できない要因もあることは否定できない。しかし、今回の急激な増加は調査方法変更の影響であると考えべきであろう。

法に基づく調査は我が国の高齢者虐待の実態を明らかにするとともに、制度政策を立案する上での基礎資料となるものである。そのため、より良く高齢者虐待の実態を明らかにするために調査票の改善は毎年行っているところである。今年度は調査方法を変更したことにより、昨年度までとは大きく異なる結果になった。調査方法により結果が大きく左右されることは望ましいものではない。しかし、高齢者虐待の要因が複合的なものであることを考えると、選択肢方式の複数回答は虐待の要因を多面的に把握することができるという点においてより良い方法である。よって重要なのは結果の解釈となる。ここまで述べてきたように、「性格や人格（に基づく言動）」は他の要因と重複して回答される可能性がある。このことを踏まえて、結果の解釈を行うことが重要である。また、今回の結果を踏まえて、来年度へ向けての調査票の改定を考えていく必要がある。

3. 虐待事例への対応状況

(1) 対応状況

1) 対応期間

相談・通報の受理から市町村の事実確認調査開始までの期間（中央値）は0日（即日）、虐待判断事例における受理から判断までの期間（中央値）は2日であった。日数の分布状況をみると、多くの事例では速やかな対応がなされているものの、一部には対応に時間を要している事例もみられる（図表2-Ⅲ-3-1）。

また、終結した事例における介入開始から終結までの期間（中央値）は77日、相談・通報受理から終結までの期間（中央値）は81日であった（図表2-Ⅲ-3-2）。

図表 2-Ⅲ-3-1 初動期における対応期間の分布

		0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
相談通報受理～	件数	16,923	3,403	1,322	2,904	1,885	712	347	874	28,370
事実確認開始	割合	59.7%	12.0%	4.7%	10.2%	6.6%	2.5%	1.2%	3.1%	100.0%
中央値0日（即日）										
		0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
相談通報受理～	件数	5,535	1,507	767	1,856	1,687	943	513	1,483	14,291
虐待確認	割合	38.7%	10.5%	5.4%	13.0%	11.8%	6.6%	3.6%	10.4%	100.0%
中央値2日										

図表 2-Ⅲ-3-2 終結事例における対応期間の分布

		0日	1～27日	28～55日	56～83日	84～111日	112～139日	140日以上	合計
介入～終結	件数	331	1161	1007	836	667	534	1785	6,321
	割合	5.2%	18.4%	15.9%	13.2%	10.6%	8.4%	28.2%	100.0%
中央値77日									
		0日	1～27日	28～55日	56～83日	84～111日	112～139日	140日以上	合計
相談通報受理～	件数	286	1243	1039	886	715	556	2032	6,757
終結	割合	4.2%	18.4%	15.4%	13.1%	10.6%	8.2%	30.1%	100.0%
中央値81日									

2) 対応方法とその結果

平成30年度以前に虐待と判断され、対応が令和元年度にまたがった継続事例を含めた24,316人の被虐待者のうち、「被虐待者の保護として虐待者から分離を行った事例」は6,783人（27.9%）であり、「被虐待者と分離していない事例」は12,006人（49.4%）であった。なお、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」も3,085人（12.7%）みられた（図表2-Ⅲ-3-3）。

分離が行われた事例の対応内容（最初に行った対応）では、「契約による介護保険サービスの利用」が最も多く、2,213人（32.6%）を占めていた。次いで、「医療機関への一時入院」（18.2%）、「やむを得ない事由等による措置」（15.1%）、「他選択肢（介護保険サービス、老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置、緊急一時保護、医療機関への一時入院）以外の住まい・施設等の利用」（13.1%）、「緊急一時保護」（9.8%）、「虐待者を高齢者から分離（転居等）」（5.9%）の順であった（図表2-Ⅲ-3-4）。

分離を行っていない事例の対応内容では、「経過観察（見守り）のみ」が25.2%を占めていた。経過観察以外の対応を行った事例（複数回答）では、「養護者に対する助言」が最も多く54.0%を占

め、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」(26.3%)が上位となった。「養護者が介護負担軽減のための事業に参加」は最も下位であり2.6%であった。

権利擁護関係の対応では、成年後見制度については「利用開始済み」が966人、「利用手続き中」が632人であり、これらを合わせた1,598人のうち市町村長申立て事例は978人(61.2%)であった(図表2-Ⅲ-3-6)。また、日常生活自立支援事業については335人が「利用開始」となった(図表2-Ⅲ-3-7)。

令和元年度末時点の対応状況をみると、「対応継続」が50.1%、「終結」が49.9%であった(図表2-Ⅲ-3-8)。

「終結」とされたケースの終結時の状況(記述回答)を複数回答形式で分類したところ、被虐待者の「施設入所・入院」が37.2%で最も多く、次いで「在宅での状況安定・虐待消失等による支援不要、通常のケアマネジメントに移行等」が32.0%、被虐待者「本人死亡」が10.6%の順であった(図表2-Ⅲ-3-9)。

一方、「対応継続」とされた事例の年度末の状況(記述回答)を複数回答形式で分類したところ、「状況安定・見守り継続」が40.5%で最も多く、次いで「入所待ち、サービス調整中、転居調整中」が14.3%、「在宅サービス利用中」が12.7%、「施設等入所、別居等対応中等」が10.9%の順であった(図表2-Ⅲ-3-10)。

なお、市町村ごとに算出した「高齢者人口10万人あたり」の「終結」事例数(中央値)は14.4件、「対応継続」事例数(中央値)は10.2件であった(図表2-Ⅲ-3-11)。また、「地域包括支援センター1か所あたり」の「終結」事例数(中央値)は1.0件、「対応継続」事例数(中央値)は1.0件であった(図表2-Ⅲ-3-12)。

図表 2-Ⅲ-3-3 分離の有無

	人数	割合
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	6,783	27.9%
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,006	49.4%
現在対応について検討・調整中の事例	535	2.2%
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,085	12.7%
その他	1,907	7.8%
合計	24,316	100.0%

※本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計

図表 2-Ⅲ-3-4 分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

	人数	割合	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	2,213	32.6%	472
やむを得ない事由等による措置	1,027	15.1%	687
緊急一時保護	664	9.8%	459
医療機関への一時入院	1,237	18.2%	230
上記以外の住まい・施設等の利用	889	13.1%	289
虐待者を高齢者から分離(転居等)	403	5.9%	72
その他	350	5.2%	100
合計	6,783	100.0%	2,309

図表 2-Ⅲ-3-5 分離をしていない場合の対応内容

	人数	割合
経過観察(見守り)のみ	3,023	25.2%
経過観察以外の 対応	養護者に対する助言・指導	6,486 54.0%
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,153 26.3%
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	894 7.4%
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	562 4.7%
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	308 2.6%
	その他	2,091 17.4%
合計(累計)		16,517
合計(人数)		12,006

※経過観察以外の対応を行ったか否かをたずねた上で、「行った」とした事例について、対応の内訳を複数回答形式でたずねた。割合はすべて「被虐待者と虐待者を分離していない事例」の被虐待者 12,006 人に対するもの。

図表 2-Ⅲ-3-6 成年後見制度の利用状況

	人数
成年後見制度利用開始済	966
成年後見制度利用手続き中	632
(内数) 市町村長申立あり	978
市町村長申立なし	620

図表 2-Ⅲ-3-7 日常生活自立支援事業の利用状況

	人数
日常生活自立支援事業利用開始	335

図表 2-Ⅲ-3-8 対応状況（調査対象年度末時点）

	人数	割合
対応継続	12,174	50.1%
終結	12,142	49.9%
合計	24,316	100.0%

図表 2-Ⅲ-3-9 終結とされた状況（複数回答）

	在宅での状況安定・虐待の消失等により支援不要・通常のアマネジメントに移行等	成年後見等権利擁護対応による安定	生活保護等の制度利用による安定	施設入所・入院	本人転居・養護者との別居	離婚等による別居	養護者入院・加療・転居・逮捕拘留等	本人死亡	養護者死亡	他機関・部署等引き継ぎ	その他
件数	2,671	384	91	3,111	646	10	434	882	148	106	52
割合	32.0%	4.6%	1.1%	37.2%	7.7%	0.1%	5.2%	10.6%	1.8%	1.3%	0.6%

※終結時の状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類（n=8,354）

図表 2-Ⅲ-3-10 対応継続とされた状況（複数回答）

	状況安定・見守り継続	被害者への対応継続せず被虐待	入所・待ち、転居調整中	施設等入所、別居等対応	養護者支援、家族支援	在宅サービス利用中	ケアマネジャーによる管理中	成年後見等の対応中	退院等の動き待ち、対応検討中	その他
件数	1,697	325	599	455	230	531	141	147	234	80
割合	40.5%	7.8%	14.3%	10.9%	5.5%	12.7%	3.4%	3.5%	5.6%	1.9%

※対応継続とされ、調査対象年度末時点での状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類（n=4,192）

図表 2-Ⅲ-3-11 高齢者人口（10万）あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	26.5	38.5	0.0	0.0	0.0	14.4	39.2	70.7	96.8
対応継続事例数	25.5	39.8	0.0	0.0	0.0	10.2	33.7	70.5	98.6

※基礎数は市町村ごと

図表 2-Ⅲ-3-12 地域包括支援センター1か所あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	2.0	3.5	0.0	0.0	0.0	1.0	2.3	5.0	8.0
対応継続事例数	1.9	4.5	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	5.0	7.0

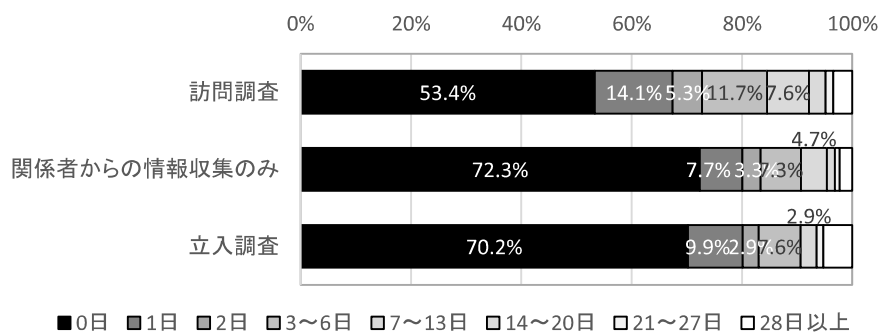
※基礎数は市町村ごと

3) 対応方法と期間

事実確認の方法と、通報等受理から事実確認開始までの期間の関係を整理したところ、「訪問調査」では2日以内に開始した割合が約7割を占めていた。(図表2-Ⅲ-3-13)。

また、「終結」とされた事例において、対応方法と介入から終結までの期間の関係を整理したところ、「分離以外の対応」が行われた事例では他の対応方法と比べて対応期間が長い(140日以上)割合が高くなっていた(図表2-Ⅲ-3-14)。

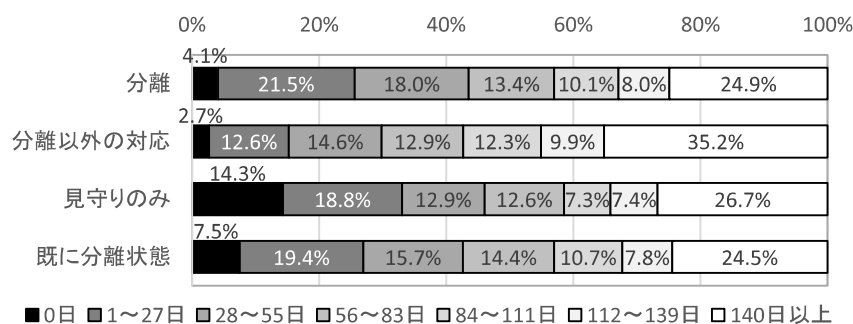
図表 2-Ⅲ-3-13 事実確認の方法と通報等の受理から事実確認開始までの期間



(図表 2-Ⅲ-3-13 参考図表：集計内訳)

		0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
訪問調査	件数	10,162	2,685	1,017	2,229	1,455	578	267	654	19,047
	割合	53.4%	14.1%	5.3%	11.7%	7.6%	3.0%	1.4%	3.4%	100.0%
関係者からの情報収集のみ	件数	6,475	693	295	656	419	133	78	205	8,954
	割合	72.3%	7.7%	3.3%	7.3%	4.7%	1.5%	0.9%	2.3%	100.0%
立入調査	件数	120	17	5	13	5	0	2	9	171
	割合	70.2%	9.9%	2.9%	7.6%	2.9%	0.0%	1.2%	5.3%	100.0%
合計	件数	16,757	3,395	1,317	2,898	1,879	711	347	868	28,172
	割合	59.5%	12.1%	4.7%	10.3%	6.7%	2.5%	1.2%	3.1%	100.0%

図表 2-Ⅲ-3-14 終結事例における対応方法と介入から終結までの期間



(図表 2-Ⅲ-3-14 参考図表：集計内訳)

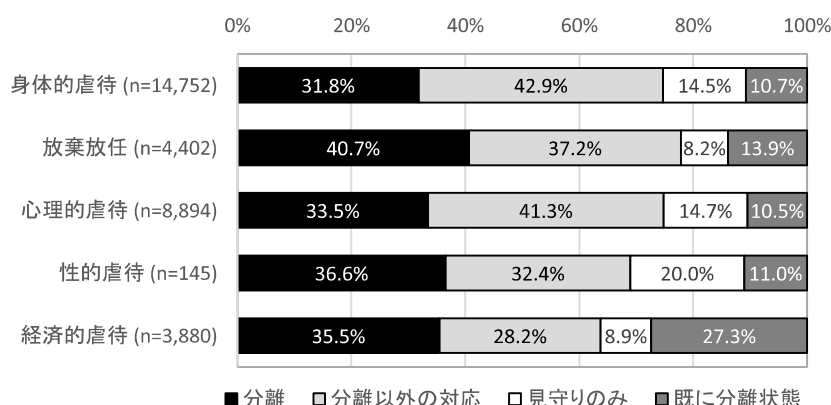
		0日	1~27日	28~55日	56~83日	84~111日	112~139日	140日以上	合計
分離	件数	100	529	442	330	249	197	611	2,458
	割合	4.1%	21.5%	18.0%	13.4%	10.1%	8.0%	24.9%	100.0%
分離以外の対応	件数	53	247	287	253	241	194	692	1,967
	割合	2.7%	12.6%	14.6%	12.9%	12.3%	9.9%	35.2%	100.0%
見守りのみ	件数	81	106	73	71	41	42	151	565
	割合	14.3%	18.8%	12.9%	12.6%	7.3%	7.4%	26.7%	100.0%
既に分離状態	件数	85	219	177	162	121	88	276	1,128
	割合	7.5%	19.4%	15.7%	14.4%	10.7%	7.8%	24.5%	100.0%
合計	件数	319	1,101	979	816	652	521	1,730	6,118
	割合	5.2%	18.0%	16.0%	13.3%	10.7%	8.5%	28.3%	100.0%

(2) 対応方法と虐待事例の特徴、対応結果

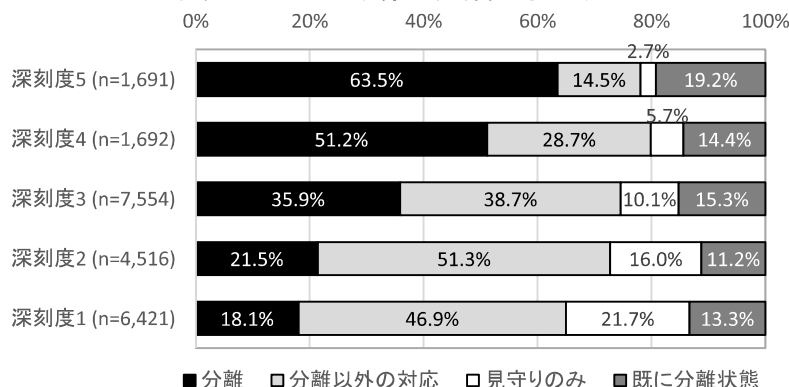
対応方法に関して、虐待の類型や深刻度との関係を整理したところ、下記の傾向がみられた。

- ・本調査の対象となったすべての虐待判断事例において「分離」を行った割合は27.9%であるが、これと比較すると「放棄放任」（ネグレクト）が含まれる事案において「分離」対応が行われた割合が高くなっている（図表 2-Ⅲ-3-15）。
- ・虐待の深刻度との関係では、深刻度が重度になるに従って「分離」を行った割合も高まっており、虐待の深刻度が対応方法と密接な関係にあることがわかる（図表 2-Ⅲ-3-16）。
- ・参考として、介護保険サービスの利用状況別にみると、介護保険サービスを利用している場合には「分離」を行った割合は30%未満であり、介護保険サービス未利用者（過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない場合を含む）と比べて「分離」対応の割合が低い傾向であった。（図表 2-Ⅲ-3-17）
- ・対応方法と年度末時点での対応結果の関係をみると、「分離」を行った事例では「終結」とされた割合が高く、「分離以外の対応」や「見守りのみ」では「対応継続」の割合が高い（図表 2-Ⅲ-3-18）。

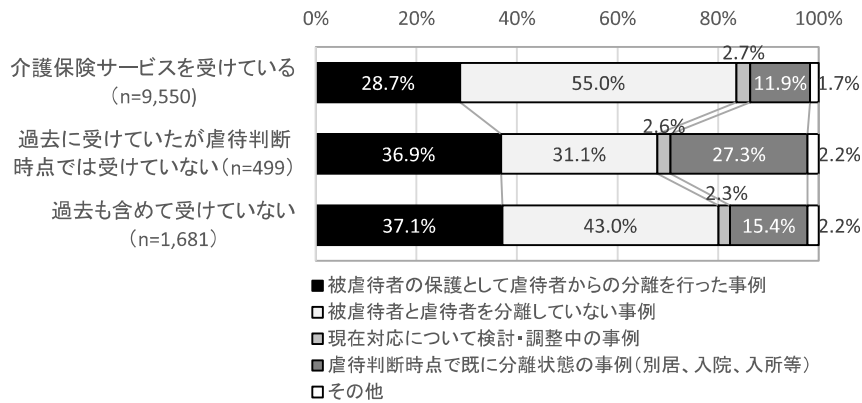
図表 2-Ⅲ-3-15 虐待行為の類型と対応方法



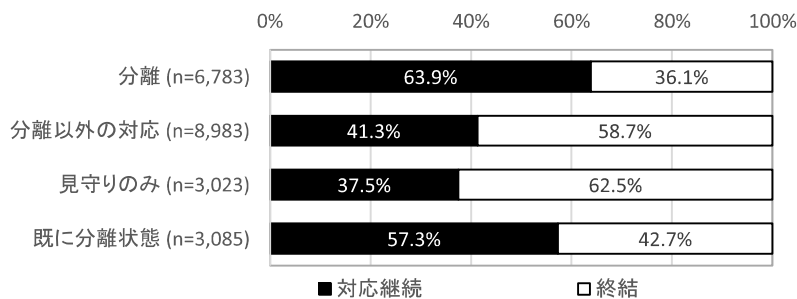
図表 2-Ⅲ-3-16 虐待の深刻度と対応方法



図表 2-Ⅲ-3-17 介護保険サービスの利用状況と対応方法



図表 2-Ⅲ-3-18 対応方法と対応結果



[考察]

平成 30 年度以前に虐待と判断され、対応が令和元年度にまたがった継続事例を含めた 24,316 人の被虐待者への対応方法に関しては、平成 30 年度と比較すると、被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は 6,778 件から 6,783 件へとわずかに 5 件増加しているだけである。一方、被虐待者と虐待者の「分離」を行っていない事例についてみると 12,165 件から 12,006 件と 159 件減少していた（巻末資料 参考資料 法に基づく対応状況調査結果の経年推移 3. 養護者による高齢者虐待（8）虐待への対応 ①分離の有無 参照）。

「分離」を行っていない事例への対応内容については（図表 2-Ⅲ-3-5）、「経過観察（見守り）のみ」が 25.2%を占めている。虐待と判断された状況が生じていながら、虐待者、被虐待者が依然として近い距離に留まり、かつ「経過観察（見守りのみ）」の対応しかなされていない事例が全体の 4 分の 1 を占めることがわかる。このことが何を意味するのか、今後精査が必要であろう。

しかし、「経過観察（見守りのみ）」の数値は平成 30 年度と比較すると若干の減少傾向にあり、現場において分離を行っていない事例への経過観察以外の対応が模索されつつあることも予測できる。

一方「経過観察（見守りのみ）」以外の対応を行った事例（複数回答）では、「養護者に対する助言」が最も多く 54.0%を占め、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.3%となっている。「養護者が介護負担軽減のための事業に参加」は最も下位であり 2.6%であった。養護者に対する助言、指導については平成 30 年度と比較すると 52.9%から 54.0%と 1.1%微増している（巻末資料 参考資料 法に基づく対応状況調査結果の経年推移 3. 養護者による高齢者虐待（8）虐待への対応③分離をしていない事例の対応の内訳 参照）。

本調査においては養護者における虐待発生要因として、「飲酒・ギャンブル」、「サービス利用」、「生活困窮その他家庭内問題」、「養護者の疾病・障害等」、「介護負担」が抽出された（p96〔参考分析〕虐待の発生要因に関するクラスター分析）。こうした複合的な課題を抱える家族への支援は困難を伴うものであるが、「養護者に対する助言、指導」は減少するのではなく、わずかではあるが増加して

いる。こうした現場の取り組みが今後も増加し、養護者への支援、助言・指導の充実につながるべく、市町村はより一層の人材育成、虐待対応に伴う体制整備を行う責務があるといえよう。

なお、終結とされたケースの内、10.6%つまり 882 人が「本人死亡」であった(図表 2-Ⅲ-3-9)。本人死亡の原因は明らかにされていないが、直接的ではないとしても虐待と関連がある可能性は否定できない。本人死亡による終結の場合は、その死亡理由についても明らかにしておく必要がある。その結果によっては虐待対応の在り方を大きく見直す必要が出てくる可能性がある。

IV. 調査結果：虐待等による死亡事例

「虐待等による死亡事例」とは、本調査においては「養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」を指す。調査では、各年度内に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めている（調査票E票）。

1. 事件形態及び加害者－被害者の関係

「養護者による被養護者の殺人」が6件で被害者6人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が5件5人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が3件3人、「心中」が1件1人、「その他」が0件、計15件で被害者15人であった。

被虐待者からみた加害者の続柄は、「息子」が6人、「夫」が4人、「娘」及び「孫」が2人、「妻」が1人であった。

図表 2-IV-1-1 事件形態

	人数	構成割合 (%)
養護者による被養護者の殺人	6	40.0%
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	5	33.3%
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	3	20.0%
心中(養護者、被養護者とも死亡)	1	6.7%
その他	0	0.0%
合計	15	100.0%

※被害者ベースで集計。事件数、加害者数も15。

図表 2-IV-1-2 加害者の被害者からみた続柄

	夫	妻	息子	娘	孫	合計
人数	4	1	6	2	2	15
割合	26.7%	6.7%	40.0%	13.3%	13.3%	100.0%

※加害者ベースで集計。

2. 被害者・加害者の特徴

(1) 被害者の状況

被害者の性別は、「男性」3人、「女性」12人である。年齢は、多い順に「85～89歳」が5人、「75～79歳」が3人、「65～69歳」及び「70～74歳」、「90歳以上」が各2人、「80～84歳」が1人である。

被害者の要介護度は、多い順に「要介護3」が4人、「自立」及び「要介護2」、「要介護4」が各2人、「要支援1」が1人、「不明」が4人であった。

認知症の有無については、「あり」が7人、「なし」が5人、「不明」が3人である。認知症「あり」7人のうち、「自立度Ⅱ」が3人、「自立度Ⅰ」及び「自立度Ⅲ」、「自立度Ⅳ」が各1人、「不明」が1人であった。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）では、「自立」及び「C」ランクが各3人、「A」及び「B」ランクが各2人、「不明」が5人であった。

図表 2-IV-2-1 被害者性別

	男性	女性	合計
人数	3	12	15
割合	20.0%	80.0%	100.0%

図表 2-IV-2-2 被害者年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	2	2	3	1	5	2	15
割合	13.3%	13.3%	20.0%	6.7%	33.3%	13.3%	100.0%

図表 2-IV-2-3 被害者の要介護度

	人数	割合
要支援 1	1	6.7%
要支援 2	0	0.0%
要介護 1	0	0.0%
要介護 2	2	13.3%
要介護 3	4	26.7%
要介護 4	2	13.3%
要介護 5	0	0.0%
自立	2	13.3%
不明	4	26.7%
合計	15	100.0%

図表 2-IV-2-4 被害者の認知症の有無と程度

<認知症の有無>

	人数	割合
あり	7	46.7%
なし	5	33.3%
不明	3	20.0%
合計	15	100.0%

<認知症高齢者の日常生活自立度>

	人数	割合
自立度Ⅰ	1	14.3%
自立度Ⅱ	3	42.9%
自立度Ⅲ	1	14.3%
自立度Ⅳ	1	14.3%
自立度Ⅴ	0	0.0%
不明	1	14.3%
合計	7	100.0%

図表 2-IV-2-5 被害者の障害高齢者の

日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合
自立	3	20.0%
J	0	0.0%
A	2	13.3%
B	2	13.3%
C	3	20.0%
不明	5	33.3%
合計	15	100.0%

参考図表 被害者・加害者の続柄別にみた事件形態

	養護者による被養護者の殺人	養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	養護者のネグレクトによる被養護者の致死	心中(養護者、被養護者とも死亡)	合計
夫が妻へ	2	1	0	1	4
妻が夫へ	1	0	0	0	1
息子が父親へ	1	0	1	0	2
息子が母親へ	0	3	1	0	4
娘が父親へ	0	0	0	0	0
娘が母親へ	0	1	1	0	2
孫が祖父へ	0	0	0	0	0
孫が祖母へ	2	0	0	0	2
合計	6	5	3	1	15

(2) 家庭の状況

被害者と加害者の同別居関係をみると、被害者 15 人のうち 11 人が「加害者のみと同居」であり、「加害者及び他家族と同居」及び「加害者と別居」が各 2 人であった。

家族形態は、「未婚の子と同居」が 7 人、「夫婦のみ世帯」が 4 人、「単独世帯」及び「配偶者と離別・死別等した子と同居」、「その他①（その他の親族と同居）」が各 1 人、「不明」が 1 人であった。

図表 2-IV-2-6 被害者と加害者の同別居関係（被害者からみて）

	加害者のみと同居	加害者及び他家族と同居	加害者と別居	その他	不明	合計
人数	11	2	2	0	0	15
割合	73.3%	13.3%	13.3%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 2-IV-2-7 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	1	4	7	1	0	1	0	0	1	15
割合	6.7%	26.7%	46.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%

※『未婚の子』は配偶者がいたことのない子を指す

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

(3) 加害者の状況

加害者 15 人の性別は、「男性」が 12 人、「女性」が 3 人であった。年齢は、多い順に「60～64 歳」及び「65～69 歳」が各 3 人、「40 歳未満」及び「40～49 歳」、「50～59 歳」、「75～79 歳」が各 2 人、「70～74 歳」が 1 人であった。

図表 2-IV-2-8 加害者性別

	男性	女性	合計
人数	12	3	15
割合	80.0%	20.0%	100.0%

図表 2-IV-2-9 加害者以外の他の養護者の有無

	あり	なし	不明	合計
人数	6	8	1	15
割合	40.0%	53.3%	6.7%	100.0%

図表 2-IV-2-10 加害者年齢

	40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	合計
人数	2	2	2	3	3	1	2	15
割合	13.3%	13.3%	13.3%	20.0%	20.0%	6.7%	13.3%	100.0%

(4) 事件前の行政サービス等の利用

事件前の行政サービス等の利用状況、行政対応の状況について整理した。

事件前の行政サービス等の利用状況をみると、介護保険サービスについては利用「あり」が15人中6人であった。また、医療機関の利用「あり」は15人中7人、行政への相談「あり」は15人中6人であり、15人中11人がいずれかのサービス等を利用していた。

上記の行政サービス等の利用状況とは別に、事件前の行政機関による何らかの対応の有無（高齢者虐待事例としての対応に限らず）を確認したところ、対応「あり」とされたのは7人であった。

また、高齢者虐待防止法第11条に基づく立入調査を行った事例はなかった。

図表 2-IV-2-11 事件前のサービス利用状況等

		あり	なし・不明	合計
事件前の介護保険サービス利用	人数	6	9	15
	割合	40.0%	60.0%	100.0%
事件前の医療機関の利用	人数	7	8	15
	割合	46.7%	53.3%	100.0%
事件前の行政への相談	人数	6	9	15
	割合	40.0%	60.0%	100.0%
事件前の介護保険サービス・医療機関・行政相談いずれかの利用	人数	11	4	15
	割合	73.3%	26.7%	100.0%

※「介護保険サービスの利用」の「なし・不明」には、介護サービスを「過去受けていたが事件発生時点では受けていない」を含む。

図表 2-IV-2-12 事件前の行政機関による何らかの対応の有無

	人数	割合
あり	7	46.7%
なし	8	53.3%
合計	15	100.0%

図表 2-IV-2-13 立入調査（法第11条）の有無

	人数	割合
あり	0	0.0%
なし	15	100.0%
合計	15	100.0%

[考察]

事例が15例と必ずしも多くはないのでその点を留意して従前の年とも比較する必要があるが、昨年と大きく傾向は変わっていない。

65歳から90歳以上まで全年齢区分に被害者がいるにも関わらず女性の被害者が80%と多く、同様に40歳未満から79歳までの広い年齢区分に加害者も広がっているにもかかわらず加害者は男性が80%と多い（図表 2-IV-2-1、図表 2-IV-2-2、図表 2-IV-2-8）。このことは、死亡という重大結果を引き起こす虐待の防止について、男性養護者への支援について重視していく必要がある。

また、被害者に要介護3以上の高齢者が40.0%を占め、いわゆる寝たきり及び準寝たきりと分類される日常生活自立度A,B,Cの被害者が46.6%、認知症ありが46.7%を占めていることからすれば、介護者の負担が増大することが重篤化に結び付きやすいことが考えられる（図表 2-IV-2-3、図表 2-IV-2-4、図表 2-IV-2-5）。

死亡事例の73.3%で「加害者とのみ同居」であり、家族形態としては子以外の親族と同居などの事例が1割にも満たず、それ以外の子との同居や夫婦のみの世帯の事例が80%以上であること、加害者以外の他の養護者がいない事例が53.3%と半数を超えることを勘案すると、第三者の介入のない、密室性が高い中で虐待が生じていることが考えられる（図表 2-IV-2-6、図表 2-IV-2-7、図表 2-IV-2-9）。

なお、死亡事例で医療・介護・行政機関の利用や相談があったものは7割におよんでいるところから（図表 2-IV-2-11）、行政、医療機関、地域包括支援センター、介護事業者等、地域の民生委員等や各

ネットワークの介入の機会が存在していたことは重要である。

行政や行政に関わるネットワークにより相談等のきっかけを逃さず、連携して専門的な支援につなげる体制整備がより一層意識される必要がある。

V. 調査結果：市町村の体制整備状況と対応状況

1. 取組の状況

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度末の状況を調査した。項目ごとの実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が88.4%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が86.8%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が85.7%、「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が83.9%と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が50.0%、「介護保険サービス事業所等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」が51.0%と半数程度にとどまっていた。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は48.1%と半数程度にとどまっていた。

図表 2-V-1-1 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和元年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

		実施済	未実施	H30実施済
体制・ 施策強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	1,492 85.7	249 14.3	1,471 84.5
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中)	1,233 70.8	508 29.2	1,337 76.8
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年度中)	1,097 63.0	644 37.0	1,145 65.8
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,229 70.6	512 29.4	1,199 68.9
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,539 88.4	202 11.6	1,500 86.2
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,511 86.8	230 13.2	1,478 84.9
行政機 関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,460 83.9	281 16.1	1,424 81.8
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	710 40.8	1,031 59.2	－ －
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,041 59.8	700 40.2	1,018 58.5
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,271 73.0	470 27.0	1,244 71.5
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,258 72.3	483 27.7	－ －
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	837 48.1	904 51.9	－ －
ネッ トワ ー ク 構 築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,329 76.3	412 23.7	1,300 74.7
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	888 51.0	853 49.0	877 50.4
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	871 50.0	870 50.0	872 50.1
法 の 周 知	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,128 64.8	613 35.2	1,202 69.0
	介護保険施設に法について周知	1,042 59.9	699 40.1	1,125 64.6

2. 取り組みのパターンと相談・通報及び虐待判断件数

ここでは、昨年度調査報告書において実施した市町村の取組パターンと相談・通報件数、虐待判断件数の関係の継続確認を目的として、同様の分析を実施した。

(1) 取り組みのパターン

1) 因子の抽出

市町村における 17 項目の取組状況への回答を用いて因子分析を行った結果、関連性の高い 3 つの因子を抽出した。なお、抽出された因子の構成は昨年度調査報告書と同様、第 1 因子【体制・施策強化】、第 2 因子【ネットワーク】、第 3 因子【周知・啓発・教育】とした。

図表 2-V-2-1 取組パターンに関する因子分析の結果

	因子名と負荷量		
	体制・施策強化	ネットワーク	周知・啓発・教育
11.生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	0.627		
12.保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	0.606		
9.高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	0.546		
10.老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	0.509		
7.成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	0.502		
5.虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	0.429		
6.必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	0.409		
4.独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	0.313		
8.地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	0.302		
14.介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組		0.872	
15.行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組		0.748	
13.民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組		0.507	
16.居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知			0.843
17.介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知			0.818
3.高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動			0.522
2.地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修			0.462
1.高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知			0.384

2) 取組状況による市町村の分類

1) で分類した類似の取組項目の 3 グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組み合わせにより、次の 8 グループに分類した。

G 1 : 取組項目の 3 グループのすべてが平均以下のグループ

G 2 : 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G 3 : 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ

G 4 : 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G 5：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G 6：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ

G 7：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G 8：取組項目の3グループのすべてが平均以上のグループ

図表 2-V-2-2 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比 (%)	因子ごとの取組数			市区町村の概況		
			体制・施策強化等	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口 (平均値)	高齢化率 (平均値) (%)	地域包括あたり高齢者人口 (平均値)
G1 (すべて平均以下)	387	22.2	▼	▼	▼	18,772人	36.8%	4,338人
G2	157	9.0	▼	▼	△	40,173人	34.2%	6,975人
G3	146	8.4	▼	△	▼	26,038人	35.6%	4,874人
G4	143	8.2	▼	△	△	74,245人	34.0%	6,365人
G5	91	5.2	△	▼	▼	39,110人	34.5%	7,663人
G6	139	8.0	△	▼	△	109,977人	31.9%	8,904人
G7	132	7.6	△	△	▼	50,427人	34.4%	7,389人
G8 (すべて平均以上)	546	31.4	△	△	△	134,598人	32.6%	10,903人
取組項目数 (平均)	-	-	6.2	1.8	3.4	-	-	-

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組み項目が市町村全体の平均以下をさす。

(2) 取り組みパターンと相談・通報件数、虐待判断件数の関係

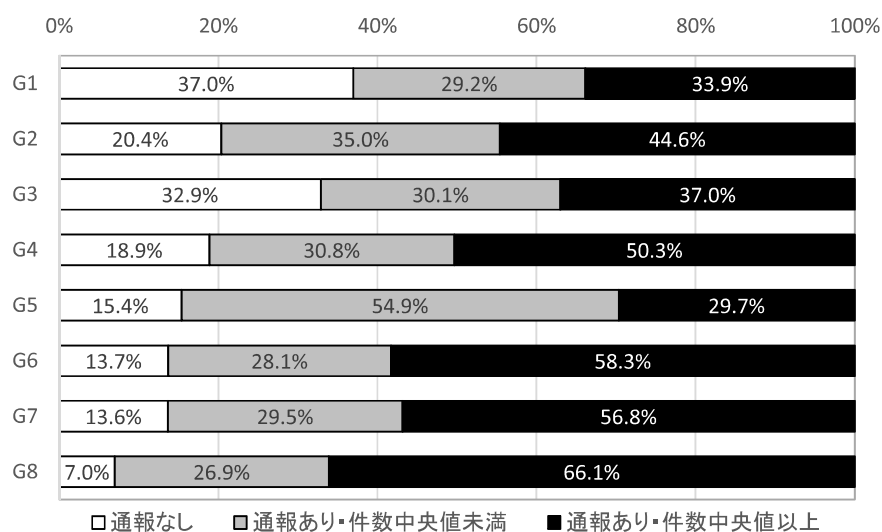
取り組みパターンによる相談・通報件数、虐待判断件数の関係性を確認することを目的としてクロス集計分析を実施した。

なお、ここでは高齢者単位人口（10万人）あたりの相談・通報件数、虐待判断件数を用い、それぞれ、①全体の中央値以上／②未満／③なしの3区分に分類して比較を行った。その結果、相談・通報件数、虐待判断件数に共通して下記の傾向が確認された。

- ・「体制・施策強化等」の取組状況が平均以下（G1～G4）では、「件数なし」の割合が高く、「あり・件数中央値以上」の割合が低い。
- ・「体制・施策強化等」の取組に加え、「ネットワーク」や「周知・啓発・教育」に取り組んでいるグループ（G5～G8）では、「あり」の割合が高くなっている。

このような結果を踏まえれば、市町村の取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数には強い関連性があることがうかがえる。

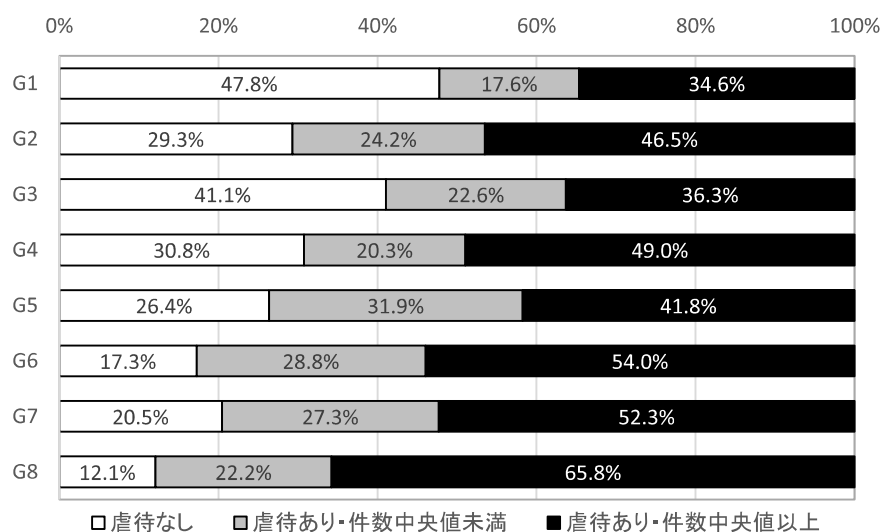
図表 2-V-2-3 取組状況に基づく市町村グループごとの相談・通報件数（高齢者単位人口あたり）



（図表 2-V-2-3 参考図表：集計内訳）

		相談・通報件数の分布			合計
		通報なし	通報あり・件数 中央値未満	通報あり・件数 中央値以上	
G1	市区町村数	143	113	131	387
	割合 (%)	37.0%	29.2%	33.9%	100.0%
G2	市区町村数	32	55	70	157
	割合 (%)	20.4%	35.0%	44.6%	100.0%
G3	市区町村数	48	44	54	146
	割合 (%)	32.9%	30.1%	37.0%	100.0%
G4	市区町村数	27	44	72	143
	割合 (%)	18.9%	30.8%	50.3%	100.0%
G5	市区町村数	14	50	27	91
	割合 (%)	15.4%	54.9%	29.7%	100.0%
G6	市区町村数	19	39	81	139
	割合 (%)	13.7%	28.1%	58.3%	100.0%
G7	市区町村数	18	39	75	132
	割合 (%)	13.6%	29.5%	56.8%	100.0%
G8	市区町村数	38	147	361	546
	割合 (%)	7.0%	26.9%	66.1%	100.0%
合計	市区町村数	339	531	871	1,741
	割合 (%)	19.5%	30.5%	50.0%	100.0%

図表 2-V-2-4 取組状況に基づく市町村グループごとの虐待判断件数（高齢者単位人口あたり）



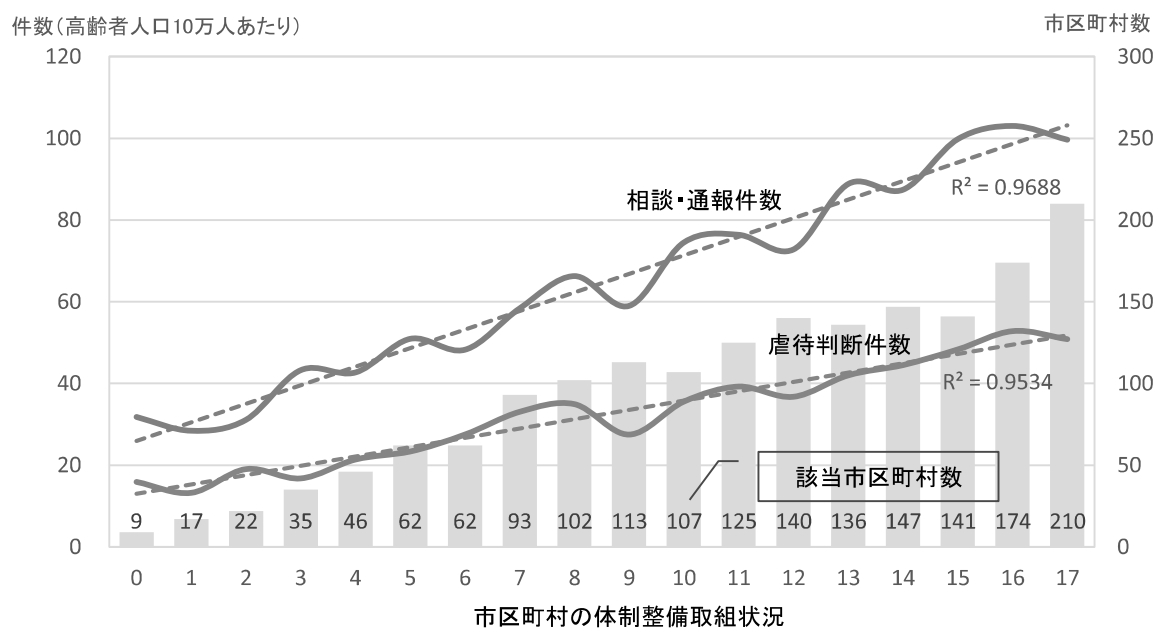
(図表 2-V-2-4 参考図表：集計内訳)

		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数 中央値以上	
G1	市区町村数	185	68	134	387
	割合 (%)	47.8%	17.6%	34.6%	100.0%
G2	市区町村数	46	38	73	157
	割合 (%)	29.3%	24.2%	46.5%	100.0%
G3	市区町村数	60	33	53	146
	割合 (%)	41.1%	22.6%	36.3%	100.0%
G4	市区町村数	44	29	70	143
	割合 (%)	30.8%	20.3%	49.0%	100.0%
G5	市区町村数	24	29	38	91
	割合 (%)	26.4%	31.9%	41.8%	100.0%
G6	市区町村数	24	40	75	139
	割合 (%)	17.3%	28.8%	54.0%	100.0%
G7	市区町村数	27	36	69	132
	割合 (%)	20.5%	27.3%	52.3%	100.0%
G8	市区町村数	66	121	359	546
	割合 (%)	12.1%	22.2%	65.8%	100.0%
合計	市区町村数	476	394	871	1,741
	割合 (%)	27.3%	22.6%	50.0%	100.0%

(3) 取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

ここでは、市町村の虐待対応に向けた体制整備の取組状況と養護者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数の関連について単純化し、取組実施数ごとの相談・通報件数、虐待判断件数（各平均値）について整理した。その結果、相談・通報件数、虐待判断件数はともに市町村の体制整備取組状況と比例関係にあることが明らかとなった（図表 2-V-3-1）。

図表 2-V-3-1 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

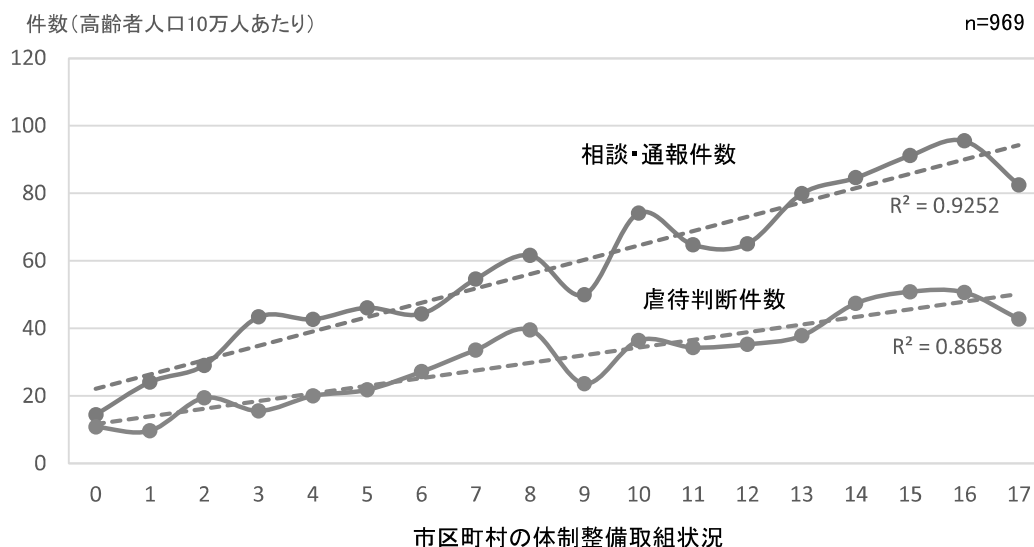


(図表 2-V-3-1 参考図表：集計内訳)

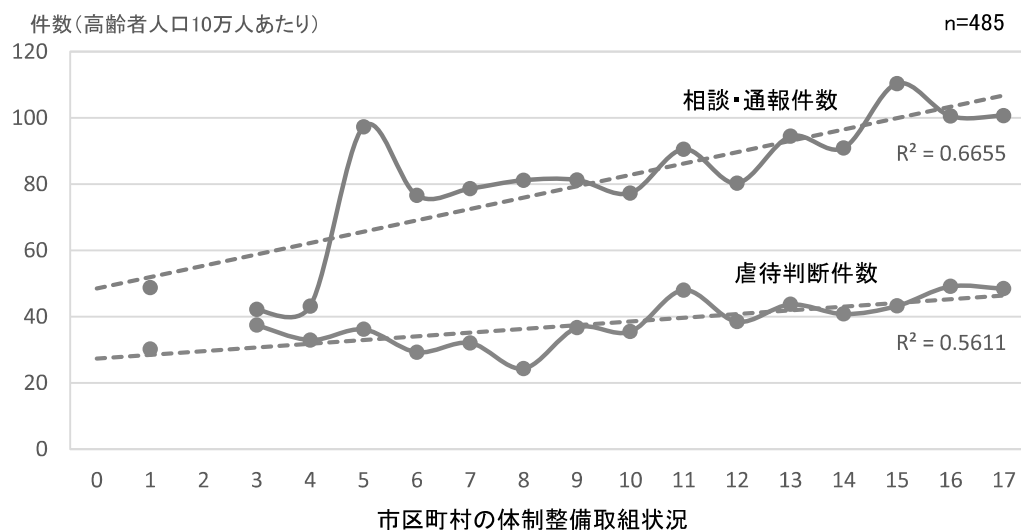
体制整備 取組数	市区町村数	高年齢者人口10万人あたり	
		相談通報件数	虐待判断件数
0	9	31.8	15.9
1	17	28.4	13.2
2	22	31.1	19.1
3	35	43.3	16.8
4	46	42.7	21.4
5	62	50.9	23.4
6	62	48.2	27.5
7	93	58.4	33.1
8	102	66.3	35.0
9	113	59.0	27.5
10	107	74.5	35.6
11	125	76.4	39.2
12	140	72.8	36.8
13	136	88.8	42.0
14	147	87.5	44.5
15	141	99.8	48.3
16	174	103.1	52.9
17	210	99.7	50.9

市町村の人口規模別（人口 3 万人未満 969 市町村、人口 3～10 万人未満 485 市町村、人口 10 万人以上 287 市町村）にみると、いずれの人口規模でも体制整備の取組数が増えるに従って養護者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数も増加する傾向にあり、人口規模にかかわらず虐待対応に向けた体制整備への取組と相談・通報件数、虐待判断件数は一定の関係性があることがうかがえた（図表 2-V-3-2～4）。

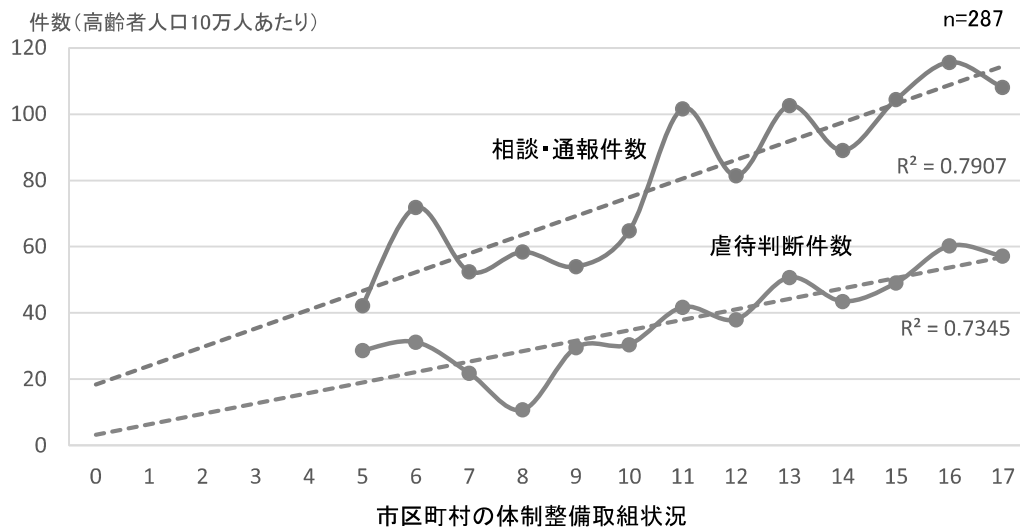
図表 2-V-3-2 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係
（人口 3 万人未満の市町村）



図表 2-V-3-3 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係
（人口 3～10 万人未満の市町村）



図表 2-V-3-4 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係
(人口 10 万人以上の市町村)



(図表 2-V-3-2~4 参考図表：集計内訳)

体制整備 取組数	相談通報件数 (件／高齢者人口10万人あたり)				虐待判断件数 (件／高齢者人口10万人あたり)				市区町村数			
	全体	3万人 未満	3～10万 人未満	10万人 以上	全体	3万人 未満	3～10万 人未満	10万人 以上	全体	3万人 未満	3～10万 人未満	10万人 以上
0	31.8	14.4	—		15.9	10.8	—		9	8	1	0
1	28.4	24.1	48.7		13.2	9.6	30.2		17	14	3	0
2	31.1	29.0	—		19.1	19.4	—		22	21	1	0
3	43.3	43.4	42.1		16.8	15.5	37.5		35	33	2	0
4	42.7	42.6	43.2		21.4	20.0	32.9		46	41	5	0
5	50.9	46.1	97.4	42.2	23.4	21.8	36.1	28.7	62	54	6	2
6	48.2	44.2	76.6	71.8	27.5	27.1	29.2	31.2	62	54	6	2
7	58.4	54.6	78.7	52.5	33.1	33.6	32.0	21.8	93	76	15	2
8	66.3	61.6	81.2	58.4	35.0	39.5	24.3	10.7	102	74	25	3
9	59.0	50.0	81.3	54.0	27.5	23.6	36.6	29.5	113	77	32	4
10	74.5	74.1	77.3	64.8	35.6	36.4	35.5	30.5	107	61	38	8
11	76.4	64.7	90.6	101.6	39.2	34.3	48.0	41.7	125	74	38	13
12	72.8	65.0	80.3	81.5	36.8	35.2	38.5	38.0	140	70	49	21
13	88.8	79.8	94.5	102.5	42.0	37.7	43.7	50.7	136	65	48	23
14	87.5	84.6	90.9	89.0	44.5	47.4	40.8	43.5	147	71	46	30
15	99.8	91.1	110.4	104.4	48.3	50.8	43.2	49.0	141	65	37	39
16	103.1	95.5	100.6	115.6	52.9	50.6	49.1	60.2	174	63	61	50
17	99.7	82.4	100.7	108.1	50.9	42.7	48.4	57.1	210	48	72	90

〔参考〕 養介護施設従事者等による高齢者虐待

参考として市町村の高齢者虐待対応に向けた体制整備への取組状況と養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数の関係について確認を行った。

なお、市町村の体制整備項目については、下記2項目を除く15項目とした。

【除外項目】

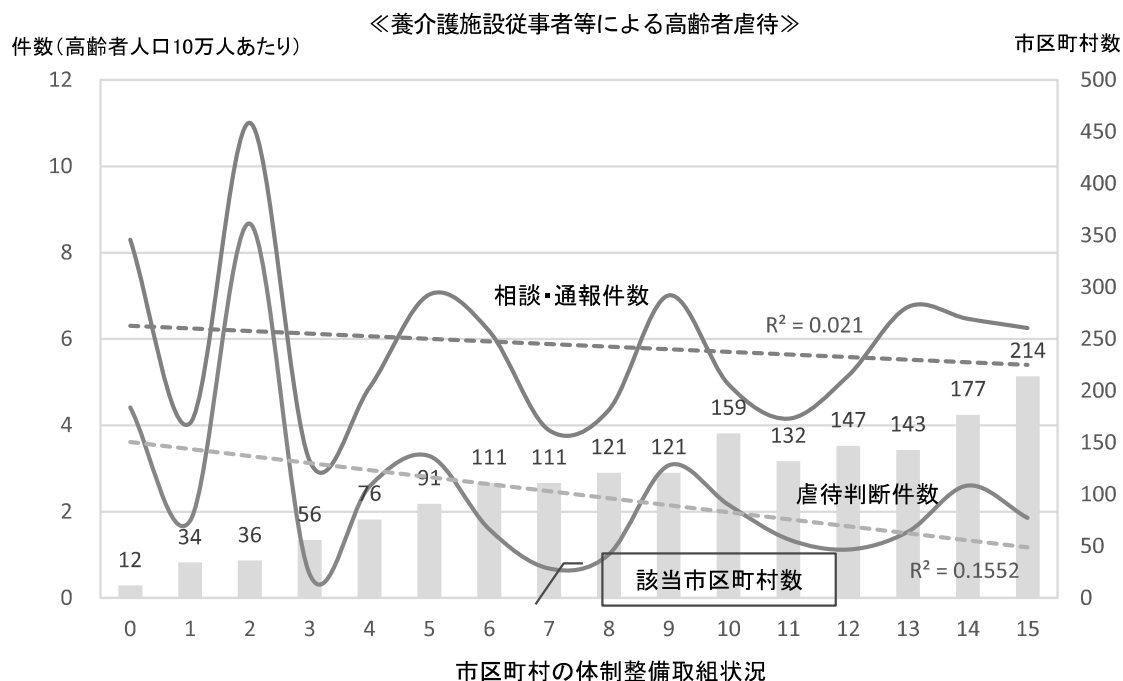
「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」

「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」

分析の結果、養護者虐待で見られたような市町村の体制整備取組状況と相談通報件数、虐待判断件数の相関関係は確認できなかった。この要因としては、市町村の体制整備項目が基本的には養護者虐待を想定した内容となっていることや、施設の立地環境、広域型施設等の指導監督権限を有する都道府県が取組状況なども影響していることが考えられる。

また、高齢者虐待防止法施行時には想定されていなかった高齢者住まい（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等）の急増など、養介護施設・事業所をめぐる環境も変化していることから、今後、市町村や都道府県における養介護施設従事者等による虐待体制整備の取組として、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応マニュアル等の整備状況や養介護施設・事業所の所管部署との連携状況（都道府県と市町村間連携、市町村内関係部署間連携）なども含め、相談通報件数や虐待判断件数あるいは初動対応における所要日数等の分析に有用な指標の検討が必要と考えられる。

参考図表 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係



3. 市町村ごとの対応状況と取組状況

(1) 市町村ごとの対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）【再掲】

市町村ごとに算出した、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数の中央値は 69.2 件、虐待判断件数の中央値は 27.8 件であった。また、市町村ごとに算出した「地域包括支援センター1 か所あたり」の相談・通報件数の中央値は 4.0 件、虐待判断件数の中央値は 1.5 件であった（図表 2-Ⅲ-1-2 及び図表 2-Ⅲ-1-3）。

市町村ごとに算出した、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の「終結」事例数（中央値）は 14.4 件、「対応継続」事例数（中央値）は 10.2 件であった。また、「地域包括支援センター1 か所あたり」の「終結」事例数（中央値）は 1.0 件、「対応継続」事例数（中央値）は 1.0 件であった（図表 2-Ⅲ-3-11 及び図表 2-Ⅲ-3-12）。

【再掲】図表 2-Ⅲ-1-2 高齢者人口（10 万）あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	77.9	68.4	0.0	0.0	24.2	69.2	113.4	165.7	199.4
新規虐待判断件数	39.1	44.6	0.0	0.0	0.0	27.8	57.2	95.6	125.6

※基礎数は市町村ごと

【再掲】図表 2-Ⅲ-1-3 地域包括支援センター1 か所あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	5.8	7.7	0.0	0.0	1.0	4.0	8.0	13.2	19.0
新規虐待判断件数	2.8	5.0	0.0	0.0	0.0	1.5	4.0	7.0	9.8

※基礎数は市町村ごと

【再掲】図表 2-Ⅲ-3-11 高齢者人口（10 万）あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	26.5	38.5	0.0	0.0	0.0	14.4	39.2	70.7	96.8
対応継続事例数	25.5	39.8	0.0	0.0	0.0	10.2	33.7	70.5	98.6

※基礎数は市町村ごと

【再掲】図表 2-Ⅲ-3-12 地域包括支援センター1 か所あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	2.0	3.5	0.0	0.0	0.0	1.0	2.3	5.0	8.0
対応継続事例数	1.9	4.5	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	5.0	7.0

※基礎数は市町村ごと

（２）市町村の種類別にみた取組状況、対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）

市町村ごとの取組実施数、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数、及び「高齢者人口 10 万人あたり」の虐待判断件数について、市町村の種類別に集計を行った。その結果、取組実施数が最も多い「政令市・中核市・特例市・特別区」では、全市町村平均と比べ相談・通報件数は約 1.37 倍、虐待判断件数は約 1.42 倍となっていた。逆に、取組実施数が最も少ない「町村」では、全市町村平均と比べ相談・通報件数は約 0.83 倍、虐待判断件数は 0.88 倍であった。

図表 2-V-3-1 市町村の種類別にみた取組実施数、相談・通報件数、虐待判断件数

		取組み 実施数	相談・通報件 数(高齢者10 万人あたり)	虐待判断件 数(高齢者10 万人あたり)
政令市・中核市・特例市・特別区 (n=128)	平均値 (標準偏差)	15.2 (2.1)	106.4 (49.6)	55.5 (38.3)
一般市 (n=686)	平均値 (標準偏差)	13.0 (3.4)	90.5 (55.7)	42.3 (35.8)
町村 (n=927)	平均値 (標準偏差)	9.8 (4.3)	64.6 (75.9)	34.5 (50.2)
合計 (N=1,741)	平均値 (標準偏差)	11.5 (4.3)	77.9 (68.4)	39.1 (44.6)

（３）地域包括支援センターの設置形態別にみた取組状況、対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）

市町村の取組実施数、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数、及び「高齢者人口 10 万人あたり」の虐待判断件数について、地域包括支援センター設置形態別に集計を行った。その結果、取組実施数が最も多い「直営と委託」では、全体平均と比べ相談・通報件数は約 1.26 倍、虐待判断件数は約 1.15 倍となっている。逆に、取組実施数が最も少ない「直営のみ」では、全体平均と比べ相談・通報件数は約 0.89 倍、虐待判断件数は約 0.92 倍であった。

図表 2-V-3-2 地域包括支援センターの設置形態別にみた取組実施数、相談・通報件数、虐待判断件数

		取組み 実施数	相談・通報件 数(高齢者10 万人あたり)	虐待判断件 数(高齢者10 万人あたり)
直営のみ (n=936)	平均値 (標準偏差)	10.6 (4.3)	69.6 (71.0)	35.9 (46.1)
委託のみ (n=655)	平均値 (標準偏差)	12.2 (4.1)	85.0 (65.5)	42.3 (44.1)
直営と委託 (n=150)	平均値 (標準偏差)	13.4 (3.5)	98.4 (55.9)	45.1 (35.1)
合計 (N=1,741)	平均値 (標準偏差)	11.5 (4.3)	77.9 (68.4)	39.1 (44.6)

（４）住民や事業者に対する周知の取組と相談・通報件数の関係（養護者による高齢者虐待）

ここでは、市町村の体制整備の取組の中で、住民や事業者等に対する法の周知、相談・通報窓口や高齢者虐待に関する周知・啓発活動の取組がどのように通報・相談件数に影響しているかを把握するため、取組状況別の相談・通報件数（高齢者人口 10 万人あたり）の比較分析を行った。

なお、地域住民向けの周知・啓発の取組、事業者等に対する周知・啓発の取組は下記を対象とした。市町村の取組具体例とあわせて示す。

【地域住民に対する周知・啓発の取組】＜該当する市町村の取組（2 種類）＞

○高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）

（取組の具体例）

- ・町内全戸に配布している地域包括支援センターだよりで周知。
- ・高齢者虐待防止啓発物品を作成し、高齢者支援関係者・市民等に広く通報窓口や高齢者虐待について周知。
- ・高齢者虐待の窓口の周知を各地区診療所に掲示している。
- ・地域包括支援センターのチラシ、虐待対応窓口のポスター・チラシを作成し、介護保険事業所・金融機関などの関係機関・民生委員へ配布、医療機関・介護保険事業所などの関係機関へ掲示
- ・サロン、集いの場に出向き、地域住民に配布。
- ・支え合いサポーター養成講座（住民向け）にて、高齢者虐待についての講義、窓口の周知を行った。
- ・住民に対しては、高齢者、虐待に限らず気になるケースがいる場合は相談できることを周知している。
- ・障害福祉課、子ども家庭支援センターとともに虐待防止キャンペーンを実施。市報等での広報や、関係者への研修を行った。

○高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動

（取組の具体例）

- ・住民への周知は、セーフコミュニティ活動の一環で「虐待の定義」、「相談窓口」、「虐待のチェックリスト」等が掲載されたポスターを掲示している。また、住民を対象に虐待事例の紹介を行っている。
- ・毎月虐待予防相談会日を設け、広報誌にて周知を図っている。
- ・ケーブルテレビにおいて、成年後見や高齢者虐待の普及啓発の放送を行っている。
- ・市民へは市民後見人養成講座等を通して周知。
- ・認知症サポーター養成講座時に高齢者虐待やその防止について説明。
- ・地域包括支援センター主催で権利擁護に関する市民向け講座を年 3 回実施
- ・年に一度権利擁護を学ぶ研修会を開催しており、高齢者の権利擁護をテーマとして市内の事業所や市民に周知活動を行っている。
- ・各包括に対して、「高齢者虐待に関する講話」を年 1 回以上開催するよう業務委託している。

【事業者等に対する周知・啓発の取組】＜該当する市町村の取組（3 種類）＞

○地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修

（取組の具体例）

- ・地域包括支援センターでは毎月の事例検討会を開催し、高齢者虐待事例も取り上げて支援方法の検討、検証を行っている。
- ・高齢者虐待防止ネットワーク会議に研修を位置づけ、町内介護事業所・医療機関・行政を対象に実施
- ・地域包括支援センターの社会福祉士との勉強会を年 6 回実施し、虐待事例の確認・対処方法を検討している。
- ・包括支援センター・区の窓口業務のある所管向けに高齢者虐待研修を実施。
- ・高齢者および障がいのある関係者に対し虐待の基礎知識・虐待と判断後の支援に関する研修を実施
- ・居宅介護支援事業所の経験年数 3 年未満の職員に対し、虐待に関する講義やグループワークを実施。
- ・介護保険事業所職員、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等を対象とした高齢者虐待に関する研修会を実施。

- ・地域包括支援センター等関係者向けの虐待における養護者の支援についての研修会を実施。
- ・高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク協議会にて、引きこもり問題に精通している大学教授へ講師依頼し、８０５０問題における各関係機関の役割と支援方法について講義をしていただいた。
- ・虐待事例検証会で虐待対応支援ネットを助言者に向かえ、対応方法について振り返る機会をもった。
- ・弁護士会の協力のもと包括職員向けに研修実施。

○居宅介護サービス事業者に法について周知

(取組の具体例)

- ・居宅や事業所対象の多職種研修会２回、市民講座１回、主に包括対象の事例検討会３回、専門研修会１回、連絡会１回の計８回開催した。
- ・当該年度は「成年後見制度」「消費者被害」をテーマとして権利擁護研修を実施
- ・県弁護士会・県社会福祉士会に講師を依頼し、虐待防止について研修会を実施。
- ・介護相談員連絡会議にて法及び不適切な介護・ケアについて周知
- ・各包括が居宅介護サービス事業者を対象にエリア内研修を開催し、虐待への早期発見・早期対応の重要性を伝える
- ・介護サービス事業所には毎年虐待防止について講師を招き、研修をしている。
- ・主任ケアマネが在籍しているケアマネ事業所と虐待ケースの事例検討を実施し、ケースを通じて法について周知説明を行った。

○介護保険施設に法について周知

(取組の具体例)

- ・高齢者虐待防止法や不適切なケア等について直営の地域包括支援センターが研修を開催（２か所）
- ・グループホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等への虐待防止研修会を開催した。
- ・町内全介護サービス事業所に対して高齢者の権利擁護、虐待予防、成年後見制度について研修を３回実施。
- ・居宅介護サービス事業者及び介護保険施設向けの高齢者虐待予防スキルアップ講座を実施（年１回ずつ）
- ・居宅介護事業所向け虐待研修、養介護施設従事者向け虐待研修を介護・高齢支援課と共催で実施。成年後見関連講演会を障害福祉課と共催で実施。
- ・老人福祉施設、介護サービス事業者（介護支援専門員、訪問・通所）、地域包括支援センター等の職員向け虐待防止研修を実施。令和元年度は８回、６９５名の参加。その他「虐待防止マニュアル」を作成し、配布。

市町村の周知・啓発の取組状況と相談・通報件数（高齢者人口１０万人あたり）について分析したところ、住民向けの周知・啓発の取組、事業者向けの周知・啓発の取組ともに取組実施数が多くなるに従って相談・通報件数（高齢者人口１０万人あたり）も増加しており、周知・啓発の取組状況が相談・通報件数に影響していることが確認された。

図表 2-V-3-3 地域住民や事業者等に対する周知・啓発の取組と相談・通報件数の関係

	取組実施数	回答自治体数	相談・通報受理件数 (高齢者人口10万対)		有意確率
			平均値	標準偏差	
住民向け周知活動の 取組	0	223	46.3	61.4	0.000
	1	447	69.0	72.0	
	2	1071	88.1	65.8	
	計	1741	77.9	68.4	
事業者向け周知活動の 取組	0	326	55.8	64.7	0.000
	1	302	72.8	71.6	
	2	238	66.5	65.2	
	3	875	90.9	66.7	
	計	1741	77.9	68.4	

（５）ネットワーク構築の取組と被虐待者・虐待者への支援（養護者による高齢者虐待）

ここでは、ネットワーク構築に関する市町村の取組状況によって、被虐待者・虐待者への支援内容に違いがあるか否かを確認するため、ネットワーク構築の取組有無別の支援内容について再集計を行った。

なお、市町村のネットワーク構築の取組は下記３種類が対象である。市町村の取組具体例とあわせて示す。

【市町村のネットワーク構築に関する取組】（３種類）

○民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築

（取組の具体例）

- ・町と新聞店、郵便局、銀行、生協、JA、ヤクルト、宗教会等と配達時や訪問時等の業務範囲内における「ひとり暮らし・高齢者世帯等見守りネットワーク協定」を結んでいる。
- ・高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを組織し、民生委員・区長・社会福祉協議会や老人福祉施設連絡協議会・介護支援専門員協会、保健福祉事務所・警察署・法務局・人権擁護委員協議会・司法書士会・医師会・医療ソーシャルワーカー協会を構成員としている。
- ・毎月１回、行政、社協、警察署担当者を集め、認知症等による徘徊、危険運転の高齢者について情報交換を実施。生活、家族状況についても把握している。
- ・高齢者虐待及び高齢者等ＳＯＳネットワーク運営委員会を同時開催し、日常的な見守り体制の構築を図っている。福祉関係団体や見守り協力事業所に対し、ネットワークシステムの紹介や見守りチェックリスト配布及び説明を随時行っている。

○介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築

（取組の具体例）

- ・地域ケア会議、初期集中支援チーム、高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の活用
- ・DV、高齢者、障害者、児童虐待の担当所管課、関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」を設置している。
- ・包括職員向け弁護士の相談会を開催し、専門機関との連携の仕組みを模索している。
- ・個別事例に対して、保健医療福祉サービス機関、法律、生活困窮関係機関との支援ネットワークを活用して対応

○行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築

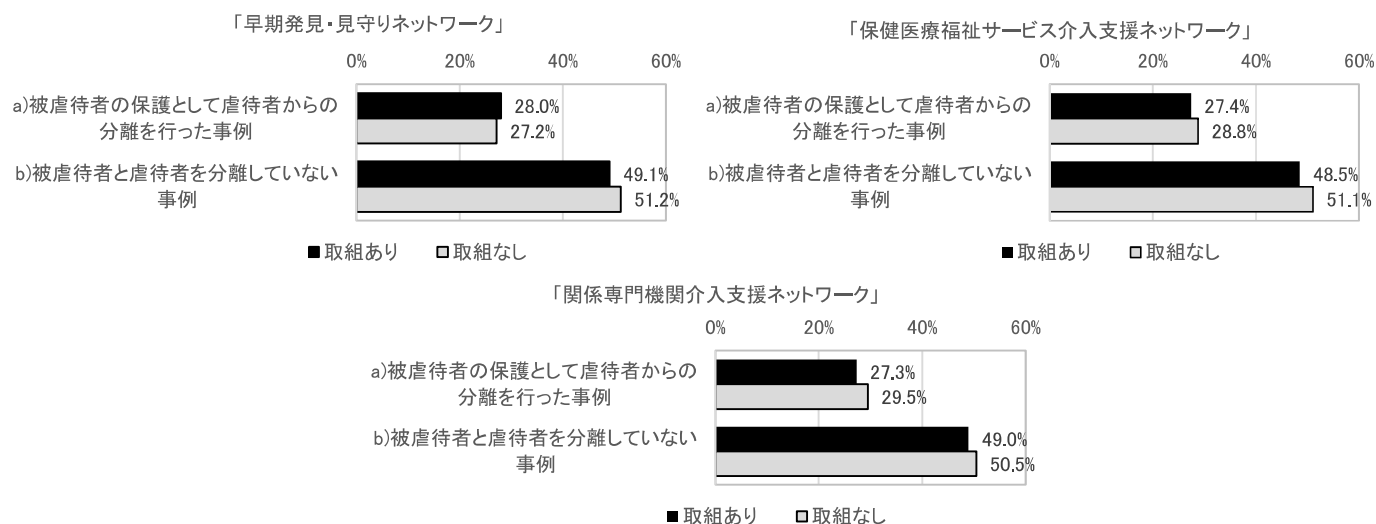
（取組の具体例）

- ・法テラス、地域ケア会議、初期集中支援チーム、高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の活用
- ・困難な高齢者虐待対応については医療機関や弁護士と連携しながら対応。在宅医療介護連携、生活支援体制整備等のネットワークとも連携を図っている。
- ・保健、医療、福祉分野関係者に加え、人権擁護関係者、警察、弁護士、学識経験者など、多職種多機関から構成されるネットワークを構築している。定期的に会議も開催し、それぞれの視点や専門性を生かして複雑化する虐待事例に介入している。
- ・弁護士相談事業を設けケースカンファレンスや書面にて弁護士の助言をうけることができる体制を整えている。
- ・月に１回、アドバイザーの弁護士、精神保健福祉士と保健福祉課職員、社会福祉協議会職員、町民後見人等で権利擁護に関する会議を開催している。

①被虐待者と養護者の分離の有無

3種類のネットワーク構築への取組有無別に、「a)被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」と「b)被虐待者と虐待者を分離していない事例」の件数割合をみたところ、いずれのネットワークにおいても構築取組の有無による差異はほとんどみられなかった。

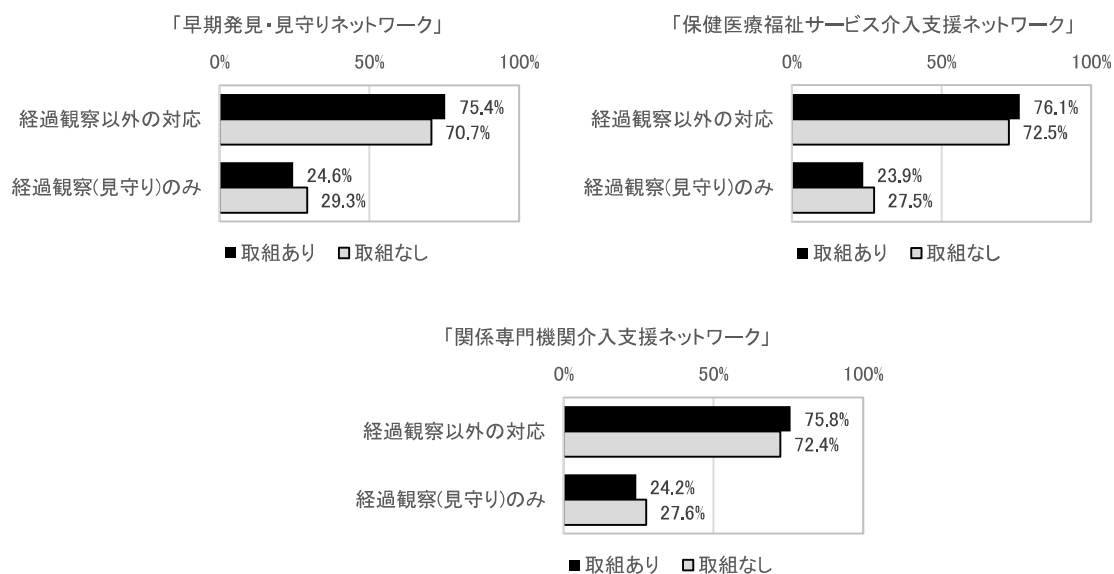
図表 2-V-3-4 ネットワーク構築の取組有無別にみた分離の状況



②被虐待者・虐待者への支援内容（非分離事例）

被虐待者と虐待者を分離していない事例を対象に、3種類のネットワーク構築取組状況と行われた支援内容（「経過観察（見守り）のみ」、「経過観察以外の対応」）の件数割合を比較した。その結果、統計的有意差はみられなかったものの、各種ネットワークの構築に取り組んでいる市町村では取り組んでいない市町村に比べて「経過観察（見守り）のみ」の割合が低くなっていることが確認された。

図表 2-V-3-5 ネットワーク構築の取組有無別にみた支援内容



4. 体制整備の具体的方法

市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する令和元年度内の取組状況を調査した17項目について、「広報・普及活動」「ネットワーク構築」「行政機関連携」「相談・支援」の4カテゴリに分類した上で、実施している場合はその具体的な方法を、未実施の場合はその理由等を自由記述により回答するよう求めた。

図表 2-V-4-1 カテゴリ別の体制整備における調査項目

質問項目		カテゴリ
問1	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	広報・普及啓発
問2	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	
問3	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	
問4	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（調査対象年度中）	
問5	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（調査対象年度中）	
問6	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	
問7	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	ネットワーク構築
問8	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	
問9	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	
問10	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	行政機関連携
問11	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	
問12	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	
問13	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	
問14	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	
問15	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	
問16	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	相談・支援
問17	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	

図表 2-V-4-2 体制整備の具体的方法として回答された主な内容

1. 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(年度中)	
○パンフレット等の配布、広報誌等への掲載	全戸配布パンフレット作製 町内全戸に配布している地域包括支援センターにより周知済 高齢者虐待防止啓発物品を作成し、高齢者支援関係者・市民等に広く、通報窓口や高齢者虐待について周知している。 高齢者虐待の窓口の周知を各地区診療所に掲示している。 高齢者虐待防止センターを設置し、市民便利帳などで周知している。 包括支援センターのポスターなどに掲示したり、地区住協のネットワーク会議などに参加し周知している。 地域包括支援センターのチラシ、虐待対応窓口のポスター・チラシを作成し、介護保険事業所・金融機関などの関係機関・民生委員へ配布、医療機関・介護保険事業所などの関係機関へ掲示
○上記以外のメディアを使用した周知	健康カレンダーに相談先を掲載して周知を実施 ホームページやケーブルテレビなどにより、高齢者虐待とはなにか、発見した際どのようにすればよいか、など高齢者虐待について住民に周知を図っている。
○会議集会等での周知	サロン、集いの場に出向き、地域住民に配布。 支え合いサポーター養成講座(住民向け)にて、高齢者虐待についての講義、窓口の周知を行った。 高齢者虐待対応の窓口を町広報紙に掲載。また、老人クラブの集いの場で周知した。
○福祉・健康等に関する広報等における周知	住民に対しては、高齢者、虐待に限らず気になるケースがある場合は相談できることを周知している。 障害福祉課、子ども家庭支援センターとともに虐待防止キャンペーンを実施。市報等での広報や、関係者への研修を行った。
2. 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する周知	
○形態の工夫	年2回、地域包括支援センター職員に対し、権利擁護に関する研修会を実施。 地域包括支援センターでは毎月の事例検討会を開催し、高齢者虐待事例も取り上げて支援方法の検討、検証を行っている。 高齢者虐待防止ネットワーク会議に研修を位置づけ、町内介護事業所・医療機関・行政を対象に実施 地域包括支援センターの社会福祉士との勉強会を年6回実施し、虐待事例の確認・対処方法を検討している。 県介護福祉士会との共催で地域包括支援センター、施設職員や介護支援専門員を対象に研修会を実施。
○対象者の工夫	包括支援センター・区の窓口業務のある所管向けに高齢者虐待研修を実施。 区市町村職員等高齢者権利擁護研修及び区主催の研修、弁護士相談会 市内の居宅介護サービス事業者、介護保険施設、地域包括支援センターの職員が会する「サービスネットワーク会議」において、高齢者虐待の講演を実施。 高齢者および障がいの関係者に対し虐待の基礎知識・虐待と判断後の支援に関する研修を実施 医療機関従事者を対象に研修会を実施 高齢者虐待担当者には、段階別研修の実施や事例検討会でスキルアップを図り、高齢者虐待に対し迅速かつ適切に対応できるようにしている。 居宅介護支援事業所の経験年数3年未満の職員に対し、虐待に関する講義やグループワークを実施。 介護保険事業所職員、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等を対象とした高齢者虐待に関する研修会を実施。
○研修テーマの工夫	地域包括支援センター等関係者向けの虐待における養護者の支援についての研修会を実施。 高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク協議会にて、引きこもり問題に精通している大学教授へ講師依頼し、8050問題における各関係機関の役割と支援方法について講義をしていただいた。 虐待事例検証会で虐待対応支援ネットを助言者に向かえ、対応方法について振り返る機会をもった。
○講師招聘	各包括とは虐待専門職チームとの事例検討を行っている。 弁護士会の協力のもと包括職員向けに研修実施。 精神科医による研修 市が委託している高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターが中心となり研修を行っている。年に4回、有識者を招いて、虐待対応等に関してスーパーバイズを受ける機会を設けている。

3. 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	
○パンフレット等の配布、広報誌等への掲載	介護保険パンフレットでの周知のほか、老人クラブ会合を訪問しての普及啓発等 町ホームページ、保健福祉ガイド(全戸配布)や権利擁護普及啓発講演会において周知、啓発している。 住民への周知は、セーフコミュニティ活動の一環で「虐待の定義」、「相談窓口」、「虐待のチェックリスト」等が掲載されたポスターを掲示している。また、住民を対象に虐待事例の紹介を行っている。 毎月虐待予防相談会日を設け、広報誌にて周知を図っている。
○上記以外のメディアを使用した周知	ケーブルテレビにおいて、成年後見や高齢者虐待の普及啓発の放送を行っている。
○会議集会等での周知	介護予防教室等の開催時に権利擁護のチラシを配布 市民へは市民後見人養成講座等を通して周知。 認知症サポーター養成講座時に高齢者虐待やその防止について説明。 地域包括支援センター社会福祉士部会による虐待防止の出前勉強会で市民に対し周知・啓発を行っている。 地域包括支援センター主催で権利擁護に関する市民向け講座を年3回実施 商業施設を活用し、一般住民対象に虐待防止の啓発活動を行った。 高齢者虐待防止講演会を実施し、広く周知啓発活動を行っている。 民生委員や介護支援専門員を対象とした地域ケア会議や認知症サポーター養成講座等において、高齢者虐待に関する情報提供を実施。 年に一度権利擁護を学ぶ研修会を開催しており、高齢者の権利擁護をテーマとして市内の事業所や市民に周知活動を行っている。 各包括に対して、「高齢者虐待に関する講話」を年1回以上開催するよう業務委託している。
4. 居宅介護サービス事業者に法について周知、及び 5. 介護保険施設に法について周知	
○周知等のための研修等の開催	町内介護保険サービス事業所職員を対象とした権利擁護研修会を開催し、法の周知を行っている。 市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に、高齢者虐待に関する課題把握の為研修会(グループワーク)の開催、それを受けマニュアルの見直しに向けた検討実施。また介護保険課及び包括支援センター職員を対象とした学習会の継続実施。 居宅や事業所対象の多職種研修会2回、市民講座1回、主に包括対象の事例検討会3回、専門研修会1回、連絡会1回の計8回開催した。 当該年度は「成年後見制度」「消費者被害」をテーマとして権利擁護研修を実施 介護支援専門員研修において、弁護士を講師に招き、虐待について研修した。 介護保険事業所については、県弁護士会・県社会福祉士会に講師を依頼し、虐待防止について研修会を実施。 居宅介護事業所向け虐待研修、養介護施設従事者向け虐待研修を介護・高齢支援課と共催で実施。成年後見関連講演会を障害福祉課と共催で実施。 老人福祉施設、介護サービス事業者(介護支援専門員、訪問・通所)、地域包括支援センター等の職員向け虐待防止研修を実施。令和元年度は8回、695名の参加。その他「虐待防止マニュアル」を作成し、配布している。 居宅介護サービス事業者及び介護保険施設向けの高齢者虐待予防スキルアップ講座を実施(年1回ずつ) 町内の全介護サービス事業所に対して高齢者の権利擁護、虐待予防、成年後見制度についての研修を3回実施。 村内外介護保険事業所(居宅事業所含む)、施設職員あてに弁護士を講師に権利擁護・虐待防止の研修会を開催。 デイサービス職員に対し、虐待防止の研修を行った。 介護保険事業所へは高齢者虐待防止法や不適切なケア等について直営の地域包括支援センターが研修を開催(2か所) グループホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等への虐待防止研修会を開催した。 セルフネグレクト研修会実施
○会議・研修等の機会を利用した周知	介護相談員連絡会議にて法及び不適切な介護・ケアについて周知 区主催の介護サービス事業者向け研修会で、権利擁護をテーマに講演を実施 各介護保険事業所に対し運営設備・基準等に関するマニュアルを作成したと同時に、虐待の定義や虐待防止に向けての策を盛り込み周知した。 介護保険事業所職員向け研修会で相談窓口の明確化と基礎知識の啓発 各包括が居宅介護サービス事業者を対象にエリア内研修を開催し、虐待への早期発見・早期対応の重要性を伝える 地域密着型サービス連絡会の定例会において毎年虐待研修の依頼を受け、実施。介護サービス事業所からの依頼を受けて事業所内研修の講師として協力。 介護サービス事業所には毎年虐待防止について講師を招き、研修をしている。
○情報提供	町内の介護居宅支援事業所、事業所等に対し、年に1回高齢者虐待防止ネットワーク会議を行い、町内の虐待状況についての情報提供、研修を実施。 ・高齢者虐待対応状況報告の実施、介護保険施設の委員会へ出席し周知
○研修・自己評価・取組等の促し	主マネが在籍しているケアマネ事業所と虐待ケースの事例検討を実施し、ケースを通じて法について周知説明を行った。 養介護施設従事者等における高齢者虐待に関する実態調査の実施。

6. 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	
○マニュアル・要綱・ガイドライン等を独自に作成	
	R17高齢者虐待防止マニュアル策定。地域ケア会議等にて町内関係事業所へ周知のため配布。
	マニュアルは各地域包括支援センターの社会福祉士と共に作成
	区独自のフロー図、ケース記録用書式を作成し、地域包括支援センターへ配付している。
	マニュアル作成時に、虐待の定義等について改めて確認を行い、事業所や施設と改めて虐待対応について確認を行った。
	高齢者虐待対応マニュアルの作成を実施。ケアマネ連絡会等にて事業所や施設に対して説明を行っている。
	町独自の虐待マニュアルを作成し、各介護サービス事業者に配布。
	昨年度、マニュアルや対応フロー図作成を行ったことで、早期対応・緊急時対応・困難者への対応等、円滑に取り組むことができた。
○都道府県・他団体等のマニュアルを参考にし、独自マニュアル等を作成	
	マニュアルは、日本社会福祉士会が示しているものを参考に、地域の実情に合わせて手を加えて作成し、年度末には変更点などの修正を行った。
	市としての高齢者虐待対応マニュアルを平成28年4月に作成済み。平成30年3月の国のマニュアル改訂を受け、市のマニュアルも改訂。
○マニュアル改訂等	
	各地域包括支援センターと共同で高齢者虐待対応マニュアルの一部改訂を行った。
	虐待対応マニュアルは改訂中、虐待対応手引書は作成済み
	包括間で虐待対応マニュアルを見直し、業務指針、対応フロー他を作成した
	高齢者虐待防止マニュアルを家庭用、養介護施設用、専門職用の3種類を平成29年度に改訂し、配布・ホームページでのダウンロードが可能となっている。令和2年度の改訂に向けてマニュアル調整中。施設訪問時は施設用マニュアルを配布している。
	高齢者虐待対応マニュアル(養護者による)を改正し、居宅、サービス事業所に向けて研修を行った。
7. 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	
○新たに構築	
	民生委員、町内会をはじめ介護サービス事業者、診療所、警察、消防並びに企業団体及び行政職員による見守りネットワーク体制を構築した。
○既存ネットワークを活用	
	地域の商店、事業者、銀行、宅配業者、介護関係、医療関係等によるSOSネットワークを組織化し取り組んでいる。
	高齢者虐待に特化せず、高齢者の異変をキャッチできる見守り機能とその後の支援を提供できる機能を備えた組織を構築
	町と新聞店、郵便局、銀行、生協、JA、ヤクルト、宗教会等と配達時や訪問時等の業務範囲内における「ひとり暮らし・高齢者世帯等見守りネットワーク協定」を結んでいる。
	生活支援体制整備事業(協議体)や権利擁護包括支援体制整備事業(協議会)等の委員として参集し、町内会等での見守り体制の構築に取り組んでいる。
	民生委員は、「緊急時情報提供シート」を作成し、定期的な見守りと、発見時の親族等への連絡をスムーズに行える体制を構築。社会福祉協議会は、一人暮らし高齢者を対象としたヤクルト配達を行っており、配達時の見守りを実施している。
	高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを組織し、民生委員・区長・社会福祉協議会や老人福祉施設連絡協議会・介護支援専門員協会、保健福祉事務所・警察署・法務局・人権擁護委員協議会・司法書士会・医師会・医療ソーシャルワーカー協会を構成員としている。
	高齢者に限らない虐待防止ネットワーク構築済み。関係機関に、住民や介護施設、病院等が含まれるため、分野別のネットワークは構築していない。
	毎月1回、行政、社協、警察署担当者を集め、認知症等による徘徊、危険運転の高齢者について情報交換を実施。生活、家族状況についても把握している。
	毎月定例で「医療介護連携ケア会議」を開催し、早期発見・懸念のある高齢者への見守り体制を検討
	警察や広域連合、法務局、各種相談機関から構成される高齢者及び障害者虐待ネットワーク会議を設置し、各事業所との連携を深めて、早期発見、早期対応に努めている。
	高齢者虐待及び高齢者等SOSネットワーク運営委員会を同時開催し、日常的な見守り体制の構築を図っている。福祉関係団体や見守り協力事業所に対し、ネットワークシステムの紹介や見守りチェックリスト配布及び説明を随時行っている。
	地域ごとで開催される単位民生委員児童委員協議会に包括職員が出席して、個別の事案についての相談を伺い、虐待の早期対応に心がけている
	小地域福祉組織(住民主体組織)や民生委員、社協、包括、福祉関係課で心配なケースの連絡会を定期的に開催。
	生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会へ委託、民生委員がコーディネーターを兼ねて事業を行っており、高齢者の困難事例への早期発見・見守りを行っている。
	虐待に特化したネットワークではないが、民生委員・在宅福祉アドバイザーを中心とした見守りネットワークが組織されており、虐待が疑われる事案について情報提供等がある。
	町内の事業所等92箇所と見守り協定を締結。年1回全体会議を実施。
	認知症サポーター養成講座、老人会での見守り活動を通し、早期発見につながるよう相談窓口の周知を行っている。
	認知症地域推進体制構築ネットワーク会議を立ち上げ、そのなかで高齢者虐待対応に関する検討会を行っている。警察、消防、司法関係、介護サービス関係、市民団体などを委員にして広く意見を聴取している。
○ネットワークの増強	
	要綱を作成し体制強化。各商店へ協力依頼済み
○事例ごとの連携	
	自治区、民生委員等とは虐待も含めて地域で心配な高齢者がいた場合に情報提供いただけるよう日頃から関係づくりに努めている。
	情報がない高齢者については、民生委員や地域住民から情報収集を行ったり、高齢者調査の回答を活用したりしている。

8. 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉介入支援ネットワーク」の構築への取組	
地域ケア会議、初期集中支援チーム、高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の活用	
DV、高齢者、障害者、児童虐待の担当所管課、関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」を設置している。	
毎月定例で「医療介護連携ケア会議」を開催し、早期発見・懸念のある高齢者への見守り体制を検討。	
毎月「介護保険事業所連絡会」を開催しネットワークを形成	
地域ケア会議、推進会議、介護支援専門員連絡会などの既存の会議を活用し、保健医療福祉サービス、関係専門機関介入支援ネットワークを構築している。	
毎年度、地域包括支援センター主催の地域ケア会議を開催しており、その中で以前から高齢者虐待防止研修を実施している。介護保険サービス事業者や医療機関・民生委員・行政機関も会議構成員として参加している為、既存会議の活用によりネットワーク構築は行えていると考える。	
包括職員向け弁護士との相談会を開催し、専門機関との連携の仕組みを模索している。	
高齢者虐待対応に関わる関係機関による連絡会を開催し、高齢者虐待の現状確認や対応の振り返り、関係機関の円滑な連携を図っている。	
地域ケア会議を高齢者虐待防止ネットワーク会議と位置づけ、事例内容によっては弁護士、社会福祉士をアドバイザーに据えて、関係機関を含めた個別会議を開催できるスキームを構築している。	
個別事例に対して、保健医療福祉サービス機関、法律、生活困窮関係機関との支援ネットワークを活用して対応	
9. 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	
地域ケア会議を高齢者虐待防止ネットワーク会議と位置づけ、事例内容によっては弁護士、社会福祉士をアドバイザーに据えて、関係機関を含めた個別会議を開催できるスキームを構築している。	
役割専門職による家庭訪問、役場、社協、包括による週1回の連絡会議、医療関係者との医療連携会議等を活用。	
法テラス、地域ケア会議、初期集中支援チーム、高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の活用	
困難な高齢者虐待対応については医療機関や弁護士と連携しながら対応。在宅医療介護連携、生活体制整備等のネットワークとも連携を図っている。	
専門機関からなるネットワーク構築については、成年後見の中核機関の体制整備と共に進めていく予定。	
対応ケースの内容によって、専門職の介入が必要と考えられるときは、県社協に委託している包括的支援体制構築事業を通じて、各関係機関と情報を共有し、連携している。	
関係専門機関介入支援については、虐待防止連絡協議会 実務者会議及び社会福祉協議会「成年後見サポート推進協議会」において、弁護士・司法書士等専門職とのネットワークを整備している。	
弁護士会と社会福祉士会で構成する高齢者虐待対応専門職チームに業務委託により高齢者虐待への対応の助言・支援を依頼。	
保健、医療、福祉分野関係者に加え、人権擁護関係者、警察、弁護士、学識経験者など、多職種多機関から構成されるネットワークを構築している。定期的に会議も開催し、それぞれの視点や専門性を生かして複雑化する虐待事例に介入している。	
弁護士相談事業を設け、ケースカンファレンスや書面にて弁護士の助言をうけることができる体制を整えている。	
月に1回、アドバイザーの弁護士、精神保健福祉士と保健福祉課職員、社会福祉協議会職員、町民後見人等で権利擁護に関する会議を開催している。	
10.成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	
○条例・要綱等の整備、予算の確保	
成年後見制度利用支援事業の要綱を作成済み。社会福祉協議会へ権利擁護センターの業務委託を行っている。	
委託先の社会福祉協議会に相談窓口を設置。今年度成年後見制度利用促進に向け、市町村計画を策定予定	
利用支援事業を本人・親族申立も対象にできるように要綱改正。法律・福祉職能団体とネットワーク会議を開催し、権利擁護支援体制を検討中。	
○協議・連携	
申立マニュアルやチェックシートを作成し関係機関と情報を共有。	
市長申立てや成年後見制度利用支援事業は、統一した対応ができるよう、関係課で共通の要綱を作成している。	
成年後見サポート連絡協議会の運営を障害福祉担当課と高齢者福祉担当課が協働	
戸籍関係部署や税務関係部署等と連携を図り、関係書類の作成の円滑化を図れている。	
年後見制度の市区町村長申立については、関係部署との連携及び専門職団体に一部事務委託を行い、円滑な申立ができるよう取り組んでいる。	
平成31年度より市長申立てに係る検討会に、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職に参加してもらい、客観的かつ専門的な視点を踏まえた判断ができるようにしている。また、増加する権利擁護支援ニーズに対応するため、隔月の開催であった検討会を令和2年度より毎月の開催とした。	
市長による成年後見申立てについて、市ケースワーカーが申立て事務、成年後見制度所管課が手数料事務、後見人候補者紹介を社会福祉協議会等が、役割分担	
成年後見制度の区長申立てが円滑にできるように、社会福祉協議会の権利擁護サポートセンターにおいて、司法書士及び弁護士を含めた調整会議を毎月1～2回実施。	
成年後見制度関係課及び士業等の専門家団体等を交えた情報交換会を設置し、体制強化を図っている。	
市長申立主管課と他課で本市の取組状況を共有し、必要時に迅速な連携、手続きが行えるよう対応の流れを確認	
○会議等の整備	
役所内に成年後見等審査請求委員会を設置。	
申立対象者の支援会議を定期的に実施している。	
区長申立検討会を区職員、成年後見センター職員で月1回定例で実施	
市長申立に必要な情報が収集できるよう庁内で連携を図るとともに申立にかかる事案について関係部署や機関からなる審査会を行っている。	

	○人員等体制整備
	社会福祉士1名増により成年後見制度の市町村申立や虐待対応の強化に繋がった。 市役所福祉部高齢者支援課と支所に窓口を設置し、相談から手続きまで行っている。 広域4市町村が立ち上げた権利擁護支援センターへの委託、権利擁護(成年後見)制度を主務とする専従の職員を配置している。 社会福祉士による高齢者福祉総合相談を定期的に開催し、相談の体制を整備している。 虐待対応の主管課と成年後見市長申立て・措置の主管課が今年度より同課になり、連携がスムーズになっている。 市長申立てにあたり基幹包括の支援員が10支所の申し立てでも支援している。 成年後見制度に関する主管課を福祉企画課とし、成年後見制度に関する相談から市長申立てに係る事務手続き、さらに、成年後見体制整備事業まで一体的に実施している。 役所内に社会福祉士を配置。県主催の研修に参加するなどして職員への研修を実施。また、市長申立て等について多職種で検討する協議会を設置し、体制強化を図った。 福祉相談課に権利擁護・成年後見センターを設置し、関係者と連携しながら対応している。 成年後見制度の市長申し立ての担当職員を配置して、体制強化に努めている。
	○周知
	支援に関わる職員が成年後見制度の知識を持ち申し立て支援を行えるよう、市役所内の職員に対して成年後見制度の説明を行い、支援体制の強化を図っている。
11.地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	
	○立ち上げに向けた検討
	中核機関の立ち上げは広域連携に向けて検討している。 成年後見制度促進計画検討会を開催し、体制整備について検討中。 圏域権利擁護支援センターが令和2年4月1日より開設。それにむけた準備。 中核機関の立ち上げについては人材不足により直営や村内直営設置が困難で、圏域広域設置に向け協議している。 近隣の市町村で権利擁護ネットワーク協定を締結済み。 近隣5市で令和3年度中に立ち上げ予定の中核機関についての打ち合わせを隔月1回程度、5市担当者が集まり実施。
	○機能強化等
	平成30年度に成年後見支援センターを中核機関として位置付けた。専門職の意見を踏まえ、中核機関の段階的な機能強化を図っている。また、令和元年度に地域連携ネットワーク構築に向けた協議会を開催した。 平成30年度より、社協・安心生活センターを中核機関と位置づけ(委託)、相談機能や後見人支援機能等を強化し、利用促進に努めている。 令和2年10月から、中核機関の健康福祉部地域支援課と市福祉公社(市成年後見利用支援センター、市福祉公社権利擁護センター)が事務局となり「成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を発足予定。 令和2年4月1日成年後見センターを開設。中核機関として機能し、地域連携ネットワークの体制を整備した。
12.法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	
	○協定締結、協力に関する文書等の作成
	警察署に対し、年度初めに虐待対応連携について文書にて依頼。また、所属長を含めて警察署に出向き、有事の際の連携手順について確認を行った。 警察とはネットワークを立ち上げ、虐待等への対応に係る連携強化を図っている。 警察とは保護した高齢者の情報を所定の書式で共有している。
	○情報交換・協力体制確認・周知等
	月1回の民生委員協議会に署長や社協職員も参集しているため地域の実情については把握済み。対象者がいれば対応ができる状況。 警察署担当課(警察署生活安全課)とは虐待に関わらず、迷い老人や高齢者の見守り等で常に連携していることから、虐待現場に同行訪問することも多々ある。 毎月1回、行政、社協、警察署担当者を集め、認知症等による徘徊、危険運転の高齢者について情報交換を実施。生活、家族状況についても把握している。 「悪質商法高齢者被害防止ネットワーク会議」「成年後見地域ネットワーク会議」等により、警察署担当者との協議を実施

13.老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	
○契約締結等	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームと短期入所事業の契約を結んでおり居室の確保もできている。 養護老人ホームや特別養護老人ホーム等と市が契約し、虐待で分離が必要な場合に短期宿泊できる事業を実施している やむ措置の協定を町の特養と取り交わしている。 市内特養及び市外養護老人ホームとの短期宿泊事業の契約及び必要に応じて養護老人ホームへの措置を実施している。 必要に応じて一時保護等が実施出来るよう、短期宿泊事業(市単独事業)の業務委託契約を特別養護老人ホーム等と締結している 虐待等あった場合には緊急時の保護先として市内の特別養護老人ホーム2か所と契約を結んでいる。 区内にある3ヶ所(医療機関2、介護施設1)の施設と年間契約を行い、緊急一時保護先として居室を確保している。
○対象施設・事業所以外の代替施設の確保・利用	やむ措置のための居室契約や予算措置はしていないが、町独自の短期宿泊事業を活用し必要な居室の確保を図っている。
○協議・連携、情報共有等	町立の老健では常に1床は空床にしており対応に備えている。 緊急ショートステイ利用について特養との調整をしている 措置関係施設に対し、年度初めに虐待対応連携について文書にて依頼。 老人保健法の規定による措置を採るために、毎年度町内施設と覚書を取り交わしている。 やむを得ない事由による措置マニュアルを作成し、関係機関へ配布している 輪番制による居室確保(養護老人ホーム以外)
14.高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	
○日常からの連携、情報共有体制	庁舎内及び各関係機関については日常業務において顔の見える関係づくりに努め連携強化を図っている。 高齢者・障がい者・精神疾患等を取り扱う部署が密集しており常に連携をとれる体制が整っている。 生活困窮者については生活保護を担当する課、DVについてはDV担当課と連携し、状況に応じて同行訪問したり相談に応じている。 虐待案件について、児童、障害、保健部門とも連携しながら対応にあたり、相互に情報共有も図っている。 同課内に介護、包括、障害、福祉担当者がいるため、日頃から相談連携しやすい環境にある。 各担当部署と定期的な情報交換をし体制の強化を図っている。 各窓口配置されている専門職同士で連携を図っている 社会福祉士を配置するなど庁内の体制強化を図るとともに、事案発生時に対応できるよう、警察や市内介護事業所、DV担当課などと意見交換や情報交換等を定期的に行っている。 生活困窮者支援・DV相談について、各担当課で体制整備を進め、情報共有・連携により体制強化を図っている DV所管課をはじめ高齢者の個人情報保有する部署も含めた庁内連携を通じて、必要な情報共有が可能となる仕組みづくりを進めた。
○組織体制	DV対応主管課を中心とした庁内連携会議 市福祉複合課題調整チームの設置により、市の組織間、社会福祉協議会及び関係機関との連携強化や、複合課題を抱えた困難ケースの支援策の検討等を行っています。 地域包括支援センターが設置されている地域共生室において、子ども・障がい・高齢・生活困窮等を総合的に相談できる窓口を設置している。 福祉なんでも相談室を設置している他、男女共同参画推進課が男女共同参画センターに拡充されるなど、体制強化を行っている。 令和2年度から福祉まるごと相談窓口の設置のため、庁内福祉部門の会議や社会福祉士の庁内連携会議を実施した。
○連絡会議等への招集・参加	虐待対応時必要に応じて、ケース会議に生活困窮者支援担当係や社会福祉協議会等、関係部署、関係機関を参集し、連携を図っている。 福祉部内コアメンバーによるコア会議実施体制を整え、役所内連携を図っている。 生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議に参加しており、随時協議している。 庁舎内にて定期的にDV対策会議を実施している。保健センター・社会福祉協議会・福祉課など必要に応じ当事者とケースカンファを行い情報共有をしている。 障害福祉課、保健所、保護課に関しては虐待対応ネットワーク会議内の専門部会に参加いただき、情報共有。またDV担当課とは対応の内容に応じて連携している。 虐待案件発生の際は関係所管を招聘しコア会議を行っている。 生活自立サポートセンターやDV担当課と支援内容について連携している。精神疾患(発達障害を含む)があるケースについて、担当課や厚生センターと合同事例検討会を行い、支援内容を検討している。
○関係部署への依頼	役所内での各担当課へも年度初めに虐待対応連携について文書にて依頼。 市長申立、DV担当、保健所等については、連絡会等にて虐待対応の必要性の説明と協力依頼をした結果、スムーズな対応が取れている。
○外部機関との連携	生活困窮者やDV等の様々なケース対応については県社協に事業を委託し、保健所や障害関係事業所等と連携をとりながら対応している。 生活困窮者自立支援事業を委託している社会福祉協議会が実施する支援調整会議へ参加し、養護者支援が円滑にできるよう連携

15.高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	
○ケースに応じた連携	保健所と連携が必要と思われるケースについて随時会議を開催。 養護者に精神疾患の疑いがある場合や高齢者本人に精神疾患、認知症のBPSDが悪化し対応に苦慮している場合等は、市保健所の助言をいただき、状況に応じて同行訪問し、医療保護入院等の必要な支援につなげている。 警察、保健所、精神保健福祉センター、社会福祉協議会とはケースごとに連携・協議し、事後対応の経過について情報共有している。 保健所と連携を図り精神科医療の入院加療が必要な高齢者及び養護者の支援を行った。 精神疾患（発達障害を含む）があるケースについて、担当課や厚生センターと合同事例検討会を行い、支援内容を検討している。 経済的困窮ケースや精神疾患のある場合は生活困窮相談窓口担当者や保健所にも会議への参加を依頼。 養護者自身がかかえる問題の解決のため精神保健福祉センター、精神医療機関等と連携し支援を行っている。 精神保健福祉センターの協力を得て困難ケースの検討会を開催
○定期的な連絡会等の開催	社会福祉課で福祉関係機関連絡会を月1回程度開催しているため、保健所・精神保健福祉センターにアドバイスをいただいている。 自殺予防部署との年1回の会議
16.虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	
○他機関との連携、対応体制の工夫	養護者が問題を抱えている事例では、必要に応じて他分野の関係者（精神保健、生活困窮等）にも協力を依頼し、問題解決につながるよう働きかけしている。 養護者が生活困窮や精神疾患等を抱えている場合は、養護者も支える視点で関係機関と連携しながら相談・助言している。 養護者及び養護を要する高齢者に対しては、役所福祉部内の関係課間で随時情報共有しつつ支援につなげている。 精神疾患が疑われる場合は精神科医に同行訪問を依頼し、見立てや対応方法について助言をもらっている。 精神疾患等の養護者に対しては障害相談対応窓口等に繋ぎ、養護者支援にあたっている。 虐待者である養護者が経済的に困窮している場合では、法律相談やその他の保護機関（生活保護）などの相談につなげるほか、養護者に精神疾患等があるような場合には、保健部門と連携するなど、個々の状態に応じた対応を行っている。 養護に対する相談、指導は担当職員もしくは、スーパーバイズをしている医師より相談助言する体制を取っている。 養護者への相談、指導は、個別ケース会議にて、適切な役割分担、方法、タイミング等を検討し、実施。特にいわゆる8050問題がある場合は、養護者支援を市の担当者が担い、生活困窮担当、保健所等に積極的につないでいる。 虐待者に息子・娘が多いことから、それぞれの介護者を対象にした「息子介護者の会」「娘介護者の会」を行い、ピアカウンセリングの場を設けている。 「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施やネットワークミーティングを必要時開催し、関係者と連携しながら相談、助言など支援をしている。 地区担当保健師、ケアマネ等支援者が役割分担を明確にし、助言方法、内容も共有し対応。指導や助言の実施状況を共有し再度検討する。 包括を中心に市職員（虐待担当課・他課）と連携し相談・支援を実施。特に、支援経過のモニタリングを重視し対応中。 養護者が高齢者の場合は高齢者部門、65歳以下である場合は障害部門等、養護者の担当をつけ対応している。 一例として、虐待をした養護者を精神科へつなぎ、今後の生活について担当医師、相談員、生活保護担当、障がい係など関係者で退院後のカンファレンスを実施。 社会福祉士連絡会という会を定期的に実施したり、居宅介護支援事業所等で虐待研修を行い、養護者支援についても具体的に話をしている。 包括によっては介護者支援の当事者団体を立ち上げているところもあり、ピアカウンセリング機能を有することによって養護者への負担軽減・助言の場に繋げることができる。また、養護者の支援機関（生活保護、障がい福祉等）へ円滑に繋げることができるように普段から連携をとっている。

17.居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	○助言、支援内容 養護者の苦悩・胸の内について傾聴し相談にのったほか、被虐待者が施設入所以降も定期的に養護者に声掛けを行った。 被虐待者及び虐待者のアセスメントと支援計画書を作成し、相談、指導または助言などの対応を図っている。 虐待事案には複数で対応し、養護者の想いを傾聴し、介護負担等の軽減についての提案を行っている。 高齢者虐待の相談や通報時に、虐待の事実確認にあわせて、高齢者及びその家族の潜在的なニーズの把握に努めている。そのニーズに合わせて、役割分担をしながら、養護者への支援や高齢者の権利擁護を図っている。 相談・通報等により実態把握のため訪問し、対応している。寄り添いつつも、虐待は絶対に行ってはいけない行為である事を指導・助言している。また虐待疑いの段階でも介入する事で養護者の虐待を防止し、介護負担軽減に繋がるよう支援している。 被虐待者と養護者との対応を分けて考え、養護者を責めることのないように複数の職員で対応するようにしている。 養護者がどのようにして虐待に至ってしまったのかを丁寧に聞き取りをし、介護負担などが原因であれば、サービスの導入を検討していく。 虐待者との面接を重視し、本人への対応について必ず説明し極力了承を得て関係を構築している。 虐待対応マニュアルの中に養護者支援を位置づけ、養護者の支援チームへの引継ぎまでを地域包括支援センターの業務としている。 養護者支援の観点から、養護者を含めて虐待の起こる背景等全体の課題を整理し、関係機関と役割分担し高齢者や養護者の支援にあたっている。 養護者を孤立させないよう支援者をつけて対応するよう努めている。 養護者が高齢の場合も多いので、戸別訪問を重ねて養護者自身の健康や安心できる生活を目標とした支援を実施している。 養護者の悩み（介護や世話への傾聴）やストレス状況確認、認知症の理解、治療の重要性や介護医療サービス利用での負担軽減等の助言を行う。 養護者の自立に向け、経済的相談や病院受診等、個々の状態に応じ必要な窓口へ繋ぎサービスに結びつくように支援。
	○訪問・実態把握調査 民生委員とも連携し、サービスを利用していない方・家族宅への訪問を行い、支援を行った。 年1回、総合事業基本チェックリストを75歳以上の高齢者（介護認定や長期入院者等を除く）を対象に実施し、実態把握に努めている。 虐待早期発見のため「80歳バースデイ訪問」「生活実態未把握者訪問」を実施している。 高齢者福祉相談員を設置し、地域の一人暮らし高齢者の見守りや情報収集をおこなっている。 看護師による見守り訪問の実施。民生委員らの情報提供に対し、主管課から速やかにつながる体制。 医療機関の受診や介護サービスの利用に繋がっていない高齢者に対し、医師のアウトリーチなどの取り組みを実施している。 見守りネットワーク事業の一環で、医療受診・サービス利用のない方の自宅を訪問し、状況の確認をしている。 民生委員による高齢者実態把握から地域包括支援センターへの相談へつなげている。また、包括支援センターによっては圏域内全戸訪問を実施し実態把握に努めている。 多問題支援困難ケース等は、全部署から高浜市福祉まるごと相談グループに情報提供される仕組みになっている。サービス未利用者の会議を社会福祉協議会や他グループの保健師と開催している。 行政サービスを利用していない83歳の高齢者世帯を対象に実態把握訪問調査を行い早期発見に努めている。セルフネグレクト、サービス拒否者に対しては、定期訪問を行い信頼関係がとれてからサービス導入への支援を実施。 当市ではH30/2月から対象者を特定しない緩やかな見守りを行うことを目的に「高齢者見守りネットワーク事業」を実施し、援助を要する高齢者の早期発見に取り組んでいる。R1/12月以降、各地区民生委員会にて見守りの協力依頼を呼びかけた。
	○関係機関との連携、会議等の活用 高齢者等支援員の訪問からの情報収集。セルフネグレクトに関する民生委員への情報提供呼びかけや、消防・警察職員との情報共有等。 早期発見の取組については、民生委員を通じた高齢者実態調査を実施して実態把握に努めている。また、認知症サポーター養成講座や、高齢者グループ・団体を対象とした出前講座等を開催し、認知症理解者の養成を図ることにより異変に気づきやすい地域づくりを行っている。 各地区民生委員、各地区区長、包括、居宅、社協と連携ができており、それぞれ各地区民の様子等の情報提供、訪問、ケース検討、相談等がすぐできる状態になっている。 セルフネグレクトに関する事例検討を実施している。 医師会への委託により地域相談サポート窓口を設置し、高齢者の支援について助言を受けている。 保健課、生活困窮担当、障がい福祉分野等と連携し、セルフネグレクトの傾向がある人の対応に地域包括が当たっている。 市内の警察署と社会的弱者見守り連携協定書を締結し、セルフネグレクトなどの困難ケースについて、関係機関が情報を共有し、連携して支援に繋げる仕組みを構築している。
	○周知 セルフネグレクトを含む高齢者虐待早期発見のためのチェックリストをマニュアルに記載し、市民や関係機関に周知している。 地域ケア会議や包括支援センターの研修等で該当するような方の支援について周知を行い、必要な助言等を行っている。 セルフネグレクトについては、早期発見や相談時の参考となるよう、市独自の虐待対応マニュアルを改訂し、セルフネグレクトの例示や活用できる社会資源を追加した。 早期発見については、民生委員や介護支援専門員等に研修を通して『気づきの視点』を学んでもらい、市・包括に「思われる」の時点で相談に繋げるよう伝えている。

5. 市町村が挙げた課題

高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等について自由記述形式で回答を求めたところ、養護者による高齢者虐待に関しては836件、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては35件の回答が寄せられた。

養護者による高齢者虐待関連では、「発見／通報困難／啓発」に関する事項が131件（15.7%）、「人員配置／確保／異動」に関する事項が104件（12.4%）、「分掌・マニュアル」に関する事項が94件（11.2%）、「関係機関連携・ネットワーク」に関する事項が85件（10.2%）、「研修・相談支援」に関する事項が84件（10.0%）、「養護者支援（全般）」に関する事項が82件（9.8%）、「養護者支援（障害／経済）」に関する事項が70件（8.4%）であった。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、施設・事業所に対する啓発等の必要性を指摘する意見のほか、対応する市町村の体制等に関する意見等が寄せられた。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】
（虐待定義、マニュアルの見直し、関連制度運用上の課題等（抜粋））

区分	具体例		
虐待判断・定義	家庭間の不仲と虐待の線引きが大変難しい。決定的な身体的虐待等の事実や目撃できなければ、対応が大変難しい。 また、高齢者に関しては、認知症や被害妄想という場合もあり、その見極めは慎重に行っているが、困難である。	被虐待者が認知症等で自分の意思表示が行えない場合に、明らかに身体的な虐待の場合は、虐待との判断がつきやすいが、心理的虐待や経済的虐待の場合、虐待を受けているとの判断に迷うことがある。	高齢者虐待防止法に規定されていない養護者でない人からの虐待等は法の趣旨から準じた対応をするようにしているが、権限行使が出来ず、法的根拠も希薄なため、関係機関に協力してもらえないことがある。
セルフネグレクト	身寄りなく、支援者不在でサービス利用拒否のあるセルフネグレクトについて、後見制度などの利用も拒否された場合や、そもそも後見制度利用程の判断能力の低下にいたらない人、拒否のある人に対して、説得ではどうにもならない現状がある。しかし本人の意思に反して無理に後見制度申立やサービス利用や住み替えを決めることもできない。	特に中山や双海地域において、単独高齢者世帯の増加や地域特性等により、セルフネグレクト等の問題が潜在化しやすい。また、社会資源の減少等により、問題発生時において地域生活の継続が困難となっている。	セルフネグレクト高齢者や養護者により強い介入拒否があり、被養護者等の状態確認が行えない事例への対応。
分掌・マニュアル	虐待の基準があいまいであるため、居宅介護事業者や介護保険事業所などに共通の基準を持つための働きかけを行う必要がある。また、施設で虐待が起きた際の対応マニュアルが未整備であり、今後、勉強会等を行い、マニュアルの整備や対応力の向上に努めていく必要がある。	高齢者虐待対応マニュアルは作成済みであるが、初期対応が個々で異なるなど統一した対応ができていない現状がある。地域包括支援センターへの研修や課内での協議等を強化して、統一した対応を行えるようにする必要がある。	担当者が変更になっても統一した対応ができるよう、市町村独自の対応マニュアルが必要であると感じます。
関連制度の運用上の問題	養護者による経済虐待やネグレクト状態が明らかな状況で、市が介入し本人を一時保護し、措置入所及び市長申立て後見審判請求等行うが、養護者からは市の強行的な対応と、不服申し立てやその後、市へ損害賠償請求と地方裁判所に訴えを起こされ、裁判期間が続いている。	・高齢者虐待対応を行っていくなかでの、他市町との連携に関して課題あり →高齢者虐待対応は早期対応が必要になるが、個人情報の関係もあり、情報を得るまでに多くの時間を要する。	通報として寄せられるケースでは、養護者にも精神疾患などの問題を抱えているケースが多くなってきている。そのような中で県による養護者の措置入院も対応の一つとして考えられるが、措置入院への対応になかなかつながらない状況があり課題であると感じている。
やむを得ない事由による措置	経済的困窮を複合的に抱えた虐待の発生が多い傾向であるが、それに伴う居室等の確保が難しいケースがある。やむ措置は予算化困難であり、介護施設と保護必要時の取り交わしを積極的に考えていかなければならない。	所謂、「やむ措置」を実施する場合、社会資源の乏しさから至急入所等に関するベッドが確保できない等の問題はある。	養護老人ホームへの措置入所について、交付税措置となっているが市町村の持ち出しが多く発生している。虐待問題は国全体で取り組むことであり、財源拡充を求めたい。
転居・住所移動に伴う問題	養護者の住民票が他市町村にある場合、高齢者虐待対策への認識のズレがあり、協力を得られず対応が難しいケースがある。介護保険申請する場合でも、かなり労力が必要になることがある。	市内の施設に入所している方が、市の住民とは限らない。通報があった対象者が、他市に住民票があった場合は、その方についての情報が収集しにくく、また、対応にも他市の担当者との役割分担が難しい。	他市で虐待ケースとして計上されていた者が、転入してきた場合（住民票異動の有無を問わず）の情報共有等連携に対しての指針等があればありがたい。

また、対応体制上の課題として、職員の人員配置や異動、委託型地域包括支援センター間における対応のバラツキ、担当者に対する研修等フォローアップ研修の必要性を指摘する意見も寄せられている。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】
(職員体制等に関する課題等(抜粋))

区分	具体例		
人員配置／確保／異動	職員の異動や退職等により、高齢者虐待に関する知識や対応スキルの平準化が難しい。また、高齢者が抱える問題も多様化しており、様々な問題に対応するための人的資源が不足している。	高齢者虐待だけでなく、貧困、障害、児童等の複数の要因があり、対応が困難な事例が多い。虐待に対する専門的知識を有する職員が配置されていないため、複雑なケースに対する対応が困難である。	高齢者虐待に関する業務を遂行できる社会福祉士の配置がない。虐待の発見及び解消のための体制づくりが課題。終結まで一人の担当が複数の案件を抱え続ける負担を、体制づくりにより軽減したい。また、通報に対して速やかな事実確認を意識しているが、担当や社会福祉士が少数であるため、即日対応が不可能な場合があり、課題を残している。
地域包括支援センター	高齢者虐待対応のスキルにおいて、委託型地域包括支援センター間による経験の差や組織体制の差が出てきていると思います。近年、法律が広く身近になってきていることから、養護者側から虐待認定における法的根拠や書類の開示請求を求める動きが見られます。高齢者虐待防止法に沿って対応していることや事実確認の積み重ねを意識して細やかな記録を残すように各地域包括支援センターには日頃から伝えています。	令和2年2月より、地域包括支援センターが順次委託となっている。委託となった地域包括支援センターは高齢者虐待対応は初めて行うところがほとんどであるため、対応力に差が生じる可能性がある。基幹型地域包括支援センターがフォローし一緒に対応を行ったり、研修を実施し、対応力の統一、向上を行っていく必要がある。	・地域包括支援センターと連携して対応を行っているが、対応時危険を感じるような状況や対応が長期化することが多く市、包括とも負担が大きくなっている。
研修・相談支援	人事異動に伴う虐待に対する考え方の職員の差もあり、継続的な虐待対応する職員の研修も課題である。	高齢者虐待対応マニュアルは作成済みであるが、初期対応が個々で異なるなど統一した対応ができていない現状がある。地域包括支援センターへの研修や課内での協議等を強化して、統一した対応を行えるようにする必要がある。	本人または養護者への心理的アプローチや法的な対応について支援者の個々の技量に頼っている点が多いことが課題と考えている。研修は行っていくが、事例の蓄積や専門家への相談窓口の設置など考えていきたい。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】
(発見・通報・啓発、関係部署・機関連携に関する課題等(抜粋))

区分	具体例		
発見／通報困難／啓発	ケアマネジャー等が虐待通報することに躊躇するところがあり、報告のような相談のような曖昧な形で連絡を受け、連絡を受けた地域包括支援センター職員が虐待通報と捉えられないことが起きている。虐待対応については、早期発見、早期介入が重要と言われている中で、適切に相談・通報できる環境づくりと、適切に対応できる環境づくりに取り組んでいく必要があると感じている。	事案に至る前に、事前の兆候察知や情報把握をいかに行うか課題があり、関係者や関係機関との情報共有・連携・認識のギャップがある。地域の中で課題を早期に発見し、その情報が集約され介入支援に繋がるように、共通な認識のもとで行動連携がとれるネットワークの構築と強化。	地域ではまだまだ権利擁護についての認識が低いように感じる。今はケースとしてあがってはいるが、疑わしいケースが見受けられることもあり、人間関係の希薄化や介護負担の増加から今後もっと体制整備・強化が必要に感じる。もともと昔ながらの知人・友人や親類関係が多く、人間関係が密であるため、情報は入りやすいが、その反面不必要に情報が拡散されたり、拡散されることを恐れ隠蔽してしまうことが予想されるため、権利擁護に対しての地域での理解をさらに深めていく必要があると考える。
関係機関連携・ネットワーク	・介護事業所向けに毎年虐待研修を実施しているが、参加者が限られており、事業所によって高齢者虐待に対する意識や知識に差があることが例年の課題となっている。引き続き研修会や虐待ケース会議等で普及啓発に努めたい。 ・通報後、身体的虐待の疑いでは、事実確認で特に医療機関からの情報収集が重要となる事例が多い。必要時に情報連携等ができるよう、医療機関(特に精神科病院)との既存の連絡会等への参加し、日頃から顔の見える関係を作ることが必要と考えている。	●精神疾患や知的障害をもつこどもからの虐待の場合 関係各課・機関にも参加要請し評価会議等を行い、支援方法を模索するが、高齢者側は高齢者の人権、こども側は精神障害者や知的障害者の人権を最優先するため、折り合いがつかないことも多い。また虐待を受けている高齢者自身(認知症なし)がこどもとの分離を拒否することも多く、母子の場合は強い共依存関係にあることも少なくなく、命の危険性が100%ないとは言えないと感じながらも分離が難しいこともあり、対応の難しさを感じる。	ネットワークの構築が出来ていない。小さな町ゆえネットワークを構築しなくても対応できることが反対にネットワーク構築を遅らせてしまっている。また、地域住民への啓発が遅れてしまっていることで、虐待のある家庭を把握しながらもどのように関わって良いかわからず、通報などが遅れてしまう場合があることが課題。
行政機関内・間連携	虐待として認知し、他課と連携を図りながら支援することが難しいと感じる。担当課内で事例を共有する等、お互いの業務理解を図る必要があると感じた。(例えば、親族からの虐待で金銭面で困窮しているケースの場合、生活保護、成年後見制度、養護老人ホームの担当者へ相談をするが、円滑に支援が進まないことが多い。)	警察等関係機関からの急な保護要請について対応に限界あり。DV防止法等の広域な対応施設、女性センターに判断能力に疑いがある方、また、要介護高齢者が受け入れられるよう施設のあり方を再検討してほしい。	・主に養護者支援について所管課(特に障害分野)との連携が難しく、包括や高齢所管課が養護者支援を担わざるを得ない事例があること。 ・2号被保険者の虐待対応について、障害所管課との連携が難しく、認定・緊急性の判断・その後の対応等、包括や高齢所管課が担わざるを得ない事例があること。

実際の虐待対応における支援課題についても意見が寄せられている。特に、何らかの障害や引きこもり状態、生活困窮が疑われるものの、適当な支援制度のない養護者への支援の困難さを指摘する意見とともに、解決困難・長期化する事案、介入拒否・困難事例、分離保護に関する記載が多く寄せられている。

こうした課題については、関係機関とのネットワーク体制構築などの体制整備を進めることによって、担当者の負担軽減につなげていくことが考えられる。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】
(虐待対応における支援課題等(抜粋))

区分	具体例		
養護者支援(全般)	・養護者との長年の関係性の問題(DV、家庭内暴力や虐待関係の逆転)による虐待事例の対応に困難を感じている。介護保険サービス利用などの介入を行っても養護者と高齢者本人の関係性は改善が難しく、虐待を解消する方法が分離に限られてしまう。高齢期を迎えるまでの支援の重要性を感じている。 ・養護者の社会的ひきこもり等の問題を抱えているときに養護者の自立に向けた支援ができる機関へのつながりが難しい。	養護者が、疾病・障害・生活困窮・引きこもり等の様々な問題を抱え、社会的な支援を得ることが出来ず、孤立してしまう時、虐待につながりやすくなると思われる。そのため、医療・介護・福祉関係者が連携し、総合的に支援を行っていく必要がある。関係機関との連携・マンパワーの強化が課題だと思われる。	虐待ケースにおいて、「8050」問題を抱えた世帯が増えてきている印象があります。中には「805020」問題を抱えた世帯もあり、高齢化と閉じこもりの長期化、負の世代間連鎖がみられるようなケースが出てきています。世帯の問題全てを地域包括支援センターが抱え込むことはできないため、市・及び地域包括支援センターにおいては養護者支援に関する関係機関や社会資源について、幅広く知見を有しておくことが大切であると感じています。DVや障がい者虐待との線引きが明確でないため、各機関との平時からの連携も必要と感じています。
養護者支援(障害/経済)	養護者が障害を抱えたり、無職で生活困窮状態にあるなど、他領域の問題も複合している場合が多くなっており、他機関・他部署との連携が課題となっている。 また、養護者をどのように他機関につないでいくかという課題もある。虐待の解消には被虐待者の支援のみならず、養護者の自立についても考える必要があるが、高齢者担当部局として、どこまで関与すればよいか難しい部分もある。	・虐待をした養護者支援の手立てや支援できる社会資源が限られており、養護者側の虐待要因の解消が困難なケースが多い。手立てとしては、生活困窮者支援や障がい福祉サービス、医療機関との連携等であるが、それらの枠組みでは解決できない問題を抱えているケースが増加傾向にある。	養護者自身に課題(精神疾患、パーソナリティの問題等)があることが多くあるものの、養護者の自覚が無く、支援に繋がらないことが多い。また、養護者支援を行う場合においても、適切な支援方法が見つからない、支援が可能となる機関等の社会資源が乏しく、養護者が社会的孤立となる場合が生じてしまう。
解決困難・長期化	そもそも、課題として共依存関係にあることや、複雑な家族関係から考えたときに、分離や後見や日常自立支援事業、財産管理のみでは到底解決につながらないケースがほとんど。ほとんどのケースが有効な対応策がなく長期化している。(虐待認定をしたとしても介入が困難)	養護者である家族が精神疾患や知的障害、経済的困窮といった課題を抱えていることが多く、高齢者支援のみでは課題が解決しない。また、「8050問題」と言われているようにかつて養護者であった親が高齢となり、パワーバランスが逆転した際に潜在していた課題が表面化し、支援が難航することがある。	依然、「8050問題」が背景となる虐待問題が多くみられている。解消に向けて虐待者(養護者)への就労・社会復帰支援や、虐待解消後の生活維持のための支援(アフターフォロー)に苦慮している。また、養護者が精神障害を、養護者が認知症を持っている事例が多く、養護者・被虐待者双方に医療・福祉的な支援が必要となり、最終までに時間を要する場合がある。
介入拒否・介入困難	被虐待者が認知症の場合や養護者に関りを拒否された場合等、事実確認が困難である事例や対応が長期化する事例がみられる。初動対応やモニタリング不十分であった可能性もある。	虐待の疑いで分離保護が必要と思われる事例で、被虐待者が虐待の事実を認めず、保護を強く拒否するため、対応に苦慮することがあります。	在宅での介護負担が増大し虐待や不適切な介護に至っていても、負担軽減のためのサービス供給が十分でないまたはサービス利用の拒否がある場合の対応が困難。

区分	具体例		
分離保護	高齢者と養護者を分離しようとする時、契約にしても、老人福祉法上のやむを得ない事由による措置にしても、関係機関の協力は得られているが、施設の都合上、入所に時間を要したり、行政がリードしての入所であっても、個人負担が生じる。個人負担が軽くなるような行政措置ができれば、もっと分離がスムーズになると思います。市の独自の予算獲得もあるが、どの市町村も共有の課題だと思うので、国・県が補助を出して財源の後押しをしてくださると予算の獲得がしやすい。	被虐待者と養護者を一度は分離した場合でも、本人たちの強い希望により、一緒に生活することになってしまう場合があり、虐待が繰り返しまわれ、その都度対応に追われる。また、被虐待者の疾病、性格等により、入院時の保証人、死後事務のことを考慮すると、支援が難しい場合もある。	養護者による経済虐待やネグレクト状態が明らかな状況で、市が介入し本人を一時保護し、措置入所及び市長申立て後見審判請求等行うが、養護者からは市の強行的な対応と、不服申し立てやその後、市へ損害賠償請求と地方裁判所に訴えを起こされ、裁判期間が続いている。
居室の確保(保護先の確保)	身元保証等による支援がない場合、受け入れ施設等が見つからず、一時保護期間が長期化してきている。	老人福祉法の規定による措置の実施が必要となった場合、財政的に厳しいことから別の方法を考えなければならないこと。	インスリン(その他医療依存度高)が必要なケースの分離先調整に非常に苦労する。市内はおろか県内に幅を広げても受け入れ先が決まらず、他県の施設を利用する場合がある。また医療を受けさせる権限はないため、やっとの思いで受け入れ先の調整ができて、養護者や家族が拒否する場合ただひたすら説得するしか方法がない。
負担感・多忙	高齢化の進行に伴って、虐待に関わず相談件数は年々増加している。事実確認など迅速な対応を取らなければならないが、同時期に複数の対応が迫られることもあり、専門職だけでは対応が難しくなっている。事務職との連携など体制整備が必要であると感じる。	厚生労働省の通知による虐待早期介入を実施するため、平成29年度から地域包括支援センターに、虐待疑いを含めて全件通報するよう依頼した。それにより地域包括支援センターが介入するケース数(対象年度内のみ)が、平成28年度248件→平成29年度326件→平成30年度318件→令和元年度340件と、高止まりしている。それによって、老人福祉法の措置費の増加、区長申立件数の増加、虐待担当課の業務量の増加、委託先の地域包括支援センターの業務量の増加などが課題としてあがっている。	虐待対応では長期的、積極的な関与が必要になることが多いが、直営包括で他業務と兼務しながらの対応になるため、マンパワー不足。帳票作成に係る事務負担もあり、十分に活用できていない。

図表 2-V-5-2 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養介護施設従事者等による高齢者虐待関連】

区分	具体的な回答内容
対応体制	施設虐待の場合、施設への監査・指導・財務確認など関わりから、利用者の個別対応（医療機関受診・別施設避難）まで、広い範囲を同時に行わなければならないが、市側で人員も専門知識も足りていない状況がある。 養護者虐待の場合は、地域包括・ケアマネ・保健所などの他支援機関と連携でき、専門知識も仰ぐことが出来る。また市職員に対する専門的研修が年間を通して開催されている。同様に施設虐待についても、他所管連携での人員増、人員育成、専門家との連携が必要だと考えている。
	住宅型有料老人ホームの虐待対応については、指定権限のある都道府県が主体的に対応し、施設の所在自治体が同行するという形が望ましい。権限のある都道府県が一義的に立ち入り調査する体制とすべきである。
	新規の入所施設がここ数年の間に多数開設しており、全ての事業所の実情を把握することが困難な状況です。現在、人口13,500人あまりの町に20を超える施設が開設しており、虐待予防支援を行うためのマンパワーが不足しています。
	施設虐待の対応は、現在は所在市となっているが、①所管法が県にあることが多いこと、②住所地特例施設などの場合、被保険者でないため、情報を持っていないことなどから、所在市でなく、責任主体（所管法で区分する）や県が実施責任を負うなどの改善が必要
	地方公共団体（区市町村）が本法に基づいて実施できる権限の強化（養介護従事者等による虐待事案における当該施設への立入調査対象の拡大等）を、市町村がその責務を持って適切な対応が可能となるよう、本法改正も含めて検討してほしい。また、サ高住等施設形態（居宅・訪問事業所が他自治体等）によっては、市町村をまたぐ連携や、都道府県との連携が必要となる事例が増えてきており、事実確認調査から改善指導に至る広域連携（権限分散による弊害）のあり方を見直してほしい。
	特に養介護施設従事者虐待に関して、施設の規模が大規模になればなるほど、聞き取り等の調査に多大な労力を要することが少なくなく担当部署の負担が大きい。
対応方法	養護者施設従事者による虐待対応において、虐待者が特定されない場合や本人からの事実確認ができないことが多く、虐待の判断場面で苦慮している。担当職員のスキル向上の課題がある
	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報を受理した際に対応できる職員に限られているため、対応可能な職員数を増やす必要がある。
	養介護施設従事者による虐待について、施設従事者からの事実確認において、各職員の発言に相違があるなどのことから虐待判断が難しいことがある。
	コロナ禍の中、訪問日時を設定しない施設虐待の訪問調査について、どのレベルで、訪問調査を実施するか判断基準が、今後の課題になると思われる。
発見・通報	施設虐待の通報内容に主観的・不確実な情報が多く対応に苦慮している。
	養介護施設従事者による虐待についての相談や通報が全くないことは、広報の不足を感じている。小規模の島しょ自治体のため介護職従事者同士の顔が知れていたり、施設長・管理者等の距離も近いため、通報等に至らないのかと考えている。
改善指導	養介護施設従事者等による虐待について、国のマニュアルを見ながら対応しているが、判断に不安を抱えながらの対応である事、施設により、受け止め方が異なることから、改善指導の難しさを感じている。
	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関し、改善計画等に関する研修が必要
施設等への研修・啓発	施設従事者の中で虐待防止法や人権擁護に係ることについて理解が出来ていないものが多く課題。また施設の人員が少なく余裕がないことから、施設従事者のストレス等により虐待に繋がることもあり、職場環境の改善も課題となる。
	養介護施設に対して、虐待通報に関する現地調査を行う際に、管理者等に虐待防止に関する考え方や取り組みなどを伺うことがあるが、まだまだ施設毎に虐待予防に関する意識や対応のレベルには大きな開きがあるように感じる。有効的、有益な研修内容や方法、講師も含め、ありましたらお教えいただきたい。
	養介護施設で取り組まれている施設従事者における虐待防止についての対策状況を把握するとともに取組促進のための支援や、養介護施設が抱え込んでしまわないように、施設従事者から相談・報告しやすいネットワーク構築と連携の必要性がある。
	従事者へ向けて毎年研修を実施しているが、施設により高齢者虐待予防に関する意識や対応レベルに大きな差があると感じている。
	養介護施設従事者等へは日頃のケアで支援困難に出会った際に組織で考える手段として、令和元年度に自施設で事例検討会の場をもってもらえるよう”事例検討の進め方”についての研修会を行った。

[考察]

令和元年度の市町村による高齢者虐待防止対応のための体制整備に関し、実施率が高いものとしては、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が88.4%であった。体制整備状況について「未実施」と回答した市町村には虐待事案がなかった可能性がある。

また、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の周知」については、実施率が85.7%と前年より高くなっている。この項目は虐待事案の有り無しに関わらず必要な内容であり、早期に全市町村で取り組むことが求められる。

体制整備の実施率が低いものとしては、「地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備」が40.8%、「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」が48.1%となっている。これらは、前年にはない項目であるが、現在、市町村が積極的に取り組むべき内容であり、都道府県による技術的支援等を受けて、主体的に取り組んでいくことが求められる。

一方、民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組(76.3%)は他のネットワーク構築状況よりも高い現状にある。このネットワークを活用して、地域から市町村に寄せられる相談が低迷している状況を再検証し、相談・通報に結びつけるためのより一層の啓発活動が求められる。

高齢者虐待の対応では、発生要因を分析しなければ適切な対応と再発防止はできないことから、市町村における発生要因を分析することが求められている。このことは、介護保険サービスを受けている被虐待者の割合が80.6%を占め、介護保険サービスを利用していても高齢者虐待が発生しており、介護保険サービスのみでは解決できないため、市町村による未然防止のための体制整備が求められる。特に、虐待者が「息子」「孫」「複数虐待者」の場合は、「経済的困窮（経済的問題）」が上位に位置しており、子の未就労や引きこもり、8050問題など高齢者の年金に頼らざるを得ない生活状況や貧困等があるものと推察される。被虐待者への対応とともに養護者支援の観点から生活保護制度や生活困窮者支援法による就労支援センターとの連携や対応が求められる。

また、高齢者虐待対応職員のスキル向上を望む意見や、住宅型有料老人ホームの虐待対応は指定権限のある都道府県が主体的に対応すべきという意見など、市町村にとって都道府県からの専門的支援の必要性があるとの声があがっており、市町村と都道府県の更なる連携強化が必要である。

VI. 調査結果：都道府県の状況

1. 都道府県における取組状況と市町村に対する評価

(1) 都道府県における取組状況

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度の状況を調査した。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は43都道府県（91.5%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は35都道府県（74.5%）で実施済みであるが、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み7都道府県）を実施している都道府県は限られていた。また、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み13都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）」（実施済み14都道府県）、「市町村への支援（ネットワーク構築等支援）」（実施済み15都道府県）などを実施している都道府県も限られていた。

図表 2-VI-1-1 都道府県における取り組み

（上：都道府県数、下：割合（%））

		実施済	未実施	H30実施済
高齢者権利擁護等推進事業関連	介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）	13 27.7%	34 72.3%	14 29.8%
	介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修）	28 59.6%	19 40.4%	27 57.4%
	介護施設・サービス事業所への支援（看護職員研修）	26 55.3%	21 44.7%	25 53.2%
	市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）	35 74.5%	12 25.5%	36 76.6%
	市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）	43 91.5%	4 8.5%	44 93.6%
	市町村への支援（ネットワーク構築等支援）	15 31.9%	32 68.1%	28 59.6%
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）	15 31.9%	32 68.1%	13 27.7%
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）	14 29.8%	33 70.2%	19 40.4%
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）	7 14.9%	40 85.1%	
上記補助事業以外の独自の取り組み	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	41 87.2%	6 12.8%	39 83.0%
	市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	31 66.0%	16 34.0%	(28) (59.6%)
	その他	14 29.8%	33 70.2%	

（注）平成30年度は「ネットワーク構築等支援」及び「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は同じメニューとして集計。

図表 2-VI-1-2 都道府県における取組実施数の分布（12 項目中）

実施項目数	都道府県数	割合	累積
1項目	0	0.0%	0.0%
2項目	1	2.1%	2.1%
3項目	3	6.4%	8.5%
4項目	7	14.9%	23.4%
5項目	11	23.4%	46.8%
6項目	6	12.8%	59.6%
7項目	8	17.0%	76.6%
8項目	7	14.9%	91.5%
9項目	2	4.3%	95.7%
10項目	2	4.3%	100.0%
11項目	0	0.0%	100.0%
12項目	0	0.0%	100.0%
合計	47	100.0%	

図表 2-VI-1-3 都道府県におけるその他の取組

高齢者虐待の実態把握の一環として、厚生労働省の調査と同時に、県独自に調査項目を追加し、県独自調査を実施することにより、高齢者虐待の詳細を把握している。
・市町村等職員向け高齢者虐待防止実務者研修（基礎研修・管理職研修・現任者研修） ・養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修（管理者・現場リーダー） ・介護事業者等への集団指導の場での啓発 ・介護支援専門員研修における高齢者虐待予防に関する講義 ・市町村へ的高齢者虐待対応専門職チーム派遣の実施 ・高齢者虐待防止対応アドバイザー会議の開催 ・DV支援者研修における高齢者虐待予防に関する講義 ・市民後見人講座における高齢者虐待予防に関する講義 ・警察学校（人身安全対策専科教養）における高齢者虐待の現状等に関する講義 ・養介護従事者の高齢者虐待防止に向けたリーフレットの作成
令和元年10月に、養介護施設従事者等による高齢者虐待が発生した場合の県の初動対応マニュアルを作成し、県に対し通報や市町村から支援依頼があった場合に取り急ぐ対応のマニュアル化を行った。 本マニュアルについては、各市町村及び各市町村地域包括支援センターに情報提供を行い、高齢者の安全確保と施設への改善指導、また必要に応じた法的権限の行使などがより一層迅速・的確に行えるよう努めています。
・県条例で、介護保険施設等に配置を義務づけている人権擁護推進員を対象とした研修を実施 ・介護保険事業者等を対象とする集団指導及び研修において、高齢者虐待防止について説明
高齢者虐待防止研修会の開催（高齢者福祉施設の管理者等を対象にグループワーク形式で実施し、94名参加）
パネル展示やFMラジオを活用した県民への普及啓発
・権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口の設置（県社会福祉協議会と連携し、「権利擁護センター」を設置） ・成年後見制度利用促進協議会の設置 （市町村における地域連携ネットワークの中核機関の整備や、弁護士等専門職団体との連携強化などを図るための市町村支援を行う）
・人権フェスタにて啓発パネルの掲示、啓発リーフレットの配布により相談窓口の周知等を行った。 ・県に直接、養護者より相談があった際は、市町と連携しながら対応している。
・高齢者・障害者権利擁護専門家チームの市町村への派遣 ・成年後見セミナー
高齢者虐待防止研修（基金事業） ・地域包括支援センター等初任者向け研修 ・市町職員等現任者向け研修 ・養介護施設従事者等初任者向け研修 ・養介護施設従事者等リーダー向け研修
高齢者権利擁護（市町村担当者向け）基礎研修 高齢者権利擁護（市町村担当者向け）事例検討会 有料老人ホーム施設長及び従事者向け高齢者権利擁護研修 市町村職員等高齢者権利擁護対応力向上研修
・高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携等を図るため、関係機関や団体により構成される宮崎県高齢者虐待防止連絡会議を年1回実施している。

（２）都道府県による市町村の取組状況に対する評価

「法に基づく対応状況調査」では、各都道府県に対し、管内市町村の取組について概況を評価するよう求めている（記述回答）。この回答内容について、市町村の取組状況 17 項目に対応させ、肯定的または否定的な評価について件数を整理した。

この結果をみると、「高齢者虐待の対応窓口の住民への周知」や「虐待を行った養護者に対する相談、指導・助言」、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」、「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるよう体制強化」、「早期発見・見守りネットワークの構築」に関して肯定的な評価が挙げられていたが、「関係機関介入支援ネットワーク」や「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築の取組、「地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備」等に関しては、課題と認識している評価が多い。

図表 2-VI-1-4 「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」（都道府県記述回答）における評価

	肯定的評価		否定的評価	
	件数	割合	件数	割合
1. 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	22	46.8%	1	2.1%
2. 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	6	12.8%	4	8.5%
3. 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	6	12.8%	6	12.8%
4. 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	7	14.9%	0	0.0%
5. 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	21	44.7%	0	0.0%
6. セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	16	34.0%	1	2.1%
7. 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	13	27.7%	1	2.1%
8. 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	0	0.0%	11	23.4%
9. 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	2	4.3%	3	6.4%
10. 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係、機関との調整	5	10.6%	1	2.1%
11. 生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	5	10.6%	1	2.1%
12. 保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	2	4.3%	6	12.8%
13. 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	16	34.0%	6	12.8%
14. 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	21.3%	19	40.4%
15. 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	7	14.9%	21	44.7%
16. 居宅介護サービス事業者に法について周知（調査対象年度中）	3	6.4%	3	6.4%
17. 介護保険施設に法について周知（調査対象年度中）	3	6.4%	4	8.5%

2. 都道府県における取組状況と市町村の取組・対応状況

(1) 都道府県の取組状況と市町村の取組状況・対応件数（養護者による高齢者虐待）

都道府県の取組状況について、主に養護者による高齢者虐待対応に関わる9項目（問4～問12）について取組実施数の分布を確認した（図表2-VI-2-1）。その結果から、「1～3項目」「4～5項目」「6～7項目」に都道府県を3分した（8項目以上実施している都道府県はなし）。

この3区分ごとに市町村を分け、市町村ごとに算出した取組実施数、養護者による高齢者虐待の「高齢者人口10万人あたり」相談・通報件数、「高齢者人口10万人あたり」虐待判断件数の平均値を比較した（図表2-VI-2-2）。この結果をみると、都道府県の取組実施数が「1～3項目」又は「4～5項目」の市町村では、都道府県の取組実施数が「6～7項目」の市町村に比べて相談通報件数、虐待判断件数が低くなっていた。

図表2-VI-2-1 都道府県における取組実施数の分布（養護者による高齢者虐待対応に関わる9項目中）

実施項目数	都道府県数	割合	累積
1項目	0	0.0%	0.0%
2項目	4	8.5%	8.5%
3項目	9	19.1%	27.7%
4項目	9	19.1%	46.8%
5項目	13	27.7%	74.5%
6項目	7	14.9%	89.4%
7項目	5	10.6%	100.0%
8項目	0	0.0%	100.0%
9項目	0	0.0%	100.0%
合計	47	100.0%	

図表2-VI-2-2 都道府県における取組実施数と市町村の取組・対応状況

		取組み 実施数	相談・通報件数 (高齢者10万人 あたり)	虐待判断件数 (高齢者10万人 あたり)
都道府県の 取組状況に よる市町村 の区分	1～3項目 (n=406)	11.3	72.5	34.3
	4～5項目 (n=904)	11.2	74.4	38.4
	6～7項目 (n=431)	12.1	90.2	45.2
	合計 (n=1,741)	11.5	77.9	39.1

[考察]

令和元年度の都道府県による高齢者虐待防止対応のための体制整備については、市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）を実施している都道府県が 43 自治体（実施率 91.5%）や管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）を実施している都道府県が 41 自治体（実施率 87.2%）など実施率の高い取り組みもあるが、高齢者虐待防止対応の重要性に鑑み、早期に全ての都道府県が取り組むことが求められる。

また、「市町村支援（ネットワーク構築等支援）」を実施している都道府県が 15 自治体であり、全体の 3 割という現状にある。一方、都道府県による市町村の高齢者虐待防止対応のための取組状況に対する評価としては「介護保険サービス事業者等からなる保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築の取組」や「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」など市町村の専門機関等のネットワーク構築を課題として指摘している都道府県の割合が高い。

そのため、都道府県においては、管内の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職能団体などと十分連携を図り、ネットワーク構築に課題のある市町村への早期の技術的支援を行うことが必要である。